

第20回

性被害

全国シェルター シンポジウム 2017 in 東京

虐待

差別

2017年 9月30日(土) 10月1日(日)

文京シビックホール 大ホール

文京シビックセンター区民会議室

文京区区民センター会議室 文京区男女平等センター

NO MORE VIOLENCE

貧困

DV

主催

NPO法人全国女性シェルターネット

第20回 全国シェルターシンポジウム2017 in 東京 実行委員会

第 20 回全国シェルターシンポジウム 2017in東京

報告集

目次

はじめに	2p
大会日程	3p
開会セレモニー	4p
基調講演	9p
シンポジウム	25p
議員フォーラム	42p
分科会一覧	64p
分科会	66p
プレ企画報告	135p
大会アピール	138p
シンポの変遷	139p
広告	140p
賛同後援一覧	141p

主催者挨拶

はじめに

「ノーモアバイオレンス」をテーマに掲げた「第20回全国シェルターシンポジウム2017in 東京」は、2017年9月30日および10月1日に東京都文京区で開催され、成功裏に終了した。参加者は、2日間で延べ2300名を数えた。

今回の全国シンポは第20回という節目の大会であり、1998年の第1回からの20年の歴史を振り返って、その成果と課題を確認するとともに、今後に向けての新たな第一歩をしるすものとして位置づけられる。

また、今回は、次代を切り拓くために運営スタイルを一新し、全国女性シェルターネットと外部も含めて構成される実行委員会との共催とし、大会にはだれでも参加できる「オープン参加方式」に変更した。

「ノーモア暴力」が社会の普遍的な課題となるためには、暴力反対運動のすそ野をできるだけ広げて仲間をふやし、社会的発言力を強めなければならない。HP および Facebook の開設やネットによる申込みなど工夫を凝らした結果、全国シンポに初めて参加した人は半数を超えた。さらに、分科会運営にも多方面の団体に企画運営の協力をお願いした。分科会では、従来取り組んでこなかったテーマが取り上げられ、多様かつ構造的な視点から暴力の問題に迫る可能性が開けたと思う。

今回のシンポで参加者の心をつかんだのは、オルガ・トゥルヒーヨさんの基調講演「乗り越える力ー当事者からみた暴力の影響とトラウマ」であった。優しいお人柄がにじみ出るような語り口でありながら、圧倒的な迫力で心に響くオルガさんのお話は、参加者にとって限らない励ましとなった。

例年、分科会の一つであった議員フォーラムは、今回は全体会として開催した。丁度、臨時国会での冒頭解散のわずか2日後、しかも野党の混乱状態のさなかという厳しい状況であっただけに、与野党の女性議員との対話の意味は重い。

全体として参加者の満足度は高かったものの、盛りだくさんの企画で時間不足であったことは否めない。今後は、参加者がもっと語ることができる場を設けたほうがよいだろう。

最後に、多大なご協力をいただいた文京区やパネリスト、国会議員のみなさま、そして100人を超える若い世代を中心としたボランティアの方がたに、心からお礼申し上げます。

これからのみなさまの活動や業務に少しでもお役に立つことを願って、本報告書をお届けいたします。報告書作成にご尽力いただいた方がたに感謝いたします。

2018年3月

第20回全国シェルターシンポジウム2017in 東京

実行委員会委員長 戒能 民江



大会日程

9月30日(土) (会場 文京シビックホール 大ホール)	
11:00 ~	受付
12:00 ~ 12:40	開会セレモニー
12:40 ~ 15:30	基調講演「乗り越える力：当事者からみた暴力の影響とトラウマ」 Examining the Power of Resilience : An Inside Out Look at the Aftermath of Violence and Trauma 講師：オルガ・トゥルヒーヨさん（米国弁護士、コンサルタント）
15:45 ~ 17:15	シンポジウム 「ノーモア暴力：私たちにできること」 進行：戒能民江（お茶の水女子大学名誉教授） 登壇者：山本潤さん（一般社団法人 Spring 代表理事・SANE） 加藤治子さん（産婦人科医、性暴力救援センター・大阪 SACHICO 代表） 松本周子さん（全国婦人相談員連絡協議会会長） 打越さく良さん（弁護士）
18:30 ~ 20:30	交流会（会場：アルカディア市ヶ谷 私学会館）

10月1日(日)	
9:30	開場 受付
10:00 ~ 11:30	議員フォーラム（会場：文京シビックホール 大ホール）
13:00 ~ 14:30	分科会 A
15:00 ~ 16:30	分科会 B
17:00 ~ 17:30	閉会セレモニー（会場：文京シビックホール 大ホール）

開会セレモニー

※開会セレモニー、基調講演、シンポジウム、議員フォーラムの記録については、録音した音声をもとに一部再構成しております。

司会：NPO 法人全国女性シェルターネット事務局長 ^{さとうかおり} 佐藤香
手話通訳：^{とうきよう} Tokyo Deaf ^{で ふ えるじーびーていー} L G B T ^{ぼん ど} -bond-
文字通訳：^{ゆびきたす} パソコン文字通訳者会 ubiquitous

第20回全国シェルターシンポジウム in 東京

実行委員会委員長 ^{かいのうたみえ} 戒能民江

みなさんこんにちは。主催者を代表して一言ご挨拶します。全国からこんなにたくさんお出でいただきました。ご来賓の皆さまにはお忙しい中駆けつけていただき、本当にありがとうございます。とりわけ開催地の文京区には、ひとかたならぬお世話になりました。ありがとうございます。

さて、1998年の第1回札幌大会以来、全国シェルターシンポジウムは20年の歴史を積み重ねてきました。今回で20回目を迎えました。第1回は、「広がれ、シェルタームーブメント」というテーマでした。私は、これは当事者とともに歩む新しい女性運動のはじまりだと考えています。この20年間は、様々な困難を乗り越えて、女性の歴史を刻んできた20年間だったのではないかと思います。2001年にはDV防止法制定、2007年の第10回大会では、視野を性暴力へと広げ、暴力根絶運動も新しい局面に入ったと思います。そして今年2017年は、ご存じのように6月に110年ぶりに刑法の性犯罪規定が大幅に改正されました。そこでは、被害当事者の力が、最後に本当に国会を動かしたと感じました。しかし、依然として毎日のように報道されていますが、日本はまだ暴力的な社会であることに変わりありません。被害者批難は根強く残っていますし、暴力根絶の声はしばしばかき消されてしまいそうになります。暴力の背後にある貧困、格差、社会的排除、孤立…そういう構図は変わらないどころか、ますます明らかになっているのではないかと痛感しています。なぜ核心を突いた法律や制度が日本では作られないのか。なぜ、被害から回復し、生活を立て直すための必要な社会資源が整備されていないのか。なぜ、多くの女性や子ども、性的・社会的マイノリティーの方々が、暴力で命を奪われなければならないのか。これは何か別の世界の物語ではなく、みんなの問題なんだよともっとも多くの人々に伝えて広げていかなければならないと考えております。

今回のシンポジウムでは、このように主催者代表で私がお挨拶させていただいておりますが、市民に開かれたシンポジウムとして開催されたことに意義があると思います。どうぞ2日間交流を深め、熱い思いを共に語り合い、一見高くて超えられそうもないように見えるハードルをひょいと軽く飛び越えるパワーを培っていきたいと思います。厳しさが増すような時代を迎えているという思いがします。こういう時代だからこそ、声を上げ続け、運動を続けていくべきだと思います。2日間、よろしくお願いします。ありがとうございました。

東京都生活文化局男女平等参画担当部長 よしむらさちこ
吉村幸子 様

東京都生活文化局男女平等参画担当部長の吉村です。本日は知事が参加できませんでしたので、代読します。

「第 20 回全国シェルターシンポジウム 2017 in 東京」が開催されますことを心よりお慶び申し上げます。また、全国からお越しいただきました皆様を心から歓迎いたします。

本日御出席の皆様には、日頃から、配偶者暴力被害者への支援など様々な分野で御活躍・御尽力をいただき、感謝申し上げるとともに、深く敬意を表します。

私は、この東京で、都民の生活や命がしっかりと守られる、安全・安心・元気な「セーフ シティ」、そして、年齢や性別にかかわらず、誰もがいきいきと活躍できる「ダイバーシティ」の実現を目指しています。

皆様が日々防止・根絶に取り組んでおられる配偶者暴力や性暴力等の暴力は、決して許されるものではなく、私が目指す「誰もが安心して暮らし、希望と活力を持てる東京」の実現を妨げるものであります。

配偶者暴力防止法が制定されてから 16 年が経過し、その間、都内では、東京都はもとより、区市町村においても配偶者暴力相談支援センター等の専門相談窓口の整備など、被害者やそのお子さんを対象とした様々な取組が、関係機関の連携により実施されてきました。また、性暴力やストーカー行為の被害者への支援、性・暴力表現への対応等も進められています。

本年 3 月に改定した「東京都配偶者暴力対策基本計画」では、配偶者暴力に加え、こうした課題への対策にも視野を広げ、併せて取り組むことで、より実効性を高めていくこととしています。暴力のない社会の実現を目指し、民間団体の皆様とも一層の連携を図りながら、計画を推進してまいります。

今回、第 20 回という節目を迎えたこのシンポジウムを契機として、あらゆる暴力の根絶と被害に遭われた方への支援に向けて、皆様方の活動やネットワークが更に力強いものとなっていきますことを大いに期待しております。終わりに、シンポジウムの御成功と、皆様の今後の御活躍を祈念し、私からのメッセージといたします。

代読させていただきました。ありがとうございました。

文京区長 なりさわひろのぶ
成澤廣修 様

開催自治体の文京区長です。全国から多くの皆さんをお迎えでき、ありがとうございました。今日は、ミキさんの話をします。明治初年頃、文京区に生を受けたミキさん。お父さんが当時ケガをして、ミキさんが遊郭に身を染める事になりました。当時の女性は一家の大黒柱がいなくなるとそういう選択肢を迫られたのだと思います。この現在でも女性が貧困のゆえに追い込まれることがあります。そしてミキさんは、生命の危機を迎え、当時の医師から梅毒と言われ、特殊解剖としての献体を決意します。ミキさんは、自らのからだを医学の振興のために捧げます。日本初の献体の方です。文京区にはそのミキさんのお墓がありますので、もしお時間がありましたら行っていただきたいと思います。

今で言うお茶の水女子大学が 140 年前に生まれました。跡見学園女子大学という学校もあります。そこで学んだひとたちが、女性の活躍の志をたて、文京区の地で、平塚雷鳥中心に青鞥が活躍します。女性のエンパワメントの動きが広がりました。

ホールの入り口ではなく、後楽園方面出口で空を見上げると、文京旗ともう一つは、国連旗が掲げられています。

私たちは、様々な取り組みをしています。例えば、国連の女性への暴力撤廃。日本では女性の暴力撤廃の色はパープルですが、国連ではテーマカラーはオレンジです。オレンジで彩った警察などと協力して、取り組みを進めています。

この2日間、皆さんたちは新たな気付きをされると思います。ミキさんは献体という活動で歴史に一步を踏み出しました。多くの女性の権利を得るために、この地で運動する方々がいます。今日の参加者の中にはお子さんをお持ちの方もいらっしゃると思います。子どもが初めて歩いたことを覚えている方も多いかと思います。だからそこは最初の一步が大切です。今回の気付きをもって、皆さんが新たな一步を踏み出すことを期待します。

内閣府男女共同参画局推進課暴力対策推進室室長 ^{すぎたかずあき} 杉田和暁 様

みなさまこんにちは。内閣府の杉田です。東京都文京区において、全国シェルターシンポジウムが、盛大に開催されることをお祝いします。20回目と積み重ねた歴史の流れをひしひしと感じております。今日お集まりの方、民間の方が多いと思います。日頃から女性に対する暴力被害者の支援のため、精力的に取り組んでいられると思います。改めて、常日頃からの努力に深く敬意を表したいと思っております。

女性に対する暴力は、重大な人権侵害であり、根絶せねばなりません。今年6月に政府で決定した女性活躍のための重点方針2017というのが決定しました。そこにおいては若年層を対象とした性暴力の根絶、配偶者からの暴力被害を防ぐ支援、そういった幅広い取り組みを総合的に推進していこうと書かれています。内閣府としても全て早期にはかるため、安定した働きを維持するために交付金を設置しました。最近クローズアップされていますが、新たな課題、若年層を対象とした性的な暴力の根絶をはかり、相談支援の在り方の検討、広報研修の充実に取り組みたいと考えています。

今年の秋も例年通り女性に対する暴力の根絶運動を実施します。11月12日から25日まで、全国各地、街頭キャンペーンなどを実施いたします。一人でも多くの方に考えていただき、被害を受けた方々に一人で苦しまず、まず相談をと訴えていきたいと思っております。AV・JK問題のように、女性の問題がいろいろと広がっています。刑法の改正もおこなわれており、国・地方の取り組みでも万全な対策はとれないので、民間の方も一緒に力になって取り組みを進めたいと思っております。今日、明日の2日間で皆さま志を同じくして、ともに学び語り合い、思いをぶつけあうことを通して、実りあるシンポジウムになることを祈りつつ、私の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課母子家庭等自立支援室室長 ^{わたらいてっけん} 度会哲賢 様

皆さま、こんにちは。厚生労働省子ども家庭局の度会です。本日「全国シェルターシンポジウム」の開催、お喜び申し上げます。全国各地からいらしている皆様、NPO法人の皆様や実行委員会の皆様におかれては、配偶者暴力被害者の立場に立ち支援をおこなっていただいていることに深く感謝を申し上げます。

さて、厚労省では、婦人保護事業の実施により、様々な困難をかかえた女性に対する支援を行っておりますが、全国の婦人相談所および相談室には様々な相談者が来られます。相談件数は年々増加傾向にあります。被害者への支援がいつそう求められています。各都道府県の相談所から、配偶者暴力等被害者の一時保護委託をうける関係機関の、被害者や同伴する子どもに寄り添い熱心に取り組んでいる方々に、この場をお借りして感謝申し

上げます。女性に対する暴力の若年の被害者への支援も求められます。平成 30 年の概算要求では、民間団体と公的機関が連携して、若年女性を対象とするアウトリーチの相談支援や居場所の確保をするモデル事業の検討をしています。また、婦人保護事業では、昨年 60 年を迎えましたが、社会の変化に見合った婦人保護事業の在り方をさぐるため、支援内容について、実態把握に取り組むこととしています。

厚生労働省としては今後とも配偶者暴力にあわれた女性の支援の充実に努めてまいりたい。そのために民間支援団体と公的機関の密接な連携・対応が必要であると考えています。今後も婦人保護事業に変わらぬご支援をお願いします。結びとなりましたが、本シンポジウムの成功と皆さまのますますのご健勝とご活躍を期待して私の挨拶いたします。ありがとうございました。

外務省領事局ハーグ条約室室長 ^{ずししゅうじ} 図師執二 様

只今ご紹介いただきました、ハーグ条約室室長です。「全国シェルターシンポジウム 2017in 東京」が盛大に開催されることを心よりお祝い申し上げます。本シンポジウム開催にご尽力された実行委員会の皆さま NPO 法人全国女性シェルターネットの皆様ありがとうございます。

ハーグ条約にはなじみのない方もいらっしゃると思います。これは、国境を超えた子どもの連れ去りにむけたもの、別々の国に住む親子の面会の確保などを定めたものです。日本では 2014 年 4 月に発効しております。この条約の実施にともなって、日本では外務大臣が中央当局となっております。ハーグ条約の実際の事務にあたっています。事務室にはこれまで 250 件の援助申請がありました。DV が原因で今まで住んでいた国を離れることを選択した親御さんもいます。また DV をおこなった相手側に子どもを連れ去られた場合もございました。そういった被害者の方々にすこしでも寄り添えるよう、ハーグ条約室にドメスティックバイオレンス被害の専門家の体制を整えてきました。しかしそれだけでは難しい状況で、皆さんとの連携は不可欠と考えています。実際に DV 被害者の方に携わっていただく場合もありました。これまでのご支援に心から感謝するとともに、今後も引き続き日本におけるハーグ条約の実施にご理解、ご協力をお願いします。DV 被害者支援については、外務省でもおこなっています。現在はアメリカとカナダ、計 8 つの団体と委嘱契約をしており、海外では日本語でも対応できる支援があります。海外、特に北米地域でお困りの方から相談があれば紹介したいと思います。広報活動も積極的に行っています。支援団体から依頼があれば、ハーグ条約と DV 被害者支援から、出張講演会も実施しています。ご要望があればご連絡ください。

最後になりましたが、全国からお見えの支援団体の皆さん、全国女性シェルターネットの皆さまのご活躍を心からお祈りし、私からの挨拶とします。ありがとうございました。

文部科学省男女共同学習課長 ^{なかのりみ} 中野理美 様

(司会・佐藤香による代読)

「全国シェルターシンポジウム 2017in 東京」が東京において、多くの参加を得て開催されることを意義深いことと存じます。皆さまには日頃から DV、性暴力等の被害防止、被害に遭われた方の支援活動を全国各地で行われていることに深く敬意を表します。

女性への暴力の禁止については、第 4 次基本計画を踏まえ、女性に対する暴力の根絶のための基盤作りや対策等の推進に取り組んでいますが、今年度は特に JK ビジネス、アダルトビデオなど若年層に対する対策を強化

すると共に、各国公私立学校に対して対策を促しています。女性にたいする暴力や貧困など、複雑、多様化する女性の悩みの相談事業の質の向上を図るためにシンポジウムを行っています。文部科学省としても女性への暴力に対して、様々な支援をし、男女共同参画社会の実現を図っていきます。本日のシンポジウムで情報を共有し、被害者の支援にご尽力いただけるようお願いします。

皆さまのご発展を祈念し、挨拶とします。

平成 29 年 9 月 30 日、文部科学省、男女共同学習課長中野 理美

NPO 法人全国女性シェルターネット共同代表 きたなちさと 北仲千里

こんにちは。今回のシンポジウムは文京区をはじめ、実行委員会、今日は100人を越えるボランティアの力を得て、1,000人規模の参加者で盛大に行われる予定です。

これまでシェルターシンポジウムは、現場でDVや性暴力の被害者支援をしている人たちが一同に集まり、経験や問題を交流する性質のもので、安全を守るために、非公開・クローズド・完全申込制で、あまりインターネットにも出さないやり方をしてきました。たしかに、ドメスティックバイオレンスや性暴力を、どうしたらなくし、より良い被害者支援ができるか。それには、法改正、システム改善、専門家の養成は非常に大事です。ただ、それだけでは足りません。日本の社会全体が「こういう問題はだめにきまっている」と感じ、大多数の人が「それは許されない」と考えてもらうようにして、身近で起こっている事に対して敏感になり、もっと理解を深める、という部分もないと、この先、大きく日本を変えることはできないと思います。そこで今回はこの大会自体の情報をインターネットに出して、こういう問題に少しでも関係がある皆さんにも参加してもらおうというやり方をとりました。20回という節目の大会が、東京で開かれ、たくさんの皆さんに申込していただき、本当によかったと思います。

性暴力やドメスティックバイオレンスや虐待、ストーカー、セクシュアル・ハラスメントという問題に対する認識をもっと深めたり、「ダメだ」と思う人を増やしたり、被害者批難を減らすために、このあとのオルガさんの講演で皆さんに多くのことを持って帰ってもらいたいのです。オルガさんをお招きした今回のシンポジウムの重要なコンセプトは、被害者側からみた時に暴力被害とはどんな体験かということです。そして、被害を生きのびて、回復することができるのだという視点です。その意味で今日、明日は、たくさん良い話が聞けて、いろいろなことを考える機会になると思います。皆さんにご協力いただき、ぜひ、良い大会にしたいと思います。ありがとうございました。

基調講演

9月30日(土) 12:40～15:30

会場: 文京シビックホール 大ホール

「乗り越える力：当事者からみた暴力の影響とトラウマ」

Examining the Power of Resilience: An Inside Out Look at the Aftermath of Violence and Trauma

オルガ・トゥルヒーヨさん (米国弁護士、コンサルタント)



基調講演「乗り越える力：当事者からみた暴力の影響とトラウマ」

登壇者：オルガ・トゥルヒーヨさん

司会：NPO 法人全国女性シェルターネット事務局長 さとうかおり 佐藤香

日英通訳：なかじまさちこ 中島幸子さん

手話通訳：とうきょう で ふ えるじーびーていー Tokyo Deaf L G B T - bond - ぼん ど

文字通訳：パソコン文字通訳者会 ゆびきたす ubiquitous

こんにちは。

日本に来ることができ、また、今日ここで話しかけることをとても光栄に思います。私をお招きいただいたこと、そして皆さんがこの場に来てくださったことに感謝いたします。

まず今日話す内容について、簡単にご説明させてください。その後内容に入ります。私はこれから身体的虐待、性的虐待の経験がどのようにしてトラウマになるかを示したいと思います。どういう風に説明させていただくかという、写真をお見せしながらということになります。一つ一つの写真を通して、私の家でどんなことが起きていたか、家の外ではどんなことが起きていたか、そして、私の頭の中ではどんなことが起きていたかについて話します。このような説明の仕方が、他の講演とは違うところかと思いますが。皆さんにお伝えする私の話は、実際に私が経験した暴力についてです。可能な限り穏やかにお伝えしようと思います。ですので、暴力的な写真はここではお見せしませんし、暴力についての生々しい描写も避けたいと思います。私が経験についてお話する中で、トラウマとはどのように見え、どのように聞こえ、どのように感じられるのかをお伝えします。

<トゥルヒーヨさんが通訳の中島さんに対して> 私が話すよりもすごく時間がかかりますね。とても面白いことだと思うんですが、通訳をさむと、その人が自分の言ったことをちゃんと訳しているのかどうか全然わかりません。<会場、笑い> さて、私はとてもやさしく伝えようとは思いますが、それでも私の話を聞くのがつらいと感じる方も

身体的、性的暴力の影響

オルガ・トゥルヒーヨ

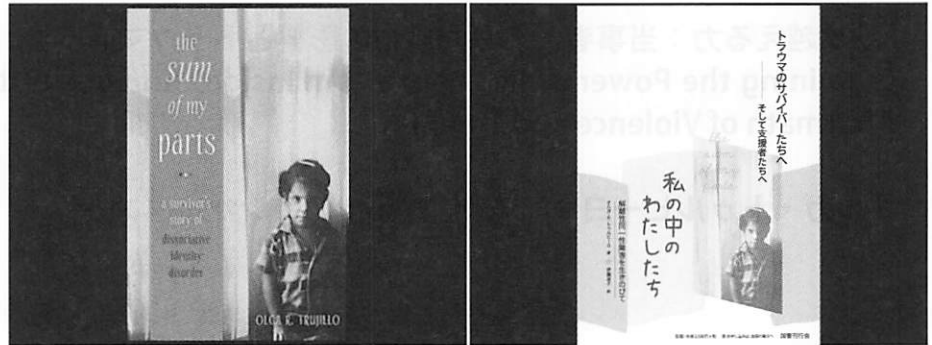
オルガ・トゥルヒーヨ・コンサルティング
www.olgatrujillo.com (英語のみ)
olga@olgatrujillo.com (英語のみ)

影響について

- 暴力を生き抜いた人生とは...
- 写真を通して見る
 - 私達の家庭で何が起きていたか
 - 家の外では何が起きていたか
 - 私の頭の中では何が起きていたか
- 暴力とトラウマを丁寧に見ていく
- トラウマはどう聞こえ、見え、感じるかについての説明

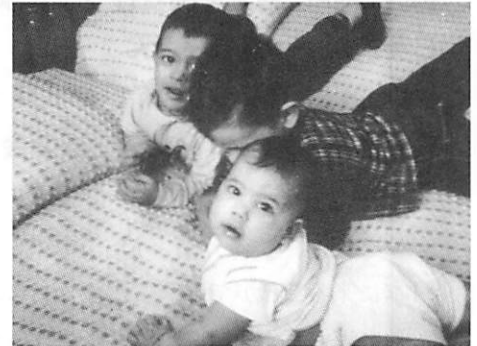
いると思います。そのように感じられた方はご自身を第一優先となさってください。必要があれば、どうぞ立ち上がってホールから出てください。それで私が不快に思ったりはしませんので。ぜひご自身の感覚を大事になさってください。

私の本について最初にお伝えします。アメリカでは販売されて数年経っていますが、日本語ではここで翻訳出版されたばかりです。この会場でも販売しますし、180部にはすでに私のサインが入っています。ぜひお手に取っていただければと思います。表紙にのっているのは小さい頃の私です。とてもかわいいですね。



さて、始めましょうか。

私はワシントン D.C. で生まれました。兄が2人います。母はプエルトリコ出身で、スペイン語と英語が話せました。父はコロンビア出身でスペイン語しか話せませんでした。兄は1人がキューバ、もう1人がベネズエラで生まれました。私が生まれ育ったワシントン D.C. には当時、スペイン語を話す人があまりいませんでした。このことが、私が助けを求めようとした時に問題となりました。私たちは他の住人と違っていましたが、人々は私の母が話す英語を理解するのに手こずっていましたから、私たちはまるで彼らよりも価値が低いと言わなければならない扱いを受けました。言葉の壁の問題だけでなく、貧困問題にもつながる課題です。貧困だとわかると、その人たちの価値が低いと見なされてしまうことが世の中ではしばしばあります。母の行動を見ていてわかったのですが、こうした状況において母が助けを求めることはより難しくなっていました。母は他の人と比べて、自分は価値が低いのだと感じているようでした。他の人々よりも自分が劣っていると感じると、家庭で何かが起こっていてもそれを隠そうとします。これ以上、状況が悪くならないように。



皆さんに事前に注意するのを忘れていました。これからお見せる写真の中の私は、びっくりするくらいかわいいですよ！<会場、笑い>

この写真の私は3歳です。この写真では、私が幸せそうな子どもに見えます。ですがこの時、私が当時普通のことだと思っていたある行動パターンというのをすでに経験し始めていたのです。こ



の頃、父はきっかけもなく私に対して暴力をふるい、しかも暴力をふるうのはお前のせいなんだと私に言い聞かせていました。「いつだって殴られるような間違いを私がどこかでおかしているんだ」そう信じていたのです。そこで私は父をじっと観察することにしました。いったい自分の何がいけないのかを知って自分の行動さえ変えれば、父

に殴られないで済むと思ったからです。父の目をじっと見たり、声の調子をよく聞いたり、部屋を横切る時にどういう動きをするか、一つ一つ観察していました。そうやって父が私を殴る直前に、何があったかを常に探っていました。私の行動さえ変えれば、父は私を殴らないと考えていたのです。でもそううまくはいきませんでしたし、暴力を防ぐこともできませんでした。こうして父に注目し続けることによって、家族の中で父とのつながりが一番強くなりました。父とのつながりは、母とのつながりよりもよほど強化されたものでした。しかしこの父とのつながりは、愛情に基づいたものではなく、恐怖に基づいたものでした。この段階ですでに私は母を侮辱し、見下したり、母を冗談のネタにしてしまうことがありました。父は母を殴っていましたし、母を馬鹿にしていました。そして、父は母を家じゅう連れまわしてどこの掃除が足りないかを指摘し、再び掃除をやり直させたりもしていました。母が食事を作ってくれても、父が味見をして気に入らなければ捨ててしまいます。他に何も食べるものがない時もありました。そういう行動を通して、私たちが母を見下すよう、尊敬しないように父は仕向けていました。例えば、私が母に許可を得て何かをすると、父は私を罰しました。家庭で何かうまくいかないと、父は母を責めました。この年齢の時に、私はすでに父が母をレイプするところを少なくとも6回は目撃していました。母を傷つけるのを止めようとすると、父は私をレイプしました。

この写真では、私は幸せそうな子どもに見えますと思います。ここで伝えたいのは、このような家庭に暮らしているにも関わらず、どうして私が見かけ上幸せそうでいられたのかということです。今から私が覚えている最初のレイプの記憶をやさしくお伝えしていき、私の頭の中で起こっていた事を説明したいと思います。父が母を傷つけるのを止めようとした時のことです。父が私の方を振り返る様子を見て、その時点で父が今度は私を傷つけるつもりなんだとわかりました。最初は反撃しました。でも父はすぐに力づくで私を押さえ込んでしまい、私はパニックになりました。パニックになったほんの数秒後には、全ての感覚がマヒしました。私はまるで天井の隅っこから自分を見下ろしているような感覚になりました。その夜、父は私をレイプしました。しかし、私は身体的な痛みや感情を一切感じるできませんでした。私は自分の体の外でレイプを経験したのです。父は終わった後、母を置き去りにしたまま部屋を出ていきました。私はそこで起き上がり、部屋をまず片付けました。そして浴室に行き、自分の体をきれいにしました。自分の部屋のベッドの下にもぐり込んで、丸くなって寝てしまいました。その時の眠りは通常の眠りではありませんでした。眼球が激しく左右に動き、とても起きていられないような状態になって眠ったのです。

今、説明したのが解離です。解離というのは誰にでもできることで、トラウマを経験した時に起こることです。皆さんが大変な経験を乗り越えて来られたなら、きっと皆さんも解離していたのだと思います。解離は自然で普通の対応の仕方です。解離することでトラウマ経験を乗り越えることが可能になります。ある経験に圧倒され、感情的、精神的、もしくは身体的に危機に直面すると、私たちは解離するのです。アメリカでトラウマについて話す時には、だいたい心的外傷後ストレス障害(PTSD)のことが話されます。私がトラウマの話をする時は、PTSDではなく解離の話をします。それは解離がトラウマ経験で最も深刻で影響の大きいものだと思うからです。解離をもっと知ってもらうことで、皆さんにトラウマを経験している人に気づく力がつくと思います。これから、他の写真もお見せしますが、それを通して解離がどのように見受けられるかについても説明します。その説明の中で、皆さんは写真が示すトラウマのしるしに気づかれると思います。まず、うつろにじーっと見つめるような目つきがわかるでしょうか。何にも注意を払っていないような目つきです。このうつろな目つきがとても深い状態になると、皆さんはその人の体がそこにあっても実際にはそこにはいない状態だと気付かれるでしょう。

さて、3歳のあの夜、父にレイプされた初めての記憶があるあの時のことです。私はあの夜ベッドの下に潜り込んで眠りにつきましたが、次の朝にはベッドの上に寝ていて、前の晩に何が起きたかを覚えていませんでした。記

憶がないから、家庭でこのようなことが起こっていたにもかかわらず、写真の中では幸せそうに見えるのです。解離することによって、次の日にはちゃんと朝起きて、いつも通りに隣の家に行ったり、年齢が上がってからは学校に通ったりすることができたのです。解離することで、家の中で起きていた大きな恐怖から守られていたのです。解離のおかげで私は健全な社会生活を送ることができました。

しかし、解離するということは、経験を部分的要素に分けてしまうことです。私が3歳でレイプされた時、私の感情と身体感覚は別々のところで引き裂かれてしまいました。そして、これらの身体的感覚と何が起きたのかという私の記憶も引き離されました。そして私の潜在意識の中に置いておかれるのです。例えば、インターネットで見つけたウェブページにブックマークを付けておくような仕組みです。そのページに戻りたい時には、ブックマークのボタンを押せば戻ることができます。同じように、レイプの経験を思い出させるようなことがあると、私はレイプを再体験することになるのです。でもその引き金となる記憶は私の潜在意識の中にあるのです。引き金は、例えばレイプされていた時と同じにおいがしたとか、レイプの時に感じたのと同じ恐怖を感じた、といったようなことです。私をレイプしている時に父が見つかったスペイン語の単語などが、引き金になることもあります。今挙げたようなことがなんでも引き金となり、私はレイプを再体験することになるのです。「引き金」とは、トラウマを思い起こさせる何か、という意味です。ですからレイプされた時私は3歳でしたが、引き金によって何度も何度もレイプを再体験することになってしまうのです。今説明したのが家の中で起きていたこと、そして私の頭で起きていたことです。

次に話すのは、家の外でどういうことが起きていたかです。前もって言っておきたいのは、3歳の時、すでに隣りに住んでいた方とのつながりがあり、その方とのつながりがあったからこそ、私は生き延びることができ、今日ここに立つことが出来たということです。私の本の中で、私は解離性同一性障害について書きました。書くには色々な理由があったのですが、中でも最も大切な理由は、誰かを助けることがどれほど簡単なことかを皆さんにわかってもらうためでした。第1章を書いている時、出版社の方がレジリエンスという自分の中にある力について書いてください、と言いました。レジリエンスという力について書くには、隣りに住んでいた方のことを書かずにはいられなかったんです。

隣に住んでいた方は72才の女性で、エルサルバドル出身でした。私が3歳の時に母は働きに出るようになったので、日中は彼女が私の面倒を見てくれました。彼女の名前は、エステル・ロドリゲスさんです。彼女は45才の娘さんと一緒に暮らしていましたが、娘さんの名前も同じエステル・ロドリゲスでした。45才の娘さんのお子さんは19才で、彼女の名前もエステル・ロドリゲスでした。彼女たち3人での暮らしは、一般的なヒスパニックの家庭ではありませんでした。3世代と一緒に暮らすという点では、ある意味典型的なヒスパニック家庭ですが、男性が1人もいないということが、典型的ではなかったところです。この家で私が時間を過ごせたことは、私にとってはとてもよいことでした。なぜなら、この家では女性がみんな仕事をしていたからです。3人が同じ名前なので、私が一番上の方を呼ぶ時には、スペイン語で敬意を表す言葉をつけてドーニャ・エステルと呼んでいました。

私の母が仕事に行く途中に隣の家に私を連れて行ったのが、ドーニャ・エステルを訪ねた最初の日でした。彼女は体が大きい方で、自分で作った大きい服を着ていました。私が到着すると、まず彼女はぎゅっと抱きしめてくれて、「あなたのことを愛しているよ」と言ってくれました。彼女があまりにも大きいので、抱きしめられると私は見えなくなってしまうほどでした。愛されているのだと感じながら、私はこのまま消えてしまうことができたらしにいいかと思いました。家に入ると、彼女は私のために朝ご飯を作ってくれました。朝ご飯を食べながら、彼女は「この家の中にいる間は、あなたもお仕事をしなくてはならないよ」と教えてくれました。「この家に住んでいる女たちはみんな仕事を持っているのだから、あなたもこの家で過ごすならお仕事をしないと」とのことでした。私の最初

の仕事は、朝ご飯を食べた後に誰も転ばないようにすることでした。地下に行く時には、ドニャ・エステルは階段の前で立ち止まって手を伸ばします。私はその手を見て、「そうだ。私の仕事は誰も転ばないようにすることだ」と思い出すのです。私は彼女の手を握り、もう片方で手すりを握りました。そして最後まで2人が転ばずに階段を降りきると、彼女は私をほめたたえてくれました。みんなに仕事があるこの家では、「私にもできる」という感覚が生まれました。そして、仕事がうまくできた時には、「私は特別で、賢くて、想像力が豊かなんだ」と感じる事ができました。彼女がしてくれたほんの小さなことが、私の中でレジリエンスという力をはぐくんでくれたのです。

自分では気が付いていませんでしたが、自ら本を書き、またレジリエンスについての本を読んだ時に、レジリエンスを自分の中に見つける手助けを彼女はしてくれたのだと思い出しました。私たちは階段の上り下りを毎日少なくとも10回はしていました。毎回、私は彼女の手を握り、もう片手で手すりを握ります。うまくできた時は毎回、彼女は私のために一緒に喜んでくれたのです。私がどんなにうれしかったか、皆さんも想像できると思います。ドニャ・エステルは私に何かを上手にこなせると、自分自身に対して肯定的な気持ちになれるということを教えてくれました。

もう一つ、彼女が私にしてくれたのは、父が私にしていることの説明でした。私たちと彼女の家とはくっついていました。ひとつの建物が2つの住まいに壁1枚で分かれている住まいでした。ですから、ドニャ・エステルは父が私たちに向かって怒鳴り散らしている様子も、私たちが泣いている様子も聞いていたのです。彼女は私に、父が私たちを傷つけているのを知っていると話し始めました。その暴力は私のせいではないと言ってくれました。神様は私を愛していて、父が私にしていることを神様は本当に嫌っているのだと言ってくれました。彼女はカトリック教徒で、私たちもカトリック教徒として育てられました。父は私に「こんなことをさせているのはお前の方なんだ」「神様はお前のことが大嫌いだ」と私に言い聞かせていました。父は私に「お前はきっと地獄に落ちるだろう」と言っていました。ですからドニャ・エステルが、神様は私を愛していてこれは私のせいではないと言ってくれたことには、大きな意味がありました。

それから、怖くなった時にはどこか場所を見つけて隠れなさいと教えてくれました。彼女の家と私の家はほぼ作りが同じでしたから、彼女の家の中を一緒に歩いて私が自宅に戻った時にどこに隠れることが出来るかを説明してくれました。例えば、私の自宅とまったく同じ作りのクローゼットが彼女の家にもあり、その中に入れるかどうかを私に聞きました。私が入れると言うと、「2階で隠れる時は良い隠れ場所になるよ」と言ってくれました。このように家じゅうを歩いて隠れられる場所を一緒に探し、そして彼女はロザリオをくれました。彼女は私にロザリオを使ってお祈りする方法を教え、「怖くなったら、隠れ場所に行ってお祈りをしなさい」と言いました。それ以来、怖くなった時に今までのように父に向かっていくのではなく、クローゼットに駆け込んで隠れることが出来るようになりました。隠れていても、父の怒鳴り声や母の泣き声で私はとても不安になります。そういう時には、ロザリオについたビーズをさわり、お祈りすることで落ち着くことができました。彼女がこのような方法を教えてくれた後は、母への暴力の一環として母の目の前で父に虐待されることが少なくなりました。

ドニャ・エステルから学んだことがもう1つあります。彼女はとても優しい方で、私は多くの時間を彼女の目を見つめるのに費やしていました。彼女の目の中に、私の父が暴力をふるう直前のような目つきがないかを探っていたのです。ドニャ・エステルがそのような目つきになることはありませんでしたし、彼女が私を傷つけることは一度もありませんでした。これは私が本当に自然にやり始めたことだと思いますが、誰か新しい人に出会った時私はその人の目の奥を見つめるようにします。そしてドニャ・エステルと同じ目をしている人とは親しくなってもよいと思うのです。彼女のような目ではない時は、距離を置くようにします。同じ目をしていなくても、私を傷つけない人もたくさんいたと思います。ただ、この方法を使って親しくなった人の中では、私を傷つける人は一人もいませんで

した。

ドーニャ・エステルのお話をしようと思ったら、何時間でも話せます。彼女は本当に私の人生において重要な人でした。ドーニャ・エステルがいてくれたから、私は世の中には信じられる人もいるのだと学びました。自分でなにかを達成することによって、自分自身に肯定的な気持ちになれるのだと学びました。ラテン系の人たちの中にも、人を傷つけない人がいるのだということを学びました。私が大学に行き、仕事ができしたのは、ドーニャ・エステルと彼女の娘さんがお孫さんの学費を払って大学に行かせていたからです。1960年代のラテン系の家庭では、女性が大学に行くというのは珍しいことでした。父は「ラテン系の男と結婚して、たくさんの子どもを産んで、家のことをしていればいいんだ」と私に言い聞かせていましたから。しかし、ドーニャ・エステル家庭を見ていた私は、進路を決める時、大学へ行くこともできるとごく自然に思えたのです。

ドーニャ・エステルと一緒に過ごして2年ほどたった時のことでした。彼女は、隣の家から聞こえてくる暴力にも、私の体についたあざにももう耐えられないと感じ始めていました。金曜日の夜、父は私たちに暴力を振るっていましたが、その翌朝にドーニャ・エステルが私たちを訪れ、父に立ち向かいました。ラテン系のコミュニティの中では年上はエルダーと言われ、若い人に説明する役割がありますが、ドーニャ・エステルは「あなたの家の話は全部聞いている」と父に話し始めました。父に向かって、「あなたの父としての役目は家族を養い、守ることであり、殴ることではない」と論じました。しかしそれを聞いた父はドーニャ・エステルを殴り、孫を脅すような言葉を吐きました。私はそれまでの会話をこっそり聞いていたのですが、それを知らずに父は私を玄関に呼びつけました。私が玄関に走っていくと、ドーニャ・エステルは明らかに動揺していました。父は私に「彼女はわざわざお前とはもう会いたくないと言いに来たんだ」「ドーニャ・エステルはお前に嫌気がさしているんだ」と私に言いました。私は会話を聞いていたので、彼女がそんな風に思っていないことはわかっていました。彼女が私を助けてくれようとしてくれたことはわかっていたのです。しかし、その日から彼女と過ごすことは禁じられてしまいました。5歳の時のこの経験から、私が誰かのことを大切に思い、その人が私の家で起こっていることを知ったら、私はその人を失ってしまうのだということを学びました。そして、同じ5歳の頃には、父が私を性的に虐待しようとする時に反撃をすることをやめてしまいました。しかし、性虐待に抵抗はし続けていました。

この写真で私は7歳です。この写真を見ると、きっと皆さんは幸せそうな7歳の子だと思うのではないかと思います。この時点で私は笑うことを覚えました。心の中で何を感じていても、ニコッと笑えば何が起きているか人に知られずに済むからです。この写真では前のと違って、私の鼻が少し幅広くなっています。7歳までに父が少なくとも3回は私の鼻の骨を折ったからです。このころに、放課後家に帰って家に父と私だけになった時はいつも性的虐待を受けていました。そして結局何が起るかという、学校から帰って家に父しかいないと気付くと、それが私の引き金になってしまいます。引き金によって私は3歳の頃のレイプを再体験します。でもその時は私の中で起っていることが何なのかわかっていません。3歳当時に解離する直前に起こったパニックと、当時私がマヒさせてしまった身体的な痛みだけを感じるのです。私には前回こうした感覚になった時に何が起こったかが自分の頭の中で見えます。それが見えるので、今回もと思って、自ら父に近づいて行って彼が自分に性的虐待をしやすい行動をとりました。意識的にとにかく早く済ませようと思ってやっていたわけではありません。意識的に考えてやったこと



では全くないのです。解離している中で性虐待を自ら仕向けてしまうということです。私はただパニック状態を何とか鎮めようとしていました。7歳になるころには、父におとなしく従って、結果的に性虐待がしやすいように自ら動くようになってしまっていました。

次に、家の外で何が起きていたかをご説明します。私は2年生でカトリック系の学校に通っていました。その頃の私の先生はシスター・メアリーリアンという方でした。彼女は若く、先生になったばかりで、熱心な人でした。私にとっては最高の人だと思っていました。私は先生にとってあまり扱いやすい子どもではありませんでした。私はとても落ち着きのない子どもでしたし、とてもおしゃべりでした。例えば、新学期が始まった時には、私は教室の後ろのほうに座っていました。しかし、後ろの方に座らせると私が誰にでもしゃべり続けることに、先生は気が付きました。ですから先生は、私を前の方に座らせるようにしました。そうすればおしゃべりが止まると思ったのでしょう。でも、私はしゃべり続けました。そこでも駄目だと気づいた先生は、先生の横に場所を作って、そこに私を座らせました。そうしたら今度は私が先生に話しかけ続けるので、彼女はとても驚いていました。その中で彼女が気づいてくれたのは、私が時計に集中してある程度の時間静かにしていられれば、他の生徒に授業ができるということでした。彼女はいつも私にとっても優しくかったですし、私が集中できるようになると授業もきちんと進めることができました。シスター・メアリーリアンは私の家の中で何かが起きていることに気づいていたと思います。私の目や鼻にできたあざを見て、何があったのか私に聞いてくれましたが、私はそのたびにごまかしていました。例えば、「あざは兄さんと一緒にバスケットボールをしている時にボールが当たってできたんです」と。彼女は私がウソをついていることもわかっていたと思います。すると彼女は私が放課後にできることについて母に提案し始めました。若者のバスケットボールリーグを始めるにあたって、バスケットが好きな私ならプレイしたいんじゃないかと彼女は思いついたのです。私は小学校2年のころからバスケットを始めて、高校卒業までずっと続けました。今でも大好きなスポーツの1つです。バスケットは本当に得意です。私はとても背が低いんですが、もしかしたら今はステージに立っているのが背が高く見えるかも知れませんね。でもアメリカでバスケットをプレイするには、私の身長はとて低いです。

さて、先生はスポーツを通して私がなんとかこの状況を切り抜けられるように、できるだけ家から離れ、家で起こっていた事を生き抜く手助けをしてくれました。地域でその後ソフトボールのチームも結成された時も、先生は私がソフトボールに参加してもよいか母にまた聞きに来てくれました。そして、放課後に私が先生と一緒に修道院に行き、南部アメリカや中部アメリカのシスターからスペイン語の読み書きを習うことも提案してくれました。私はシスター・メアリーリアンと一緒に修道院に行ってスペイン語を学んだり、放課後も学校に残ってバスケットをしたり、先生の教室に残って片づけを手伝ったり、家に帰らずに過ごすことができました。

2年生の時に警察についても学びました。何か困ったことがあった時は、警察を呼べば助けてくれると習ったのです。警察について学んだ後のある日、台所で父が母に対して暴力をふるい始め、私はとても怖いと感じました。私は電話機まで走って行って、学校で教えてくれた番号を押しました。父が母を殺そうとしていると電話で伝えました。父は私が電話に向かって叫んでいるのを聞きつけました。私は警察にどこに住んでいるか説明しましたが、その後すぐに父が迫ってきて電話を切られてしまいました。父は警察が到着するのを私と一緒に待ちました。父が私に対してどれだけ怒り狂っているのかが伝わってきました。警察が到着した時、父は私を連れて玄関の扉を開きました。母も台所から出てきて、私たちと一緒に玄関に立ちました。その時、私は母も私が警察を呼んだことに対して非常に怒っていると気付いたのです。このことが私にとっては何よりも恐ろしいことでした。母が怒るなんて全く予想していなかったからです。母は喜ぶはずだと思っていました。父は英語が話せないのに警察は会話ができず、母に話しかけましたが、母の話は警察にはうまく伝わりませんでした。母は英語が話せましたが、プエ

ルトリコ訛りが非常に強かったからです。私の兄たちは2階に隠れていたの、残ったのは私だけでした。警察官は私に何が起きたのか説明して欲しい、両親の通訳をしてほしいと言いました。現在、アメリカでは警察官にこのようなことはしないように研修しています。子どもを通訳として利用することがないように教育するのです。親がいる前では、警察は子どもに話を聞くことはしない様になります。2人の親がいる場合、2人を分けて個別に話をするように警察は訓練を受けています。加害者がそばにおらず、話を聞かれていなければ、被害者はかなり警察に話がしやすいからです。しかし、1968年には女性に対する暴力に関する法律はありませんでしたので、私は学校で警察について学んだから本当に来てくれるのか試しただけだと説明しました。ひとりの警察官は、膝をついて私に目の高さを合わせてくれました。彼はとてもやさしく「警察に連絡する時は緊急の時だけだよ」と言いました。「いいかい。緊急の時は、警察を呼ぶんだよ」彼は私にまた電話してもいいんだと伝えてくれているようでしたので、私は必要になったらまた電話をかけようと思いました。しかし警察が去った後、父は地下室で飼っていた3匹の犬のうち1匹を連れてきて、その犬を私の前で殺しました。その時なぜ母が怒っていたかわかりました。父は私たちを殺すことができるということを意味していたのだと思います。私たちが父のもとを去ろうとすれば、大切な人やものがなんだろうと、それを父は殺してしまう。それから私は二度と警察に連絡することはありませんでした。

警察を呼んでからそう時間がたたないうちに、父は兄たちも私に対して性暴力をふるうように仕向けはじめました。この写真を見ていただくと、先ほどもお伝えしたどこも見ていないようなじつとした目つきがさらに深まっている様子がわかります。目の下がちょっと腫れて、目の周りにクマが出来ている様子です。この頃の写真をしてみると、私の身だしなみが本当に乱れてきています。どんどん崩れていっているようです。それは兄たちからも性暴力を受けるようになり、私がますます解離していったからです。

この写真は、私が8歳になった時のクラス写真です。私は朝起きると不安でいっぱいになり、それでベッドから起き上がります。ベッドから起きると、すぐに感覚がマヒします。歩いていても、自分の体の横か後ろにいるような感覚です。家の中があまりにもめちゃくちゃで混乱を極めているので、私は自分の体の中に居続けることすらできなくなっています。それが解離です。ですから、学校に行く準備をしていて鏡を見ても、鏡の中の人物が自分だとピンとこないのです。学校に行く準備をする時も、自動的に動いているような感覚になります。本当はいろいろなことをきちんとするような子どもでしたが、この頃はだいたいいつも身だしなみが整っていませんでした。



このような状態を理解していただくために少し皆さんに質問してみます。車でどこかへ向かっていて、その途中を全然覚えていないという経験なされた方はどのくらいいらっしゃいますか？手を上げてみてください。あるいは電車に乗っていて、降りた時には電車の中でどのように過ごしたか覚えていない人。あるいは、電車で本に没頭して読み続けていたら、こんな所まで来てしまったという経験がある方はどのくらいいらっしゃいますか？それは、普通の解離です。何か自分がしていることに注意を払わずになんとなくこなしてしまったという経験があれば、それは今言った種類の解離でしょう。これは誰にでも起きることです。でも、たくさんのトラウマを経験していたり、大きな混乱にいる時は、もっと深い解離になります。解離することによって、非常に危険な家での生活を生き延びることができました。その時の私には家が危険だという認識や、私がレイプされ続けているという認識はありません。私のまわりにいる先生や近所の人たち、スポーツのコーチは私の目つきに気づいたと思います。誰かが私に話しかけたら、相手は「この人はちゃんと話を聞いているのかな」と思うような、そんな目つきです。父は兄たちも

加害者にして、私をレイプするよう仕向けていました。そして、私をレイプしても私は何もなかったかのように振る舞うし、誰にも話したりしないから大丈夫だということを父は兄たちに教えていました。

この写真の、私の目つきについて説明します。今まで、いろいろな人と接して活動をしてきた方は、暴力にあった人がこのような目つきになっていることに気が付いたことがあると思います。気づいたことがないという方でも、「この人は話をちゃんと聞いているのかな?」「ちゃんとそこにいるのかな?」と思ったことがないか、思い出してみてください。

ここでの私は12才です。私が11歳の時に、父が心臓発作で亡くなります。亡くなったのはちょうどハロウィーン直前でしたが、家の状態があまりにもおかしくなっていたので、私たちは父が死んでしまったことよりも、ハロウィーンを祝えないと騒ぐことでなんとかこの状況に対処していました。この写真は父の死後半年くらい経った頃のもので、父が死んだあとの夏です。母は働きに出てたので、私は兄たちと一緒に家にいました。この年の頃には私の兄たちたちは私をレイプし、また、ほかの人を連れてきて集団で私をレイプしていました。そういうことが起きていたので、私のからっぽな目つきの状態がより深まっています。家はこれまでも増して危険な場所になっていました。家の周囲全体も私にはいっそう危険な場になっていました。その頃から、誰かが私の近いところに立っただけで、解離するようになりました。この頃の私は常にこのような目つきになっている状態でした。これらの写真の中で、このからっぽな目つきがより一層深まっていくのがわかるかと思います。とても危険な状態です。こういう状態に気付くと、危害を加えてやろうという人が現れます。加害者は、私が反撃しないこと、私が嫌だと言わないこと、私が彼らに従ってしまうことを学んでいるのです。



例として、ある出来事について説明します。ある日、放課後に学校から友達に会いに行くため、市バスに乗りました。バスの中は混雑していたので、それだけで私はどこも見ていないようなあの目つきの状態に陥っていました。感覚がすでにマヒしていました。そこに一人の乗客が乗り込んで来て、私は彼を見た時に気味が悪いと思いました。彼はバスの中を見渡して私を見つけると、近くに寄ってきて、本当に近いところに立ちました。あまりにも近く、どう考えても不適切な距離感でした。もし他の人なら、その場を離れるとか、その人を押しのけるとか、「やめて」「どいて」と言えたのかもしれませんが、私はそうしたことをしません。それどころか、私のぼーっとした目つきはもっと深まります。私の解離が深まり、感覚が麻痺します。しかし同時に、頭の中では「この人、気味が悪い! 気味が悪い! 気味が悪い!」と考えてはいるのです。でも今までと違った方法で何とかしようとするれば、パニックを引き起こしてしまいそうな状態です。それまで長年にわたって暴力にさらされてきたので、おとなしく従うように教え込まれているのです。彼に名前を聞かれると、頭の中では「だめ! だめ! だめ!」と考えているのに、実際には名前を覚えてしまいます。どこに住んでいるのか聞かれると、私は「だめ! だめ! だめ!」と思いながら、住所を覚えてしまいます。その後、彼が私の住む近所に現れて、私を見つけ、誘い出します。私は「気味が悪い! 気味が悪い! 気味が悪い!」「だめ! だめ! だめ!」と思っけていても、彼について行ってレイプされてしまいます。これまで暴力に対処してきたのと同じ方法で私は対処をするのです。起こったことが終わると私はそれを全く覚えていません。学校に行くと、校内には私を集団でレイプした近所の子どもたちがいます。学校のどこかで加害者と私だけになり、彼が私のそばに立っただけで、それが引き金となってしまいます。そうすると、これまで暴力からなんとか逃げようと対処したのと同じように、私から誘うような行動をとってしまいます。中学2年の時、ちょうどそんな場面を英語の先生が通りがかりに見つけて、間に入って止めたことがありました。翌日になって先生は、私にふしだらだと

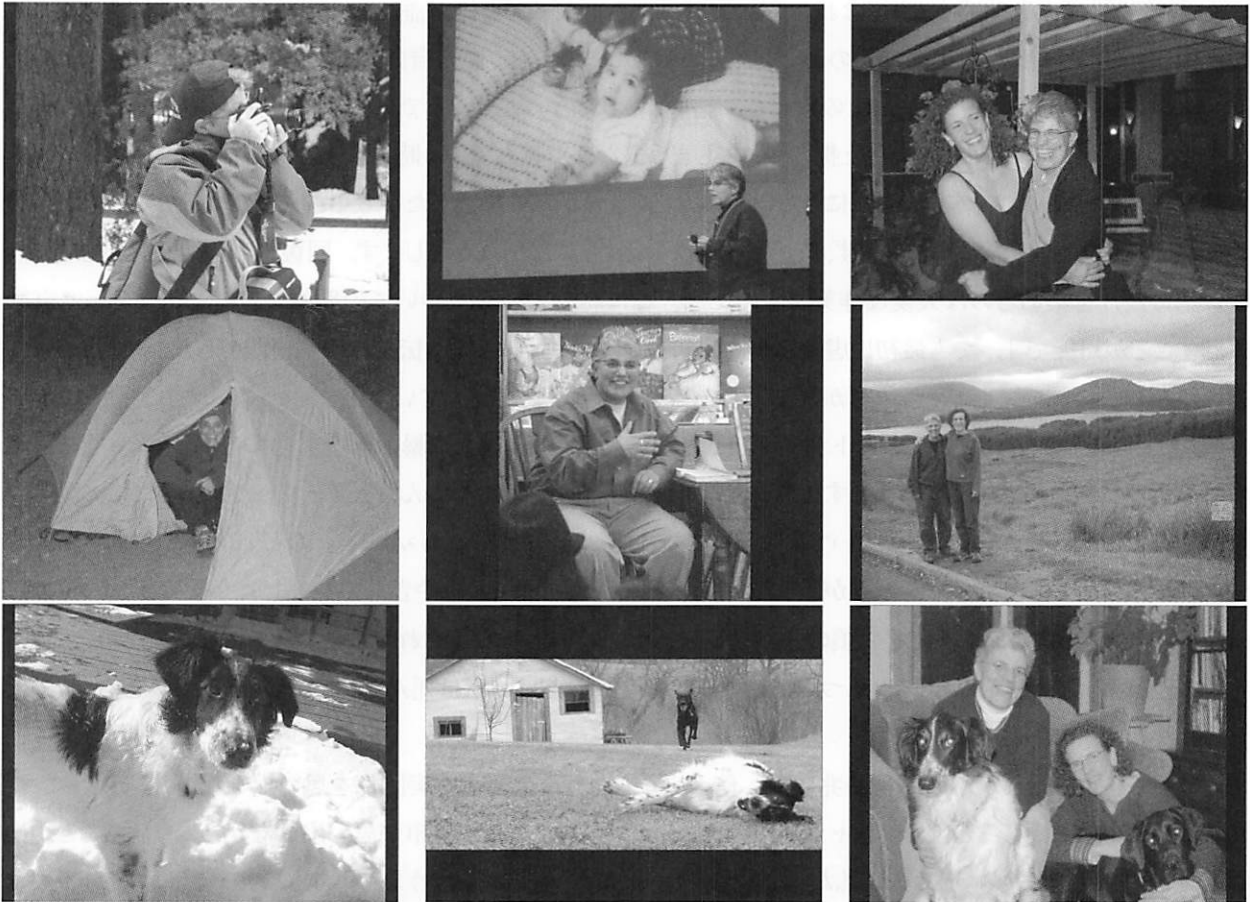
言いました。私には前日に何が起こったのかの記憶がありません。私には、自ら誘ったというような記憶もありません。彼女が何のことを言っているのかわからないのです。どういうことかという、何か引き金となることが起きると、私は自ら誘うような行動をとり、その後は意識がどこかに出て行ってしまうようになっていたのです。幼い頃は解離することで生き延びることができました。でも思春期を迎えた私は、解離し続けることでもっと危険な状態にさらされるようになっていました。

その後私は、大学に通い始めます。私の高校の先生2人が大学に行くべきだと応援してくれたからです。その先生方は、母の収入では大学に通わせられないことをわかっていたので、奨学金を申請をしてくれました。私は大学に通うことになりますが、解離のサインを探している加害者によって私はさらなるレイプに苦しみます。すでに身に着いている対処法を使い、翌日には何が起きたか記憶のない状態でした。

大学卒業後、私は州都の中で仕事に就きます。仕事があまりにも忙しいので、外に出る回数は減っていきました。外出が減ることによって、加害者と出会う機会も減り、私が危険な目に合う回数も減っていきました。ワシントン D.C. で仕事についていた時に、法科大学院に進もうと決めました。申し込みをすると、法科大学院に受け入れられました。夜は法科大学院に行き、昼は正規の職員として働きました。仕事と勉強でとても忙しかったので、外出する機会が減りました。その間には加害者と出会うきっかけもなく、ついに私は暴力にさらされることがなくなりました。

ここで皆さんにあるスライドショーをお見せしたいと思います。





このスライドショーをなぜお見せしたかという、今説明したようなひどいことがたくさんあっても、その後に幸せな人生を送ることが可能だということを皆さんにお伝えしたいからです。〈会場、拍手〉皆さんのお持ちの配布資料の中に、今流した歌の詞と和訳が書いてあります。歌詞を読んでいただくと、私の経験とこの歌詞の意味がどれだけつながっているかが伝わるかと思います。先ほどお伝えしたようなひどい暴力の後では、絶望して、「あんな暴力の中生き抜くことができる人なんているのだろうか？」と思うでしょう。しかし、人は生き延びることができます。私が世界中で出会ってきた人の中には、私のような経験をした人、またもっとひどい経験をした人もいました。私たちはみんな信じられないほどすばらしいことをやり遂げています。医師、弁護士、支援者、政治家など、様々な分野で世の中を変えようと頑張っています。

スライドショーについてもう1つ伝えておかないといけないことは、最後に映った白黒の犬が、私の飼っている犬の中で一番のお気に入りだと言うことです。黒い犬ががっかりするだろうから、家ではこんなことは言えません。〈会場、笑い〉この1週間ぐらい日本各地で講演する中、私はよくこの白黒の犬の話をしてきました。置いてきたことを寂しく感じているからです。

さて、次にお伝えしたいことは、トラウマのしるしとは何かということです。配布資料にまとめていますが、さらに説明します。私は3歳の時、覚えている限りでは初めてのレイプを経験しました。私はその経験を部分的に分けて自分の中にしまいました。そうやって解離をすることで私は救われ、生活を続けることができました。一方で、解離したことによ

トラウマのサインとは？

- 感情がないような状態やぼーっとしている様子
- 注意を払っていない状態
- 一見無難なことに対して過剰反応
- 虐待を極小化する
- 話にまとまりがない
- 思考がぼろぼろになった状態(筋が通っていない状態)
- 大切なことが思い出せない
- 「非協力的」
- 最後までやり遂げない

てレイプを経験したことが感覚としてはわからなくなりました。レイプ自体が誰か他の人の身に起きたことのように感じられるのです。回復のためにほかの人を交えて取り組んでいても、私は自分の身に何が起こったのかを非常に淡々と語っていました。話していることの内容と、話している様子がちぐはぐでした。ぼんやりとした様子でいることが多くありました。集中していないと捉えられてしまう様な、解離している時と同じような様子です。むしろよりその状態が深まっていて、本当にそこにいるのかな、と思われるくらいだったかも知れません。そして、何があったかについて話すと、内容がまとまらず、とりとめのない話し方になってしまいます。回復の過程の中で、まとまりのない話の断片を集めるのは大変な作業でした。今、私は虐待の経験について論理的に、時系列にそって直線的に話すことが可能です。でも最初に虐待の話を始めた時は、このような伝え方は不可能でした。

どなたかの話を聞いていて、その方がどこも見えないような目つきをしていたり、淡々と語ったり、話があちこちに飛ぶようなことがあれば、それはトラウマのせいです。自分の経験した暴力を矮小化する人も多くいます。私も当時はこのような態度だったはずです。私の経験はそれほどひどくはないんだと言っていたと思います。担当の精神科医に「いえいえ、そんなに傷ついてはいないです。痛みは感じていないんです」など、すべてを過小評価していました。なぜかと言うと、その方が安全に感じられるからです。痛みや苦しみを感じなくなかったからです。その時のことをそのまま話すと、その頃の感情や感覚が戻ってきて、圧倒されてしまうからです。後々、私がいろいろなことを思い出した時、あまりにもつらいので、暴力の記憶だけで私は死んでしまうかもしれないと怖くなったほどでした。

トラウマを経験した人が示す別種の兆候は、傍からみたら重要な事実関係を思い出せないということです。なんらかの引き金を感じると自分をシャットダウンしてしまうこともあり、物事が思い出せなかったり語ることが出来なくなったりします。思い出せない私たちを見て、非協力的な態度だと思う方もいらっしゃるでしょう。トラウマを経験した方だと気付かずに接していると、その人が途中で投げ出してしまったり、やると言ったことを実際にはやらなかったりする場面に出会うと思います。アメリカでよく見られますが、サバイバーと一緒に動く支援者がトラウマ経験者とどう接したらいいかを知らず、サバイバーが万全に準備できるような時間をきちんと取っていないことがあります。アメリカで、検察官と連携して被害者代弁人を務める支援者に研修を行うと、その人たちからよく言われることがあります。それは、レイプを経験された方はなかなか裁判に出向いてくれないということです。多くの場合、経験したトラウマがどれだけ深いものなのか、またはそれがどう影響を及ぼすかをサバイバー自身が整理しきれていないからです。サバイバーは支援者ならすべてわかっているだろうと思っています。支援者が「裁判所に行くために、何時に迎えに行くからね」とだけ言った場合、サバイバーは裁判所に行くことは難しくないはずだし、難しくなるかもしれないとは全く思わないわけです。しかし、サバイバーがいざ裁判所に行こうとした時パニックを起こしてしまっただけで行けなくなると、人々はサバイバーのことを非協力的な態度だとか、最後まで物事をやり遂げることができない人なんだと見なしてしまう訳です。ですから、トラウマがどのような影響力を持っているのか、また、それによってトラウマを持つ方が周囲の人にとどのように見られてしまうのかを理解することは大変重要です。今説明したトラウマのサインに気づかれた時は、対応の仕方を少し変える必要があると思われるでしょう。

私は警察官や検事、裁判官などに研修をするようにしています。なぜなら、その人たちが想定しているトラウマの状態が、実際のサバイバーの人たちが見せるものと異なっているからです。トラウマについて知らない人はよく、サバイバーは泣いたり怒り狂ったり、ヒステリックな状態になるはずだと思い込んでいます。それが、解離について学ぶ

トラウマの影響を把握した上で サバイバーを理解する

- ・トラウマのサインが出ていないか確認する
 - － 感情がない状態
 - － どこにも焦点が当たっていないような視線
 - － まとまりがない話し方
- ・サバイバーの状態に合わせた対応をすること
 - － 感覚について質問をする
 - － 体験について論理的で直線的な話を期待しない
 - － 感情的、身体的な安全を確保するためのサポート
 - ・ 忍耐強く
 - ・ 聴く
 - ・ 繰り返し話す必要性があることを理解する
 - ・ アドボカシーとつなぐ

ことによって、サバイバーが淡々とした調子で話したり、ぼーっとした目つきになったり、話があちこちに飛んでしまったりするのは普通のことなんだと理解することができるようになります。ですから、裁判官、検事、警察官に対して研修をする時は、これらのトラウマのサインがないかを探して、サバイバーの信用性について慎重に判断するように教えます。性暴力を経験したサバイバーに話を聞いて証拠を集めようとする時に、本人が経験を全て覚えていて、きちんと時系列に沿って話すことができるだろうと期待すると、サバイバーはその期待に応じなければとがんばってしまいます。自分が覚えてなくても時系列に沿わせようと、結果的に、正確ではないことを伝えてしまうことになってしまいます。それを避けるために、研修では感覚的なものを通して話を聞き取るように教えています。なにが聞こえたか、どういう匂いがしたか、どういうものを見たかについて聞くのです。感覚を通した記憶の方が覚えている可能性が高く、信頼性の高いものだからです。研修の中で、暴力や虐待を経験した人たちに時系列に沿ってまとめた説明をすることを期待しないようにと伝えます。

また、支援者の方々には身体的に安全な場を作ることはもちろん、サバイバーにとってその場が安全だと感じられる空間を作るお手伝いをしていただきたいと思います。研修を通して、私は皆さんにもっとゆっくり焦らずに対応してください、丁寧に話をきいてください、また、嫌がらずに何度でも同じ説明をしてくださいとお話しします。そして、精神科医療関係者も含め、様々な支援者とともに活動してくださいとお伝えしています。トラウマの経験者は人々の想定とは違った感じ方をしているので、トラウマを理解しようとするのは難しいことです。しかし、トラウマについて学び続けることで、学んだことをサバイバーにも情報共有ができるようになります。私は回復する過程のなかで、自分に起こっていることはトラウマを経験した人にとっては普通の反応なのだと学ぶことができ、より自分の状況を理解することができました。自分がなぜこのように感じるのかを、自分で理解することができるようになりました。トラウマの影響の結果、自分の症状などが自然なことだと学べば学ぶほど、たくさんの困難にも関わらず自分が成し遂げてきたことに対してより自信がついたと思っています。

他の研修では、それぞれの組織などにある規定や規則をすこしずつ調整することで、私たちに合った形にすることを伝えています。例えば、ドメスティック・バイオレンス加害者たちは、社会制度を悪用することで、サバイバーにとって不利な状況を作ることを知ってもらわなければならないからです。加害者たちは、トラウマの影響がある被害者をまるで頭がおかしくなったかのように見せようとするのがわかっています。そのトラウマはまさにその加害者がふるった暴力の直接的な影響であるのに、またそれを自分に有利なように使おうとします。被害者のトラウマ経験を利用して加害者が有利になるのではなく、トラウマを理解した形の社会制度にできればと思っています。例えば、トラウマを抱えていると裁判制度を利用するのが難しくなります。しかし、加害者が自分がしたことに対する処罰を免れることはあってはなりません。どうすればサバイバーが裁判制度に参加できるかを考えていかなければいけません。サバイバーたちが裁判に出やすく感じるようになるには、サバイバーとの準備時間をもっと増やしてください。研修を通し、裁判官や弁護士に、サバイバーが出廷する時には、どういう支援が必要かを説明します。裁判の最中にサバイバーが解離などをせず、その場に居続けられるような工夫をするように言うこともあります。地域によって異なりますが、アメリカで私がいいなと思っているプロジェクトに、検察や裁判所でセラピードッグを用意するというのがあります。サバイバーが裁判で証言をする際に、犬をなでたりまた犬と一緒にいるだけでも、かなりその場に留まりやすくなることは想像できると思います。裁判所であっても、警察官であっても支援者の人たちであっても、サバイバーのためになることを考え続ける必要があると思います。例えば、既存の規定や規則について、それが本当に必要か問うことです。

被害者のためのプログラムの ルールを見直す

- ・ システムを操作したり、支配したり、被害者を虐待したり、責任回避する加害者の力を減らす
- ・ 被害者が適切なサービスを受けられるようにするための配慮やサポートを提供する
- ・ 規則と必要条件の見直しをする
 - 規則・条件は本当に必要か?
 - 規則・条件はトラウマの影響を前提としているか?
 - 規則・条件は安全を確保するようになっているか?
 - 規則・条件は加害者が責任を取るような制度となっているか?

31

その規定や規則は、トラウマを前提としてもうまく働くものか？その規定や規則はすべての人にとって安全をもたらすようなものか？そして、その規定や規則によって加害者が責任を負わずに終わるような結果にはつながらないか？規定や規則を変える時はトラウマを経験したサバイバーにとってよりよい仕組みになるかを一緒に考えるようにします。

1993年、私は解離性同一性障害(DID)の診断を受けました。この障害について聞いたことがある方は手を挙げてください。これは以前、多重人格といわれていた症状です。多重人格というのを聞いたかがある方はいらっしゃいますか？昔とは違い、現在では解離はスペクトラム、つまり度合いがあることが知られています。例えば、そのスペクトラムが軽いものから重いものだとすれば、軽いものには誰でもする可能性がある一般的な解離があります。その反対のところに、多重人格と昔言われていた状態があったりします。これらの間には様々な度合いの解離症状が含まれています。1番軽いところには、考えなくても行き慣れているところにはいつの間にか着いているなどの誰にでもある解離があります。一方で、家の中に混乱や危険があつて常に解離しているとなると、それは誰にでもある解離というよりは障害の方に近い状態だといえます。やって見せないといけませんね。＜トウルヒーヨさんが演台から舞台の前方に出て来て＞このやり方でしか説明できないのですが、皆さん私のことが見えますか？＜トウルヒーヨさんが舞台の端に移動して＞ここが普通の解離と考えてください。例えば、家の中が常に混乱状態で、誰かがいつも怒鳴っているとします。そういう場にいることによって、そうした混乱状態から逃れるために解離を増やさなくてはいけなくなります。なので、先ほどよりも移動して、普通の解離よりは重い症状になります。今度は、もっと混乱がひどい家だとします。家の中で誰かがいつも怒鳴っているのに加えて、親のどちらかが精神的な問題を抱えていたら、例えば、双極性障害を持っていたら、解離の度合いがもっと大きくなります。家の中で混乱が増えるほど、虐待が増えるほど、より解離してしまい、何が起きているかを覚えていことが出来なくなるので人生の中でより大きな問題となります。＜トウルヒーヨさんが舞台上で客席に近づいて＞わあ！たくさんの人がいることに今、気が付きました。ずっといらっしゃいました？＜会場、笑い＞えーっと、＜トウルヒーヨさんが舞台のもう一端に移動して＞一番初めのところから離れています。ここの状態が、皆さんが考えるいわゆる多重人格と呼ばれる状態です。さっきのところから、だいぶ離れていますね。今では多重人格とは言いませんが、このように解離のスペクトラムの中で一番端に来るとどのような状態になるのでしょうか。この状態を説明するとすれば、その人の中にいろいろな人格があり、その人格同士がそれぞれの存在を知らない状態にあるということです。この状態の人たちのことを、分裂していると表現することもあります。そうすると、時間の流れがわからなくなる時があります。私が診断を受けた頃は、＜トウルヒーヨさんが少し中央よりに移動して＞この辺でした。なぜ一番端ではないかという、私の場合、自分の中にたくさんの自分のパーツ(部分)はありましたが、暴力を受けている時以外で時間の感覚を失うことがなかったからです。たくさんの自分の中のパーツ(部分)が、私の一日の中に何度も登場して、いろいろな事をこなしてくれました。一つ一つ自分のパーツが登場してうまく連続してたくさんのことをこなしていったので、私は時間感覚も失わず、自分の中で起こっていることを隠せた、というか、見つからずに済んだのだと思います。私の場合は、完全に分裂して時間感覚を失っていたわけではなかったもので、診断が下りてからも一番重い症状の方と比べたら回復が早かったのだと思います。

解離性同一性障害

- 多重人格障害としてかつては知られていた
- 解離障害の範囲
- 思われているより一般的 - 診断されていなかったり誤診となっている場合が多い
- 長年に渡る子ども時代の著しい虐待
- 回復は可能...

一番端の、一番解離が重い状態にならず、その少し前でとどまれたのはなぜか。それはドーニャ・エステルの存在があったからです。彼女が私に「あなたを愛している」「あなたは特別な存在だ」と言ってくれた時には、私

は自分に対してとても肯定的になれました。ですから、私はこんな方法を使いました。彼女が言ってくれた言葉をつかんで手のひらの中にしまって、耐え切れなくなった夜にもう一度彼女の言葉を聞くのです。そうやって3歳の時、自分の中に自分のパーツ（部分）を作るきっかけになったのだと思います。その新しい自分のパーツ（部分）は、世の中には良い人たちがいるということを忘れずに私に伝え続けてくれました。その新しいのパーツ（部分）は、私が何かをうまくやれた時には自信がつくということを覚えていてくれました。そのようにして、私はどんどん分かれていきました。

私が一番使いやすい例えをするなら、家をイメージしてもらうのが良いと思います。私はたくさんの部屋がある一軒の家で、一つ一つの部屋が私が言うところの私のパーツ（部分）にあたります。家の裏の部屋が、私にとって虐待の記憶を持ち続けてくれたパーツ（部分）がある部屋です。そういう部屋は、私の中ではドアが真っ黒に塗られていて、鍵がかかっているようです。虐待をのちに思い出す時は、その部屋から経験が出てきて、またそこに戻り、鍵をかける感じです。家の正面近くにはどんどん新しい部屋が作られていきましたが、その中に私が3歳の頃の部屋があります。前の方にある部屋は黄色く彩られた部屋で大きな窓があり、ドアは開け放し状態でした。その後、前の部屋から廊下を作って行って、他の部屋につながっていきました。廊下でつながった部屋は、最初の部屋の記憶と繋がっていて、その部屋にある情報にはアクセスすることができます。前のほうの部屋と、そこからの廊下は、ドーニャ・エステルのおかげで作られました。ただ手をさしのべて優しく接するだけでどれだけ人を助けることができるか、お分かりいただけるでしょうか。ドーニャ・エステルは私の人生にとてつもなく大きな影響をもたらしました。でも彼女自身は小学校3年までしか学校に行かず、スペイン語しか話せませんでした。彼女はただ心の中にあるやさしさだけで、こんなにも私の人生を変えてくれたのです。

私の持っている症状である解離性同一性障害は、社会的に大きな偏見や差別にさらされています。2011年に私の本が出版されたことで、私は世間に解離性同一性障害を抱えている人間だとカミングアウトしました。その時期までに私にとってはよいキャリアがありました。弁護士として仕事をしていました。周囲は私を尊重してくれていました。まさかそんな症状を抱えているとは、誰も思っていなかったようです。DID（解離性同一性障害）は人々が思っているような、テレビや映画で見るとは違うんだということを世の中に伝えたかったのです。本を書くことで、いろいろな人たちがこういう症状を抱えていると伝えたいと思いました。また、私が回復するなかで気付いたのは、これだけひどい暴力に遭いながらも、私はいろいろなことを成し遂げてきたんだということです。そして私は、解離というのはあのような家庭環境を生き抜いた、極めてクリエイティブな方法だったのだと学びました。ですから今、私がDIDを抱えていると話す時は、「成長の過程でこのようなことがあり、解離の症状を持つことになりました。でもそれは、私が本当に賢く、クリエイティブであったからこそこのような症状を持つことによって生き抜くことが出来たのです」と話しています。このように生き抜いてきた人は私だけではありません。この何週間かずっと私の通訳をしてくれているサチさんも解離性同一性障害を抱えています。サチさんは日本で解離やDIDなどについて研修を行っていますね。＜トウルヒーヨさんが通訳である中島幸子さんの様子を見て＞これ面白いですね。サチさんは通訳として私がサチさんについて言ったことを訳さなければいけないから。＜会場、笑い＞サチさんは解離性同一性障害のある1人のサバイバーとして、日本語で本を出しています。皆さんの周りにもDIDを抱えている人がいたら、もしくは、DIDかも知れないと思われる症状を持っている人がいたら、その方は想像力を生かして生き延びられてきたということ、そしてその方たちが生き延びてくれて本当に私は嬉しく思うということをご理解いただけたらと思います。トラウマを経験し、DIDを持ちながら生きることがどれだけ大変かはわかりますが、それでも、幸せで充実した人生を生きることができるといってお伝えしたいと思います。

最後に皆さんにもう一度お伝えしたいことがあります。皆さんの存在が、他のサバイバーの方々にとって大きな意味をもたらすものだという事です。どんなに大変な人生を生きてきたとしても、サバイバーの方々も幸せで充実した人生を生きることが可能だということを絶対に忘れずにいてください。皆さんもサバイバーの助けになることはできるし、ぜひ助けになってほしいと思います。でも同時に覚えておいてほしいのは、皆さんがサバイバーを「直す」ことはできないということです。私の問題を誰かが私の代わりに解決することはできません。でも私が人生の中で出会った人たちは、私が回復の道のりを歩んでいくのを支えてくれました。サバイバーに無理やり何かをさせたり、サバイバーの人生を操ろうとはしないでください。当事者よりも自分の方がよくわかっているとは、思わないでください。そうしない代わりに、サバイバーと一緒に過ごし、当事者こそがその経験の一番の専門家であるということを忘れないでください。それらを踏まえて、もう一度先ほどのスライドを見てください。スライドの中で特に注目して欲しいのは、私のお気に入りの白黒の犬です。＜会場、笑い＞

ポイント

- 皆さんとのつながりによって、被害にあった人達の人生は変わる
- 大変な経験をしてきても、「普通」で幸せな人生を送れる
- 被害者のサポートとなることは誰にでもできる(既にサポートしてくれている人たちは多くいる)
- 被害者の抱えている問題を「直そう」としないこと

♪～

皆さんもあんなにかわいい犬を飼いたいと思ったかもしれませんね。私の話を今日ここで聞いてくださり、ありがとうございました。＜会場、拍手＞

通訳・中島さん

私が通訳としてこの場に立たせていただいているのはわかっているのですが、最後に少しだけ。海外に研修に行ってオルガさんと何度も出会って、たくさんのことを学ばせてもらいました。同じ DID の症状を持つ方として繋がることができ、日本に初めて来てくださったこと、こうやって講演で伝えてくださったことを、私は一人の DID を抱えている者として、心強く光榮に思っています。ありがとうございました。

司会・佐藤

ありがとうございました。人は、適切な支援があれば必ず回復します。「当事者こそが専門家」私たちの間では、これが合い言葉になっています。必要な支援が何かを知っているのは当事者です。こうしてオルガさんに出会えたことに感謝しています。大きな拍手をお願いいたします。オルガさんの話を受け、どのような支援が必要か、次のディスカッションでさらに深めてまいりましょう。

シンポジウム

9月30日(土) 15:45～17:15

会場：文京シビックホール 大ホール

「ノーモア暴力：私たちにできること」

進行：戒能 民江（お茶の水女子大学名誉教授）

登壇者：山本 潤 さん（一般社団法人 Spring 代表理事、SANE）

加藤 治子 さん（産婦人科医、性暴力救援センター・大阪 SACHICO 代表）

松本 周子 さん（全国婦人相談員連絡協議会会長）

打越 さく良 さん（弁護士）

▶ シンポジウム趣旨

シンポジウム

コーディネーター：お茶の水女子大学名誉教授 かいのうたみえ 戒能民江

シンポジスト：SANE（性暴力被害者支援看護師）、一般社団法人 Spring 代表 やまもとじゅん 山本潤さん

産婦人科医、性暴力救援センター SACHICO 代表 かとうはるこ 加藤治子さん

全国婦人相談員連絡協議会会長 まつもとしゅうこ 松本周子さん

弁護士 うちこしさくら 打越さく良さん

ゲスト：オルガ・トゥルヒーヨさん

日英通訳：なかじまさちこ 中島幸子さん

英日通訳：みわたもこ 三輪知子さん

手話通訳：Tokyo Deaf L G B T - bond - ぼん ど

文字通訳：パソコン文字通訳者会 ゆびきたす ubiquitous

戒能

まだオルガさんのお話しの余韻冷めやらぬという感じだと思います。長時間でしたが、心優しいオルガさんに、性暴力被害者支援の大切なことを教えていただきました。いろいろな気づきをされたと思います。それを受けて、これからシンポジウム「ノーモア暴力：私たちにできること」を始めたいと思います。

日本では、刑法改正など変化はありますが、なかなか根っこのところが変わりそうもない状況があります。今日のオルガさんのお話し、そしてそれを受けたシンポジウムを大きなきっかけにして、どうしたら変えていけるのか、何ができるのかを、足もとから考える機会にしたいと思います。

本日は、様々なお立場から、性暴力被害者支援をされている4人のパネリストにご登壇いただきました。現状の問題点、どこに問題があるのか。性暴力被害者支援の大事な視点は何かなどのお話しを、短いのですが、お一人15分で山本さん、加藤さん、松本さん、打越さんの順にお話しいただきます。その4人の発言を受けて、たった5分のお話をオルガさんをお願いします。そしてそのコメントを受けてのリプライを3分くらいでお話をいただきたいと思います。

早速、山本さんから、お話しをいただきたいと思います。

山本さん

みなさん、こんにちは。山本潤と申します。プロフィールにあるように、私自身は父親からの性被害のサバイバーで、今は SANE（性暴力被害者看護師）としての講演他、一般社団法人 Spring を立ち上げ、性被害を受けた人が生きやすい社会を作ろうという活動をしています。オルガさんのお話を聞き、皆さんも深く考えたり感じたり、気づいたことがあるのではと思います。私は 13 ～ 20 歳まで父から性被害を受けていましたが、そのときの自分の状況を深く思い出していました。普段は原稿をあらかじめ作って話しますが、今日は感じたことをそのまま伝えてお話しできればと思っています。

伝える事が非常に困難な圧倒される経験であるトラウマの経験を、オルガさんは非常に上手に説明されたと思います。ありがとうございます。これだけ話すエネルギーも素晴らしいですが、特に裁判のエピソードが素晴らしいと思いました。トラウマ経験を思い出してパニックになり、支援者との待ち合わせの時間に来られなくなって、被害者が約束を守れない人という汚名を着せられたり、信用できない人というレッテルを貼られるということが起こってしまうことは多いと思います。これは私が日本で被害者やサバイバーに関わる中でも経験しますし、自身も氣をつけていることです。被害に遭ってそれだけでもしんどいし、辛いし、いろいろなことを思い出すにもかかわらず、それが理解されないことによって、自分に不名誉、不利益の状態がもたらされる状況が起こっています。オルガさんが言ったような、トラウマを理解した関わりー心理学の分野ではトラウマインフォームドケアと言いますがーが大切だと思います。トラウマ体験をした人、サバイバーである人に対して、どのようにかわることが正しいのか。トラウマを負った人はどういう状態になるかが理解されて、適切な対応がなされることが、一番良いと私は思います。

私自身は 2010 年にカミングアウトして、自分の被害の経験を伝えながら、どういう状態に陥り、どんな支援が必要かをお話ししてきました。話を始めてから 7 年たちましたが、本当に伝わっているのか、本当に話すことに意味があるのか、話すこと自体がしんどいと思うこともあります。知ってもらうことは大切だと思いますが、決して経験をしていない人にはわからないだろうと思ったりもします。レディ・ガガさんが「Till it happen To you それがあるあなたに起こるまで」という歌を歌っています。私はその歌詞に共感をしていて、経験しないと話しても伝わらないのではないと思うことも多いです。家の中に敵がいる感覚、戦場のようにいつも緊張していなければいけない状態がずっと続いている。あるいは感じない様にして感覚をすっ飛ばしてしまい、何が起きているかもよくわからない。そういう感覚や感情に引き戻されながら話をするのは、しんどいなという思いがわき上がってきます。そういう思いをしながら話しても、来た人にどれだけ伝わっているのかと考えると、いまいちよくわからない。でも今日、オルガさんの話を聞いていて、ちゃんと伝えることはできるんだと思いました。

「伝わらないんじゃないか」と思うのは、私の中に不信感があるからだとも思います。私を助けてくれなかった社会、救ってくれなかった社会への不信感もある。一方で、自分自身に対しても不信感を持っているんだと講演を聴いていて感じました。今回、刑法改正の動きの中で、私はメディアにも出たりして、発言する機会がありました。その時はポジティブなメッセージを伝えています。こういう状況を変える必要がある、これだけ苦しんでいる人たちもいるんだと伝えることで、国会議員も話を聞いてくれて、他の支援者もよくわかってくれていたので、話を聞いてくれる人たちがこの状態を変えてくれることに希望を持っていますといったようなポジティブなメッセージです。こうしたポジティブな思いを持っていることはまったく嘘ではないです。だけど、被害にあってしまった自分に対して絶望を感じているということもあります。その絶望感はまだ深く、まだ乗り越えられていないような、穴の中に落とされたような感覚です。穴の中に落ちてしまった自分が本当に這い上げられるのか。自分が本当に立ち上がってこの状況を変えることができるのか。こういった自分に対する不信感があるんだと、話を聞いていて感じました。

刑法性犯罪改正でいろいろなところで発言させていただきましたが、最後に参考人質疑で国会にてお話をすること

とがありました。私自身は、あまりネットの評論は見ないようにしています。ろくでもないことしか書いていないと思うし、落ち込むのも嫌なので。ただ、その時はたまたま読みました、その中で、こんな感想が載っていました。親からの被害はひどいことではあるけれども少ないケースであって、そんな少ない人たちのケースをもとに刑法改正に進むのはどうかという意見もありました。ここにいる方々はよくご存じだと思いますが、異性から無理やりに性交させられた経験がある女性は小学生以下が11.1%、中学生が2.6%で、親や兄弟それ以外の親戚というのが8.5%。決して少ない数ではありません。多いから改正する、少ないから改正しないという話ではないと思いますが、ノーマ暴力のタイトルにあるように、どうやって私たちの社会から暴力や被害やトラウマを取り除くことができるか。それが問われていると思います。

私自身は先ほど言ったような自分への不信感や力を奪われてしまった感覚、自分にできることは何もないんだという感覚。こういったオルガさんが話してくれたトラウマの感覚がまだ自分の中に残っているけれども、それをお話したり考えたりすることによってそうではないと証明することもできていると思っています。

でもその前に大切なことがあるとも思います。私は43歳ですが、被害を受け始めたのが1980年代です。学校では、性的な同意とは何か、性暴力にあったときにどういう対応をすればいいか、水着で隠れるプライベートパーツをYesといっていないのに触られたら信頼できる大人に言ってい、と教えられなかった時代です。「気をつけるのよ」と言われても、何に気をつけるのかはわからなかった。自分に何が起きているのかは被害を受け始めた13歳の頃にはわからなかったということがありました。やはり知ることは力になると思います。私も性暴力とは何かを知って、自分も性暴力被害に遭ったのだということを受け入れて、トラウマとは何かを学んでから、自分自身の力を取り戻す、エンパワーメントされるそういう経験がありました。少し飛びますが、こうした知る力、知識が刑法の改正にも結びついたと思います。

私は2年ほど前から、「性暴力から刑法を考える当事者の会」を始め、昨年秋から他3団体でBelieveキャンペーンを始めて8か月くらい運動してきました。性暴力禁止法つくろうネットワークのみなさんとも院内集会で一緒にさせてもらったり、いろいろな活動や発言をしてきました。その中で、どのように制度が作られていて、それが被害者の不利益であるのか。例えば、性暴力被害にあったとしても、警察はなかなか病院につれていって証拠採取してくれないとか、何度も同じことを聞かれて被害者が嘘をついていると疑われているような感覚を持つなど。司法の運用の問題や、刑法自体が非常に被害者にとって不利益にできていることや、暴行、脅迫を証明しなければならないということを知って、私はおかしいと思い、怒りを持つようになりました。それはこうした現状が私の被害の経験とつながったからだと思います。

父が性虐待をしたのは、彼にそれが許されているからです。男で、父で、力があり、家の中に入ってきて加害を止められる権力がなくて、誰にも止められなかったから。だからこそそういう状況を変える必要があるし、そのためにいろいろな人が集まり、声を上げてポジティブに発信することは大事なことだと思います。

私自身も一般社団法人Springという団体を立ち上げ、仲間に出会いました。団体も私一人がやっているわけではないし、ここにいる様々な人が様々な形で伝えることができるし、このことによって社会を良い方向に変えていくことができることに希望を持っています。先ほどお話しした自分に対する不信感も、この場でオルガさんの話をきいてこの場で皆さんにお話しできて少し解消されたので、これからも頑張っていきたいと思っています。ありがとうございました。

戒能

ありがとうございました。院内集会をずっとやっていて、その中で、法務省や厚生労働省、特に法務省には要望などを伝えていきましたが、そのときに、山本さんが当事者抜きに決めないで欲しいとおっしゃいました。それが

忘れられません。そのあと、グループを作られて、若い世代の方々の力をまとめて、運動する姿をずっと拝見してきました。当事者の立場からの発言をうけて、次に、SACHICO の代表である産婦人科医の加藤治子さんからお話をいただきます。

加藤さん

加藤です。大阪で阪南中央病院という中規模の病院の中に性暴力救援センター・SACHICO という病院拠点型のワンストップ救援センターを 2010 年 4 月に仲間と一緒に、また病院の協力も得て立ち上げて 7 年がたちました。この間は、内閣府のモデル事業があったり今年度は交付金を国と自治体から出していただけるようになったりという大きな変化の中で、全国にワンストップセンターが次々にできてきて、40 に上るかというところです。ただ内実、活動できている状態は、まだ充分とは考えておりません。性暴力救援センター全国連絡会というゆるやかな連絡組織に登録してもらいながらやっていますが、内容はまだこれからです。本当に被害を受けた人にとって役に立つワンストップセンターにしていかなければと思っています。今日のオルガさんの話の中でも、それがかなり厳しく指摘されていたと思います。

私からの話は、「性暴力とは？」というところから皆様ともう一度考えたいということです。と言いますのは、性暴力は国連の定義では、「身体の統合性と性的自己決定を侵害するもの」となっていて、女性がいづれ誰とどのような性的行為をするかは女性自身が決めることができるという自己決定権を侵害されるのが性暴力である。言い換えると、同意のない、対等でない、強要された性的行為は性暴力であると言えますが、それを裁いて欲しいと思っても、なかなかそうはいかない。刑法改正がなされましたけれども、実際、どのように被害者の思いが刑事事件として反映できていくのかは疑問だと思っています。

性的行為、セックス、性交というのは、人間にとってなくてはならないものです。しかもこれは本来素晴らしいものであるはずですが、その性的行為が同意のない、対等でない、強要された暴力的な状況で行われることが性暴力です。例えば、殺人となれば、どのような理由であれ罰を受けなければならない対象になるわけですが、これが性的行為はどのような状況であったかで判断されるということを考えると、被害側と加害側の力関係で変わってきてしまうのです。SACHICO の事案では、知人からのレイプや強制わいせつが 6 ～ 7 割を占め、残りの 3 ～ 4 割がまったく見ず知らずからの被害です。警官が「きれいなレイプ」という言葉を使うのを聞いたことがあります。見ず知らずの人からのレイプは比較的簡単に刑事事件として取り上げてもらえるということが実例からわかってきました。一方で、相手と関係性がある場合、その関係性の中で、本当に強制があったのか、暴行がどの程度だったのかが厳しく問われます。相手が教師、上司、同僚だったり、なかなか断り切れない相手からの性暴力の場合、なかなか刑事事件として取り上げてもらえません。さらに子どもの場合、特に家の中で子どもが性暴力を受ける場合には、これは山本さんが先ほどいいましたが、子どもにとって何事が起きているかわからないうちに、繰り返し何年も続いていきますので、子どもに与える影響は非常に大きいです。ようやくこのたびの刑法改正でこうした関係性を利用した性暴力が問われることになりましたが、いままでは刑事的な対象になることはほとんどなかったというのが現状です。

それから、パートナー・恋人・夫であれば性行為があることが当然であるという認識を加害者も社会も時には被害者までもが持っています。すると被害者が「異議がある」と言ってもなかなか認められません。考えてみたら、性暴力の中で一番厳しいのに性犯罪と認められない性暴力は、DV の被害者の中で起こっているのではないかと思います。以上を 1 ～ 4 にまとめています。4 つ目のその他では、いわゆる性非行として SACHICO に連れてこられる子どもたちです。居場所がなくてネットでつながった大人から性的搾取を受けています。大人が罰せられることなく、子どもの性非行として子どもが措置の対象になっています。このように性暴力といっても、性犯罪として扱われる対

象は本当に限られています。今の社会に女性への性暴力が蔓延し続いているという構造的な問題については取り組まれないまま、一部刑法の改正が行われたと考えられます。男性被害もちろんあり、クローズアップされてよいと思いますが、今一番問題にしないといけないのは社会の中でまだまだ差別の中で存在している女性の状況、性においても女性がかつても虐げられている状況があるのだと再認識する必要があると思っています。

7年活動していて、電話が28,000件、実人数でいうと1,486人の被害者がSACHICOに来られました。私も何ができるかを考えながらも、被害を受けた方がご自分で決めることがエンパワメントにつながると考えて、押しつけない支援を提供しようと心がけております。相談に来られた方の内訳に、未成年の割合が書いてあります。レイプ・強制わいせつの被害を受けた中の53%が未成年。性的虐待は90%が未成年です。DV被害の方たちは若干年齢層が上がりますので、22%が未成年です。その他で来る子どもたちは76%。全体としては61%が未成年の被害者という状況があります。この数値より、日本の子どもたちの性が危機に瀕していると言えると思います。私たち大人は、この状況に真剣にかつ急いで取り組まねばなりません。

一番下には妊娠の問題をまとめています。レイプ被害者の中でも10%の人たちは、妊娠をして相談に来られています。すぐに来られたら緊急避妊ピルを飲むことで妊娠の可能性を下げることはできるのですが、なかなか救済センターに行くことができず、生理が止まって妊娠検査薬を使ったら陽性が出たので、必死な気持ちで来られた人たちです。レイプ被害の10%もが妊娠するとは考えられないので、妊娠しなかったレイプ被害者がかつとたくさん潜在していることが推察できます。

これに対して性的虐待の被害者は0.8%しか妊娠していません。これは年齢が小さいこともありますが、生理が始まってからの被害も多いので、加害者が妊娠をさせないように気を付けている、とても計画的な犯罪であるというを示していると思います。

DV被害を受けた方の55%が妊娠の相談で来られています。DV防止法ができて、十分ではないと思いますが相談先は少しずつできてきました。でも性のことで相談することはなかなかできません。結果、本当にひどい性的な暴力をされ、避妊もされずに妊娠してどうしようと相談に来られる方が55%もいるという状況です。救済センターでは、妊娠の状況、暴力の状況、接近禁止命令が出ているのかなどどのように安全が保たれているかを確認のうえ、本人の気持ちを整理していただいて対応しています。しかし、母体保護法というとても大きな問題もあり、これは夫の同意がないと妻が中絶できないことになっています。これについて、日本弁護士会では少なくともDVが明らかであれば、本人の同意だけで中絶手術ができるようにするべきという意見書を政府に出しています。しかしなかなか、これが前向きに動いていない状況で、現場には非常に苦しい思いをして相談に来られる方がいるということを改めて皆さまに知っていただければと思います。これに対してどうすればよいかの対策と動きを作っていくてはならないと思っています。

とても急いで話しましたが、以上です。ありがとうございます。

戒能

ありがとうございます。山本さんに続き、短い時間に大事なことをたくさん話していただきました。なかなか気づかないかもしれませんが、今度の刑法改正も結局は性犯罪という枠組の中での改正にしか過ぎません。実は性犯罪と刑法で規定されているもの以外にも性暴力がたくさんあります。女性の経験に即した刑法改正といった場合、このような視点も持ちたいと思いましたし、また、妊娠の問題もかつと私たちは考えないといけないと感じております。

では、松本さんに相談の現場からお話いただきます。よろしくお願いいたします。

松本さん

全国婦人相談員連絡協議会の松本と申します。私は熊本県水俣市の福祉事務所に所属している婦人相談員です。婦人相談員についてすでにご承知かも知れませんが、簡単に言いますと 1955 年に議員立法で成立した売春防止法のもとに実施された婦人保護事業の一機関です。その後、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（いわゆる DV 防止法）やストーカー行為等の規制に関する法律、人身取引行動計画といった複数の根拠法の下、公的機関で働いている相談員です。2016 年の厚生労働省の発表によると、婦人相談員が受ける相談の件数で最も多いのは DV で、ついで離婚や子どもの問題、生活困窮、住居などの問題です。これらの主訴の中には幼少期や十代の頃の暴力被害や売春の経験があることも少なくありません。また、相談者は障害や外国籍などの複合的課題を抱えていることが多く、婦人相談員は相談の背後にある社会的背景に目を向けて、切れ目のない人権に配慮した相談を行っています。

私は市の相談員になって 30 年になるのですが、一つとして同じ内容の相談はありません。DV についても最近では加害者が外国人という相談が続いておりまして、相手の国の文化や宗教を知らないという理解が及ばないということもあります。また、開会セレモニーで話があったハーグ条約も関係してくる等の状況があります。

相談員として最も苦勞するのが性被害や性搾取についての相談です。今日オルガさんの話を聞いて、納得するところがたくさんありました。今日はそのことについて話します。先ほど主訴の中に隠れている、幼少期や 10 代の性被害があると言いましたが、とても多いんですね。ここで少し事例を紹介したいと思います。

DV の被害でどんなに暴力をうけても夫の元に留まる女性がいる、なぜ留まるのかを聞くことができました。彼女は身体的暴力を受け、顔が判別できないくらい殴られて、警察に行っても「私は被害届を出しません」と言って家に戻っていました。何度も家を出て「離婚する」と言いながらも家に戻ることを繰り返していました。やっと話を聞くことができわかったのは、彼女は幼いころから性的虐待を受けていて、夫は彼女を家から救い出してくれた恩人だということです。幼い頃から受けていた暴力より今の暴力のほうがずっと我慢できる、と言いました。最終的には夫のもとを離れましたけれども、大変時間がかかりました。

経済的困窮で相談に来た方で、ヘアスタイルも服装も男性かなと思った方がいました。この方は相談室では手がブルブルふるえて、言葉もなかなか出てこないもので、長い時間をかけてお話を伺いました。その方は幼いときに見知らぬ男性から性暴力を受け、そのことは誰にも話さないままずっと過ごしてこられた。大人になって、あるとき見知らぬ男性から強い力で掴まれ、その時から自分は突然おかしくなったと言われるんですね。フラッシュバックして、仕事もできなくなって職を失ったという話がありました。彼女の家庭は、DV の家庭で、今も両親はその状態が続いているとのこと。彼女はその後、障害年金を受給して、ある程度の生活の見通しが立ちました。

それから、DV を受けて今すぐ逃げたいと相談に来た 20 代の女性がいまして。彼女は幼少期からの経験を、オルガさんが先ほど指摘されたように、本当に淡々と話してくれました。幼少期から母のパートナーから性被害を受け続けて、小学校 5 年生の時にもう耐えられないと母親に打ち明けましたが、母はその男の元に彼女を残したまま出て行ってしまいました。彼女は中学卒業と同時に家を出て、水商売をして生活したそうです。幼い頃に別れた父親をやっと探し出して、今までのことを打ち明けたら、実の父親からもレイプされたという話でした。彼女は母子生活支援施設に入り、初めて安全でお金のことを気にしないで生活できるととても頑張っていました。離婚し、資格も取得し、お金をためて自立されました。でもやはりお母さんの元に帰りたいと、お母さんを探して近くに引っ越しました。

今現在もこのような被害にあっている多くの少女がいます。早い段階でどこかに相談してくれればと願いますが、どうしても、どうすれば相談につながるのかは考えなければならない課題だと思います。特に、十代後半の児童相談と婦人相談の狭間に置かれた少女たちは、挟間ということで救う道が閉ざされることがあります。婦人相談には他

法優先、どこの機関も相談受けてくれなかったら支援する、という対象の範囲が限られてしまっていて支援が広がらないということがあります。

性被害・性暴力の相談も少ないながら、あります。養父から性的被害を受けた13才の少女の場合、母が彼女の言葉を信じてくれたことで、児童相談所の一時保護、児童養護施設に入所となりました。少女は児童養護施設をたびたび飛び出して、その後の回復にも時間がかかっています。最近、本人がネイルの仕事をしたいと初めて行動を起こしてくれました。今その勉強をしています。母も離婚し、生活ができるまでは、妹も児童養護施設に預けられ、家族がばらばらになりましたが、今は母子一緒に生活出来ています。母は外国籍の女性です。裁判の結果、養父は4年半の実刑判決を受けました。母が離婚したことで少女には帰る家があります。

性被害が家庭の中であった場合、その子どもが保護された後の家庭の中がどうなっているのか、必ず支援が必要だと思います。子どもさんがいなくなっただけで、何事もなかったように前の通りの生活をしている家庭が多いです。

実父から性被害をうけて母親に訴えても、信じてくれなかったという少女がいました。彼女は18歳で家を飛び出しましたが、父の姉になるおばさんが少女の話を信じて支援してくれました。今彼女は大学を卒業し、一流企業に勤めています。このように周囲が理解し、支援すると、回復に繋がることを実感しました。

一方で、信じてもらえなかった少女が自殺を図って、今は寝たきりという方もいます。

性暴力をうけた被害者は回復に時間がかかります。ですから関係機関が連携し、支援体制をつくる必要があります。

長年実父から性暴力を受けていた軽度の知的障害がある方の話です。両親は離婚していましたがたびたび父親が家を訪れ、元妻か子どもである彼女に性行為を強要していました。彼女には知的障害があるということで、近くの検察庁では不起訴にするとわれ、本庁まで行ってやっと起訴になりました。婦人相談員は最後まで同席するように求められました。警察では何度も事情聴取が繰り返され、昨日言ったことをまた今日も聞かれるんですね。繰り返される事情聴取や実証検分、現場検証は被害者を何度も傷つけると実感しました。実証見分では、ダミー人形を使って同じ行為を再現させます。やめてほしいと警察官に言いましたが、これをしないとせっかく届けを出しても起訴できないと言われました。父親は同意のうえの行為だと主張していました。裁判になった時には被害者も出廷して、別室でテレビにてやりとりしましたが、本人にとってはとてもつらく、てんかんの発作を起こして最後までその場にいることができませんでした。婦人相談員も証人として呼ばれました。法廷では姿が見えないように周りをかこってもらうのですが、すぐ近くに加害者の声が聞こえます。判決は強姦罪で7年の実刑となりました。1年後に、彼女に被害届を出すように勧めた妹から「自分は14歳の時に父からレイプを受けた」と打ち明けられました。被害届を出した後の警察や検察の聞き取りや実証検分、現場検証の方法についてもっと別の方法があるのではないかと思います。これ以上被害者を傷つけないために、ぜひ検討していただきたいと思います。このケースで相談員として学んだことがあります。ひとつは相談を受ける側も自分の限界を知っておくこと。もう一つは、スーパーバイザーを受けることが大切だと思います。私も二次受傷してしまい、回復するのに時間がかかりました。その時に助けてくださった先生が今日ここにいられていますが、本当にスーパーバイザーは必要だと思います。

この他に必要なことについてはまた後でお話します。ありがとうございました。

戒能

ありがとうございました。30年にわたる婦人相談員の経験をお話いただきました。性暴力が主訴の背後に隠されているケースが多いと思います。DVについての相談であっても、背後に性的虐待や性暴力の問題があるということに気が付かなければいけないと思いました。

最後の方で、警察・検察・裁判所・弁護士もそうだと思いますが、刑事司法の過程における権利擁護の問題、二次加害を起こさないこと。昨日、院内集会で伊藤詩織さんもお発言なさいましたが、同じような問題が実は多く起こっています。それが被害を受けた方にさらにまた負担をかけている状況は、刑法改正と同時に、衆参両院から付帯決議がでておりますので、その付帯決議の具体化も私たちの大きな課題だと思っています。

最後に、打越さんから、弁護士の立場からお話いただきます。

打越さん

打越さく良と申します。私は2000年に弁護士登録しまして、その直後の2001年にDV防止法ができました。初めから、DV被害者の事件を積極的に受けたいとして取り組んでいたもので、とてもよい被害者救済のためのツールができたと思って利用してきました。私にとっては、初めからあったツールでしたが、それは先ほどの動画などを見て、全国女性シェルターネットをはじめとする支援者と被害者の皆様が運動してきた成果だとあらためて知りました。DV防止法が、DV被害者を救済するツールとしての中核の法ですが、そのほかの法律もあわせ、概要と残る限界について話していきます。

DV防止法は保護命令以外に、国や地方公共団体がDVの防止や被害者の自立支援に責務を持つこと、その中核となる配偶者暴力相談支援センターを制度化したことに意義がありますが、それは意識のレベルの転換にも影響したように思います。1998年の警視庁の回答で、「単なる痴話ゲンカと深刻な犯罪と区別がつきにくいから、警察が介入することによってあだになることもあるので、慎重に対応せざるを得ない」などと、要は人権侵害、犯罪であつても見分けがつかないので、警察としては慎重で消極ですという趣旨の文章が出されました。それがDV防止法目前になって、積極的に対策を講ずる必要があると転換をしました。それでも現場レベルでは後手後手になることもあり、ストーカーやDVの被害がさらに深刻になることもありますので、もっと2013年10月6日の通達のように、被害者に届け出の意思がなくても、必要性が認められる場合であれば逮捕や強制捜査をしようというという積極的な姿勢を打ち出していく必要があるのではないかと思います。

私が大きな成果だと思うのは、被害者自身が「痴話げんか」「たいしたことない」と受け止めていたのが、DV防止法ができたからこそ「あつてはならない」ことだと気づく。そして弁護士のところに相談に行ったり、被害者自身ではなくても、周囲の人がこれはおかしいんじゃないかと思って相談に連れてきてくださったりする場合があるので、やはり画期的なものだったと思います。

ただ、限界もあります。当初から言われていますが、保護命令を申し立ててもそれから相手方に弁明させたりなんざと、結局申し立てから発令までに10日間くらいはかかります。そうすると、すぐに別居して安全を図りたい、相手が追いかけてくるのではと思っている人にとって、手続きにかかる10日間がとても心配になる。ですから、緊急保護命令が必要だと思います。また、保護命令が地方裁判所で発令されるにしても、それとは別に家庭裁判所で離婚のことを検討していくとなるとなかなか物事が進んでいかないし、裁判所の方にも専門性もなく厄介なことになるという現状があります。

保護命令も、海外では明渡し命令となって、被害者が住居に住み続けて加害者に出て行けと命じる制度があります。しかし日本では基本的に被害者が出て行くことになりますので、被害者は生活が根本的にかわってしまうことに躊躇せざるを得ません。またご自分だけでなく、お子さんの生活も激変させてしまうので、「私が我慢したほうがいいのか」となかなか踏み切れないという状況になっていると思います。

オルガさんのお話を聞いて思いましたけれども、運用上の問題点としてあるのは、司法は「いつどこで何があつたのか」を立証しなければいけないということです。保護命令の申立書をご覧になったことがある方もいらっしゃると思いますが、「いつ、どこで、どのような怪我をしたのか」などを、箇条書きにしています。そして、それに裏

付けとなる客観的証拠があるかどうかというのがカギになってくるわけですが、そうではなくて、トラウマのサバイバーの人にとっては、感覚を通して聞いてもらった方が記憶を喚起できる、整理できるということもあると思うので、今のようにつつどこで何がとやっていくには限界があると思います。それから、退去命令に消極的というか、接近禁止命令と同じ要件なのに憲法違反の疑いがあるなどと論文に書いた裁判官もいて、発令に消極的という傾向にも限界があると思います。

次に、家事事件でDVはどう扱われるかについて。まずいつどこでなにかあったかを立証する必要がありますが、離婚原因として民法 770 条 1 項 5 号には「その他婚姻を継続し難い重大な事由があるとき」という、包括的な離婚原因があります。その中に暴力や暴言があると考えられているところがあります。DV 防止法ができて、殴るなど身体的暴力は、被害者自身もこれはやられてはいけないこと、離婚原因となるのではと思われるようになってきましたが、性的な暴力、夫婦間の強姦については、離婚したいと私のところに相談に来た人でも、最後の最後になって、「殴られるより何より、毎晩いやなのに勝手にセックスされるのが嫌だったんです」と打ち明けてくださることがあります。それってひどい強姦ですよ?と言うと、「夫婦である以上応じなければいけないと思っていた」というふうに、被害者自身が、サポートしている私など弁護士にも伝えようとしないうほど、それがDVと認識できていないという深刻さがあると思います。

あとは民法のなかで、離婚にともなう慰謝料について。DVを立証できた場合は請求できますが、東京家裁の裁判官であった方が、2012～2013年にかけての東京家裁の慰謝料を請求した203事例を分析した論文のなかで、慰謝料が認められた75、件の平均が153万円だとまとめています。主たる原因が不貞の場合は223万円、DVの場合は123万円ということで、「え。DVのほうが安い」という感じですがけれども、慰謝料は諸般の事情を考慮して決めるので、被害の深刻さというよりは、加害者が資力をもっているかを裁判所は気にしているのかなとは思いますが、しかし、被害者サイドからすれば、とても納得ができません。

児童虐待防止法で、いわゆる面会DVは虐待として明記されていますけれども、親権や監護権を判断する際にはあまりDVがあったかどうかは重視されていないという印象を持っています。いまかなり現場で苦労しているのが、面会交流です。DV防止法が施行された後平成13年、平成14年ぐらいのときに、DVがあった場合には面会交流を禁止・制限しようという審判例が出て、かなり細やかに子どもに対する影響も考慮されていました。しかし、2012年に施行された民法766条1項の中で離婚の際に協議で定めることの中に面会交流というのが列挙されただけで、面会交流が権利だとは書かれていないにも関わらず、特段の事情がなければ面会交流は禁止・制限されないという風に解釈が反転してしまっている。その中でDVがあり、当事者にもお子さんにも影響が生々しいという場合でも、第三者機関を利用すれば被害者と加害者が直接会わないですむのだから面会交流をしてもいいのではないかと、やってみて問題があれば考えましょう、というふうに勧められることが多いです。問題が起きてからではお子さんのためにならないのですが、現状ではそういうふうに押し切られる傾向にあるような気がします。

あとは、2013年1月に施行された家事事件手続法が手続きの透明性を確保するという一定の意義はあったのだと思いますけれども、その中で、両者への説明を同じようにするために当事者を調停で立ち合わせましょうという運用が一部の裁判所で始まりました。DV事案について配慮はしてくれるんですが、特別に「DVのためPTSDにかかっています」等と具体的に言わない限りは、手続きの透明性の観点から立ち会いをすすめられるので、具体的に言えば断れることを知らない当事者の方には酷ではないかと思っています。

あとは性暴力ということで話題になっている2017年の刑法改正。裁判所、最高裁、法務省では、配偶者間の強制性交も強制性交に含まれるのだからあえて明文化する必要はない、と盛り込まれませんでした。現実には配偶者間強制性交が非配偶者間の強制性交と同様の扱いをされているとは思えないのですが、配偶者間強制性交は盛り込まれませんでした。資料でお出した判例も見ていただきたいと思いますけれども、基本的には夫婦間ではセッ

クスを求める権利、応ずる義務もあると言いながら、特別に調停を起こしていたとか別居していたという客観的に見て婚姻が破綻していたとなれば強かんが成立するという程度で、私としては扱いが軽いのではないかと、きちんと評価されていない傾向があるのではないかと思います。

色々と被害者にとって厳しい現状があるということを今あげていきました。やはり一般的な性別役割分業や女性差別があり、司法の機能も十分でない中で、別れる自由がないのではないかと思います。お子さんを養っていかれるかとためらって、DV被害を甘んじて受け続ける方もまだいるかと思います。ミクロ、マクロで考えることが山積していると思います。

戒能

ありがとうございました。最後に出てき面会交流についてはみなさんも気にされていると思います。

4人のご報告を聞きました。5分間という短い時間ですが、オルガさんからコメントをいただきます。

トゥルヒーヨさん

パネルにいらっしゃる皆さんのお話に大変感動しました。私にとって響いたことが何点かありましたので、その点について触れたいと思います。

まず、パネルにいらっしゃる皆さんを見ると、それぞれが違う分野で活躍されている方々だということがわかります。そして、こうした問題に取り組むときには、パネルにいらっしゃる方だけでなく、私たち全員にそれぞれ役目があり、みんな一緒に行動を起こす必要があるということ申し上げたいと思います。これは医師や弁護士、行政の方だけに限られる話ではありません。私たち全員が関わらなくてはなりません。その中でも特に自分の経験を人々に伝えることができるサバイバーは大切な存在です。

私が活動を始めたのは、自分に DID の症状があると知ってから5年後でした。とてもよいキャリアを積んでいたことは、私にとって恵まれたことでした。アメリカ連邦政府の司法省で、私はかなり若手でしたが高い役職についていました。そして、私の上司は、私が経験を語ることを力強く後押ししてくれました。それが20年前の話です。一方で、私が被害経験について話せば、専門家としての信頼を失ってしまうのではないかとという人もいました。それでも、私は結局話すことにしたのです。なぜ話すことにしたのかというと、大きな理由としては、その時点で、私はある程度、自分に何がどのように起きたかが明瞭にわかっていましたからです。そして、多くの人はこれほど明瞭には自身の経験について理解していないのではないかと感じていたからです。私に役目があるとしたら、この経験について人々に説明することかも知れないと思いました。

私は法律を変えてきた訳ではありません。アメリカで何らかの法的な改革をしたわけではないんです。私がしてきたことは、私自身の経験とトラウマの影響を語り続けることです。20年前に私が語り始めた時、このような活動をしている人はいませんでした。現在では、自らの経験を語るサバイバーがどんどん増えています。私たちがこのような語りをする時に一体何をしているのかというと、トラウマの経験を持たない人に説明するという側面もありますが、より重要なのは、トラウマを経験している他のサバイバーたちに情報を共有することです。こうして当事者の経験を聞くことで得られる情報は、他の分野の専門家が持つトラウマについての知識に匹敵すると思います。これからする話は、皆さんにぜひ聞いてほしいと思うことです。まず、他者に対して加害行為をする人たちは、自分の持つ権力を使ってそうするのだということ。山本さんが十分に説明されましたが、加害者はそれが許されているから加害行為をするのです。私の父がなぜあのようなことをしたかということ、父は私たちを自分の所有物だと思っていたからです。しかし、この問題は個人ではなく社会の問題です。私たちサバイバーは「お前のせいだ」と言われ続けています。そして多くのサバイバー自身も「自分のせいだ」と信じ込んでいます。これは個人的な問題だと思っ

てしまうのです。しかし、これが個人的な問題なら、これほど多くの虐待や暴力は起こらないでしょう。私たちが変えるべきは、この問題に対して社会がどのように応えるかという点なのです。

世界中で多くの方がお気づきかと思いますが、アメリカでは2歩進んだと思ったら3歩下がるというようなことが起きています。去年までは、性暴力について理解し語ることのできる政府がありました。そうした政府とともに、私たちは大きく歩を進めてきました。今の政府はまったく違います。私たちが推し進めてきたことも、今まさに後退させられています。それでも私たちはホコリをはらい、立ち上がり、きちんと声が届くようにしているのです。それはまさに、参加者の皆さんが今ここにいてくださることで、パネルのみなさんがこの場で、そして日々の活動の中で、すでにやっつけてくださっていることでもあるのです。ですから、みなさん、本当にご自分を大切になさってください。この活動はととてもとても大変な仕事です。そして、より多くの方がこの活動に関わってくださるように広げていきましょう。これは私たち全員のつとめなのです。私たち全員にそれぞれの役目があります。ありがとうございました。

戒能

ありがとうございました。

最後にパネラーの4人から1分くらい、補足や何かメッセージがありましたら。打越さんからお願いします。

打越さん

今のオルガさんのお話を伺って、アメリカも大変後退している状況である、と感じました。日本でもはっきりとした後退というよりは、私のようなDV被害者の弁護を頑張っているという弁護士に取材したいというメディアの方が、DV冤罪について教えて欲しいとか、女性はいいいから男性被害者のことを教えて欲しいなど、何か角度を変えようとする動き、いろいろなレベルの動きがあると思っています。そうした動きが気になると思っている、私も皆さんも個々の事件や支援で忙しく、そういううねりの中での情報発信は厳しいですが、やはりサバイバーの方が中心となるにしても、現場で課題がわかっている私たちからも発信して制度改革などもしていきたいといま一度思いました。

松本さん

私の携わっている婦人相談事業については、いま見直しが検討されているということです。これはいままで無かったことです。特に今日お話したような他法優先など、見直されればこれは新しいことです。平成28年4月に性暴力被害者の一時保護委託ができると厚生労働省は通知していますが、実際それができているかというやはり関係機関の連携や婦人保護事業の関係の中ではなかなかうまくつながってはいないです。私はたまたま長くやらせていただいているのですが、相談員の雇用期間がすごく短かったり、雇い止めがあったりで、3年未満、5年未満の経験の方が約6割程度になります。それも毎年更新の非常勤です。ですから、こういう風な支援者も今後きちんと制度の中で見直していただけるようにお願いしたいです。

加藤さん

最初に文京区長さんから、梅毒で献体なされた女性の貴重なお話をうかがいました。日本の女性医師第1号が荻野ぎんという方で、渡辺淳一の『花埋み』という小説にも出ています。彼女は豪族の娘さんですが、嫁いだ先の夫が花街で病気をもらってきて、多分淋病だと思うのですが、それを彼女もうつされて苦しむんですね。その病気を治すために西洋医学に助けを求めたけど、そこがとてもひどい女性に対する医療しかなく、きちんとした女性のための医療をぜひ自分でやりたいということで、女性医師になったという人です。そこで産婦人科医療が、改めて女性のための医療になっていかないといけないと、私自身改めてそこから学んでいます。リプロダクティブヘルス・

アンド・ライツを女性の手にしかりと戻し、これからも性の問題に取り組まなければいけない。皆さんとともに一緒にやっていたらと思います。ぜひよろしくお願いします。

山本さん

7月7日に一般社団法人 Spring を仲間と一緒に立ち上げたのは、6月の刑法性犯罪改正で3年後に見直しを検討しようという附則がついたからです。今回のお話の中でも出てきましたが、パートナーからの性暴力も性犯罪であるという点や、警察で適切に被害者の話を聞き取りしてもらえないという状況を変えていくことが重要だと思います。法律でルールを作ってシステムから変えていくということがこの社会を変えるのには大事だと思っています。全国シェルターシンポジウムに関わる皆様が動いてきた素晴らしい活動を、私たちも見習いながら頑張っていきたいと思います。引き続きよろしくお願いいたします。

戒能

ありがとうございました。ちょうど終了時刻となりました。

皆さんがおっしゃったことに尽きますが、やはり短期間の目標としては、3年後の刑法改正の見直しですね。被害者の回復につながるような実効性のある改正にどうやって持ち込んでいくか。これはすぐに活動を始めなければいけないと思います。それから、議員立法で廃案になりましたが、性暴力被害者支援法案の実現にも努めていきたいと思います。また、先ほども申し上げましたけれども、今の刑法の枠の中だけでは極めて不十分だと考えています。包括的な性暴力禁止法のアイデアをもっと具体的化して実現を目指して活動していかなければ、また同じような刑法改正で、ちょこちょこ変えただけで終わってしまうのではないかと危惧を覚えます。日本社会全体もかなり暴力的な状況だと思います。私が一番危惧しているのは、人権、民主主義、平和もそうですが、人権擁護の基盤がどうなってしまうのかということ。それを大変心配しています。そのような時代ですが、今日はここに1,000人くらいの方が集まっていっぱいます。オルガさんがおっしゃったように、これから社会をどう変えるかです。躓いても負けずに立ち上がって進んでいく。でもこれだけでは仲間は少なすぎます。もっともっと広めて、パワーアップする必要があります。アメリカも同様に困難な状況ですが、女性たちはピンクの帽子をかぶってウィメンズマーチ活動なども頑張っていると思います。世界中の女性もそうだと思います。みなさんも手を携えながら一緒に頑張っていきたいと思います。今日はどうもありがとうございました。4人のパネリストとオルガさんに拍手でお礼を申し上げます。

シンポジスト 当日配布資料

山本潤さん

全国シェルターシンポジウム

ノーマア暴力：私たちにできること

2017 年 9 月 30 日

一般社団法人 Spring

代表理事/SANE(性暴力被害者支援看護師) 山本潤

1. 家庭内・親族内での性被害

- 1) 異性から無理やりに性交された経験がある女性 6.5%
 - 2) そのうち小学生以下 11.1%、中学生 2.6%
 - 3) 親・兄弟それ以外の親戚 8.5%
- (平成 26 年内閣府男女共同参画局)

2. 性教育、性暴力への対応教育

- 1) プライベートパーツの周知
- 2) 性的関係における同意
- 3) 性暴力被害と加害への対応

3. 不十分な被害者保護と被害者サービス

4. 長期化、慢性化する被害

5. 被害者の権利と回復

一般社団法人 Spring

〒103-0014 東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目 2 1 番 6 号 南雲ビル

TELL: 080-3790-1500/EMAIL: info@spring-voice.org

WEB: <https://ameblo.jp/spring-voice-org>

シンポジスト 当日配布資料

加藤治子さん

性暴力被害における加害者との
関係性を考える

2017/09/30
性暴力救援センター・大阪SACHICO
阪南中央病院産婦人科
加藤治子

性暴力とは

同意のない・対等でない・強要された性的行為

1. レイプ・強制わいせつなどの性暴力(他人から)
2. 子どもへの性虐待(父親など家族から)
3. DVとしての性暴力(パートナーから)
4. その他(含性的搾取・性非行 大人からの被害)

これらは、「被害者である女性の性を踏みにじり、人間としての尊厳を脅かす」という意味で、人権問題であり医療問題である

©性暴力救援センター・大阪SACHICO

SACHICO開設後7年間の概要
(2010年4月～2017年3月)

電話件数 28573件
来所延べ件数 5188件
初診人数(実人数) 1486人

©性暴力救援センター・大阪SACHICO

7年間1486人の被害内容(2010年4月～2017年3月)

年度	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	計
レイプ・強制わいせつ (未成年)	78	119	143	126	111	138	108	823 (439) 53.3%
性虐待 (未成年)	36	45	43	48	41	67	76	356 (319) 89.6%
DV (未成年)	6	10	30	25	23	27	28	149 (34) 22.8%
その他 (未成年)	8	14	26	23	28	33	26	158 (120) 75.9%
計 (未成年)	128	188	242	222	203	265	238	1486 (912) 61.3%

©性暴力救援センター・大阪SACHICO

妊娠が多い (2010年4月～2017年3月)

被害内容	被害者数	妊娠数
レイプ	650	63(9.7%)
性虐待	356	3(0.8%)
DV	149	82(55.0%)

©性暴力救援センター・大阪SACHICO

SACHICOに來所するDV被害者は
妊娠の相談が多い

DV被害者149人中82人(55.0%)が妊娠して來所している
(2010年4月～2017年3月)

対応

- ・暴力の状況把握
- ・母体保護法指定医師による診療と面談
- ・中絶決定時の対応
(母体保護法第14条1項又は2項に基づく)
(本人と配偶者の同意が必要)

➤ 継続するか否かは女性の性的自己決定権の問題

➤ 少なくともDV被害者の場合は、本人の同意のみで中絶可能となる法整備が必要

©性暴力救援センター・大阪SACHICO

シンポジスト 当日配布資料

松本周子さん

性暴力・性虐待被害の相談への支援

全国婦人相談員連絡協議会 松本周子

1、 婦人相談員とは

4つの根拠法（売春防止法・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律・ストーカー行為等の規制等に関する法律・人身取対策行動計画）のもとに、公的機関で働いている相談員。

最も多い相談は、DV、ついで離婚や子どもの問題、生活困窮、住居の問題。これらの中には幼少時や10代の頃の性暴力の被害や、売春の経験があることも少なくない。又、障がいや外国籍等複合的な課題を抱えていることが多い。

2、主訴の中に隠れている幼少時や10代の頃の性的虐待、性暴力の被害

①DV夫のもとにとどまり続ける理由

②経済的困難の相談者の状況

③DVを受け他所に逃げたいという被害者の生い立ち

・課題

今現在も、被害にあっている多くの少女たちがいる。早い段階で相談窓口につながるようにするにはどうしたらよいのか。児童相談・婦人相談の狭間。

3、性暴力の被害の相談の中で、被害届を出した事例

①「養父から性的暴力を受けた13歳の少女の場合」

・課題

被害の回復のために長期的な支援が必要である。関係機関との連携（児童相談所・児童養護施設）。

②「実父からの性暴力を受けた軽度の知的障がいがある女性の場合」

・課題

被害届を出した後の警察、検察庁の聞き取り、警察の実証検分、現場検証の方法について、二次加害を起こす可能性があるのではないかな。

4、今後必要なこと

- ・各地域の相談窓口、性暴力被害者相談支援センターの周知
- ・関係機関との連携。
- ・相談員への、性暴力・性虐待被害の問題についての研修。
- ・スーパーバイザーが絶対必要。

シンポジスト 当日配布資料

打越さく良さん

DV 被害者を救済するツールとしての法と未だ残る課題

17.9.30 弁護士 打越 さく良（第二東京弁護士会所属）

1 DV 防止法 2001 年成立、施行（配暴力センターに係る部分は 2002 年施行）
の意義と限界

（1）内容

ア 保護命令

被害者の生命又は身体に危害を加えられることを防ぐため、裁判所が、被害者の申立てにより、身体に対する暴力や生命等に対する脅迫を行った配偶者に対し、一定期間、被害者・被害者の子や親族等へのつきまとい等を禁止したり、被害者と共に生活の本拠地としている住居からの退去等を命じる裁判。

イ DV の防止、被害者の自立支援・保護

国・地方公共団体の責務／配偶者暴力相談支援センター／警察 etc.

（2）意識の転換

ア 警察

「単なる痴話げんかと深刻な犯罪等との区別が付きにくく、また、夫婦が冷静になった時に警察行為がアダになる例もあるので、慎重に対応せざるを得ない」警視庁犯罪被害者対策室の回答（東京都生活文化局「女性に対する暴力」1998 年、141 頁）

ストーカー規制法（2000 年成立）、DV 防止法以前の 1999 年 12 月 16 日警察庁通達「女性・子どもを守る施策実施要綱の制定について」

女性や子どもが被害者となる犯罪については、刑罰法令に抵触する事案につき適切に検挙措置を行い、刑罰法令に抵触しない事案についても、国民の生命身体財産保護の観点から、積極的に対策を講ずる必要がある旨指示。

イ 被害者、周囲の人々へのインパクト

（3）限界

ア 改正を要する点

緊急保護命令制度／管轄裁判所

／保護命令の内容…明渡し命令、加害者更生プログラム etc.

イ 運用上の問題

2 DV と家事事件

(1) DV の扱い

ア 離婚原因（民法 770 条 1 項 5 号）

イ 慰謝料請求事由（民法 709 条、710 条）

ウ 親権、監護権 児童虐待防止法 04 年改正 2 条 4 号

「児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力」を虐待として明記

エ 面会交流

DV 防止法施行後 面会交流を禁止制限する裁判例公表

民法 766 条改正（11 年改正 12 年施行）

離婚の際に協議すべき事項に面会交流例示

DV があった事案でも、当事者や子の意向、子の発達段階、心身の事情、親族の協力の有無、第三者機関の利用可能性等によっては、面会交流の禁止・

制

限事由にはならないという実務へ。

(2) 「適正手続、手続の透明性の確保」の強調（家事事件手続法 13 年施行）

3 性暴力

2017 年刑法改正（110 年ぶり） 配偶者間強制性交等は法文上明文化されず。

（例）東京高判平成 19 年 9 月 26 日判タ 1268 号 345 頁 夫婦間の性交渉を求める権利・応ずる義務を肯定しつつ、婚姻関係が実質的に破たんしていたこと、別居調停が成立していたことから、「夫として別居している妻に対して性交を求める権利もなくなっている」として違法性の阻却の余地はないとし、強姦罪の成立を認める（離婚成立、謝罪金 50 万円の示談 etc. から執行猶予）。

4 その他

法律扶助（若干の前進はあるも…）

司法（中立性の名のもとに…）

算定表の再考／社会的要因（賃金格差、性別役割分業） etc.

議員フォーラム

「あらゆる暴力の根絶に向けて」

司 会：佐藤香

進 行：遠藤智子さん（一般社団法人社会的包摂サポートセンター 事務局長）

登壇者：戒能民江さん（お茶の水女子大学 名誉教授）、島岡まなさん（大阪大学大学院高等司法研究科 教授）、石井みどり参議院議員、池内さおり衆議院議員、福島みずほ参議院議員

宮沢由佳参議院議員、山本香苗参議院議員、近藤恵子

（肩書きはシェルターシンポジウム開催時のものです）

司会

みなさま、おはようございます。さわやかな秋空が広がる中、第20回全国シェルターシンポジウム2017in東京2日目の朝を迎えております。今日も午前中は議員フォーラム、午後からは分科会とプログラムがつまっております。それでは、第20回全国シェルターシンポジウム2017in東京実行委員長でお茶の水女子大学名誉教授の戒能民江よりご挨拶申し上げます。

戒能

おはようございます。戒能でございます。午前中からみなさまお疲れ様です。大変お忙しいところを、議員の皆様にもご出席いただきましてありがとうございます。この議員フォーラムは例年分科会の一つとして開催して参りました。これまで20回と積み重ねてまいりましたが、その都度重要なテーマについて超党派の議員のみなさまに議論をしていただくという非常に大事な場でございます。今回は全体会として開催することとなりました。ちょうど解散総選挙という時期にあたったわけですが、以前から時代の転換点ではないかという認識がありました。その中で、暴力の問題だけでなくその背後にある貧困や格差の問題、働き方の問題など、それから最近ようやくクローズアップされてきた若い女性の問題など、重要な案件は盛りたくさんあります。そこで被害当事者の方や現場で支援されている方や市民の方と議員が本当に率直に意見を交換して、よりよい政策をどうやって実現していくのか。何がハードルなのか。そのハードルをどう超えていくのか。議論の場として、今回の議員フォーラムは非常に重要な位置づけを与えられるものだと思っております。議員フォーラムをずっと開催してきて感じますのは、女性議員の力です。女性議員プラス男性議員も含め人権の問題に真正面から取り組み活動のバックボーンにしているみなさんの力の大きさと、女性をはじめとする市民が対話するということがどれだけ重要なことかということを考えております。1時間半という非常に短い時間ですが、充実したフォーラムになることを期待して挨拶と代えたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

司会

さあ、それでは、あらゆる暴力根絶に向けて超党派の国会議員の皆さんと語り合います。ここからの進行は遠藤智子さんをお願いします。

遠藤さん

おはようございます。議員フォーラムの進行をつとめます遠藤でございます。昨日みなさんはこの会場で回復につ

いて学んだり考えたりしていただいたと思います。

今日は予防と処罰と回復支援に向けて私たちがどういう力を持とうとするかというお話を現役の立法に携わる皆さんと一緒に話をしていきたいと思っております。1 時間半です。これが終わるとすぐに飛行機に飛び乗る議員さんもいらっしゃると思いますので、みなさんのご意見を今日は聞くことが出来ません。いくつか資料をお配りしておりますが、私たちは、日本の女性に対する暴力に関する法律が国際水準と比べてどれくらい遅れているかをしっかり分かったうえで話をしようと思い、大阪大学大学院高等司法研究科教授の島岡まなさんに来ていただきました。それでは 10 分でお願いいたします。

島岡さん

みなさん、おはようございます。ご紹介いただきました大阪大学法科大学院で刑法を教えております島岡まなと申します。どうぞよろしくお願いいたします。みなさんにお配りした資料は全部説明していたら 1 時間以上かかる内容ですので後でゆっくり読んでいただくということで、私からはいかに日本の性犯罪規程が遅れているかということと話したいと思います。私はフランス刑法を専門にしておりますので、フランスに留学したりその後の調査などでしょっちゅう行っているものですから、フランスとの比較を中心に考えたいと思います。

みなさんご存知のように今年の 6 月に改正された性犯罪規程というのは、明治 40 年の現行刑法典を日本はいまだに使っておりますが、それ以来の 110 年ぶりの大幅改正であったと言うことです。ところが、私から見ますと、このような改正は欧米では 1970 年代にすでにもうこれよりさらに進んだ改正が行われていました。30 年、40 年遅れているのにまだその時点にも至らないような改正で、110 年ぶりに変わったと大喜びしているような状況は、遅れていると言わざるを得ないと思います。ですので、3 年後の見直しが附則に書かれたので、ぜひここは一挙に運動を盛り上げていきまして、諸外国に追いつくようなきちんとした改正をしていただきたいと思っています。資料にはこの改正で変わった点、変わらない点を細かく書いてありますが、時間がありませんので、元々の強姦罪にはどのような特徴があったかを一言でいうと、明治 40 年というのは女性に行為能力が認められていなかった時代ですので、まさに夫や男性の所有物のように扱われていた時代で、家父長制度の下、家制度の下での「男系の血統の維持」というのが一番の保護法益だった。貞操と言われていましたけれども、「女は見知らぬ人と性交なんかしちゃいけない」「所有物である女性が犯された」という意識で作られていたので、女性しか被害者になれなかったし、姦淫のみが処罰されていました。それを被害者は男女にしてもう少し広く性交等という風に、肛門性交や口腔性交にも広げたというのが大きな改正点でした。そして強盗罪よりも軽かった 3 年以上という法定刑を同等の 5 年以上にしたということです。ただこれも、私から見れば非常に狭い範囲の改正しかされていません。男性の陰茎の女性性器への挿入ということしか処罰していませんが、諸外国では手や物の挿入も 70 年代～80 年代に既に広げていたという状況です。それから、フランスを見ると、強姦罪は 10 年以上という最も重い重罪になっているという状況があります。

それから、地位関係性を利用した監護者強制性交等罪については、昨日もオルガさんのお話にあったように、近親者による未成年者への性虐待は世界中で問題になっていますが、日本ではその中のほんの一部だけ、18 歳未満の者を現に監護している者がそのような行為を行った場合のみに絞っていて、絞りすぎなのです。それしか処罰していませんが、諸外国は 70 年代～80 年代には教員や職場の上司など権力を持って弱者である女性等に性犯罪を犯した者は重く処罰しています。そのような状況には、日本はまだほど遠い状況です。また、非親告罪化されたという点は省略しますが、変わらなかった点が実はすごく多く、性犯罪の公訴時効の撤廃または停止も、先ほどから出ている児童性虐待の場合は、まだ自分が何をされているかわからないような状況にいますので、やはり大人になってから初めてトラウマやフラッシュバックで自分が性犯罪の被害を受けたと気づいて告訴しようとしても、日本

の現行法では強制性交等が10年、強制わいせつが7年ですから、成年に達する前に時効が成立してしまうという状況があります。ところがフランスですと、成人に達するまでは時効は進行停止していて、成人の18才から20年は告訴が可能で、38歳までとなっております。ドイツはさらに満21才まで停止だったのを、最近2014年に30才になるまで停止という風に変えまして、さらにそこから20年ですから、50才まで事実上告訴が可能となりました。実際にフランスで最近48才で突然過去の性犯罪被害を思い出したという女性がいましたけれども、その人は時効の壁に阻まれて、「私はフランス人だから告訴できないけれど、ドイツだったらまだ告訴できた」と述べて社会問題になったことがありました。ところが日本はまだ全然足元にも及んでいないという状況です。

それから、夫婦間レイプもこんなのは当然だから明文化する必要はないと有名刑法学者が法制審議会で言って改正されませんでしたけれども、フランスでは明文でわざわざ強姦罪は「夫婦間でも成立する」ときちんと書いてあるうえ、同等の刑ではなく、配偶者・パートナー・元配偶者、そういう人たちから受けた性暴力は普通の強姦や性犯罪よりむしろ法定刑を重くしているのです。密室で親しい関係性を悪用して性犯罪を犯すというのは見知らぬ人からされたよりもむしろ悪質なんだということで、すでに20年以上前に加重規程を置いています。その理由などは資料に書いてあるので後で見てください。それから、性交の範囲も日本は狭過ぎるということは先ほども言いました。

それから、性交同意年齢ですね。後で詳しく話しますが暴行脅迫要件というのが残されて、日本では暴行や脅迫がなくてもいいのは13才未満という非常に低い年齢に抑えられています。日本人より成長が早く成人年齢も18才のヨーロッパでも、性交同意年齢は15才以上にしています。もっと未成年者を手厚く保護しているということです。これが国連自由権規約委員会やCEDAWの最終見解でも懸念を表明している点です。地位・関係性ももっと広げるべきだと言うことは先ほども言いました。

私が最大の問題だと思うのは、暴行脅迫を用いてという要件が残ったことです。これが外国でどうなっているかと言いますと、「同意のない性交はすべて性犯罪・性暴力にする」という方向です。もう21世紀ですから諸外国はそこまで行っている。ところが日本はまだ70年代80年代の諸外国のレベルの改正で足踏みしているという状況です。イギリスでは2003年の性犯罪法で性犯罪の定義を「同意のない性器その他の物の挿入、かつ、同意がないと思うことが合理的な場合」という風にしまして、「裁判官は被害者が同意しているかどうかを確かめるために加害者が取ったあらゆる措置を含むすべての状況を考慮する」と明文化しているんですね。ですから、ちゃんと同意があるかきちんと確かめなさいよという風に法律に書いてあって、これがない場合は不同意だったことが推定されるという風になっております。実は日本の刑法というのはドイツ刑法を明治時代に取り入れて、ほとんどそれにそっくりです。日本の刑法学者はおそらく9割以上がドイツ刑法の研究者ですが、私は皆がやっていることをやっても仕方がないと思ってフランス刑法をやっているのですが、ドイツがこの分野では非常に遅れていました。性犯罪に関してヨーロッパの中でも遅れた刑法のひとつで、非常に狭い範囲しか処罰していなかったのです。ところが去年ついにドイツも周りのヨーロッパの状況に押されてか、不同意性交を中心とする根本的な改正をいたしました。ここに書いているように「No means No」原則、「嫌と言ったら嫌なのだ」という原則を取り入れた非常に先進的な刑法に変わっています。ところがほかの改正だったら、大勢いる刑法学者によってすぐ紹介されるのですが、この性犯罪改正はあまり紹介されておらず、今年の8月号に立教大学の深町先生がようやく紹介されました。不同意性交は性暴力という前提をイギリス、アメリカ、フランス、ドイツ等の先進国は取っていますので、そういう風に日本も3年後の改正に向けて変えるべきだと思います。「被害者が嘘をつくわけがない、同意を確かめない加害者が悪い」という大前提にほかの国は行っている。新たなステージに入っているのに、日本はいまだに明治時代の「女はうそをつく」「嫌と言っても実はイエスなんじゃないか」とか「No means Yes」みたいなそういう原則を採用しているのではないかと、それが法律に表れているのではないかとと思っています。

DV、セクハラについても後で質問がありましたらイギリス、フランスなどの状況についてお話ししたいと思います。そしてフランスでは被害者支援も非常に進んでいるということもやり取りの中でお話しできればと思います。最後に、この段階で言いたいのは、性犯罪を含む女性に対する暴力をめぐる問題というのはまさに人権問題だということです。ジェンダー平等とか弱者保護の視点が一番重要だと思っています。日本の性犯罪やDVをめぐる理解・議論が40年近く遅れているのは、結局は社会のジェンダー不平等の反映に過ぎないと、これをきちんといろいろな角度から平等を実現していかなければ性犯罪に関する法律も平等にならないし、逆に刑法が変わって行けば社会の意識も変わっていくのではないかと考えております。ご清聴ありがとうございました。

遠藤さん

ありがとうございました。聞いていて「私たちは間違っていない」と皆さん思っているのではないかと思います。自分が考えていたことがほかの国では法律になっていた。日本だけ70年代だった。簡単にそこだけ押さえて次に行きたいと思います。法務省と国会が70年代だということですね。

今日は本当にお忙しい中を議員の皆さんにお越しいただきました。まず1分間ずつ自己紹介をしていただいた後、山本香苗議員が先に離席されるということで、山本議員と戒能先生とで事前アンケートの回答についてやり取りをさせていただきます。そのあと、島岡先生と議員のみなさまで順番に発言をお願いしていきたいと思います。ではまず1分間で自己紹介をお願いいたします。

石井議員

みなさまおはようございます。自由民主党の石井みどりでございます。全国比例の参議院議員です。正直に申し上げますと、お手元にありますアンケートの回答というのは、自由民主党は与党でありますので法務省や内閣府、あるいは厚生労働省と政策をすり合わせて出してきたものです。私個人としての意見はこれとほとんど一致しません。にも関わらずなぜここにいるかと申しますと、今日は公明党から山本香苗先生がいらしていますが、上川陽子先生と山本香苗先生と与党の性犯罪・性暴力被害者の支援体制に関するPTというのを立ち上げまして、性犯罪・性暴力被害根絶のための10の提言というのを提出しております。この10の提言は本来ここでお配りで来たらよかったんですが、これを全部実行すると相当世の中が変わると思います。ただこういう残念な回答をしたのは、少し言い訳になりますが、自由民主党というのは古い政党ですし、国民民主党を名乗っておりますので、やはり国民各層の合意を得ながら政策を進めていくという所があるので、まさにヨーロッパに比べたら何十年遅れ、周回遅れでありますので、今日はみなさんと1ミリでも前へという思いで参加させていただきます。よろしくお願い申し上げます。

宮沢議員

みなさま、おはようございます。参議院議員の宮沢由佳でございます。私は昨年参議院議員になったばかりでございますけれども、山梨県内で25年任意団体からはじめて、NPO法人を立ち上げて、それから社会福祉法人を立ち上げた、子育て支援を一生懸命がんばってきた人間でございます。みなさまにおかれましては、日々の業務が大変お忙しい中、ここに駆け付けるだけでも本当にいろんなことをいろんな人に頼みながらいらっしたのではないかと、本当に敬意を表したいと思います。性犯罪の問題、回答もさせていただいておりますが、見直しはもちろんです。経済のことはずいぶん国は諸外国と競争しますがりますけれども、女性問題、特に性被害の問題はちっとも競争したがない。なんとかここを変えていきたいという思いでここに座っております。みなさまのご意見を聞きながら頑張りたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

池内議員

日本共産党の池内さおりと申します。このシェルターシンポジウム、またシェルターネットの皆さんにはこの3年間私は本当に現場の皆さんに学ばせていただき、育てていただきながら国会での活動に取り組ませていただいたと思っています。国会では女性や子どもの問題、そしていわゆる性的マイノリティ、LGBTと通称される方々の人権の課題などにも取り組んでまいりました。また、アダルトビデオの出演強要など衝撃的な人権侵害の問題なども取り組ませていただきました。110年ぶりと先ほど島岡先生からお話がありましたけれども、この刑法改正にも衆議院の法務委員会で質問に立ちました。法案を読むと、暴行脅迫要件が温存される等、決して女性や被害者の味方ではない。110年前、女性参政権もなくまた弁護士にも学者の中にも女性がいなかった時代に作られた条文悪法が、当たり前のように運用されたきた。その中で、被害を受けた、その多くは女性ですが、そうした声によりそして、現場から風穴をこじ開けてこられた。欧米諸国では当たり前になっているような論点が今回の改正では多数削られたことなど、日本の到達はまだまだ遅れが顕著ですので、改正を求めて私もこれからがんばって行きたいと思っています。今日はどうぞよろしくお願いいたします。

福島議員

みなさんおはようございます。社民党参議院議員、全国比例区です。私自身はもともと弁護士で1980年代にアジアからの出稼ぎ女性の緊急避難所「女性の家 HELP」でアドバイザー弁護士として多くの女性弁護士と一緒に活動してきました。人身売買の現場で弁護士として働くという状況です。また、セクシュアルハラスメントやドメスティックバイオレンス防止法など暴力の問題を取り扱う弁護士としてやって参りました。議員になって超党派の女性議員で力を合わせてみなさんに本当に応援してもらって、ドメスティックバイオレンス防止法を2001年に成立をさせ、法律改正もやってきました。2009年に政権交代した後、男女共同参画担当大臣になって、第3次男女共同参画基本計画を作りました。その時に刑法の見直しや女性に対する暴力にとっても力を入れて1章を設け、パープルホットライン、それから、よりそいホットラインに拡大していく動きを作れたと思います。刑法の改正ですが、弁護士時代に『裁判の女性学』という本を書きました。誰が性暴力で裁かれているのか。それは女性の側なんですね。強かん罪は確かに夫婦間にも適応されると言われますが、実際に処罰されたケースは別居していて夫が無理やり連れ帰る間に強姦して、家に鎖でつないでいた妻が逃げたという極端なケース等しか強姦罪が処罰されていません、また、性器中心ですから、挿入したということだけ重くする、あるいは、セクシュアルハラスメントもそうですが、どうしても被害者がその場で凍り付いてしまうということにも対応していないと思います。刑法改正や性暴力被害者支援法を頑張りたいと思います。昨日の交流会で中山千夏さんが「非暴力宣言」をしましたが、まさに、平和、憲法9条を変えないためにも頑張りたいと思います。

山本議員

おはようございます。公明党の山本香苗でございます。本日は第20回目のシェルターシンポジウムにお招きをいただきまして本当にありがとうございます。あらゆる暴力を根絶するために日夜ご尽力賜っております関係者の皆様方にこの場をお借りいたしまして心から厚く御礼を申し上げたいと思います。久しぶりに来させていただきまして、今福島さんからお話があったが、DV防止法の当時は大森さんという私の先輩が携わったということです。そのあと、2次改正、3次改正、またストーカー規制法の改正などに私も関わらせていただきました。今日のシンポジウムにあたりましては、土方さんや遠藤さんが何度も何度も事務所に足を運んでもらいました。石井先生に「一緒に行きましょうよ」と言ったら、石井先生も本当に快く来てくださった。にも関わらず、最後までお付き合いできないことが大変申し訳ないのですが、短時間ではございますが。これは与野党の問題ではないと思っています。しっ

かりとやるべきことをやっていく。このシンポジウムをきっかけにしてまた1歩でも2歩でも進めていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

戒能

それではさっそく入ります。山本議員には、被害者支援の拡充ということで売春防止法の改正について、より正確に申しますと売春防止法の第4章保護更生に規定されたの婦人保護事業の見直しというところが1つ。それからその次にあります民間支援団体の位置づけについて、要点だけお話を伺えればと思います。

山本議員

アンケートに書かせていただきました婦人保護事業のことなんですが、先ほど石井先生からご紹介がありましたように昨年の5月に与党に置いて性犯罪・性暴力被害者の支援体制充実にに関するプロジェクトチームを立ち上げました。この時点でかなり画期的なことだったんです。座長はいま法務大臣をなさっている上川先生で、事務局長が石井先生で私が座長代理という形です。昨年末に先ほど言った10の提言をまとめさせていただきました。この提言の一丁目一番地は、性暴力ワンストップ支援センターが26年度から3か年でモデル事業が終わるということなので、終わった後どうすんねん、と。すみません、地元は大阪なものですから。それでSACHICOの加藤先生たちにも大変ご心配いただいていたしまして、なんとしても安定的に継続的にできる交付金を作りたいと。法律を待っている場合ではない。とりあえず予算をつないでいかないとだめだと言う形で、与党でこのことを提言させていただきました。今年度からきちっと交付金で運営費までは出るような形のものがようやくできたわけです。野党の皆さんから法整備という話を伺っておりますが、とりあえずこれを動かしまして各都道府県で1か所以上来年度には全部という思いで今やっております。これを恒久的にやっていくために、予算が切られないようにするために、法的な根拠を求めなきゃだめなのかということまでしっかりとやっていきたいと思います。

実はこの10の提言の中で関係者の方々にヒアリングしてきました。その中で出てきたのが、以前からこのシンポジウムでも横田さんたちからお話が出ております婦人保護事業を抜本的に見直すということを提言の中に入れていただいたわけです。これは与党のPTでまとめただけではなくて、与党の政調の方でもこれを報告させていただいて了解いただいたということは、すなわちこれは、やるという大きな決断をさせていただいたわけでありまして、60年以上経っても変わらなかったものが、今ようやく変えようというところまでたどり着いたわけでありまして、これを性急にやろうという声もあるんですが、私は現場の皆さん方のお声を聴きながらぜひやらせていただきたいと思います。今年度厚生労働省において婦人保護事業の見直しに向けての実態調査を行わせていただきます。戒能先生にはそこでもご協力いただくと伺っております。

同時に、支援がなかなか届きにくい若年女性につきましても、支援の実態につきましてここで把握して参ります。そして、これは橘ジュンさんたちがbondプロジェクトでやっているような支援のしかた、SNSをつかったりする外に出て行く支援のあり方の実態を内閣府の方で調査させていただいて、見える化させていただいて、我々関係者だけがわかっているのではなくて、みんなに理解していただいて「やらなきゃ」という気持ちを持っていただけるような仕掛けを作らせていただいているところでございます。しっかりとやっていきたいと思います。

戒能

本当に心強いお話をいただきました。ご発言の中で極めて大切なことだと思いましたが、現場の声を尊重しながら議論を進めてくださるということですね。これは婦人保護事業に関わるみなさんが、「もう限界だ」「もう売春防止法の婦人保護事業では支援がやっていけない」、「現代社会のニーズに対応できない」と現場から発信された

問題提起を、しっかりと与党のプロジェクトチームが受け止めてくださった。DV 防止法の時もそうだったんですが、何度も意見交換やヒアリングをしながら法案を作っていくということを、ぜひ今回もやっていただければと思います。あと3つほど伺いたいのですが、先ほどの島岡さんの資料の中にフランスの予算が出ておりました。現場で一番困っているのは、人が足りない。また、複雑なケースが増えているのに専門職も足りない。子どものケアも十分できない、ということで予算の規模があまりにも少ないということがあると思いますので、この点について。また、立法の進め方としては、DV 防止法の経験を生かして超党派の女性議員たちで作っていただくということについてはどのようにお考えかということ。そして、民間団体の位置づけについても少しお話をいただければと思います。

山本議員

今日このように超党派で並んでおります。まず、最終的には全会派の賛成をいただきたいと思いますので、当然最終的には超党派でと言うことになると思いますが、まず自公でまともらないという、ここが一番の肝でございします。自公でまず、男性議員の皆様のご理解もいただきながら。もちろん、野党の皆さん方、ご理解ある方ばかりだと思いますので、その段階になりましたらぜひご協力をいただきたいと思います。

予算についてですが、おっしゃる通り、ずっと配置基準も見直されて来なかったということがあります。私には贖罪意識があるんですが、DV 防止法を改正して、ストーカー規制法を改正して、最終的に婦人保護施設に緊急一時保護があるんですが、それなのに拡充がされて来なかった。このところは役割だけ付加して、予算が伴ってこなかったという問題があるわけです。このところを去年から同伴児童がいる場合の上限をあげたりだとか、来年度の概算要求の中でも少しずつ心理職の方々に入っていただくなど様々な形で要求もしておりますので、微々たたるところかもしれませんが、予算のところも頑張りたいと思います。

次に民間支援団体についてですが、アンケートのところで誤解があつてはいけないと思うので説明させていただきますが、私が「行政が主となって行うべき」にイエスと答えている意味は、当然民間の方々にもきめ細やかにやっていただくことはとってもいいんですが、行政が責任逃れしてはいけないと思うんです。まず、行政の責任です、と。そうしたうえで民間支援団体の方に運営費などを出すと言う形で、あくまでも責任は行政です。市民を守るのは、国民を守るのは行政です。ただ、やっていただくのは民間支援団体の方々であって、絶対に行政だけできめ細かい支援なんてできっこありません。地方の自治体でやらず国だけとつながっているというのはいろんなところで問題が生じるわけなので、地方自治体の理解も得ながらみなさん方の制度における位置づけというのをしっかりとしていきたいと思います。

戒能

どうもありがとうございました。国の政策の中に婦人保護事業の見直しが入るというのは初めてで、画期的なことなんです。実は DV 被害者支援とも大きくかかわっておりますので、ぜひみなさんも関心を持って注目をしていただきたいと思います。

遠藤さん

山本議員、ありがとうございました。それではここからは、事前アンケートへの回答について議員の皆様と島岡先生でお話を進めていただきたいと思います。福島みずほ議員から、先ほど島岡先生の資料の中に各国の状況がございましたけれども、DV やハラスメント罪の創設について。また、性暴力被害者支援法のような新しい立法についてお話しいただきたいと思います。

島岡さん

DV 刑事規制のあり方なんです、保護命令違反型が日本です。その他に家庭暴力罪型や、刑法上に DV 罪がある、特にオーストリアでは継続的暴行罪という形でやっているところがあります。いろんな形があるのですが、例えばフランスでは、個別の DV 罪というのは作っておらず、性犯罪・暴行罪・傷害罪・殺人罪などのすべての重大な犯罪について、配偶者や元配偶者やパートナーから行われた場合はすべて加重するという網羅的な賢いやり方をしています。こういう法制度があれば、これが悪質なんだということが社会に毎日出ます。これは 20 数年前の刑法でそうなっていますので。しかも個別法で、例えば 2010 年に「女性に対する特有の暴力および配偶者の暴力とこれらが子どもに及ぼす影響に関する法律」など、そのような個別法も非常に丁寧に作り、支援も非常にいいにやっている状況です。

福島議員

支配関係にある場合はやはり普通の人間関係と違って、「ノー」と言いにくいということがありますよね。立法を別に作るということもありますけれども、私は実際の離婚事件で DV を立証するのは結構難しく、一回だけ暴言を吐くとか一回だけ殴るということではなくて、継続的にやっている。それをいちいち何月何日何時に暴言を吐いたかはなかなか日記をつけていない限りわからない。むしろ恒常的につながっている、私自身もまた勉強してみますけれども、単純賭博という犯罪と常習賭博という風に重罰化していくような、何か包括的に考えた特別立法はありうると思います。立証の問題はまた別にあるとは思いますが。先ほど島岡先生のお話を聞きながら、告訴期間の延長などは必要だと思います。高校生が学校でセクシュアルハラスメントを受けた裁判を何件かやったことがあるんですが、親が民事賠償に反対すると 20 才になって初めて自分で起こすしかないんですね。山本潤さんのお話も聞きましたが、親からの虐待など子どもたちに手が届いていないという気持ちがあつて、告訴期間の延長は必要だと思っています。

性暴力被害者支援法案についてお話をさせてください。これは超党派で、民進・維新・共産・社民で衆議院に提出しました。これは厚労省と話していても、女性への暴力は内閣府の話だと言われ、モデル事業も終わるとなると、各県にワンストップサービス、しかも病院拠点型の SACHICO や SARC のようなものをもっと増やしたいという思いで、これはもう法律を作らないと行政は動かないということで、みなさんに協力してもらって法案を作って提出させていただきました。今回、解散総選挙で廃案になったので、石井先生、自公で考えてらっしゃることと、野党が作って来たことと、どこかでドッキング、すり合わせ、話し合いなどができれば本当に超党派で刑法や刑罰法規をどうするかという問題と、車の両輪である支援について合わせて全会一致で DV 防止法を作った時のようにできればと思っています。みなさんどうかこのことを応援してください。

また、売春防止法もさることがながら堕胎罪を例えばなくしていくこと、また、刑法全体についてですね。同意の問題や暴力の問題はぜひ 3 年後に見直していきたいと思っています。あと、複合差別のことも分科会がありますけれども、例えば旧優生保護法下における強制不妊手術の実態を明らかにし、かつ、現状の母体保護法の中でも、今この社会の中で障がい者の女性に対する事実上の不妊の強制などはやまゆり園の事件ともつながる話だと思っていますが、そういったことにも取り組んで、今まで隠されていた、あまり議論にならなかったテーマについてもがんばってやっていきたいと思っています。

島岡さん

刑法全体を全面改正しなければならないと私も思っております。性犯罪はもちろんですが、戦後先進国の中で全面改正していないのは日本だけというくらい、アジアでも中国や韓国も全面改正しておりますし、刑法を全面改

正していないのは本当に日本だけなんです。

福島議員

社会的法益の中に入っているじゃないですか。おかしいですよね。個人的法益ですよね。

島岡さん

そうです。そういう所もおかしいし、墮胎罪もおかしい、淫行勧誘罪とかいろいろとありますので、私たち研究者もいろいろとがんばって行きたいと思います。

次は池内さんに、売春防止法の改正や警察対応についてお聞きしたいのですが、私が専門のフランスについて言いますと、売春防止法のように女性が公的な場所で勧誘すると処罰されるというのはあったんですが、やっと2016年に改正されて、これは移民出身で30代で大臣になった女性が一生懸命作り直して、今度は買う側の買春者を処罰するというヨーロッパでは5つ目の国になりました。スウェーデンなどの北欧ではすでにそうになっておりますけれども、フランスが5つ目の国として買春罪が規定されました。私がちょうど去年パリにいたときに変わったものでテレビを見ていたら、ブローニュの森というパリにある売春がよく行われている地域なんですけど、ここに警察が行ったら売春婦が逃げようとしたんです。買っている側は悠々とズボンをあげたりしていたんです。ところが、売春婦に警察官が「あなたは逃げなくていいんだよ。大丈夫だよ、保護するから」と言って、買春者を逮捕した場面があったんです。私、それを見たときに図らずも涙が出てしまって、このような社会にしていかなければいけないと思いました。

あとは、警察の対応について。警察も意識啓発や研修をして昔よりはよくなっていると思いますが、まだまだ日本では、被害者が訴えても「そんなことくらい我慢したら」と言ったりしてあまり聞いてもらえないという現状があると思います。ところが、フランスでももう何十年も前から意識が変わってますので、そういうことはないんですが、一番最後まで残っているのはこの9月に調査に行ったんですが、裁判官の意識だったと聞きました。

池内議員

島岡先生の熱意は私も共有させていただいている、本当に同じ思いだと思います。今の売春防止法のもとでは勧誘した女性の方を処罰するなど、大きく間違っていると思います。買った方、買春した方にはなんの処罰もない。現行法の管理売春、また、資金提供の摘発というのが、本当に少ない。今ある法律の下でやれることすらもやっていない。資金提供の摘発は年間で5、6件しかありません。これは本当に本腰を入れていただいて、今でもやることについては、きちんと検挙をしていくということが同時に必要だと思います。もうひとつ、警察の対応について、みなさまお詳しいとは思いますが、改めて数字を確認すると、異性から無理やり性交された被害者の中で7割の方が誰にも相談しなかった、という結果になっています。「恥ずかしくて誰にも言えない」「自分でも我慢すれば」と今も孤立している方もいらっしゃると思います。自分を責めて、一人で抱えている。被害を被害として自覚し、声を上げる。そのことがどれほど困難なことか！ 社会の無理解や偏見、心身のダメージを乗り越え、「関門」を突破しながら、なんとか支援にたどり着いて警察に相談した人というのはわずか5%にしかすぎないという現状があります。裏を返せば、ほとんどの加害者が野放しになっているのだということです。警察は今被害届を受理基準というものに当てはめてふるい分けをし、受理をしないという実態があるということを私も聞いています。積極的にこれは受理をしないといけな。私は9月にドイツ、フランスに性刑法の中身や支援の実態・警察の対応についての調査活動に行ってきました。

多くの方にお会いしましたが、ベルリン州警察部長との懇談では、性犯罪を専門とする警察の活動についてお聞

きました。ドイツでは年間 5 万件の性犯罪（児童買春、児童ポルノ事案含む）が発生し、うち 3000 件がベルリン。100 人の職員を 5 つの捜査部体制（1 成人被害、他人から 2 成人被害、親密な関係 3 子ども被害、他人から 4 子ども被害、親族間 5 記録担当）で取り組んでいる。ベルリン州警察部長のティーレさんは、「被害者に一番有利な法律が必要」と強調し、「絶対に性犯罪を許さないのだ」「被害者を守るのだ」という情熱がひしひしとこちらに伝わり、私はティーレさんに会って涙が出そうでした。安心感を警察官が醸し出している。もちろん、ドイツもパラダイスではないです。ドイツやフランスのすべての警察がそうかといったら、まだまだ課題はあるでしょう。しかし、専門の、一番中心にいる人の認識と決意、正義をもとめる情熱の大きさを感じました。ドイツは欧米諸国の中ではジェンダー平等や性刑法については遅れていると指摘されていましたが、国を挙げて、さまざま努力を重ねているのだと改めて痛感しました。私たちも日本でもがんばらなければならないと、決意新たに、日本へ帰ってきました。

戒能

先ほど売春防止法改正のお話が出てきましたが、婦人保護事業の見直しから始める訳ですけれども、やはり売春防止法全体としても見直していく必要があると思います。その中でも緊急性がある所は、勧誘という 5 条違反になるのですが、これは実際に逮捕されているわけです。5 条違反で 20 歳以上の女性が、裁判所が必要と認められた場合に補導処分の対象となり、婦人補導院に入ることになります。婦人補導院は全国に 1 か所で今も八王子にあります。刑務所と同じような構造で、夕方 5 時以降は独房に入ります。6 か月更生指導をするというんですが、支援はほとんどない。ですから、結局はまた戻ってしまうんです。こういう制度がまだ残っているということを問題にしてほしい。一番の問題は売春防止法で婦人保護事業を制度化し、支援の対象として位置づけたにも関わらず、犯罪を犯した者として一方では扱い続けているという矛盾を抱えているんですね。これはぜひ石井議員にも検討していただきたいところですが、真っ先に補導処分の廃止をご検討いただければと思っております。

島岡さん

それでは、宮沢議員。民間支援団体についてもっと活動できるようにすべきだと考えていらっしゃる、最前線で活動していらっしゃる支援者をサポートする事業体制等を国・地方自治体が財政的に支援する仕組みを作るべきだとアンケートに書いていらっしゃる、私もその通りだと思います。フランスでは予算をつけて、大して予算は大きくないかもしれないけれども、省庁横断的なやり方にお金が出ているんですね。縦割りではないのです。すべての関係する省庁が協力して行います。高等評議会という機関が政府にありまして、担当大臣もおいています。そして、そのうち 3 分の 2 以上の予算が民間団体への支援についています。パリで強姦被害者支援センターにも行きましたが、センター長は医師で、専門的な知識を持って病院との提携の中で支援をしています。マクロン政権になってから支援が社会党政権の時よりも減らされたと言っていました。まだ、日本よりはだいぶよい状況で、もう 30 年も支援をしているとおっしゃっていました。

宮沢議員

まさに市民団体が最前線で、そして本当に当事者の気持ちによりそって。「当事者こそが専門家」というお話がありましたけれども、本当にその通りです。どうやってその人の気持ちになって支援していくというのは、行政では無理です。お金を出して口を出さないような支援が必要だと思います。

ちょっと私の自己紹介をさせていただきたいんですが、6 年間保育士として名古屋で勤めたあと、結婚で山梨に行きました。子育てを楽しもうと思ったんですが、近所にはお年寄りしかいなかった。私はとにかく仲間がほしかった。

たので、私は子供が3ヶ月の時に子育て支援センターを自分で作りました。そして、今から25年前ですけれども、次々に仲間が集まって、途中から県の方から支援をしたいからNPOにしてくださいと言われて、県の指導でNPOにしました。そのあと、NPOだけじゃお金が足りないんです。企業にお願いしたくて株式会社を作りました。それでもお金が足りない。社会福祉法人を作るしかないとなって、社会福祉法人を作りました。そうしたら書類が多い。そして、縛られて縛られて縛られて…私たちが地域の声にこたえていくには機動性と柔軟性が必要です。でも社会福祉法人じゃできないんですね。私はNPOこそが、任意団体こそが縦横無尽につながってネットワークを作って、みなさんの声をひとつひとつ聞き取っていくということをやっていかなければいけないと、当事者として思います。

私の子育てに悩んでいたからこそ、子育て支援団体を作ったんですが、その子育てに悩んでいるお母さんが「実は自分がDV被害者である」または、「最前線で子育て支援をしていたけれども実は私は3歳の時からおじさんに性暴力を受けてきた。それが根底にあるから本気で子どもと向き合えない。なぜなら私は汚れているから。」と私たち仲間に告白して来たときに、どうしたら彼女がそれを乗り越えられるかと考えて、名前は書かずに新聞にして子育て支援仲間に全員配って、理解してもらって、そこから彼女はおじさんに向かって「あの時の被害を私は許さない」と正面切って言えた。そんな経験をしているので、やはりどう当事者を支えて、当事者を支援者に変えていくか。これには色々な支援が必要です。例えば性被害についてはシェルターの支援、それから現金をすぐに至急する支援、それから就労支援。それから、いろんな国の方がいますから、言語的な支援。それから衣服を提供する支援。これらが全部違う団体なんですね。これらの団体がしっかりとネットワークを組んで、行政ともつながっていく。このためには民間団体の活動をどれだけ理解してもらって、どれだけお金を出してもらうか。これは私たちがまだまだ活動していかなければいけないことだと思っています。

島岡さん

ありがとうございます。本当に民間団体の力は非常に大きく、現場で最前線で被害者と向き合ってやってもらう力は大事なのに国や地方自治体が支援していないと言う状況は本当におかしいと思います。フランスでは、何度も言いますが、もう40年前、1980年代に性犯罪が改正された時に刑事訴訟法も改正されて性犯罪被害者が自分の名前を出したくないとか悩んでいるときは、アソシエーションと呼ばれる民間支援団体の名前で告訴をして、民事賠償も刑事罰も全部やってくれるという制度を40年前に作っております。そのくらい力が強いんです。数えきれないくらい、全国に何百、何千とそういう団体があります。そういう状況になるのにあと何十年かかるのかという感じですが、議員の皆さんにぜひ頑張っていただきたいと思います。

次に、石井議員、民間団体の位置づけについてお伺いしたいんですが、このアンケートの回答と違っているというふうなお話もありましたので、まずそこからお願いいたします。

石井議員

民間団体との連携の部分ですが、まず「地方自治体に任せるべき」という回答を出しておりますが、私が心配しておりますのは、私は社会保障政策が軸足なのでそこから考えると、都道府県格差や身近な市区町村にいたるともって格差があると思います。もちろん地方自治体との連携が不可欠だとは思いますが、やはり地方自治体によって対応が異なる場合にはやはり国はここで連携できるようなことが必要なのではないかと思っています。もちろん地方自治ということを考えれば、お任せできればいいんですが、今までの社会保障政策や厚生労働行政をとっても、とてもまだ国の支援は必要だと思っています。そして、「被害者支援は行政が主となって行うべき」というのは、先ほど山本香苗先生から誤解を招くかも知れないとお話がありましたが、私は一義的にはこれは行政がやる根本だと思っています。ただ、先ほどお話したPTの時にいろいろな民間団体の方から様々なお話を伺ったときに、「ああ

これは敵わないな」と正直に申し上げて思いました。そしてその民間団体を国がどうサポートしていくか、ヒト・モノ・カネの部分ですね。研修であつたり、その時だけの補助ではなく継続的に、国の予算の中にきちんと恒久的に位置づけるような仕組みを作っていくとかそういう支援が必要なのではないかと思いました。そういう細かな対応はもちろん国が何にもしていないわけではなく、正直に申し上げて、その時々で志を持って行政に入っている方たちはやはり頑張って汗をかいているんですが、残念ながら行政というのは律令の時代から縦割りなんですね。そこをどうきちんと包括的・総合的に機能させるか。今日は超党派ですが、私たちは立法府ですので、法律を作るだけでなく行政をうごかすという意味で我々の仕事であると思います。ですから、行政で一義的ではあるんですけども、民間を支援するということも考えるべきだと思っています。

3番目が「民間支援団体の運営を支援したうえで支援機関として制度に組み込むべき」という所ですが、アンケートの方で回答はしていないんですが、もちろんイエスです。当然です。現在でも少しはしているんですが、特に先ほど山本香苗先生のお話にもあったんですが、昨年から与党PTとして性犯罪・性暴力の被害をいかに根絶するかということで必死になって、この時に各役所も全部来るんですね。それで非常に厳しいやり取りをしました。

私は実は12年前まで医療職で働いておりました。小児歯科医という言い方が嫌で、口腔小児科医、オーラルペディアトリクスという言い方をしていますけれども、児童虐待にもずっと関わってきました。児童虐待の中でも性虐待というのは一番悲惨なんですね。私34年臨床医として働いたんですが、たった1件性的虐待に遭遇しました。なぜなかなか口腔の疾患が治らないのかなあとずっと、何か月にも渡って治らないので不思議だったんですが、口腔性交だったんですね。もう、非常に…。そして、加害者は家族ですね。ですから、性的虐待の問題は本当に深刻ですし、長期的な支援が必要ですし、日本もそういう状況ですけれども、1990年代に東南アジアのシェルターの支援をしておりました。東南アジアの子どもたちはもっと悲惨でした。例えば、フィリピンやタイの観光地がありますよね。その子どもと欧米の外国人の大きい男性が手をつないでいたら異常ですよ。でもそれが許されてるんですね。だから、売春防止法にもつながるんですが、これは売春防止法ではなく買春防止法であるべきですよ。

法体系をそういう風に持つて行くべきだと思っています。

現場で感じた憤りや絶望に近い思いを、せっかく国会で国民の負託を受けて代表として働くなら、少しでも変えていきたい。以上を申し上げるんですけども、自民党なものですから、先ほど山本香苗先生がおっしゃった「自公でまとめる」というのはものすごく深い意味がありまして、なかなか大変なところで、ジェンダーと聞いただけで過剰反応する人がいるくらいで、その中でまず自民党をまとめて、そして与党をまとめてという必要があります。あちこち話が飛んでしまったんですが、そういう意味でも私はまず予算のこと。そして先ほど律令以来縦割りだって言いました。しかし、本当に官僚を上手に使うということ。彼らも筋のこういう仕事には一生懸命汗をかきます。ですから、敵対するのではなくて同じ目標に向かって、立場は違えど手を携えて、やはり国を動かしていくというところ。そして民間支援団体の方を大きく支える。お金の問題で言えば、かつて障害者施策は厚生労働省の予算の中のわずかなものを寄せ集めていたんです。ですが、今はきちんとはつきりと恒久的な予算付けができています。そういう方向へ持っていきたい。そして、そのために根拠法が必要なのであれば、法整備をすべきだと思っています。ぜひ今日お見えになった方々はもちろん現場をお持ちでしょうし、非常に深い洞察や知識をお持ちですので、みなさんと共に手を携えて行きたいと思っています。私どもは立法府にいますけれども、ポジションが違うだけですので、ぜひ一緒に力を合わせて働いて行きたいと思っています。

島岡さん

この回答だけを見ましたら、やっぱり与党は保守的なのかなあと思っていたんですが、今日このように石井議員のような方が与党にいらっしゃるということで大変な力をいただいたと思います。大変な収穫だったと思います。本

当にありがとうございました。

遠藤さん

私は議員フォーラムの司会を長いことやっていますが、根拠法となるものを作ってもいいじゃないかと言ってくださったのが、すごくうれしくて。フランスでは何百も民間団体があると先ほど島岡先生がおっしゃいましたが、日本だって無数に被害者支援をしている民間団体がある。その声を集めて、この法案を作っていくということから始めなければと思いました。政治は嫌いだという方もいらっしゃいますけれども。

残りの時間についてですが、このシンポジウムが3年後の刑法改正の見直しに向けたキックオフだと思います。急にフランスまでは無理かも知れませんが、いまここに来てくださった議員の皆さんが、どこまで行ったださるお気持ちかというのを聞いて、島岡先生と戒能先生にまとめていただきたいと思います。それでは、石井議員から。

石井議員

3年後の見直しについてですが、自民党の回答は担当の法務省とすり合わせをした結果だと思います。先ほど島岡先生がおっしゃった性犯罪の罰則に関する検討会では強烈的な意見が出ている。政府は言い訳みたいに審議会や検討会をしてそこで合意したものを提言したりするわけですがけれども。私はやはり規程の施行状況についてきちんと検討する必要があると思います。国会で検討している法律の9割は改正法なんですね。当然、見直しをして改正をしていくべきだと思っています。先ほどらい、出ている夫婦間レイプや影響力を利用という所は私自身非常に残念でならなかった項目です。特に監護する者の範囲を広げるという点、これは検討会でも意見があったことですが、当然広げるべきです。

一昨年日本で公開された映画で『スポットライト』という映画があったのを覚えていらっしゃいますか？これはボストングローブ誌に「スポットライト」という紙面があつて、そこにカトリック神父の性的虐待があつて、それが見つかるとすぐに異動するんですね。カトリックというのは世界にネットワークを持っていますから、異動が多い神父を調べていくと何十人という。そしてその地区の大司教が隠蔽をしていたというのを暴いたという事件についての映画です。聖職ですらそうなんです。だから当然、これは範囲を広げるべきだと思っています。これはきちんと見直しをすべきだと思っています。

遠藤さん

ありがとうございます。法務省の見解と石井議員の見解は違うということを持って帰りましょう。では、宮沢議員。

宮沢議員

もう課題は山積していますね。3年後の見直しに向けて、一議員としてもまた仲間と超党派として、ひとつひとつ、みなさまの意見を聞きながらいい方向へ進めていきたい。その一言に尽きます。ただそのためにやらなきゃいけないことは、3点あると思います。

1点は女性議員を増やさなきゃいけない。これは地方においても、国においてもなんとかして女性を増やさなければ。この世の中には半分女性がいますから。国会議員にも半分女性がいていいんです。これをなんとかやっていきたい。

そして、2点目。教育を進めたい。人権教育、ジェンダー教育を進めたい。被害者支援はもちろん、予防、理解を子どもが小さなうちからしっかりとやっていきたいと思っています。私は文教科学委員会ですから、しっかりと教育のことをやっていきたいと思っています。

そして3点目はやはり活動支援です。みなさまの活動を支援するために中間支援団体が必要だと思います。基金、または財団というものを各県に置いて、みなさまが柔軟にそして資金を得られるように。こうした仕組みが今欠けています。個人からの寄付金。ボストンでは9割を個人からの寄付金で運営している団体がありました。私たちは実は寄付金を相当出しているんですね。近所の自治会、消防費、年間にすると近所の人がかかり取りに来ている。でももっと自分たちが意思を持って性暴力のこと、子育て支援、児童虐待、高齢者、そういったものに意思を持って寄付ができるような寄付の文化を作りたい。そのためには国が率先してそういう支援の仕組みを法整備していかなければと思っています。みなさまと共に頑張りたいと思っています。今日はありがとうございました。

池内議員

今日は本当にありがとうございました。先ほど私はフランス、ドイツに性刑法について調査へ行ってきたことをご報告しましたが、すごくびっくりしたのはどちらも女性が本当の意味で活躍しているということです。フランスの法務省にお話を聞いたときに、テーブルを囲んで対応してくださった方がすべて女性でした。補助的な役割ではなく、自分の専門の仕事に誇りを持って輝いている姿でした。しかも上司も部下もなく、距離感がフラットで、対等に話し合っている。自由に付度なく、意見を述べ合っている。私たち日本共産党の調査団も全員女性だったんですが、フランスの方に「日本から女性だけで来たのはあなたたちが初めてだ」と言われ、大変驚きました。そうだとは思っていましたが、日本は本当に男社会が根強いのだと、そんな会話からも実感しました。男全部が悪いということではない。しかし、ジェンダーギャップ指数114位の性差別社会の中で生きてきた感覚、身に着けてきた様々な感性が、女と男ではお互いに違う。この違いは、ジェンダー平等が果たされても、なくなることはない。だからこそ、この違いを認め合いながら、社会の意思決定のラインに、女性がかかわることのできるシステムが必要です。私はもっと女性議員が増えないといけなくと痛感しますし、さらにもっとマイノリティの要素のある方にも国会に来ていただきたいと思っています。

今回、刑法が改正され3年後の見直しを勝ち取ったのは現場のみなさんのご尽力のおかげだったと思います。改正点は今日議論しただけでもたくさんあるのは明らかで、これを確実に実現させていきたい。そういう思いで私も調査に行ってきました。ただ、見直しについては「必要があるときに」と条文上は書かれているので、やはり必要性を政府に思い知らせていくという、そういう論戦をやっていかなければいけないと思っています。改めて、ドイツ、フランスに行って、「ああ日本の法務省は性暴力をなくそうと議論と法改正を重ねている欧米の動きを知ってたんだ」と私は思いました。ずいぶん前から法務省は様々な論点を知っていた。にもかかわらず、110年ぶりの日本の性刑法改正の枠を、あの不十分な改正枠にわざわざとどめ置いたのだ。私は、今回、日本刑法がお手本にしてきたドイツの性刑法改正について学べば学ぶほど、このことを痛感せざるを得ません。そして、これはやはり許せないという思いです。ドイツは、今回の「No means No」、「意に反する性交はすべてだめ」という立場に立った背景には、「女性に対する暴力とドメスティックバイオレンス防止およびこれとの闘いに関する条約」というイスタンブール条約がヨーロッパ圏で結ばれて、これにドイツも参加したいという動機もあったし、ケルンという駅で大変な数の性暴力事件が起きた。

そして、性犯罪に関する社会的な意識が大きくなった時に、性刑法の改正の必要性を求める声が大きくなり、法改正が進んだという要因があったとお聞きしました。さらに、これはとても大切だと思ったんですけども、女性法律家と支援団体のみなさんが連携をして暴行脅迫要件のもとでどれほどひどい罰せられるべき性暴力が処罰されず、不起訴や無罪になっているか107の裁判事例を洗い直して、分析をして社会に訴えたということがかなり大きなインパクトになったということなんです。島岡先生がおっしゃいました裁判官のジェンダーバイアス。日本も遅れに遅れているのではないのでしょうか。警察も検察も、私たちに染み付いたこの性差別意識、ジェンダーバイア

スを私自身も外に吐き出しながら自らを解放しながらまっさらな気持ちで、やっぱり「No means No」、意に反するものはだめなんだという社会に日本を変えていく。そのためには日々大事に準備をしてがんばって行きたいと思います。これからもどうぞよろしくお願い申し上げます。

福島議員

一昨日、詩織さんという、自分が準強かんに遭ったという女性についての集会を超党派の女性議員と民間団体の方にも主催者になってもらってやったんですが、彼女が訴えた記者会見の後、「一緒にお酒を飲んだじゃないか」「一緒にホテルに行ってるじゃないか」とか服がどうかとかそういうインターネット上のコメントという形のセカンドレイプを見て、この国は本当に変わっていないと言うことを感じました。意に反する性交は犯罪でしょという当たり前のことが全然社会の中で共有されていない。「一緒にお酒を飲んだでしょ」「一緒に車に乗ったでしょ」というこのレベルに私たちはいるんです。一昨日、ある女性が警察に訴えた時にいかにひどい言葉を投げかけられたかということをやと語ってくれました。3年後の見直しに向けて暴行脅迫要件の緩和、つまり、同意がなければ性犯罪でしょというのをしっかりと打ち立てていくのがとても重要です。社会的法益にあることもおかしいと思いますし、今日島岡先生がいつてくださった告訴時効の期間の見直しもぜひやっていきたいと思っています。というのは、加藤治子さんのお話にもありましたが、子どもたちに伝えきれていないんですよね。私はそのことをこれからやっていきたいと思っています。島岡先生の資料にもありますが、フランスは「家族、子ども、女性の権利省」があつて、私も行ったときにここがすごく動いていることがわかりました。日本では内閣府、厚労省がもうちょっとやってほしいし、文科省ももっと連携してやってほしいというのを、どのようにやるのか。厚労省の中に子ども家庭局というのが出来たんですが、こことももっと連携して子どもへの性暴力の問題にもっと取り組んでもらいたい。文科省とも協力してほしいというのを、国会でやっていきたいと思っています。

私自身は、長期化するかも知れませんが、子ども基本法というのを作りたいんですよね。子どもの権利条約が出来て、子どもを権利の主体と考えて子どもをどうサポートするか。子どもへの性暴力をなくすためにこういうこともできないか。文科省、厚労省と内閣府と一緒にやっていきたいと思っています。また、一昨日詩織さんの話を聞きながら、レイブドラッグに関する要望を警察に出しました。実際インターネット上ではそういうものを使った犯罪が行われているんじゃないかという話がいつぱい出ているんですが、こういうものに対する反応はやはり鈍かったなと思っています。警察や検察、法務省に対しても気が付いたことを行政交渉でこういう風に取り上げてほしいということを、もっと積極的にこれからやっていきたいと思っています。3年後の見直しを含め、いろいろなことをがんばって行きたいと思っています。ありがとうございます。

遠藤さん

刑法の改正も必要と思われなければ見直されないということを私も思い出しました。見直しが必要だと思われるようにみんなががんばらなきゃいけないんだということを、ここで確認をして、最後に島岡先生と戒能先生に今日のコメントをいただきたいと思っています。

島岡さん

世論が盛り上がらないと法務省も動かないということですので、私も研究者の立場でいろいろと発信していこうと思いますし、各地の弁護士会でもこのような話をする予定にもなっています。これからも頑張ろうと思います。それから、本当にフランスは進んでいまして、2000年のパリテ法ですでに議員は男女同数になっているのに、さらに進めて2014年には「真の男女平等法」というのが出来まして、あらゆる分野を洗い直して、女性が虐げられて

いる分野はどこかを調べて、例えば貧困女性の支援などいろんなことをやっているんです。あまりにも進んでいて、100 年進んでいるかも私は思うので、さきほどちょっと日本がフランスに追いつくのは無理とつぶやいてしまったのですが、よく考えたら日本も第 2 次世界大戦で敗戦して焼け野原になったのに世界第 2 位の経済成長を遂げたのだから、やってやれないことはないんじゃないかと考え直しました。みなさんとわたしたちの頑張りにかかっていると思いますので、お互いに協力しながらやっていきたいと思います。今日はありがとうございました。

戒能

今のお話を聞いていて、シェルターシンポジウムを沖縄でやった時のプレイベントでスウェーデンの検察官のお話を聞く機会がありました。それで、スウェーデンのことを伺うと、何十年前は日本と同じだったわけです。日本と同じ刑法の考え方、法制度だったわけです。そこから先、おかしいことに気づいてどう動くかということが、大きな違いを日本とフランス、ドイツ、スウェーデンの間に生んでいるのだということです。このことに多くの人が気が付かないということなんです。そのことについて支援をしている人が、支援もし発言もしとなると本当に大変なんです。ですからその代弁をしていく人たちがもっとも必要です。それは研究者も含めてです。刑法学会はがんばってください。それから、あと 2 点だけ。刑法改正と同時に附帯決議を衆参両方でつけてくださいました。これが非常に重要だと思います。その具体化をぜひ国会の中で議論して、ひとつひとつやっていただきたい。本来であればもうクリアしていなければいけない点ばかりです。私たちと一緒に実現をしていただきたいと思います。最後に性暴力被害者支援法案と女性自立支援法案。そして、政治における男女共同参画法案がこれまた廃案になってしまったので、これを何とかしなければならない。この 3 つは超党派でぜひ次の国会が始まった時に真っ先に出てくるくらいがんばっていただきたいと思います。そして、私たち女性も市民も一緒にがんばっていききたいと思っております。今日はどうもありがとうございました。

遠藤さん

ありがとうございます。まだ 70 年代の日本の国会と法務省を今日からスタートで 50 年スピードアップするという内容が確認されたかと思います。それでは最後に NPO 法人全国女性シェルターネット理事の近藤恵子さんから気合を入れていただいて、議員フォーラムを終わりたいと思います。

近藤さん

皆さん本当にありがとうございました。日本の暴力根絶施策が今日ここから変わった、と後から私たちが喜べるような議員フォーラムになったと思います。本当にありがとうございました。まだまだ多くの当事者たちは相談もできない、逃げられない、訴えられない状況にいます。けれども、命を脅かされながらも、身をひそめながらも、当事者・支援者は声を上げ続けてきました。20 年前に DV 防止法の制定に向けて取り掛かり、そして 20 年後の今日包括的な性暴力禁止法制を日本の社会も作るのだというところに私たちは今足を踏み入れたと思います。被選挙権はもとより投票行動すらままならない被害当事者の方々が 1,200 万人以上この社会にはいるんです。私たちはその方々と共に暴力被害の実態に即した力のある法整備をぜひ一緒に進めてまいりたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。どうもありがとうございました。

フォーラム登壇者 当日配布資料

島岡まなさん

性暴力の加害者処罰と
被害者支援
—数十年遅れの日本—

2017年10月1日(日)
於文京シビックホール大ホール
大阪大学大学院高等司法研究科
島岡 まな

I はじめに

- 2017年7月13日施行された新性犯罪規定（刑法177条以下）＝明治40(1907)年の現行刑法典制定以来110年ぶりの大幅改正
- しかし、法務省の「性犯罪の罰則に関する検討会」（2014～2015）で取り上げられた検討課題9つのうち、実際に改正されたのは4つのみ(半分以下)
→3年後の見直しに期待

II 今回の改正で変わった点、変わらなかった点

1 変わった点

- (1) 性犯罪の構成要件の見直し
- 177条の名称：強姦罪⇒強制性交等罪
- 客体：女子⇒者（男女）
- 行為：姦淫⇒性交、肛門性交又は口腔性交（＝性交等）
- 法定刑：3年以上⇒5年以上
- 178条2項の準強姦罪も同様⇒178条の2集団強姦罪(2004年新設)は廃止

(2) 地位・関係性を利用した強制性交等罪の新設

- 18歳未満の者に対し、その者を現に監護する者であることによる影響力があることに乗じてわいせつな行為をした者
→強制わいせつ罪（176条）
- 18歳未満の者に対し、その者を現に監護する者であることによる影響力があることに乗じて性交等をした者
→強制性交罪（177条）

(3) 性犯罪の非親告罪化

- 従来、性犯罪被害者のプライバシーを守るため、親告罪であると説明されてきた。
例) 「性的問題に関するものであり、訴追することにより犯罪事実を公にすると、かえって被害者の名誉などに不利益な結果をもたらすこともありうるので、親告罪とする」（基本法コンメンタル(日本評論社・2007年)の大谷實教授の解説)
- しかし、それは建前であって、本音は「微罪扱い」ではないか？との声もあった。

2 変わらなかった点（今後の課題）

(1) 性犯罪の公訴時効の撤廃又は停止

- 現行法：（準）強制性交等罪＝10年、（準）強制わいせつ罪＝7年(刑事訴訟法250条2項)
- 年少者は自分自身の被害を適切に把握できないことが多く、成人して適切に被害を認識できるようになってから十分告訴できる期間を確保すべき。
←人権保障の要請：最も弱い者を救えるか否か？
←一般成人男性（強者）の冤罪のリスクを避けるという利益を優先し、しばしば身近な大人による幼児性虐待という悲惨な法益侵害の被害者（弱者）を放置するのであれば、人権意識に欠けるとの排りを免れない（後掲①論文：井田教授の法制審等での発言に対する批判）。

(諸外国の動向)

- ・フランス刑事訴訟法第7条 成人に対する強姦＝20年（2004年に10年から延長）、未成年時に行われた強姦については成年に達してから20年（38歳まで）
- ・2014年5月にフランス元老院で「強姦罪の公訴時効を成年に達してから30年（現行20年）（48歳まで）に、その他の性的攻撃罪の公訴時効を成年に達してから20年（現行10年）（38歳まで）に延長する法案が可決されたが、国民議会で可決されず、廃案

- ・ドイツ：性犯罪被害者が満21歳になるまで公訴時効停止を定めていたドイツ刑法78条bは、2014年11月に「満30歳になるまで」と改正され、2015年1月に施行された。
⇒ 176条（子どもに対する性的虐待）のうち、犯情が特に重い事案は1年以上の自由刑で処罰 ⇒時効は20年なので、50歳まで告訴可能。

(2) 夫婦間レイプ（配偶者間強姦）

- ・法制審議会刑事法部会では、「国家権力が家庭内に介入することは危険」として反対が強かった。
- ・「国家権力の家庭内への介入」を避けるとい一般（強者）の利益を優先して性暴力を含むDV被害者（弱者）の放置を選ぶのであれば、それは「人権意識に欠ける」との批判を免れない（参考文献①論文）。
- ・フランス：単に「夫婦間でも強姦は成立する」というだけでなく、むしろ通常の強姦より悪質な類型として刑が加重される！

夫婦間レイプが通常のレイプより重く処罰される理由

- ・2006年にフランス刑法が夫婦間強姦の刑の加重に踏み切った背景には、長年プライバシーに属する領域として公的保護の外に置かれ、それゆえに被害者の保護が不十分であった家庭（いわゆる親密圏）におけるあらゆる暴力を白日の下にさらし、権力関係による構造的な暴力と捉え直して厳しく処罰することにより、その中で虐げられてきた女性を中心とする弱者の人権を手厚く保護する姿勢がある。
- ・たとえば、配偶者または内縁のパートナーにより実行された場合が加重事由となっているものは性犯罪に限らず、暴行、傷害、野蛮行為、殺人罪などあらゆる主要な犯罪の加重事由となっており、いわゆるドメスティックバイオレンス（配偶者間暴力）を特別法ではなく、刑法上厳しく処罰。

(3) 性交類似行為の範囲

- ・「性交等」を「男性の陰茎」の女性器、肛門、口腔への挿入に限ったことは、家父長制度下で男系の血統の維持を目的としていた従前の強姦法の考え方を引きずったもので、処罰範囲を不当に狭めるもの
- ・先進諸外国の例に倣い、男性器だけでなく手・異物の挿入などもすべて「性的挿入罪」として統一的に処罰すべき

(4) 性交同意年齢の引上げ

- ・日本人より成長が早く、成人年齢も低い（18歳）諸外国：性交同意年齢は15歳以上（場合によっては18歳以上）
- ・2014年7月、国連自由権規約委員会から性交同意年齢引き上げ勧告
- ・2016年3月のCEDAWの最終見解も性交同意年齢が13歳のままであることに懸念を表明

(5) 地位・関係性に乘じた性的行為の範囲

- ・主体を「父母等の18歳未満の者を現に監護する者」から、学校の教員やスポーツの指導者、職場の上司等、「被害者に対して権力をもつ者」にさらに拡大すべき
- ・鹿児島ゴルフ指導者準強姦事件（鹿児島地裁平成26年3月27日判決＝無罪）→フランス刑法では、加重事由により、重く処罰されるケース
- ・「影響力に乘じた」ことの客観的・主観的証明は困難 →フランス刑法のように、客観的地位のみの規定にとどめるべき

(6) 暴行・脅迫要件の緩和－最大の課題

- ・判例（最判昭和24・5・10刑集3巻6号711頁、最判昭和33・6・6裁判集126号171頁）・学説上「反抗(抗拒)を著しく困難にする程度のものであること（最狭義の暴行・脅迫）が必要」⇒「合意に基づく通常の性交でもある程度の暴行は許容されるから犯罪となる暴行は相当程度強いものに限定されるべきだ」という男性支配主義思想がある。

- ・性犯罪の本質は、被害者の性的自己決定権(性的人格権)に反するかどうか(あるいはフランス刑法のように、「心身の完全性」を侵害するかどうか)
- ・刑法学者・加害者側弁護士が多くに見られる主張:不同意と最狭義の暴行・脅迫はイコール→意思に反すること(合意の否定)を間違いなく確信できる事例のみに犯罪の成立を限定(井田・各論110頁)
- ・現在の実務を前提に暴行・脅迫要件の一般的緩和は不可能(同)⇒日本の規定&実務の両方が先進諸外国に比べて遅れているだけ!

※同意のない性交は、すべて性犯罪(性暴力)とする方向へ転換すべき

- ・イギリス刑法:2003年の改正で、性犯罪の定義を「同意のない性器、その他の物の挿入」かつ「同意がないと思うことが合理的な場合」とし、裁判官は、「行為者が同意しているかどうかを確かめるためにとったあらゆる措置を含む全ての状況を考慮」するとした。

※これは立証責任の転換ではない(後述)。

(参考)

- ・フランス刑法第222-22条(性的攻撃罪):
①暴行、強制、脅迫または不意打ちをもって実行されるすべての性的侵害行為は、性的攻撃とする。(以下略)
- ・第222-22-1条:第222-22条1項に規定する強制とは、物理的および心理的なものをいう。
- ・心理的強制は、未成年被害者と加害者との年齢の差異や加害者が法律上または事実上被害者に及ぼしている権限により形成され得る(推定規定)。

ドイツでも2016年に「不同意性交」を中心とする根本的な改正あり

- ・第177条 性的侵襲、性的強要、強姦
第1項 他人の認識可能な意思に反して、その者に対する性的行為を行い、その者に性的行為を行わせ、又は、第三者に対する若しくは第三者による性的行為をその者に対して遂行若しくは甘受させた者は、6月以上5年以下の自由刑に処する。
第2項 他者に対する性的行為を行い、その者に性的行為を行わせ、又は、第三者に対する若しくは第三者による性的行為をその者に対して遂行又は甘受させた者が、以下の各号に該当する場合には、前項と同様に罰する。
1号行為者が、その者が反対意思を形成又は表明できない状況を利用した場合
2号以下、略

- 1) 被害者の認識可能な意思に反して性的行為を行った場合(「No」と表明した場合)を独自に処罰する規定をドイツ刑法177条1項として導入することで、自分の身体に対する危険を省みず被害者が行為者に抵抗を試みない限り、その性的自己決定権が保護されないとする理解を根本から否定した(「No means no」原則の採用)。
- 2) 被害者が「No」と表明していない場合についても、「No」と表明できない状況を利用した場合を広くにドイツ刑法177条2項で処罰対象として規定した。

※ただし、従来のドイツの性的侵襲罪の成立範囲が非常に限定されていたため、そうではない日本に直ちに導入できるとはいえない(深町)。

(深町晋也「ドイツにおける2016年性刑法改正について—我が国の性犯罪規定における暴行・脅迫要件の未来」法律時報1115号(2017.8))

※暴行・脅迫要件の緩和に対する反対論の根拠

- (1) 暴行・脅迫(客観的)要件を撤廃し、「被害者の不同意」だけを(主観的)要件とする⇒立証が困難となり、かえって無罪事例が多くなる。
- (2) 被害者の主張のみが証拠となると、その信用性の立証のために、被害者の過去の性癖等を探ることになり、かえって被害者のプライバシーや名誉侵害につながる。

(1) について ⇒イギリスは、14年前から既に運用済み⇒「同意が原則」ではなく「不同意が原則」であり、「同意しているかどうかを確かめる義務」を行為者側に課すことにより、解決

→※立証責任の転換ではない。

⇒性暴力の立証はあくまで検察官が負うが、「同意がないと思うことが合理的な場合」であったかどうかの客観的な指標の一つとして、行為者側に「同意しているかどうかを確かめるために何らかの措置をとったのか」訊く。

※それをしなかった場合に起こりうる重大な法益侵害(性暴力)に比較すれば、「同意を確かめる」こと自体は、大した負担とはならない。←同意の錯誤の主張(言い逃れ)も排斥できる!

・日本:被害者の主張の信用性を問題とする→そのこと自体、ひどいジェンダーバイアス←「女は嘘をつくもの」等

・イギリス、アメリカ、フランス、ドイツ等の先進国:すべての「不同意性交は性暴力」という前提を採用

・→被害者がダメージの大きい性暴力を申告する際、「嘘をつくわけがない」「同意を確かめない加害者が悪い」という大前提から始まる(21世紀の現在でも未だに「抵抗しない女性が悪い」という日本とは、全く逆の発想)。

Ⅲ DV・セクハラ罪処罰(フランス)

- DVの本質：権力構造を背景とする「強者による差別」や「非対称性による支配」そのもの
- DV初め、セクシュアルハラスメント、モラルハラスメント等の上位に位置する犯罪として、それら様々な現象の根幹をなす「差別罪」あり
- フランス刑法典2部「人に対する重罪及び軽罪」2編「人に対する侵害」5章「人の尊厳に対する侵害」の中に規定

- 225-1条：1 出身、性別、家庭状況、外見および名字、健康状態、身体障害、遺伝子の型、素行、同性愛傾向および年齢、政治的意見、組合活動を理由として、また、その真偽を問わず、特定の民族、国籍、人種もしくは宗派への所属の有無を理由として、自然人の間でなされるすべての区別は、差別とする。
- 2 法人の構成員又はその構成員の一部の出身、性別、家庭状況、外見および名字、健康状態、身体障害、遺伝子の型、素行、同性愛傾向および年齢、政治的意見、組合活動を理由として、また、その真偽を問わず、特定の民族、国籍、人種もしくは宗派への所属の有無を理由として、法人の間でなされるすべての区別もまた、差別とする。

- 225-2条：自然人または法人に対して行われる225-1条に定める差別は、次に掲げる行為に当たる場合、3年以下の拘禁または4万5千ユーロ以下の罰金で罰する。1) 財物または役務の提供を拒否すること、2) 何らかの経済的活動の正常な遂行を妨害すること、3) 人の採用を拒否、懲戒または解雇すること、4) 225-1条に掲げる要素の一を財物または役務の提供の条件とすること、5) 225-1条に掲げる要素の一を雇用の提供の条件とすること。

DV罪刑事規制のあり方

- 1) 保護命令違反罪型(日本)
- 2) 家庭暴力罪型(韓国、台湾)
- 3) 刑法上のDV罪型(家族又は児童に対する虐待罪とするイタリア、女性の安全〈生命・身体・自由、性的自由等を含む完全性〉に対する罪とするスウェーデン、継続的暴行罪とするオーストリア)
- フランス：重大な犯罪について、「被害者の(元)配偶者又は内縁の(元)配偶者によって行われた場合」をとして網羅的に処罰刑罰の加重事由

個別法による補完

- 2006年4月4日法2006-399号「配偶者間暴力および未成年者に対する暴力の防止と抑止の強化に関する法律」
- 2010年7月9日法2010-769号「女性に対する特有の暴力および配偶者間暴力と、これらが子どもに及ぼす影響に関する法律」
- DV犯罪被害者保護の発展、DV犯罪の厳罰化、より実効的な司法手続きの変更等

- 2015年7月29日法「暴力の被害女性の保護に関する法律」
- 2015年8月17日法「刑事訴訟における暴力被害者の保護に関する法律」
- 2016年3月7日法「暴力被害を受けている外国人の保護に関する法律」
- 2016年4月13日法「売春斡旋システムとの闘い及び買春者処罰に関する法律」：年末の施行後千人余りの買春男性が罰金(略式)(上限1500ユーロだが、ほとんどが500ユーロ未満)

Ⅳ 被害者支援(フランス)

- 国家予算の0.05%：省庁横断的な女男平等のために使用される
- 様々な支援に使用されるのは、国家予算の0.0066%
- そのうち、3分の2以上は、民間団体への支援に使用
- (2017年 女男平等高等評議会でのインタビュー調査による)

- 「女性に対する暴力への闘い」第4次計画(2014-2016年)(家族、子どもおよび女性の権利省)
- 直通のDV被害相談電話3919の運用開始、ソーシャルワーカーの警察署等への配置の倍増、2017年までに1650箇所のシェルターをオープンさせる、被害者に教示する内容の発展、保護命令の強化(48時間の即時退去命令)と緊急通報用携帯端末の一般化

- ・「女性に対する暴力への闘い」第5次計画（2017-2019年）（家族、子どもおよび女性の権利省）
- ・1 被害女性の権利保護、そのための証拠保全方法の強化
- ・2 重大事案における公訴提起の推進
- ・3 暴力やレイプを蔓延させる性差別への闘いを通じた暴力の根絶

V おわりに

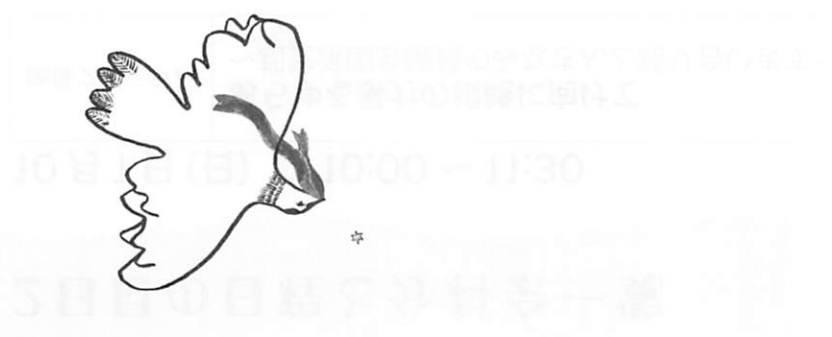
- ・刑法の一部を改正する法律附則第9条 = 3年後の見直し
- ・刑法の一部を改正する法律案に対する付帯決議も重要
- ＊性犯罪を含む「女性に対する暴力」をめぐる問題＝正に人権問題
- ・ジェンダー平等、弱者保護の視点の重要性

- ・先進国の性犯罪改正：既に1980年代から←1970年代の女性の地位向上、女性差別撤廃条約（1979）等の影響
- ・フランス：「差別罪」を基礎に、DV、「セクハラ」等を網羅的に処罰（1994年新刑法典）
- ・日本の性犯罪やDVをめぐる理解・議論の40年近い遅れ⇒結局は、社会のジェンダー（男女）不平等の反映
←GGI（世界経済フォーラムジェンダー・ギャップ指数2016年：日本は144カ国中111位←前年の101位から大きく後退）

【参考文献】

- ①島岡まな「性犯罪の保護法益及び刑法改正骨子への批判的考察」『井田良教授退職記念論文集』慶應法学37号（慶應大学出版会・2017）19頁以下
- ②同「裁判員裁判における性犯罪の量刑について」指宿信・木谷明ほか編『シリーズ刑事司法を考える第5巻裁判所は何を判断するか』（岩波書店・2017）151頁以下
- ③同「フランスにおける性刑法の改革」大阪弁護士会人権擁護委員会・性暴力被害検討プロジェクトチーム編『性暴力と刑事司法』（信山社・2014）178頁以下

- ④同「フランス刑法における性犯罪の類型と処罰について」刑法雑誌54巻1号（有斐閣・2014）49頁以下
 - ⑤深町晋也「ドイツにおける2016年性刑法改正について」法律時報1115号（2017）
 - ⑥小特集「性犯罪処罰の基本問題」法律時報1104号（2016）
 - ⑦指宿・木谷・後藤他編『犯罪被害者と刑事司法』シリーズ刑事司法を考える第4巻（岩波書店・2017）等
- ＊先行研究については、上記論文で引用の文献



2日目の日程と分科会一覧

10月1日(日) ◎ 10:00 ～ 11:30

議員フォーラム	あらゆる暴力の根絶に向けて ～超党派国会議員のみなさんと語り合います～	シビックホール 大ホール
---------	--	-----------------

分科会 A ◎ 13:00 ～ 14:30

No.	タイトル	主催団体	会場
A-1	障害女性に対する暴力・複合差別の課題と支援のあり方を考える	DPI女性障害者ネットワーク	シビックセンター 多目的室
A-2	デートDV・・・被害の現状 ～“フツー”の恋愛が危ない～	NPO法人さんかくナビ	男女平等センター 研修室A
A-3	DV・その後の生きにくさ ＜シングルマザーと貧困＞	NPO法人女性ネットSaya-Saya	シビックセンター スカイホール
A-4	トラウマと解離を理解する	NPO法人レジリエンス	区民センター 3-A会議室
A-5	職場のリアル ～セクシュアル・ハラスメント の実態と私たちにできること～	パープル・ユニオン	シビックセンター 会議室1+2
A-6	ポルノ被害に特化した相談の困難性	ポルノ被害と性暴力を考える会 (PAPS)	シビックセンター 区民会議室A+B
A-7	外国籍のDV被害者支援を考える ～多様な支援を目指して	神奈川大学法学研究所国際 人権センター、ウェアワリー	男女平等センター 研修室B
A-8	被害体験と依存症	NPO法人ダルク女性ハウス	区民センター 3-C会議室

議員フォーラム

今回の議員フォーラムは、これまでの分科会形式と異なり、一般市民を含めた参加者全員参加の大ホールでの開催となります。



分科会 B ◎ 15:00 ～ 16:30

No.	タイトル	主催団体	会場
B-1	若年女性を取り巻く環境 「若年女性たちへの暴力」	一般社団法人GEN.J	男女平等センター 研修室B
B-2	セクシュアル・マイノリティに対する暴力 と被害者支援を实践から考える ～SOGIハ ラ・性暴力・同性間DVと心理的安全性の構築～	NPO法人共生社会をつくる セクシュアル・マイノリティ支援 全国ネットワーク	男女平等センター 研修室A
B-3	サポートグループをやってみよう ～夫や 交際相手から暴力を受けた女性の回復をめざして～	NPO法人男女平等参画推進 みなと+サポートグループ研究会	区民センター 2-A会議室
B-4	解離性同一性障害（DID）とは	NPO法人レジリエンス	区民センター 3-A会議室
B-5	皆で学ぼう！韓国の暴力予防教育 『暴力 NO! 対話 YES!』	NPO法人女性サポート大阪	シビックセンター 会議室1+2
B-6	あなたにもできる暴力防止のための グローバル社会貢献	一般社団法人ウェルク 共催：一般社団法人次世代社会 研究機構	シビックセンター スカイホール
B-7	DV・デートDV被害者における性暴力被害 ～リプロダクティブ・ヘルス&ライツの視点から考える～	性暴力救援センター・ 大阪SACHICO	シビックセンター 多目的室
B-8	女性自立支援法（仮称）制定をめざして	全国婦人保護施設等連絡協議会	シビックセンター 区民会議室A+B

◎ 17:00 ～ 17:30

閉会セレモニー	大会アピール文の採択	シビックホール 大ホール
---------	------------	-----------------

そこで、意見交換の項目についてはあらかじめ各党に質問票をお送りし、事前に回答をご提出いただき、多様な市民の皆さんにより具体的に政策がご理解いただけるように取り組みました。設問は右記のとおりです。

【設問】

- ① 刑法の3年後の見直しに向けて
- ② DVやハラスメント罪の創設について
- ③ 被害者支援の拡充などについて
- ④ 民間支援団体の位置づけについて

分科会

A-1

会場：シビックセンター多目的室

障害女性に対する暴力・複合差別の 課題と支援のあり方を考える

主催団体：DPI 女性障害者ネットワーク

司会：瀬山紀子（DPI 女性障害者ネットワーク）

発題者： 白井久実子・佐々木貞子（DPI 女性障害者ネットワーク）

松山容子（女性の安全と健康のための支援教育センター）

参加者：114 名 PC 文字通訳者 4 名、手話通訳者 1 名

障害女性に対する複合差別

白井久実子（DPI 女性障害者ネットワーク）

聴覚障害者で、PC 文字通訳を見ながら参加。私は、聴覚障害のある子どもたちを周囲の町から集めて障害児学級を設けた学校に通学していた。障害の有無で分け隔てられたために障害のない女の子たちとのつながりも少なかった弊害を強く感じている。電車通学中に何度か性的被害を受け、当時はなすすべもなかった。今は変わっているかも知れないが、当時は、とりわけ障害のある子どもは身体や性についての知識や情報から遠ざけられており、相談先もなかった。自分より年上の人の中には、聴覚障害ゆえに中絶や不妊手術を強制された人も少なくない。障害のある女性は、障害者差別と性差別が掛け合わさり複合することで、暴力、貧困など、複雑で大きな困難を経験している。このような固有の差別が「複合差別」。意味はほぼ重なるが、裁判等でも放置された経験から「交差差別」も併用されている。障害者差別と性差別の道路があるとして、障害女性は交差点に立っている。性差別道路、障害者差別道路で車に突き飛ばされたら、それぞれの差別に対応した法的救済の救急車がくる。しかし、交差点で車に突き飛ばされても救済されないのが現状。そして、出自、国籍、性的マイノリティに対する差別など、さらに他の差別が複合している場合もある。

DPI 女性障害者ネットワークは、国内の障害がある女性を中心になって、個人として、障害の違いや障害の有無をこえて、ゆるやかにつながってきている活動。障害のある女性の自立そして「優生保護法」改正をめざして 1986 年に設立。優生保護法は「不良な子孫の出生防止」を目的としており、障害者に対して強制的な不妊や中絶も行われた。現在は、この条項は削除され、課題を残しながらも母体保護法に変わっている。国連では 2006 年に障害者権利条約が成立。第 6 条に、草案にはなかった「障害のある女性」を設けた。昨年には、6 条についての国連の公式ガイドラインも出た。

去年、女性差別撤廃条約委員会による日本政府報告の審査がおこなわれた。そこに、レポートを出すと同時に、介助者などを含めて 11 名を派遣し、ロビイングができた。その結果、出した意見のほとんどが、勧告に反映されるという大きな成果があった。

また、国内の法律や計画にも、障害のある女性について記述するよう働きかけをしてきた。たびたび、障害女性の複合差別についてのデータや実態を示せと言われた。しかし、国の統計では、障害者は一括りにされ、障害のある女性の存在は見えてこない。その中で、私達自身が、障害女性の複合差別実態調査を行うことにした。

障害女性の抱える具体的困難

佐々木貞子（DPI 女性障害者ネットワーク）

視覚障害の当事者。複合差別調査で見えてきた障害女性の具体的な困難について報告する。2011年に行った調査は、肢体不自由、聴覚障害、視覚障害、精神障害、軽度の知的障害、難病、さまざまな障害種別の女性が回答し、年代は20～70歳代。困難のうち、一番多かったのは性的被害で、回答者の約三割に上る。内容は、レイプ、DV、痴漢などの他、介助時の必要以上の身体接触が不快と感じる障害女性が多かった。

加害者は家族、ケアスタッフ、職場の上司といった、障害女性の身近にいる人たちが多く、経済的な困難や、介助を依存せざるを得ない状況が、障害女性の弱みになっていた。見知らぬ人からの加害は痴漢や、乗車したタクシー運転手にホテルに連れ込まれそうになったという経験もあった。聴覚障害は助けを呼びにくい、視覚障害は加害者の顔を特定できない、肢体不自由は体が思うように動かず逃げられない、知的障害の場合は証言を信じてもらえないなど、障害特性につけ込まれる場合があった。

反対に、女性であることを無視されるような扱いも障害女性は経験している。望まない異性介助を強いられている。施設や在宅サービス、病院でも行われていた。医療行為とは異なる、トイレや入浴など、日常生活の支援が、男性によって当然のように行われている国立病院もあった。「最初は嫌だったが、次第に麻痺し、そんな自分が辛い」という筋ジストロフィーの女性もいた。

また障害のある女性は、従来女性の役割とされてきた家事、育児、介護などができないという否定的なまなざしを向けられることも少なくない。既成の女性像に当てはまらないという劣等感があり、自己肯定感が持ちにくい。障害女性は、本来もっている力を発揮できていないと感じている。

さらに女性相談の場に障害者は想定されておらず知識がなく、障害者相談は女性固有の相談に対応できていないという問題もある。裁判に訴えた職場内でのレイプ事件では、本人が悩んだ末に会社の相談室に駆け込んだところ、脳性麻痺で言語障害があるため、相談員が最初は知的障害と思い込んで対応したという。また、2人のお子さんと母子自立支援施設で暮らしていた盲ろうの女性は、歩行のための白杖で、他の方のお子さんを怪我させてしまったことがきっかけで職員に白杖を取り上げられてしまい、一人歩きができなくなったという。コミュニケーションを取る努力が職員に不足していたと想像される。

障害女性の困難は多様。私たちは単なる保護を求めているのではない。保護は自由と引き換えになることがある。一人の市民としての人権を、障害のない女性が享受している当たり前の暮らしを、障害女性も受け取りたいだけなのだ。

松山容子（女性の安全と健康のための支援教育センター）

女性の安全と健康のための支援教育センターは、女性を中心とした支援をしている方の研修をしている。同じ女性として、平場で学びあうのがモットー。私は、支援教育センターの運営委員で、この間まで都の職員で、病院のワーカーをやっていた。また、性暴力被害者支援の相談にも関わってきた。支援に関わって感じていることは、女性差別は本当に根深いが、気が付かないことが多いということ。

これまでも、DVで、この人逃げたほうがいいなという時、障害があるというだけで障害者の施設に避難させてしまうということが起きてきた。その施設の人が、DVや安全性の問題などが分かっているかという分かた

い。支援者としては、障害がある人はそっちに行ったほうがいいという思い込みがある。

また、縦割り行政という問題もある。予算は高齢、障害、女性の順。支援者も、障害と女性なら、障害を優先してしまうような感覚をもっている。

本来、当事者に聞かないといけないところを、家族に聞いてしまい、対応を決めてしまうということもある。自戒しつつ支援していく必要があると感じている。

オープンダイアログという、フィンランドの精神医療の話聞いた。「平場でやる、本人も入る」が基本ということだった。本人が訴えることを支援者としてきちんと聞き取る。それが本当に必要なことと思う。

会場発言

参加者／日々活動をしている中で、精神障害を持っている人のきょうだいや、支援者が、安心して思いをはき出せる場が必要だと感じている。

参加者／DV被害を受けた女性で、精神障害がある人の場合、DVについて理解のある精神科医につながっていないことが問題だと感じる。また、母に精神障害があると、児童虐待と推定され、子どもの養育ができない人とレッテルを貼られる。これはとても大きな問題だ。

DPI 女性障害者ネットワークメンバーの発言

南雲君江／

脳性マヒの障害をもっている。養護学校卒業後、重度障害者授産施設で12年間を過ごした。30歳の時に施設を出て、一人暮らしをし、2年後に同じ脳性マヒのパートナーと結婚した。36歳の時に、子宮筋腫になった。婦人科を受診したら、「子宮を取れば、治ります」と医師に言われた。その時に私が「これから赤ちゃんを産みたいんです」と言ったら、その医師に「えっ？」と驚かれた。当時まだ赤ちゃんを産みたいという気持ちが強かったので、自分を否定されたように思い、泣き崩れた。重度の障害があるというだけで、妊娠とか出産は無理だと決めつけられることが多い。私の他にも婦人科系の疾患になると、安易に子宮摘出を勧められる障害女性が多い。障害があっても女性であることを社会の人たちにも理解して欲しい。

川合千那未／

南雲さんと同じ、脳性マヒ。私は、ほぼ24時間の介助を受けながら、地域で一人暮らしをして3年半。一人暮らしを始める前は親元で暮らしていた。親元にいるときは、障害女性であるからこそ受けてしまう差別に気づいたことがなかった。身体介助を男性が行うことも、「介護の負担軽減のため」と言われてしまえば、それが当然だと思えてしまっていた。「私は介助を受ける必要がある人間だ。私がそこで、男性に介助されるのが嫌だなどといえど逆にいやらしく思われてしまうかもしれない」と。私にとって、自分の性を意識することは、とても勇気のいることだった。もしかしたら、私以外にも、自分の性を意識することを躊躇してしまうかたもいるかも知れない。でも、本来は障害者であっても女性であることが前提とされるべきであって、「障害者も女性である」という、当たり前の考えかたが広く浸透することを望んでいる。

■分科会では、このほかに、参加者同士の小グループによる意見交換の時間を設け、活発なやりとりがあった。アンケートには、当事者の声が聞けてよかったといった感想や、実際に支援現場で支援のあり方を模索している、今後、さらにつながっていきいたいという声などがあった。

A-2

会場：男女平等センター研修室 A

デートDV・・・被害の現状 ～“フツー”の恋愛が危ない～

主催団体：NPO法人さんかくナビ

講師：上村 茂仁（ウィメンズクリニックかみむら 院長）

青野 雅世（NPO法人子どもシェルターモモ 施設責任者）

茉結さん（学生）

智子さん（学生）

参加人数：95 名

本分科会は三部形式で行いました。

まず上村茂仁さんより、デートDVについて講義（資料参照）をしていただきました。クリニックを受診する方達から、またメール相談から見えてくるデートDVの現状から、これから子どもたち・若者たちはどうすればよいのか…周りに人とつながること。子ども達は安心できる居場所を得て、充実した生活を送れるとの提言をしていただきました。

続いて青野雅世さんから、子どもシェルターを利用する 10 代後半の子ども達の状況と恋愛事情、そこから見えてくる子ども達の現実について話していただきました。そこからは、孤立化する子ども達と関わって、その思いを否定せず尊重し、孤立化の現状に子ども達自身が気付くまで大人たちは繋がり続けるという視点を示していただきました。

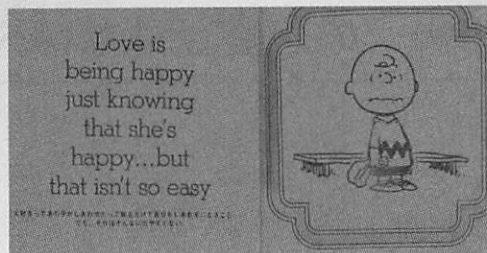
そして、お二人からのお話を受けて、現役大学生の茉結さん、智子さんに登場いただき、上村さんと対談をしていただきました。女子大生のお二人が語る“フツー”の恋愛。上村さんと彼女らとの語り合いの中で見えてくる若者たちの意識・現状。

真摯に学業にも友人関係にも恋愛にも向かう彼女らと、上村さんのクリニックを訪れて相談する子達の意識に、明らかな決定的な違いは見られないように思う。危険な恋愛はいたるところに存在する。そんな中で、どうにもならない袋小路に入り込んでしまうような恋愛に落ちいらないようにするには、いったいどうしたらよいのだろうか？孤立することなく、現実の生活を充実させている状態では、たとえ一時期危険な恋愛に夢中になったとしても、仲間たちが、あるいは繋がりがある人達が、彼らを見守り、支援してくれるのではないだろうか？

上村さん、青野さんから現状を突きつけられ、そこから茉結さん、智子さんがご自分の日常生活の状況、友人関係やその状況、ご自分が学んできた知識等を考え併せて、デートDVの現実について大人と一緒に考えていくと言う試みが新しく新鮮で、若者に希望を感じる分科会となったと思う。

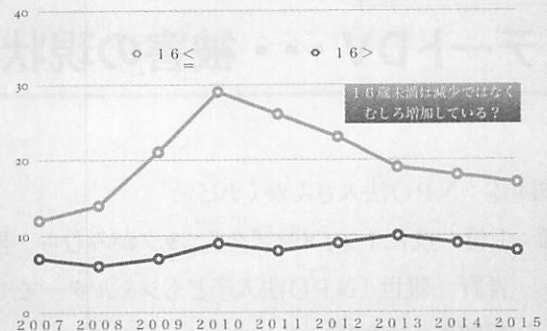
おとなたちは若者たちに情報を届ける事、若者は現実の生活を充実させること、そしてともに語り合い思いを共有する事など、様々な立場の人達が共に考える分科会となった。

デートDV 被害の現状 普通の恋愛が危ない

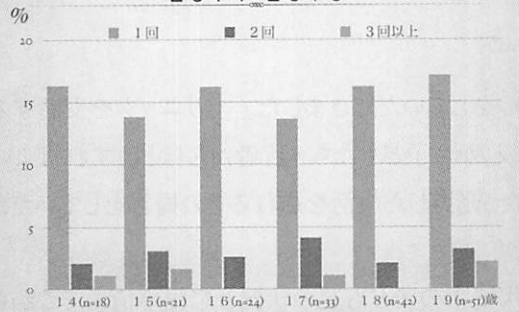


ウィメンズクリニック・かみむら
上村 茂仁

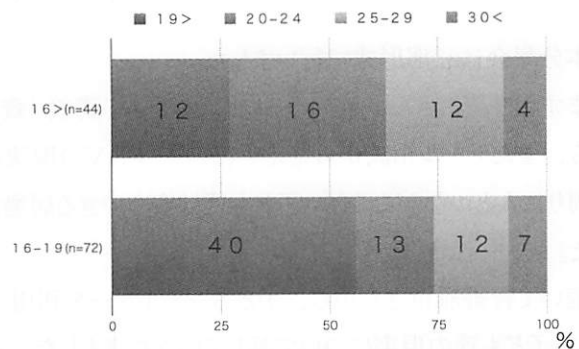
10代のクラミジア感染症



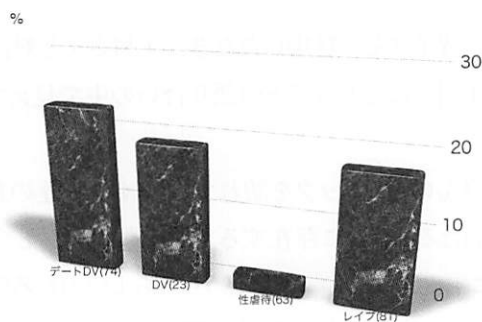
10代女性のクラミジア反復率 2014-2016



現在のパートナーの年齢 (パートナーと性行為を行なっているもののみ)



性被害患者の妊娠率



配偶者防衛



長谷川眞理子:

これは、配偶者防衛の現れだと思います。雌は自分が子を産むので、自分の子であることが確かですが、雄は精子を送り込むだけです。本当にどの雄の精子が受精に使われたのかは確かではありません。そこで、雄は雌の行動を逐一コントロールすることにより、確実に自分の精子で受精した子を残そうとします。これは、いろいろな動物、特に哺乳類の雄に一般的に見られる行動で、配偶者防衛と呼ばれています。これが高じると、雌の生活のすべてにわたって行動を規制しようとするようになります。人間も哺乳類ですから、当然、男性による配偶者防衛があるでしょう。

デートDVとは、交際中の若いカップルの間で起こる暴力のことです。

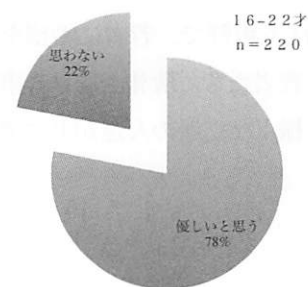
「力」にはいろいろな種類があります。

- 身体的な暴力・・・殴る、蹴る、モノを投げる、刃物でおどすなどで怖い思いをさせる。
- 精神的な暴力・・・ひどい言葉で傷つける、おどす、監視したり、友達との交際を制限する。無断でメールチェック、相手の大事なものを壊すなどのいやがらせをする。
- 経済的な暴力・・・お金をたかる、借りたお金を返さない。
- 性的な暴力・・・キスやセックスを強要する、避妊しない。

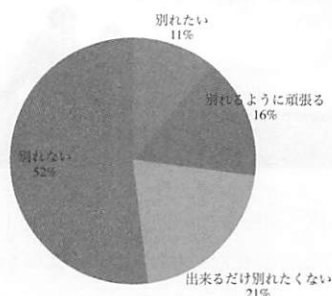
結果→妊娠、中絶、性感染症、早すぎる(望まない)結婚など・・・

力で相手を支配することはDVに限らず、いじめ、体罰、パワハラ、セクハラなど社会の中にいろいろな形があります。

DVの彼氏を優しいと思っている被害者は78%



今の彼氏と別れたいか どうか (n=220)



ネットから、デートDVにならないために！

暴力は無意識的に行われることが多いため、交際の相手からそうされたら、次のような働きかけが必要になります。

1. 「嫌だ」「やめてほしい」とはっきり言う
2. 「それはデートDVだ」と、相手に教える
3. カップル間できちんと、デートDVの内容を理解する
4. お互いに、デートDVに当たる行為をしないよう約束する

相手の単なる理解不足であれば、**「だからデートDVとは思っていないし、幸せな二人です」**人も多いでしょう。年頃の男性は、ネットや成人向け雑誌などで、きわどい性的表現、暴力のある描写を見て、「女は屈辱的なことをされても嫌がらない」「嫌よ嫌よも、好きのうち」といった誤解をしていることもあります。また、女性は「デートDVは男性がするもの」と誤解し、自分が何気なく相手にしている行動の暴力性に、気付いていないケースも多いのです。

カップルで正しくDV防止法やデートDVの内容を理解し、「自分がやられて不快なことは、相手も同じ」というシンプルな感じ方を理解しあえば、「暴力のない交際」は可能になります。

デートDVで相手と別れられない場合、法的手段の検討も必要

いずれにしても、デートDVに遭わない、デートDVを招かないためには、上に挙げた4つのポイントで相手ときちんと向き合うこと。さらに、

5. 「次に同じことをしたら別れる」と宣言する
6. それでも繰り返したら、キッパリ別れて二度と戻らない

このように、断固とした態度を示す**「別れられないからデートDVでしょう」**

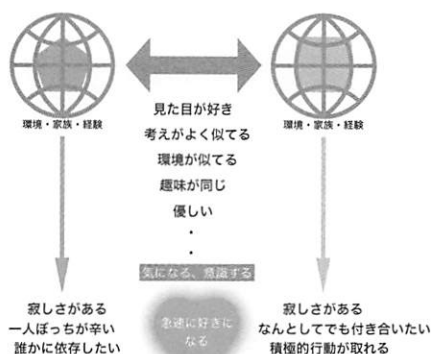
交際中であれば、離婚や子どもの問題を考える必要もなく、法的な手続きを踏まずに別れることができます。別れられない場合、別れてもしつこくつきまとわれる場合には、地域の男女共同参画センター、女性センター、婦人相談所、警察などの窓口にご相談しましょう。DV防止法のほか、ストーカー規制法などの法的手段も検討し、対応した方がよい場合もあります。

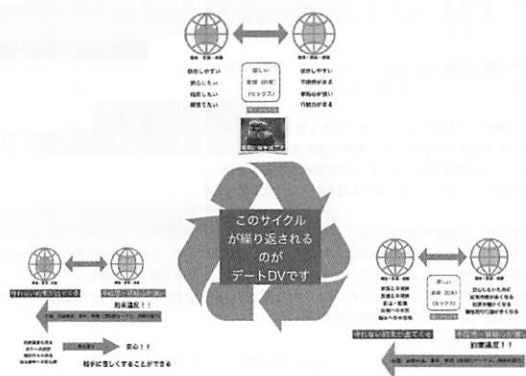
デートDVの一番の問題点は・・・

本人たちは気づかない！

気づいても言えない。

気づいてもDVを直せない。





でもなぜ、デートDVはよくないのでしょうか？
二人が幸せなら良いのではないかな？

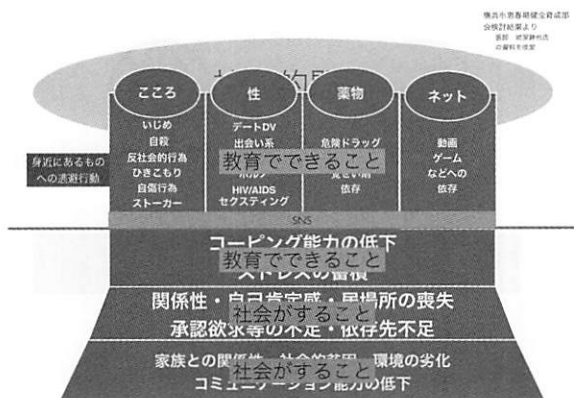
子供にとって理想の環境とは？

確かに環境に左右されるんだけど、そもそも理想の環境って人によって違って、生まれ持った遺伝子とか、生まれた順番でそれはきまって、同じことをされて愛情とを感じるか干渉とを感じるかの基準は人によって違うんです。特別な能力があるなら別だけど、目頃はその基準によって兄弟の育て方を分ける必要はそこまでなくて両親で愛情を持って育てていたら大体いいんだけど、なにか大きなきっかけで、その人の軸がぶれるので、その人の基準にあわせて、軸がもどるまで様子を見ないといいない。そうでなかった時、その人にとっては環境が悪いってことになるんです。私にはこれがしっくりきます。

じゃあ、どうすればいいの？

周りの人とつながる！

安心できる居場所



A-3

会場：シビックセンタースカイホール

DV・その後の生きにくさ <シングルマザーと貧困>

主催団体：NPO 法人女性ネット Saya-Saya

登壇者：赤石 千衣子（しんぐるまざあず・ふぉーらむ理事長）

打越 さく良（弁護士）

キタ 幸子（東京大学大学院医学系研究科 助教）

あっきーさん

参加人数：95 名

松本和子（NPO 法人女性ネット Saya-Saya 代表理事）

DV から避難した女性と子どもたちの、その後の生きにくさについて、浮き彫りにした分科会でした。分科会の時間そのものが短く、それぞれのパネリストは、持ち時間の足りない中で、違った角度から、この問題について、熱く語っていただきました。

「支援の現場、当事者の話が聞けて、今後の支援に生かせるものだった」とか、「生きにくさの構造がわかった」などの感想を多くいただきました。時間が足りなくて、それぞれの話をもっとじっくり聞く時間が欲しいという意見もありましたが、今後そのような機会をそれぞれの地域で持っていただけると良いのではないかと思います。今回は、ダイジェスト版で、皆さんに、「その後の生きにくさ」の現状をお届けしましたが、現場でのアクション、支援につないでいけるものだと思います。

赤石さんは、日本のシングルマザーの貧困について、統計を用いながら、具体的に話されました。シングルマザーの複合的な問題がわかり良かったという感想もありました。

打越さんは、弁護士という立場から、日本の司法の現状について話されました。法整備の必要性をよく理解できたというご意見もありました。当事者の逃げる自由さえも奪おうとする、「親子断絶防止法案」についても、誰がそれを必要としているのか、その危険性などもわかりやすく説明していただきました。

キタさんは、今回全部の発表資料を皆さんに渡せなかったのですが、背景に深刻な社会情勢がありましたので、ご理解いただけると幸いです。しかしパワーポイントでの研究結果は、当事者と支援者にとっては、大変力強いエビデンスを示された嬉しい研究報告でした。「DVの父と会うと悪影響があるということが研究で明らかになってスッキリした」という感想もありました。

あっきーさんは、当事者として、ご自身のDV離婚後も子どもに会いたいと、ストーキングしてくる元夫の体験談の中から、終わりのない支配の構造を浮き彫りにさせました。

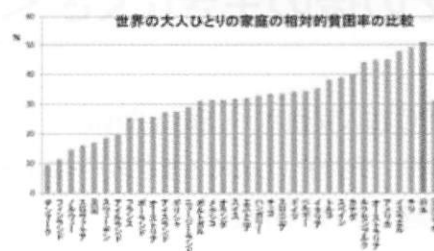
下記に、各パネリストの資料を掲載します。（あっきーさんは、当事者の発言なので、ここでは、安全のため、掲載していません）

（資料1） 赤石 千衣子（しんぐるまざあず・ふぉーらむ理事長）

DV・その後の生きにくさ ＜シングルマザーと貧困＞

しんぐるまざあず・ふぉーらむ
赤石千衣子

日本のひとり親家庭の相対的貧困率は世界最悪



（出典）OECD 2018 Family database "ODI Poverty"
OECDの「ひとり親世帯」の定義は、世帯主がひとり親で、18歳未満の子供が1人以上いる世帯。日本の場合は、世帯主がひとり親で、18歳未満の子供が1人以上いる世帯。

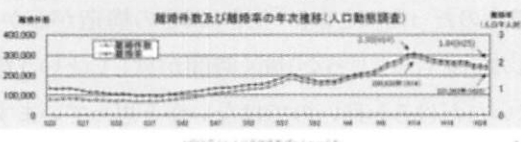
ひとり親家庭の現状（ひとり親になった理由）

ひとり親になった理由（母子世帯別）

25年間で、離婚母子が約20%ポイント増加

未婚の母が約4%ポイント増加

	昭和63年度 (%)		平成23年度 (%)	
	母子	父子	母子	父子
離婚	62.3	55.4	80.8	74.3
死別	29.7	35.9	7.5	16.8
未婚	3.6	-	7.8	1.2



NPO法人しんぐるまざあず・ふぉーらむ

厚生労働省「ひとり親家庭の現状について」

婚姻関係事件の申立動機には DVが多い



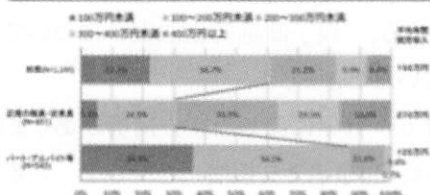
（備考）1. 裁判官が「婚姻関係を破綻している」と判断した場合、より正確な数字は、申立人の訴え内容のうちより正確な数字で示す方法で算出し、算出されたもの。
2. 申立ての動機は、申立人の訴え内容のうちより正確な数字で示す方法で算出し、算出されたもの。

「男女共同参画白書」平成27年より

パートアルバイトで働く母子世帯の母 の年収平均は125万円

12(1) 就労収入の状況（母子世帯）

- 現在、就業している母子世帯の母の平均年収は「正職・パート・アルバイト」で125万円。
- パート・アルバイトで働く母子世帯の母の平均年収は、正職・パート・アルバイトで125万円。
- 正職・パート・アルバイトで働く母子世帯の母の平均年収は、正職・パート・アルバイトで125万円。



無業母子世帯のうつ傾向は顕著

＜無業母子世帯の母親のメンタルヘルス問題はより深刻＞臨床心理学のCES-Dうつ感情自己評価尺度の簡略版（7項目）を用いて保護者のメンタルヘルス状況を調べたところ、ひとり親、とくに無業母子世帯の母親におけるメンタルヘルスの問題が突出している。うつ傾向とみられる保護者の割合は、無業母子世帯34.0%、有業母子世帯19.0%、父子世帯12.7%、ふたり親世帯（母親）7%程度となっている。（太字筆者）

・ <http://www.jil.go.jp/policy/research/2016/2016.pdf>
・ 平成28(1)年度「子どもと親の生活に関する調査」～保護者の就業に関する調査～を基に作成された。調査期間は平成27年度。調査対象は、保護者の就業に関する調査。

NPO法人しんぐるまざあず・ふぉーらむ

【事例】うつ、子どもの発達障害、就労困難

- ・ 40女 不明 母子
- ・ 「子供が父親によるDV、発達障がい(ADHD)により一人親ではとても育てにくい。その環境で仕事をするのは、困難であり私自身、うつ病を抱えています。今は生活保護を受給していますが、将来は普通に働きたいです。そのためには、育児のしやすい社会、障がいがある子どもでも働ける(自立できる)行政や企業の理解が不可欠だと思います。」

・ 日本労働政策研究・研修機構「子育て世帯の追跡調査(第2回:2015年)～生活変化を4年間追跡～」
～生活変化を4年間追跡～ <http://www.jil.go.jp/institute/research/2016/159.html>

【相談から】面会交流の調停、穏やかに暮らしたい

DV離婚して1年弱。

夫から面会交流の調停申立があったがどうしたらいいか。

離婚後、大けがをして入院、その後、パートをしながら生活保護を受給。穏やかに暮らしていきたい。

子どもは離婚前からチック症状があり、ようやくよくなってきた。

(しんぐるまざあず・ふぉーらむの相談事例を一部改変)

配偶者等と離れて生活するにあたって困ったこと(別紙) ・ 住居 ・ 就労 ・ 経済的なこと ・ 手続 ・ 健康 ・ 子どものこと ・ 裁判調停 ・ 支援者のこと ・ そのほか	必要な施策 ・ 住宅支援(住宅補助、公営住宅入居、保証人) ・ 多様な就労支援 ・ 手続の簡略化 ・ 生活保護受給(地域間格差大) ・ 児童扶養手当の増額 ・ 子育て支援の拡充等 ・ DV被害に理解のある面会交流支援の増加
強みを発見できる支援を ・ ストレngths視点にもとづく支援 ・ 安心・安全な場を広げられるような応援を 	

(資料2)

「日本における DV をめぐる司法の現状と課題～司法は被害者の現実を理解しているか～」

弁護士 打越さく良

1 逃げる自由しか認めない日本の司法

(1) 退去命令への批判にみられる被害者への無理解

退去命令(DV防止法10条1項2号)は、常盤紀之千葉地裁判事補(当時)による「DV法における保護命令制度についての問題点」判タ1146号59頁ないし66頁が生存権(憲法25条1項)違反であるとの議論を展開する等、「DVにおける力学」「当事者の非対称性」が理解されているとはいいがたい¹。男女間の経済格差の实情からすれば、住居から出ざるを得なくなった被害者の生存がより侵害される状況にあることは明らかである²、といった批判がなされてきた。

(2) 別居命令の必要性

DV防止法の規定は、被害者に「逃げること」を要求する。

フランス法では、被害者に自宅での生活を保障して、退去させた加害者から生活費を支給させる規定(フランス

1 戒能民江「第1章 DV防止法」ジェンダー法学会編『講座 ジェンダーと法 第3巻 暴力からの解放』日本加除出版、2012年、12頁ないし13頁。

2 井上匡子「DV対策立法の現状と理論的問題」法執行研究会編『法はDV被害者を救えるか—法分野協同と国際比較—』商事法務、2013年、34頁ないし36頁

民法 220-1 条) があるという³。被害者の救済を実効的にするたえに、別居命令(被害者が居住を続け、加害者は立ち入りが禁止されるか特定の部分のみ立ち入りを許される制度)が必要である⁴。

2 逃げる自由すら制限?

もともと、逃げる自由すら保障されているか疑わしい実情にある。すなわち、接近禁止命令を発令し退去命令を却下する事案が報告されており、退去命令が消極的に運用されているのではないかと懸念される⁵。

水野紀子教授は、離婚後の共同親権や面会交流の実践を行っている西欧諸国の法と日本家族法との間には、構造的に大きな違いがあるにもかかわらず、それを踏まえないまま被害者の逃げる自由を減殺するような方針をとるべきではないとし、親子断絶防止法案への危惧を表明している⁶。

3 面会交流

(1) 2011 年の民法 766 条 1 項の改正後、家裁実務では、「子の福祉の観点から、面会交流の実施がかえって子の福祉を害するといえる特段の事情(面会交流を禁止・制限すべき事由)が認められない限り、面会交流の円滑な実施に向けて調整を進めること」を基本とし⁷、面会交流を禁止・制限すべき事由として実務上主張される主なもののひとつに、「監護親が非監護親から DV などを受けていた場合」があげられるが、第三者機関が関与することによって面会交流を実現する可能性が検証されるべきとされる⁸。実務上、DV の痛手が生々しいにもかかわらず面会交流が原則とされているとの懸念がある。

もともと、フレンドリーペアレントルール(親権者・監護者決定基準において、面会交流の許容性を要件とする)は、今なお、実務では、補充的な要素として挙げられる程度である⁹。

他に、アメリカでは全ての州で、監護権決定に際し、DV は考慮されるべき要件であるとされていること等を紹介したが、紙数の関係で割愛する。

3 水野紀子「家族法の弱者保護機能について」太田智幸他編『民事法学への挑戦と新たな構築』創文社、2008 年、674 頁

4 「被害者が築き上げた生活の場が奪われるようでは、暴力から逃れる決心をつけることができない」、「暴力の存在が認定された場合には、加害者を移転させる別居命令が必要であろう」(水野紀子「児童虐待、配偶者間暴力、離婚」町野朔他編『児童虐待の防止－児童と家庭、児童相談所と家庭裁判所』有斐閣、2012 年、131 頁)

5 井上匡子 前掲注 3・37 頁

6 水野紀子「親子断絶防止法案への危惧」公開日 2016 年 10 月 6 日 <http://nacwc.net/2016-10-06-06-35-18/73-2016-10-06-06-33-37.html>

7 水野有子・中野晴行「第 5 回 面会交流の調停・審判事件の審理」東京家事事件研究会編『家事事件・人事訴訟事件実務～家事事件手続法の趣旨を踏まえて～』法曹会、2015 年、192 頁～195 頁

8 水野・中野前掲 9

9 (秋武憲一・岡健太郎編著『離婚調停・離婚訴訟 [改訂版]』青林書院、2013 年、146 頁)

A-4

会場：区民センター 3-A 会議室

トラウマと解離を理解する

主催団体：NPO 法人レジリエンス

司 会：西山 さつき (NPO 法人レジリエンス)

コーディネート、通訳：中島 幸子 (NPO 法人レジリエンス)

登壇者：オルガ・トゥルヒーヨ氏

参加人数：269 名

オルガ・トゥルヒーヨ氏

こんにちは、みなさんいらして下さってありがとうございます。この分科会では、トラウマについて昨日の基調講演の延長上にあるお話をします。トラウマを抱えている状態が外からどのように見えるのか、トラウマを抱えている人がどう感じているかの両方をお伝えします。トラウマを抱えている人がどう感じているかについては、私個人の経験に基づいたお話になりますが、傷つきを抱えた他の方々も同じように感じていることでもあります。また、傷つきを抱えた人にどのように接したら良いのかについてもお話をします。

命の危険を感じるような出来事や、耐え難いと感じる経験はトラウマとなります。パートナーシップ間の暴力もトラウマとなります。トラウマは人間にとって自然な反応です。トラウマについて知り、どのような時に人は耐え難いと感じるのかについて学ぶことによって、トラウマを抱える人に対してより良い対応ができるようになります。

サバイバーの人を見て「あの人変じゃない？」とするのではなく、その人のトラウマのサインやその人のトラウマの影響に気づけるようになってください。「あの人変じゃない？」とするのではなく、「あの人に何が起きたのだろうか」と考えられるようになってください。

トラウマは、その人の感情や思考、行動に影響します。トラウマを抱えている人はどのような症状を抱えやすいのかを知ることで、トラウマを抱えている人に気づくことができます。サバイバーの人に対して悪いイメージを持つのではなく、トラウマに対する自然な反応をしているに過ぎないことを受け止めて下さい。

トラウマを引き起こす経験は数多くあります。人間関係の中でのトラウマの発生もあり、そうでない場合もあります。ひとつの出来事がトラウマになることもあれば、何回も傷つきを重ねた結果のトラウマもあります。子ども時代にトラウマを経験することもあります。大人になってからトラウマを経験する場合もあります。社会的構造の中で地位を悪用した影響を与えられ、トラウマになることもあります。

社会的影響の中でのトラウマについてですが、アメリカでは人種の問題が考えられます。ラテン系の移民のコミュニティの中で現在の政権では、正式な手続きをせずに移民をしてきた人々に対して強制送還をしようという動きがあり、そのような緊張の中でトラウマになることもあります。

私の経験したトラウマは、対人的、継続的であり、発達段階に発生し、社会的地位の悪用という4つのトラウマのカテゴリーすべてが含まれています。同じ要素があったとしても、トラウマが個人にどのような影響を与えるのかは様々です。トラウマと一言でいっても感じ方も様々で、経験やとらえ方も様々です。ひとりひとりのトラウマを丁寧に見ていくことが大切です。

単回性の対人的トラウマとは、1回の強盗やレイプなどの出来事になります。トラウマは主観的な経験です。同じような経験でも、その個人の特性、性格、経験などにより、トラウマの現れ方は様々です。単回性のトラウマと慢性的なトラウマでは症状の現れ方が違う場合があります。

慢性的な対人的トラウマの方が、分科会にご参加の皆さんにとってお仕事の上でより関わりのあるものだと思います。DVもトラウマを引き起こします。あるいは家族の誰かが投獄されていたり、家族の死に関わるような経験がトラウマになることもあります。繰り返される継続的な性的・身体的暴力はトラウマを引き起こします。深い解離をする場合もあります。身体的・性的・精神的暴力、ネグレクトのある家庭の子どもたちがトラウマを抱える可能性は非常に高まります。

私がトラウマを受けた家庭にいた時は、「これは私の責任で、私がこれを引き起こしたのだ、私のせいなんだ」と思っていました。非対人的なトラウマを経験した時は「自分のせいではなかった」とは考えにくいと思います。例えば東日本大震災の津波が起きたことは非対人的なトラウマです。非対人的トラウマと対人的なトラウマとの性質の違いは、多くの人たちと同じ経験を共有しているかどうかという点です。

少し前にプエルトリコでのハリケーンで町が壊滅状態になりました。自然災害は多くの人たちが体験を共有しているトラウマです。しかしプエルトリコは米国の一部であるにも関わらず、米国政府が支援をしなかったために、別の種類のトラウマが加わりました。さらにDVを経験していたらまた別の種類のトラウマが加わります。トラウマと一言で言っても、様々な性質や影響があるのです。

どのようなトラウマが人にどのように影響をしているのかを見ていくことで、適切な対応ができるのだと思います。様々なトラウマがありますが、共通している点は、トラウマは非日常の事態が起きた時の、それに対する人間の反応であるということです。その反応はどのようなものであっても、自然なことなのです。

トラウマを経験していない人が危険な状況を目の当たりにすると、脳は直感的に戦うか、逃げるか、固まるか、のいずれかの反応を取ると言われています。大脳新皮質が、その危険がどのくらいのものなのか、自分はどの行動すべきかを思考的に評価します。扁桃体という感情を司る所で判断がされて行動を取り、落ち着くと日常的な安定した状態に戻っていく流れがトラウマを経験していない人のパターンです。(図1)

例えば、部屋の外で大きな音がすれば誰も反応すると思います。大きなトラウマを経験していない

場合には、脳がそこまで大きなことではないと判断するので、安定した状態に戻ると思います。しかしトラウマを経験している人は、そうでない人とは違う神経回路が出来上がってしまっています。覚醒の高い状態が続くような神経回路です。暴力を経験した人は周りが安全であるかどうかをいつも警戒しているような状態になります。それは暴力を経験したことによる本能的な反応です。

外で大きな音がした時にトラウマを経験した人は、トラウマを経験していない人と比べより高いストレスが急にか

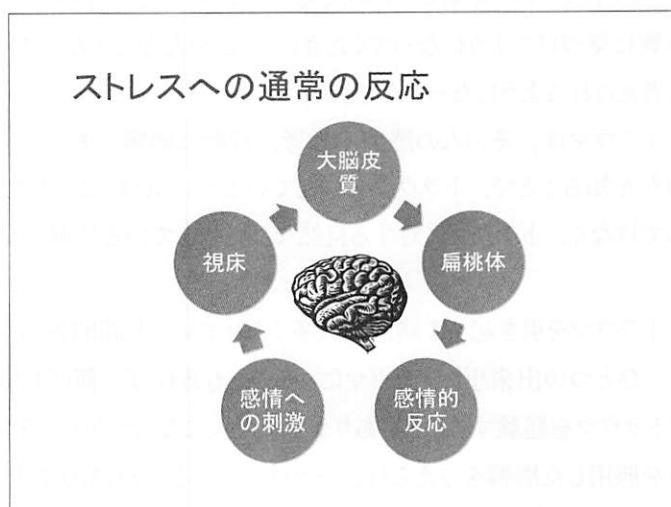


図1

かります。感情への大きな刺激となります。そもそものベースラインのストレスが高めの状態であり、高まるスピードも速いのです。危険に反応し脳内物質が大量に放出されて、大脳新皮質のところで落ち着いて「大丈夫かな」と考えることが難しくなるのです。何度も何度も繰り返されるトラウマを経験することによって、本当に危ないかどうかの論理的判断をする大脳新皮質を通らずに視床から扁桃体への直接的な回路が新しくできてしまうのです。(図2)

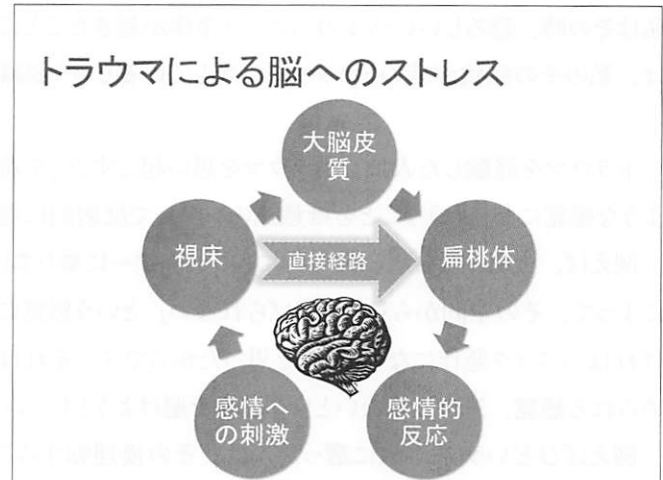


図2

私が治療を始める前の出来事です。男性がバスの中で私に近すぎる距離に立っていた時、私は「固まる」という反応をしていました。その時に「怖い」という感覚は分かるのですが、それが本当に怖いと感じるべき出来事かどうかを考える思考(大脳新皮質)の所は飛ばされ、私の場合は解離するのです。私が治療の中で心がけていたことは、省かれてしまった「脳の高度な部分で考える」という、大脳新皮質に回するような回路を作り直すことです。

トラウマを受けた人は、コントロールしきれないストレスをいつも感じています。私のような経験やDVや虐待などを経験した人は、トラウマの経験が無い人にはなんでもないことが困難になる場合があります。どこに住んでいようと、どのような環境にしようとか関係なく、「ここは安全でない」と感じてしまうのです。

自分の経験していることを整理して考えることが難しかったり、経験の中で感じたことや考えたことをまとめることが難しかったりもします。出来事を時系列に話すのが難しくなる場合もあります。

感情をコントロールできなかったり、自分自身をコントロールできないと感じ、周囲の人が落ち着けようとしたり、安心させようとしても難しい状態になることもあります。そのような状況はPTSDとみなされる状態でもあります。

トラウマの話をする時にPTSDという言葉はよく上がってきます。私のように子どものころに経験したトラウマは複雑性であり、大人になってからのトラウマとは違いがあります。子どもの頃に大変な経験をした人の多くは、解離を経験していてPTSDと診断されたりもします。PTSDの症状のひとつに、トラウマを何度も再現する形で経験することがあります。周囲にいる人は、その人がフラッシュバックをよく起こしていると感じるかもしれません。外から見るとまるで過去の経験をまた新たに経験しているように見えるかもしれません。

アブリアクションという言葉の説明させて下さい。私は3歳の時、私が覚えている記憶の中では初めてのレイプを経験しました。その時私は解離しました。その経験の要素を切り分けて、その経験を自分の意識がないレベルのところにしまい込んだ状態になりました。その後にトラウマを引き起こすような引き金があった時、例えばトラウマを経験したときの臭いや音、加害者と似ている人を見かけた時、自分の近すぎる距離に人が立った時などに、3歳の時におきたレイプを再体験することが起きます。31歳の時に映画のレイプシーンを観て、3歳の時のレイプを思い起こしました。その時、3歳の時に感じた大きなパニックの感覚と身体的な痛みがよみがえりました。いま経験しているわけではない痛みや、いまは何も起きていないはずなのに以前感じたパニックをいま経験するという反応のことをアブリアクションと言います。

別の説明をするとアブリアクションは身体が覚えていることが身体反応として出てきたり、感情としてどこかに蓄積されていたものがそのまま出てきたりするなど、意識的レベルではなく急に出てきたりすることを指しています。

私はその時、恐ろしいレベルのパニック発作が起きたことに対して助けを求めなくてと思ったのです。その時点では、私のその症状が昔のトラウマを再現しているという認識はまったくありませんでした。

トラウマを経験した人は、トラウマを思い起こすことを避けようとし、意図的に避けるのではなく、昔と同じような感覚になりそうなことを無意識のレベルで反射的に避けようとするのです。

例えば、今日この会場に来た時にエレベーターに乗りました。エレベーターにたくさんの人が乗ってこられたことによって、その空間から私は「逃げられない」という感覚になりかけたため、エレベーターから降りました。降りなければパニック発作になるだろうと思ったからです。それは私の無意識の反応かもしれませんが、どこかに閉じ込められる感覚、逃げられないという感覚を避けようとしている私の反応なのです。

例えばひどい交通事故に遭った人は、その後運転することが難しいと感じることもあります。思考的に運転するかどうかを考えた結果ではなくて、運転するのが難しいという感覚があるのです。

意図的にトラウマとなる経験を思い起こすことを避けようとする場合もあります。例えば「エレベーターはやめよう」と私が決めたら、それはひとつの方法になります。意図的に判断した決断になります。「もし乗ったらパニックになるからやめよう」と決めることです。

新しいことが苦手という場合もあります。トラウマの経験に関連した様々な恐怖症を抱える人はたくさんいます。感覚が過敏になったり、反応がとて大きくなくなったりすることもあります。外から見ると常にびくびくしているよう見えたり、驚愕しやすかったり、イライラしているように見えるかもしれません。

そのイライラは世間的なイライラとは違うかもしれません。誰かに対してイライラしているというような理由があってイライラしているのではなく、曖昧な感じですごくイライラしているという、一般的ではない種類のイライラ感であったりします。

睡眠が難しくなることもあります。夜になると悪夢を見る人が眠れなくなっても、それは自然なことです。私のように夜に性虐待を繰り返し経験した人にとっては、深い眠りをとることが難しくなります。

レディー・ガガが診断された線維筋痛症のように、常に疲労感があり身体の痛みを抱える症状を、いま経験しています。深く睡眠がとれないので筋肉がいつも緊張していて、ほぐれない状態が続いてしまうのです。筋肉などで痛みが発生しやすくなり、痛みが慢性化していくのです。睡眠の質も時間も足りない人は、この症状が発生しやすいと思います。

常に緊張したり、常に様々なことに対して身構えているという症状もあるかもしれません。集中するのが難しかったり、パニック発作を起こしがちだったり、呼吸困難や呼吸が浅くなる人もいます。

そのような症状はどれかひとつかもしれませんが、複合型としていくつかの症状が重なる場合もあります。このようなことはトラウマを経験した人の症状として現れがちです。

なぜ PTSD の症状について細かくお伝えしているかというと、こういった症状を抱えた人と皆さんは出会われているかもしれないからです。トラウマが原因で起きている症状について私自身が知ることは、私にとっての力や蓄えとなりました。知ることで、私がどういう人なのかとか、どういう状態なのかが分かるようになりました。

PTSD の症状として集中することが難しくなることを知り、読み物をする時に集中することが難しい理由に納得できました。今までのように自分を責めることがなくなり、自分のことを良く思えるようになりました。それまでは友達と自分を比べ、友達はみんな賢くて自分はだめなんだと思いこんでいたのです。私が症状について知り、集中することが難しい理由が分かったことによって、友達が達成できることも自分は達成してきたし、周りの人たちが経験していないようなことも私は経験していて、それが両方できたんだと思えるようになり、感覚が変わっていきました。

それらは私の新たな自信となりました。

解離についてもう少しお話をします。トラウマと解離というのはとてもつながりのあるテーマです。トラウマの話をするときにはPTSDだけでなく解離の話もするべきだと感じています。解離を知ることによって、その人が解離しているかどうかを見極めることができるようになり、その人がサバイバーであることや、その人の経験しているトラウマを理解することも出来るようになります。そしてどのように接したらより良い形になるのかということにもつながってほしいと思っています。解離のテーマはトラウマを理解するための大きなステップにもなるのです。

基調講演でも解離についてお話しましたが、少し振り返っておきたいと思います。解離はトラウマとなる経験が発生している時に、当事者が用いるひとつの対処方法です。自分を守り生き延びるための方法なのです。危険が起きている時に自動的に起きる反応です。起きている出来事が、本人にとってトラウマと感ずるかどうかは客観的には判断できないことです。本人がどう感じているかということを見ていかななくてはなりません。解離とは頭の中で感ずることと、実際の経験を分離してしまうようなことです。

例えば、自分の意識が身体の中にあるままその出来事を感じてしまうと耐えがたいと感ずる時に、その経験を自分から取り出すような感覚になることかもしれません。経験したことを身体の感覚と、感情的な要素と、思考的な部分とに別々に分けてしまうようなことが起きるのが解離なのです。解離してしまうと、解離しながら経験した出来事はまとめることが難しくなります。まとめられて整理されて蓄積されないで、頭の中に分かれたまま残っている状態になります。何か引き金があった時に、その部分が刺激されると再体験することにもなるのです。解離をするような経験を繰り返している人は、自分ひとりでは自分自身の中で分けてきたことをまとめたり統合したりひとつの経験にしていくことは難しいので、サポートを得ることが大切です。

私のレイプの経験はまとまらないまま残っていたので、後に再体験することになりました。再体験は本当に体験という感じであり、今ここで本当に自分に起きているかのような経験ですが、本当に起きている訳ではないのです。何が現実で何が現実でないかの区別が、非常に難しくなります。治療の中で、記憶の中の痛みか今現在の痛みなのかを区別することを何度もやってきました。

自分を守るために強力に働いてくれる解離にその時は助けられたのですが、その後別のやり方で困難に対応するのが難しくなりました。トリガーとなることを見たり聞いたり経験した時には再体験が生々しく戻っていますので、それについて上手く対処して生活するのが難しい時もありました。

解離には様々な種類があります。車を運転する人が、毎日通る道を運転している時のことをあまり覚えていないのも解離の一種です。それは多くの人が経験する非トラウマ性の解離です。

自分の容量を超えて圧倒されるような出来事に対して起きる解離もあります。その場合は外から見ると、吸い込まれるような状況になっていたり、トランス状態になっているように見えるかもしれません。皆さんの中でそれほどの深い解離、そこにいないような感じになっている解離を経験したクライアントと出会われた方はどのくらいいらっしゃるでしょうか？

その解離は、辛い経験を避けようとする機能を果たしています。解離は非常に強力に自分を守ってくれるものではありますが、ひとりでは解離した情報や感情、経験をひとつに統合するのは難しいので、サポートが必要になります。

トラウマを思い起こさせるような引き金があった時には、日常生活が脅かされ普通に生活するのが難しくなること

があります。

解離を外から見ると、目つきがぼんやりしていたり、宙を眺めるような目つきが見られることがあります。怖かった経験や辛い経験を話していても、それが非常に無感情な感じや平たんな感情で話している場合も解離の様子が見えるということになります。

話している内容と感情があっていないので、トラウマのことをよく知らない人は「本当に大変なことが起きたのかな？」と感じるかもしれません。つまらなそうにしている様子に見えたり、「関心がないのかな？」という印象を受けることもあるかもしれません。

今回解離のことを学んでいただいたので、今後そのような様子の人に出会った時には「この人はもしかして解離が起きているのかもしれない」と思ってみてください。

話の流れに一貫性がなく、まとまりのない話をすることもあります。トラウマの話をするだけで脳内物質が分泌され、前頭葉を使って論理的に話をするという部分が阻害されてしまうので、話がまとまらなかったりするわけです。あちこちに話が飛んだり、断片的になったりする話の多くは、感情に結びつく匂いなどの感覚に結びついた情報が多いと思います。

イライラしている様子や落ち着いて座って何かに集中するのが困難な様子が見られたりもします。そのように身体が反応することによって、恐ろしかった経験に集中して考えなくて済むことができるのです。

逆に怖かった経験にとっても集中して考えるという方もいます。何かひとつのことに非常に関心が集中してしまって、時間の感覚や他のことに気が回らなくなってしまうこともあります。

解離というのは超スーパーパワーであり、超人的な力のように感じます。解離はとてもパワフルなもので、時に時間がゆっくり進むような体験をして怖い体験から逃げ出せることもあります。

解離性同一性障害 (DID) と診断された、もしくは同程度の解離をしている人の中には、歩き方がふらふらしていたり、どこでぶつけたのか分からない痣があることもみられます。解離は身体が経験していることを経験しないようにするために自分の身体から出ていくことなので、どこかで身体をぶつけて痣ができていても、その時の記憶がないこともあるのです。

解離を本人の中ではどのように感じているかをお話します。感覚が麻痺した状況になるかもしれません。感情が分からなくなったり、痛みが分からなくなったりすることもあります。解離はスーパーパワーであるということについて、昔ランニングしていた時のことですが、解離を経験していると限界とを感じる距離よりも長く走ることがありました。自分の内側では時間をゆっくりと遅らせているような感覚になることもあります。没頭した状態、集中しすぎているような状態、時間が普段よりゆっくり流れているような状態かもしれません。

解離性同一性障害について私が取り組むまでは、ほぼ解離したまま過ごしていたと思います。すると自分の経験したことが現実と感じられなくなります。頭と、頭以外の部分がつながっていないと感じたこともあります。自分の周りの環境や周りで起きていることと自分が、切り離されたと感じることもありました。長いトンネルの奥に自分がいるように感じたこともあります。自分にとって耐え難い経験や自分にとってトラウマとなることが起きた時に、そのような感覚が発生していました。

DID の症状のひとつで、私の場合、考えがすごいスピードで自分の中を駆け巡ることもありました。DID の症状を抱えている人の多くは自分の中で声が聞こえると説明されることもあります。私の場合は声ではなくて考えが伝わってくるという感じでした。

声が聞こえると話す方の中でも、解離の場合はその声が自分の中で起きている、自分の中で聞こえる、というこ

とがひとつの特徴となります。

解離しない人が簡単にできることが解離している人にとってはすごく難しくなったりします。人生や日々の生活の中で起きることに対応する能力が、解離することによって減ってしまうこともよくあることです。

残りの時間でお話したいのは、皆さんの活動やお仕事に関する部分になります。

トラウマを経験した人に接する時には、トラウマの知識をベースにした対応に変えて下さい。皆さんの支援の方法やサバイバーの方への反応や対応を、トラウマを理解した支援の形に調整してください。トラウマを抱えているサバイバーの人は様々な課題を抱えています。その人が抱えている様々な課題にサバイバーの人が自分自身で対応していく力をつけられるようなサポートを意識してください。

米国でのDVの対応は危険を避けることを重視します。身体的に傷つかないようにということを重視します。しかし同時に配慮してほしいことは、本人が危険と感ぜないようにも配慮してほしいということです。

サバイバーの支援をする人たちは、トラウマを抱えている人は外からどう見えるのかを認識する力をつけて下さい。サバイバーの人がイライラしたり、色々なことにあせっている状態について、トラウマによってその様な状態になっていることに気づかなければ、そのサバイバーに対して怒りを感じてしまうかもしれません。まずはサバイバー本人がトラウマについての情報をしっかり把握できるように情報提供してください。本人が自分の行動や反応はトラウマからきていることに気づき、「自然なことなんだ」ととらえられるようになります。

プログラムなどを提供している方はルールの見直しをして、トラウマを抱えている人が参加しやすいルールであるかどうかを検討し、調整をしてください。

サバイバーの人がトラウマの影響について語れる場も提供してください。地域にあるトラウマについて理解している場所や団体、組織を、サバイバーの人たちに紹介してください。

レジリエンスという力のことを話します。基調講演の中で話をした私の隣人のことを思い出して下さい。

サバイバーの人たちが、自分自身について「自分は〇〇がちゃんとできるんだ」と感じられることや、「自分は賢い」「自分は特別な存在なんだ」「自分には想像力があるんだ」などと感じることができれば生き延びることに繋がります。そして本人が今直面している場面に上手く対応できる力が備わってきます。

サバイバーの周囲の人たちが、サバイバーが「支えられている」との感覚を得られる仕組みを用いることによって、サバイバーが色々なことにより対応できるようになっていきます。本人が感覚として信頼できる人が世の中にいるんだと感じられるようになったり、自分にとってプラスの感情をより多く感じられるようになります。

そして、そのようなサポートは皆さんひとりひとりができることなのです。

A-5

会場：シビックセンター会議室 1+2

職場のリアル ～セクシュアル・ハラスメントの実態と私たちにできること～

主催団体：パープル・ユニオン

司会：佐藤 香（パープル・ユニオン執行委員長）

発題者：佐藤 香（パープル・ユニオン執行委員長）

内藤 忍（独立行政法人 労働政策研究・研修機構 副主任研究員）

中野 麻美（弁護士）

参加人数：74 名

◆はじめに

男女雇用機会均等法にセクシュアルハラスメント防止規定が盛り込まれてから 20 年が経ちましたが、今なお、セクシュアルハラスメントの被害は減ることなく推移し、平成 27 年度に都道府県労働局雇用均等室に寄せられた相談の 55.7%がセクシュアルハラスメントに関する相談でした。

多くの被害者が退職を余儀なくされ、再就職もままならず、たちまち経済的困窮に直面しているのが現状です。女性と貧困の問題を考える上でも職場における性暴力であるセクシュアルハラスメントは大きな課題です。

セクシュアルハラスメントに関して、どのような実態があり、私たちが安心して働ける社会にしていくために必要な法整備などについて検討を行いました。

◆佐藤 香（パープル・ユニオン執行委員長）

2011 年 12 月にセクハラ労災の認定基準見直しがされました。パープル・ユニオンは、日本で初めてのセクハラ労災行政訴訟を契機として、全国の女性たちが働きかけてセクハラ労災新基準への道を開いた運動を背景に誕生しました。

厚生労働省で開催されたセクハラ労災の検討会では、被害者や支援現場からのヒアリングを実施するなど被害実態に即した画期的な報告書が取りまとめられました。新基準以降の認定数は 2 割程度増加していますが約半数は労災が認定されていないという現状があり、被害者が救済されるシステムが十分に機能しているという状況にはありません。

パープル・ユニオンに寄せられる相談の 9 割はセクシュアルハラスメントの相談です。その 9 割は退職を余儀なくされています。安心安全な環境が侵害され、健康を害され、労働市場から排除されているという厳しい現状があり、さらには、セクシュアルハラスメントに対する無理解と偏見からくる二次被害によって深刻なダメージを受けています。

会社に相談をしても「コミュニケーションの問題」「職場ではありうること」と被害は矮小化され、「嫌なら断れるはず」「なぜ、嫌だと言わなかったのか」「なぜ、逃げなかったのか」「なぜ、すぐに相談しなかったのか」と被害者を責め立てられ、かなり追い詰められた状況の中でユニオンに相談するということが少なくありません。

深刻な心的外傷等により生活上の困難を抱え、再就職もままならず、休職期間が長ければ、それだけ再就職へのハードルも高くなっていきます。働くことができなければ、待ち受けているのは貧困です。これが、セクシュアルハラスメントの被害がなければ、健康に働きことができた女性たちの実情です。これはいったい何の罰だろうと思

うことがあります。

ユニオンでは、会社との団体交渉など課題解決に向けて取り組んでいますが、被害者の多くは、「被害者が働けない状況下におかれ、加害者が働き続けているのは納得できない」「働き続けたいが被害を避けるためには退職するしか方向はなかった」「退職を余儀なくされたが、自分が退職することで被害がなかったことにされることに納得できない」「被害を理解して謝罪して欲しい」と訴えます。

均等法にセクシュアルハラスメントの防止規定はあっても被害はなくなり、これだけ多くの被害があっても、加害者を処罰する法律はありません。包括的な性暴力禁止法の創設や被害者が安心安全に療養し社会復帰できる中長期の支援制度の構築も合わせて検討する必要があると考えます。

◆内藤 忍（独立行政法人 労働政策研究・研修機構 副主任研究員）

私の方からはセクシャルハラスメント事案の行政の紛争解決を取り上げます。昨年7月1日から今年の3月31日までの間に、全国47都道府県労働局の雇用環境均等部ないしは均等室に、均等法育児介護休業法パート法に関して相談・紛争解決の援助・調停の何れかの為の来所者（労働者）を対象とした調査票を配布しました。現時点で58件回収しました。内、セクシャルハラスメントについては25件、相談された方が13件、紛争解決の援助が7件、調停が5件ということになっています。この調査の中で追加のインタビュー調査を実施しています。

この調査の目的は、均等法等が使用者に労働管理を変えさせる契機となっているかどうか、法の実効性を担保する制度になっているのかどうか、更に、当事者の救済になっているのかどうか、それと当事者の希望と紛争解決の結果にミスマッチが生じていないか、あとは労働局に来る前に企業内で紛争解決にならなかった理由は何なのかという疑問があり始めました。

まだインタビューの途中なので断定的な事は言えない部分もありますが、今までのところの案件でいくつか私が思ったところを今日は述べていきます。

事例の中には、セクハラを受けて上司に相談をしたが会社の対応がなく、労働局では、どちらが悪いという判断はできないと言われ、弁護士に相談をしても弁護士費用がかかるので、無料でできる労働局の調停をおこなったケースがありました。調停の場で上司のセクハラ行為が認められて、休職中の賃金、治療費慰謝料等が支払われ満足しているという回答がありました。

この場合は、均等法におけるセクシャルハラスメントの雇用管理上一定の措置をしなければならないという規定が大きいと思います。つまり、すべての人を対象したセクハラ禁止規定を設けないと結局のところ措置義務違反を追求するだけの仕組みでしかないと言えます。セクハラ禁止規定が設けられるとすると、その行為がセクハラかどうかの法的な判断が必要になります。そうすると法的な判断が出来る法律の専門家で構成される行政救済委員会を設置することが必要になるかと思います。そしてその委員会では行為が禁止される行為であるか否かの認定を行って、当事者の請求に従って、例えば行為の中止であるといったことの救済命令を発出する、こういったことが機能としては考えられるかと思います。

それから2つ目は、刑事事件で不起訴となりましたが、被害者の方は、不起訴ながらも行為者が警察に一定期間拘留され解雇もされ社会的な制裁を受けたと理解しました。しかし、使用者が労働局で態度が悪く全く反省しておらず、隙があったのではないかとまで被害者に言ったそうです。被害者は、謝罪を求めて調停を利用したところ、使用者の謝罪反省、その後の職場環境を変えていくというような反省を全く無視した合意を提案してきて、時間もかかり、絶望した被害者は合意してしまったという事です。

この事例からわかるのは、被害者の要望を無視した交渉によって被害者が失望し、合意せざるを得ないというケースです。被害者の要望を丁寧にくみ取る作業が必要だと思いました。紛争解決制度というのは労働審判や通

常裁判と比較して迅速である事を売りにしていますが、丁寧にくみ取る作業が必要だったのではないかと思います。特に一日もしくは数日で終了することの多い調停ではそうした作業が足りないと思いました。一方、局職員による紛争解決の援助は、断続的に使用者に聞いてみて労働者に戻ったり、長い期間掛けてやるので比較的被害者側の評価が高かったです。

今までお話を聞いた中ではセクシャルハラスメントによって何らかのメンタルの症状を引き起こしているケースが多かったように思います。ですから佐藤さんが言ったように、包括的な支援が必要かと思いました。

それから10件の内8-9件は雇用終了しています。労働局に辞める覚悟で行ってるケースと、辞めてから意を決して行ってるケースと、あるいは合意の時点で金銭解決と引き換えに辞めるという、色々なケースはありますが、いずれにしても雇用終了している。企業内でセクシャルハラスメントがきちんと相談できるようになっていないとなると、どうしてもメンタルも雇用の問題も深刻化してからでないと相談できないようになっている、早期に相談できる場所がないということになっています。そこに対しても何らかの対処を考えていかなければならないと思っています。

◆中野 麻美（弁護士）

私は、権利の回復に向けて私たちはどんな観点で何に取り組まなければいけないのかということを提起させていただきます。

最初に、職場、法人とは一体なにかということです。事業の目的を実現する、財産と人との有機的な結合体だと私は捉えています。目的が経済社会の中で不正ではないと判断される事、合理的であるという事です。企業が活動できる範囲というのはこの目的の範囲で、その目的に沿って人が組織されている集団です。その目的に沿って人を組織する以上はその人を大事にしなければいけないという原理が働きます。ひとりひとりを大事にするということに合わせて、お互いに力を合わせあって職場が成り立っているものです。そうすると人と人との間に摩擦を生じさせてストレスに見舞われることも企業としては合目的な行為ではないということです。性的な事は全く職場に関係ありません。その性的な言動が職場の中で行われるという事は企業としては許してはいけないということは当たり前の原理です。

職場というのは異なる経験、思想信条、生き立ちも違います。感覚の違う個人によって成り立っているわけです。そういう違いが実はフラストレーションあるいは対立関係を構造的にしている、だから職場は人が集まる組織であるからハラスメントは構造的です。

構造化されているという点で言うと職場は差別の吹き溜まりみたいなものです。妊娠出産によって女性が社会的資源にアクセスするのが一時的に排除されるというところから男女の性役割だとか、経済的・社会的・政治的に構造化された差別が私たちの生活を規定し、そういうことから生じる力関係が様々な差別につながっています。これがハラスメントの非常に大きな原因になっていくということだと思います。

社会から暴力や差別をなくすのは事業という合目的な人的結合体である企業が一番好ましいと考えられます。企業は、労働生産性の向上や効率的な仕事の観点でハラスメント対策をすることはありますが、人権の保障こそ目指されるべきだと思います。人権が保障されるためには、ひとつは自分の役割や働きには価値があるという実感、二つ目は公正に報われているという実感、三つ目には自分と道理を大事にできるという繋がり、四番目に現実の壁に向かって挑戦して未来に希望をつなぐことが出来るということだと思います。

被害者が権利を回復されるということは一体何なのでしょう。それは、この職場で働いてよかった、あるいは職場と決別できてよかった、あるいはこれを告発できてよかった、そこに自分の役割があり、そして問題提起に価値があったと実感できること、それからそのことに対して公正に報われていると実感できることです。

均等法の規定は限界がありますが、防止義務を課するハラスメントをかなり広くとっています。しかし司法の場

面ではその一部しか違法だと損害賠償請求が認められないという限界もあります。被害者がこの労働市場において生き延びていくためには克服しなければいけない課題は沢山あります。職場における上司や同僚、取引先からのハラスメントを防止するだけでは足りない。労働契約本体の働き続ける権利だとか復帰する権利、それから職場を退避できる権利が日本では全く確認されてない、非常に不十分です。労災もそうです。まずは労災を取るというのがなぜ必要なのかと言うと解雇されないためです。休んでも解雇されないで復帰できる職場を残すためです。労働契約の本体で確立されなければならない権利が沢山あるんだという事です。その課題に向けてどうするかという事です。

◆まとめ

セクシュアルハラスメントの被害実態や課題について、発題者それぞれの立場から提起がありました。私たちが安心・安全に働き続ける為に、何から、どこから出来るか、法整備に向けて段階的にどう実現して行ったらいいかということに参加者とともに考える分科会となりました。

A-6

会場：シビックセンター区民会議室 A+B

**ポルノ被害に特化した相談の困難性
～アダルトビデオ制作の中の性暴力の実態とその被害者支援～**

主催団体：ポルノ被害と性暴力を考える会 (PAPS)

司会：田口道子 (ポルノ被害と性暴力を考える会)

講師：金尻カズナ (ポルノ被害者相談チーフ支援員)

宮本節子 (ポルノ被害者相談のスーパーバイザー)

参加人数：58名

PAPS は全国シェルターシンポジウムの分科会に初めて参加した。PAPS の田口道子の司会により二つの講演を行った。参加者は 50 余名で、相談員、教員、NPO 法人職員、市議会議員など多彩であった。PAPS への相談は東京及びその近郊ばかりではなく遠隔地からも寄せられており、そのような場合は、その地域の支援者を探しともに相談にあたっている。相談支援事業に直接支援員として関わっている遠方の方も参加して下さった。二つの講義の後、質問を受けた。実際に現場で困っている人の的確な質問が多かった。

講演 1 「相談を受けながら困っていること

ポルノ被害者相談チーフ支援員 金尻カズナ

ポルノ被害者相談支援員の金尻カズナは 2012 年以來すでに 300 人近くの相談に対応している。その経験を踏まえて、今何が課題かを中心に話をした。

- ・女性を性的な対象にした (女性は性的存在でしかないような情報の氾濫) 情報や商品があふれている様子を映像で確認することから講演が始まった。地下鉄丸ノ内線の混雑した車内で女性情報の新聞を大きく広げてみている男性客 (2015 年撮影) やコンビニ内で売られている性情報誌の名ばかりのゾーニングの状況 (2015 年撮影) などがビジュアルに伝えられた。
 - ・具体的にどのような被害があるのかを解説したがこの部分は字数上省略する。
 - ・相談支援活動をしていて直面している課題
- ①相談支援員が足りない。これは切実で、1 回の面接で解決することはまずなく相談は数カ月、数年の長期にわたるので、現在常時 100 件位の相談が同時進行している状態。
 - ②支援団体や弁護士の介入により業者と交渉し、DVD の販売停止等できたとしても既にネットに流されたものは拡散し続けている状態で、削除請求を行っているのはボランティアなので人的資源上限界がある。また、いったんネットに流されたものは完全に消去できない。デジタル性暴力という新しい形の性被害が発生している。
 - ③ AV や性風俗を辞めたくても辞められない仕組みができており、当事者は社会的に孤立している。新しい仕事につなげたくとも社会資源がなく、新規のビジネスモデルを模索する必要がある。
 - ④現在私たちが行っている支援は応急処置にすぎず、相談者が抱える課題の解決には、心のトラウマなど長期的なケアが必要で、AV や性売買を経験した人への進路相談に特化した支援体制の必要性がある。

- ⑤支援団体がAVメーカー（大手のメーカーほど）に交渉しても応じない場合が多く、交渉に関する社会的支援の仕組みが必要だ。
- ⑥相談者が支援団体にアクセスしにくい。支援団体があること自体まだまだ知名度がなく、相談したいと思ってもどこへ相談していいのかわからない。また、AV業界では、相談することに対するネガティブな情報を積極的に流している現状もある。

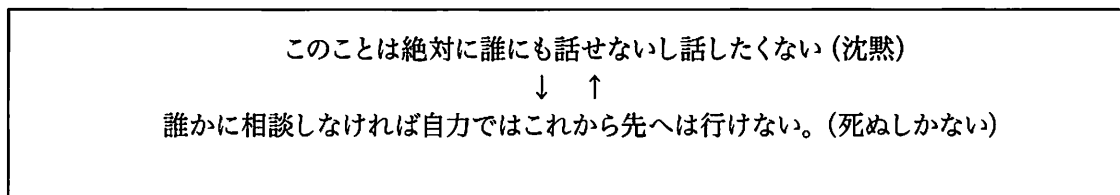
講演2 手探りの相談支援の実際

ポルノ被害者相談のスーパーバイザー 宮本節子

AVに関わって現実の人生に多大な支障をきたしている人たちへの相談支援は、組織的に応じるところは今までなかった。切羽詰まった相談者が私たちの存在を探し当てアクセスしてきた。相談体制は、一人の相談者に二人一組の支援員が付き、課題が終結するまで寄り添う。支援体制全体では、現場の相談をしつつスーパーバイズを行う者と面接相談にはかわらないが全体的な統括をするスーパーバイザーとによってチームで支援体制を組んでいる。後半の講義は、統括スーパーバイザーを行っている宮本節子が相談支援をする困難さを語った。

1 相談依頼者の究極の葛藤・・・沈黙と絶望の間で

(1) 相談依頼者は下の枠内の葛藤を行き来し、ようやく相談の場に現れる人がほとんどだ。



・自分を被害者だと思っていない人が多い。相談当事者のキーワードは自業自得、自己責任、恥ずかしいなどだ。自分が困っていることを、他者に分かるように表現する言葉を持たない。まして、どのような被害なのかという概念がない。したがって、何に困っていてどうしてほしいかを聞き出すことが相談のキーポイントになる。しかし、私たち支援者側にも経験値の蓄積がないし、社会資源もない。相談対応するには、AV業界の仕組みをわかっていない。弁護士をはじめとして社会資源がないなど相談支援者としての力量がないことを思い知らされている。

相談に的確に対応できる支援者になるために、最も重要なことは、相談依頼者には、話したくないことは話さなくてもいい保証をきちんと与え、話したいことを聞くことに徹することにある。

2 相談に至るまでに乗り越えなければならないハードルと“AV女優”に対する差別

相談したいと思っても、社会資源として相談するところがない問題は大きい。確かに警察や婦人相談所があるが、実際には的確に機能していない現実がある。

ネット検索でPAPSまたはNPO法人ライトハウスを探し当てて相談に現れるのだが、当事者は以下のような疑惑、困惑に突き当たり。また実際に相談に至るまでは、次のような恐怖、疑心暗鬼があり、この気持ちは疑い出したら際限なく広がり自分では処理しきれない状態にも陥る。例えば、ここは信頼できるところか確かめられない、自分のことを分かってもらえるところだろうかわからない、うかつに相談したら業者や親に通報されてしまうのではな

いか、など当事者にとっては重大な懸念を晴らす情報がない。

悪いのは自分だから誰にも相談できない、してはいけないことだという思い込みがあり、この思い込みから少しでも抜け出られたら相談できる。最初の一步は自力で踏み出すしかない。

また、アダルトビデオに出演していたことが分かった時の社会一般の差別は極めて執拗で生活事態が破壊されてしまう場合もある。例えば、学校にとって不名誉だと退学を迫る学校がある。実際に退学させた学校がある。うわさが広まり職場にいられなくなった。近隣に知られて引っ越しを余儀なくされた。婚約者や夫に知られて破談や離婚になった等々の実例を聞き取っている。これらはアダルトビデオを見て楽しんでいる男性には見られない現象である。

3 支援団体につながってからの相談プロセス

以上述べたように初回面接に至るまで数々の困難を乗り越えてきているので、違う見方をすれば、数々のハードルを乗り越えてきた“力”ある人と言える。私たちはこの“力”に依拠して相談支援を展開している。

初回面接の特徴は一言で言えば、相談依頼者が話したいことを聞く面接なので、通常の相談機関に用意されているフェイスシートはない。したがって、住所氏名、家族状況、学歴、職歴など、本人が話さないことは聞かない。それでも、話をしていくうちには、自分自身で伝えてかなければならない情報に気がつき自ら話すようになる。何をしたいか、何をしてほしいかという主訴の確定は相談を維持継続していくうえで大きなことであり、今何をしたいのかを相談者自身の言葉で語ってもらい、主訴に従ってどのような方法が取れるかを相談していくが、主訴は固定的なものではなく、他者に話することによって自分でも気がついていなかったことが分かってくる場合が多いので、主訴は変化する。

主訴が確定した後は、個別に状況に応じての支援の展開を行う。相談依頼者自身によるエンパワーメントは非常に大切で、相談回数、業者との交渉回数を重ねながら、相談依頼者自身が力強く変化する姿を観察される場合はまれでない。

プロダクションやメーカーとの交渉が主たる支援になる場合には、弁護士との共同作業が必要になる。弁護士、支援者、当事者の役割はそれぞれあり、法律の問題だから弁護士主導でいいというわけではなく主体は相談依頼者である。相談依頼者の意思に従ってのAV業界との交渉を支援するが、以下の三通りのやり方がある。本人がPAPSの助言を得ながら直接交渉する場合、PAPSが委任されて交渉する場合、弁護士が本格的に法律論ののっとして交渉する場合があり、それぞれ事例ごとに使い分けしながら行う。業者を相手に訴訟する場合があるがこの事例はまだ数は少ない。これから増えていくだろう。

4 おわりに

現在行っている支援は、応急処置に過ぎない。この問題の相談支援活動は人間としての性的尊厳の回復への途上であり、終結はみえない。また、今はまだ明確な概念付けがされていないが、仮に、デジタル性被害・デジタル性加害と名付けた場合、これは、21世紀のテクノロジーの発展がもたらした全く新しい形の性暴力である。

A-7

会場：男女平等センター研修室 B

外国籍の DV 被害者支援を考える～多様な支援を目指して

主催団体：神奈川大学法学研究所国際人権センター、ウェラワリー

司会：関西福祉科学大学・松村歌子

発題者1：福島由利子・武内ジェーン・山崎パチャラー・安部陽子（ウェラワリー）

発題者2：新宿区生活福祉課・木村美由紀

発題者3：神奈川大学・井上匡子

1、企画趣旨：松村歌子（関西福祉科学大学）

DV 防止法が制定されて早 15 年以上が経つが、外国籍の DV 被害者支援はまだ課題が多く、文化や生活環境、言語の違いからくる問題、学校や就職の問題など、より多様化・複雑化・深刻化している。外国籍であっても、永住・定住・日本人配偶者の資格がある人は、準用で措置という形（措置申請書）で、日本人と同様の支援を受けられるようになった。生活保護や一時保護は受けられるようになったが、地域格差や制度の意味が分からず、支援の谷間に落ち込んでいる外国籍の被害者をどう支援につなげていくか、加えて、制度を知らない人にどう支援をつなげていくか、という問題がある。

下図を見ると、在留外国人数は 238 万人を超え、20 年前と比べて 1.8 倍近い。在留外国人総数は、上位 100 の自治体で、東京都は、千代田区を除いた 22 区が全てランクインしており、東京都全体で 42 万人が在留している。新宿区は第 1 位で、人口に占める外国人割合は 12.28% である。また、大阪市生野区は、在留外国人総数は第 5 位で、外国人割合は 21.4% である（大阪市全体の外国人割合は 4.6%）。

外国籍の DV 被害者支援も、かつてはオーバーステイの問題が中心だったのが、昨今では、それに加えて、第 2 世代の問題、母国語を話せない外国籍の子どもたちの問題へと、時代と共に、支援の内容や当事者のニーズが変わってきている。外国籍の DV 被害者の支援には、一般的な被害者支援以上のスキルが求められる。単に言語を通訳するだけでなく、本人の文化的背景が分かる人が、同行支援と自立支援を行う必要がある。この分科会では、外国籍の DV 被害者支援の現状と課題を踏まえ、今後の支援のあり方について検討した。

話題提供1：「支援の現場からみた現状と課題～外国籍 DV 被害者同行支援の活動報告から」 福島由利子・武内ジェーン・山崎パチャラー・安部陽子（ウェラワリー）

【福島由利子（タイ語の通訳として活動）】

DV や暴力、生活困難などの状況に陥ったとき、文化と言語、生活基盤が弱いことで、より社会的弱者へと追い込まれることがある。ウェラワリーでは、電話相談（よりそいホットラインとしての電話相談、独自の電話相談）、同行支援、同行通訳を行っている。福祉事務所や女性相談へ本人だけで行かせても、何の支援も受けられないこともあるし、支援の内容が分からず、本人が支援を拒否してしまうこともある。

また、多少日本語を話せても、微妙な話が通じないことがある。本人は何が分からなくて、何を聞きたいのかを理解し、かつ本人の出身国の言語の通訳が可能なレベル（流暢に話せることと通訳という技術を持っていること

は違う)の支援者が同行・通訳を行う必要がある。支援内容としては、法律相談への同行が一番多い。法律相談後は、家庭裁判所に申立てをすることがあるが、裁判の場にアドボケートは同行できないが、通訳として同行することができる。

制度・法律・施設があっても、アクセスできなければ意味がない。衣食住を提供し、寄り添って、子どもの面倒を見るという支援の方法もあるが、ウェラワリーでは、必要な箇所での通訳、同行支援、自立を促すような支援が必要だと考えている。同行支援・同行通訳活動は、外国籍及び外国にルーツを持つDV被害者の自立支援にとって、最も必要とされているものであり、誰がどの予算でどのような体制で支援を実施していくかについて、行政・民間の連携も含めて検討していく必要がある。

【武内ジェーン（タガログ語の通訳として活動）】

フィリピン人から在留資格(ビザ)についての相談を受けた事案では、ビザの期限切れの際に、日本人夫が、ナイフを突きつけて、離婚届けにサインしろと脅すなど、相談の背景にDVの問題があることに気付いた。そこで、法律相談に同行し、さらに福祉につないで、住む場所の支援を行った。その結果、シェルターに入所することができたが、子どもの親権は夫が持っていたため、子どもを引き取るができなかった。そのため「あなたに頼らなければ、私は子どもと引き離されずにすんだ」と言われ、とても悔しい思いをした。それから、家庭裁判所への親権申立変更手続にずっと同行し、2年後に親権を取り戻したとき、やっと助けることができたという支援者として達成感を感じた。

【山崎パチャラー（タイ語の通訳として活動）】

2003年より新宿区から通訳を依頼されており、単なる通訳支援に留まらず、相談支援を行っている。シェルターに入った後、次のステップが分からない人が多い中、生活保護の受給及び自立につなげる支援を行い、それを他の被害者にも伝えるようにしている。

2010年12月からは、パープルホットラインで、外国人のDV被害者支援、人身取引被害者の相談電話の担当をした。ホットラインへの相談は、日本人よりも外国人の方が多かった。そこで、ホットラインから次につなげる支援の必要性を実感し、ウェラワリーを立ち上げた。キリスト教徒の多いフィリピン人は、教会などに相談する者も多いが、タイ人の多くは仏教徒であり、日本の寺院はそのような相談を受け入れてないことが多く、タイ人の相談場所が限られている。今後も、自身の経験も踏まえ、本人の気持ちに寄り添う支援を心掛け、自立支援をしたい。

【安部陽子（タイ語の通訳として活動）】

家族の関係性に悩んでいる人、メンタルの問題を抱えている人など、問題は多様化している。メンタルの問題を抱えている人は、自身の症状を説明できないことが多く、支援者が薬の説明もできる必要を感じており、医療通訳を月に何回か実施している。

話題提供 2：「外国籍DV被害者支援における行政の取組み」

木村美由紀（新宿区福祉部生活福祉課相談支援係）

新宿区は都市機能が優れているゆえに、失業等で住まいを失った方やホームレスが新宿駅周辺の地下街や区内の公園、インターネットカフェ等が集まりやすい環境である。新宿区における外国人割合は、平成27年は10.32%であったが、平成28年には11.79%と増加傾向にある(企画趣旨の図とは別の統計元のため、多少数字は異なる)。これは、あくまでも住民登録数の統計であり、一時滞在やオーバーステイなどは含まれていない。

外国籍 DV 被害者の支援について、新宿区では、女性相談員が担っており、常勤 3 名、非常勤 2 名の体制で、来所相談・電話相談・入所相談などを行っている。新宿区は、新宿バスタ、歌舞伎町などメジャーな場所が多いせいか、緊急一時保護の件数が多いように思う。最近では、居所なし（ホームレス状態）の妊婦（未受診）も増えてきている。住所のない女性、外国籍の女性も多く、相談者も 10 代から高齢者まで幅広い。東京都の女性相談センターの統計によると、一時保護の多い区は 3 年連続で新宿区がトップ、保護原因は、夫等の暴力、居所なし、親の暴力、恋人等の暴力、子どもの暴力といった順番であった。外国籍の女性の場合は、夫等からの暴力、居所なしが多い。

外国籍女性であっても、在留資格があれば、生活保護を準用し、措置することが可能である。この場合、生活保護の実施責任は、外国人登録地の自治体が負うことになっている。以前、関西から逃げてきた外国籍女性のケースでは、本人の要望は離婚して帰国することだったが、外国人登録地が関西圏にあったため、生活保護の準用や離婚手続について、関西圏の所轄福祉事務所や裁判所と連携し、手続をした。

外国籍の相談者の支援を行うにあたって、本庁に行けば通訳がいることもあるが、行政には通訳できる人はほばいないので、同行支援・同行通訳してくれる支援者の存在は非常に助かっている。タブレットを利用した通訳のサービスも 2017 年 4 月から新宿区全体でスタートした。1 回 15 分という時間的制約もあるが、うまく活用している。日本の制度への知識不足については、理解が難しい部分もあるが、離婚や在留資格についてきちんと説明するようにしている。

話題提供 3：「日本における外国籍 DV 被害者支援のこれから」

井上匡子（神奈川大学法学部）

外国籍の DV 被害者支援は、比較的初期の頃から意識されてきた。しかし最近では、同性カップルの問題など複合的な新しい問題も出てきている。外国籍の DV 被害者支援が抱える固有の問題だけではなく、支援システム全体の意義についても意識する必要がある。

前者の固有の問題や困難としては、以下の 7 点に集約しうる。①在留資格関係、②言語や文化的な背景などを理由とする情報や制度へのアクセスの困難、③相手方との関係性の中での困難、④相談相手を見つけることの困難、⑤行政機関、民間団体との連携の難しさ、⑥本国法制度との関係での困難（ハーグ条約など）、⑦複合的な困難、の 7 点に概ね集約される。

DV 防止法の 23 条（職務関係者の配慮義務）において、「被害者の国籍」という文言が入り、また内閣府のウェブサイトにも「外国籍の方が DV 防止法の対象であること」が明記されている。その結果、各自治体の DV センターでも外国人被害者への対応を行うようになり、本庁・人権関係部署（外国籍関係）では、多言語でのリーフレットや多言語での情報提供等を行ってきた。リーフレットの作成は支援の出発点だが、行政窓口で渡すだけに留まっていたのは、外国籍被害者の支援は立ち行かず、通訳のみならず、文化的背景の理解が必要となる。

DV 被害者支援に対する意義については、以下の二点を挙げたい。

第一は、現在の画一的な支援を多様化していくための立脚点としての意義である。現在の支援は、一時保護・保護命令の申請・別の場所での自立という「典型的」な「逃げる支援」を想定したものであるが、これからの支援は、多様な家族に対して多様な支援を提供するために、「非典型的」な支援も選択肢として提示し、制度を整備していく必要がある。外国籍の方への支援は、文化的な背景の違いも含め、多様な支援の必要を強く意識させられるものである点で、支援システム全体を見直す視点を与えてくれる。

第二に、制度と個人をつなぐソーシャルワーク機能の重要性である。ソーシャルワークとは、様々な困難を抱えた人を、独立性と総合性をもって制度につなぐ役割・機能であり、DV 被害者支援の本質的な部分であるという。

外国籍被害者は、言語や文化的要因により、制度への接合に困難を抱えており、ソーシャルワークの必要性が比較的容易に理解されやすい。ソーシャルワークは、アングロサクソン系の国々で始まった機能・資格制度であるが、日本においてソーシャルワークはその受容は十分ではなく、DV 被害者支援の現場においては、資格や職業として根づいていない。他方、ウェラワリーの活動も含め、日本の民間団体が行っている支援は、資格の有無はともかく、機能としてはソーシャルワークとして位置づけることが可能である。外国籍被害者支援での実践を一つの典型例として他の類型の支援に関しても、専門職としてのソーシャルワークの重要性を指摘することが可能になる。ケースプランを立て、安全を確保するまでのウェラワリーの支援を、同行支援や通訳なども備えたソーシャルワークとして捉え直し、新たな専門性として位置付けることにより、行政や他の専門職（弁護士、医師など）と連携も可能になるのではないかな。

【質疑応答（フロアから）】

- ・外国籍の DV 被害者支援の際には、単なる通訳だけではなく、専門性を持った通訳が必要であることを行政に理解してもらうためには、行政だけでは対応できない被害者に対して、支援者が同行し支援することでうまくいった例を積み重ねるなど、行政にも成功体験を持ってもらうことが道を開く第一歩になる。
- ・ウェラワリーの地域的な活動範囲、利用者負担については、行政からの委託料で運営しているため、利用者から利用料を取っていないこと、距離制限は設けずに対応しているが、行政からの委託料で活動しているものの、行政の立場を代弁する仕事ではないので、相談者の立場で通訳や同行をする際に板挟みになることがある。
- ・HP やメールでの相談を希望された場合の対応については、電話で直接相談を聞くというのが支援の第一段階であり、公衆電話からでもいいので電話してきてほしいが、外国籍の被害者の中には電話で連絡が取れないという人は多い。今後は支援方法を検討し、ネットや SNS などのツールの活用について支援者も考えていく必要がある。

【分科会のまとめ】

- ・外国籍の DV 被害者の問題は、在留資格の問題、制度の不知、夫からの暴力といった問題が多い。
- ・支援者は、在留資格（ビザ）の相談などの相談内容に隠されている DV の問題に気付く力が大切。
- ・生活保護は準用という形で受給可能だが、外国人登録地での手続が必要。
- ・外国籍の DV 被害者支援の際には、外国籍と一括りにせず、単なる通訳にとどまらず、相談者の文化的背景を理解し、日本の制度も知った上で、必要な支援を提供し、自立を促す必要がある。
- ・行政や支援者が連携し、実績を積み重ねて行政に成功体験を持ってもらい、「行政システムの壁」を乗り越えて新たな専門性の道を開く一歩を…。

A-8

会場：区民センター 3-C 会議室

被害体験と依存症

主催：NPO 法人ダルク女性ハウス

司会：上岡陽江（NPO 法人ダルク女性ハウス）

発題者：ダルク女性ハウスより数名

参加者：59 名

「寄り添う」とは何か

ダルク女性ハウス 上岡 陽江

「寄り添う」とは自分自身の価値観と戦い、常識といわれる多数派の生活に対する、「懷疑」である。幼く長く暴力を受けたサバイバーに共感することは、とてもむずかしい。結果、私の中では絶えず価値観のせめぎ合いが起きる。すごく疲弊させられる日常である。

グループの中で、今まさに暴力の中にあるメンバーには、「通訳」が必要だ。

仲間達の体験談を聞き始めた最初の10年は、全てのテレビドラマが見れなくなった。なぜなら、毎日語られる目の前の人たちの経験の方が、ドラマのストーリーをはるかに上回るからである。「死にたい、殺したい」そんな言葉しか語れなくなっている目の前の仲間の話に耳を傾けることは、とても辛い事だった。

時に、暴力の被害者として私たちの目の前に現れる当事者たちは、暴力の被害が大きければ大きいほど、内部にかかえる怒りは大きく、こちらが考える被害者像とは違うものである。

仲間たちは「通訳」としてそこにいる。

依存症の当事者の集まり以外で体験を話す時に注意していることは、同じ体験をしている仲間たちの中で語られる体験談は消費されないが、外部で不勉強であったり、暴力被害に対して懐疑的、例えば当事者の経験談を聞かなければ激しい暴力の存在を信じようとしなない人たちの中で語られる時、疲弊するということだ。

今回の体験はグループで座り、司会者としてやりとりするし、そこにメンバー達は口を挟むこともできる形式の発表にした。

安全に座れる場所を自分たちで決める。これはとても大切なことだ。観客に混じって座る、対面で、横向きで、あるいは、文章だけでなど。実は観客の一番後ろにも座っていた、すぐに逃げられるように。

終わった後は、コーヒーやおやつを飲みながら、今の気分をチェックし、昔の話でフラッシュバックを起こしていたら元に戻す。トランス状態で返さないこと、とまあ、終わってからのの方がとても忙しい。あの日も、自分は暴力と思っていなかったが、やっぱり経験が同じだ、認めたくないし、自分がDVの被害を自分に防げなかったことが、悔しくて、と次の日に泣いていた。

家族の中で暴力を体験していて、外に逃げ出したから、もう二度と人に殴られたくないし、お母さんに起きていたこと、3歳から無力に感じていたことを、まさか自分が受けるなんて。男性メンバーも女性メンバーも家族の問題から逃げるために、若い頃に選ぶ相手とは、なぜか共依存になるような侵襲的な関係を作り、必ず失敗し、ま

た両親に「お前はダメだ」と思い込まれる、また自信を失わされる。

男性メンバーだったら、父親が母親を殴るのは、すごく嫌だったし、見ないようにしていた、その後はサッカーに打ち込んで、家族のことを見ないようにして、16歳で恋人ができて、自然に父親の真似をして強く怒鳴ることや、自分の思い通りに相手を脅して聞かせること、なんでも自分の自由にしたかった。それから20歳半ばまでは暴力を振るうこと、不安のあまり相手の全てを支配すること、は変わらなかった。ダルクに出会って10年が経った今「あの頃の自分はどうかしていた、周りを自分のいいように動かすこと、うまくいかない薬を使うこと、暴力をふるうことしか、知らなかった、今はそうなる自分が怖い」と思う。暴力を振るわないダルクのスタッフと出会い、なぜなのかわからなかったが「元には戻りたくない」と思う。依存症と暴力の問題はいつも自分の傍にある。

ダルク女性ハウスでは毎日ミーティングが行われ、入寮者、通所者、OBを含めて10人から15人のメンバーで語られる。暴力的な家庭や環境の中で育つと、まずは極端に少ない言葉の種類を、ここで増やしていくことになる。仲間と同じ言葉を使えるようになり、それで仲間の中にいるような気持ちになってくるまで、英会話教室に通うように、感情を表現する言葉を覚えていく。6ヶ月くらい通うと、別人のように新しいボキャブラリーを口移しで、今の困難を語るような言語を獲得していく。「男と別れられません」「借金がすごいです」「パチンコでスリました」「生協のチラシで買いすぎて、もう1000円しかありません、後、半月もお金は入りません」などなど・・・。

そんな状態が続きちょうど3年くらいした時に、自分がいかに孤立していたかを語ることができるようになる。外側に起きていることが説明できるようになるが、実は昔の喋り方や考え方が変わることをものすごく寂しく不安にも思っている。時々すごい荒くれみたいな言葉を使ったりして、びっくりさせる。その時、施設のスタッフとうまくいき、自助グループのことなんか一生懸命にしていると、その健康さのバランスの悪さに「マジか!」って恋人を作ることがある。ハウスの周りの病院の医者からなんで、あんなにハウスの人は男の趣味が悪いの?」って言われて。スタッフ一同大爆笑である。

当事者スタッフは全員思い当たるふしがあつて、「なんか、支えなきゃ!」みたいな、「自分が役に立てる!」みたいな人が好きで、その時の入院患者のラインナップでも一番大変な人を選ぶらしい。

は、は、は、もちろん私もね。

その時期を過ぎると、「どうも方向性が違う」と少し思うようになる。仲間達と、小学校でやるような様々な体験をやる中で、「誰かが怒鳴らないクリスマスとかお正月とかひな祭り」とか「バス遠足」とか、穏やかに終わる集まりを何度も経験すると、やっと、世間話のネタみたいなものができてくる。3年が一番自分の事件を説明できる。その後徐々に自分の中の未整理な気持ちと出会い、関係性が安定して、それから目の前でヤクザな部分も見せられるようになり、ヤクザ言語が第一外国語から第二外国語に変わり、いつもはふつうの言葉で話し、ココイチで使うようになる。そしてちゃんと不機嫌になっていく。そして重いトラウマを抱えながら、不自由な日常を生きることが始まるのだ。

それまでは自分がジェットコースターに乗っていることもわからないし、例えば、子育てとか老後とか結婚とか人生の設計も普通とは随分違う。家族が皆さん代々売人の方だったりすれば、「良い母親、とか子育て」とかいった時に、「いかに捕まらない、良いネタ元に移れるか」を考えているかもしれないし、「自分は刑務所に捕まったのが3回で母みたいに7回も行くとありません!」と胸を張られたこともある。私は心配しつつ、彼女が神々しくみえたりもして、「相変わらず、先の見通しは悪いなあ」なんて思っている。

私は言葉は信じていない。なぜなら、自助グループの中で何回も仲間たちの話も聞いてきた、33年間。みんなの決心は、そこから実行に3年かかるのが普通だから、同じ話を呆れるほど聞いて、同じ語りの中に変化を見

つけることがあるから、絶望もしないが、安易に信じもしない。

「個人的なことは社会的なことである」という考え方を教えることができないと、グループの中で問題を共有化することはできない。虐待から逃げて来た子どもが妊娠し、DVを受け、虐待する母親になるという「虐待の連鎖」が3年くらいの時間で目の前で展開する。仲間達は彼女や彼女の両親が孤立無援の中にいたからこうなったんで、仲間が悪いからこんなことが起きているんじゃないよね、と泣く。25歳を過ぎると子どもがいなくても抱き合っただけ泣いていることもある。

初めの頃、加害者・被害者を簡単な形で考えていた頃、きっとメンバーたちは私にがっかりしていたと思う。私の前では正直な話ができなかったと思う。サバイバルした仲間達が、子育ての中で子供を怒鳴りつけたり、切れてしまうのを目撃した時、本当に理解できなかった。仲間たちが出産した後、自分以外の人間に赤ん坊を触らせなかったとき「人間は虐待する生き物だ」と彼女たちは言った。私は自分に自信がないので、3ヶ月で保育園に預けたが彼女たちは「そんな怖いことはできない」と言った。「他人のことなんか信じられるわけない」と言った。

子供が三才になってくると「最近子供がウルトラマンのように手で顔の前にガードするようになった」と失笑しながら言った時、私には何が起きているのか、わからなかった。「そりゃこっちも手が出そうになるからね」と仲間は言った。「子供が素直に自分に甘えることや、おもちゃをねだることも許せない」と言った。「自分はそんなことはしたことがない、自分が損をしている気もちになる」と。「そりゃ、あなたがちゃんと育てたからそんな風になるのよ」と言ったら、「誰か私のことも甘やかして！子供のように可愛がって欲しい！」と泣いた。

子育ては楽しみも多いが疲れもするし、私には家族がいて弟や親族が助けてくれたし、それを通じて親族との関係も良く変わっていったが、彼女たちにはそんな家族は居ず、問題ばかりが起きる家族の中にいた。

暴力は連鎖している、社会的な構造である。

支援者の多数派としての思い込みによって、当事者を分断してはいけない。

B-1

会場：男女平等センター研修室 B

若年女性を取り巻く環境「若年女性たちへの暴力」

主催団体：一般社団法人 GEN・J

登壇者：橘（たちばな） ジュン（特定非営利活動法人 BOND プロジェクト 代表）

竹下（たけした） 奈都子（なつこ）（特定非営利活動法人 BOND プロジェクト 広報）

参加人数：40 名

1、ふつうになりたい女の子たち～私たちに何ができるのか～

講師：橘^{たちばな} ジュンさん（特定非営利活動法人 BOND プロジェクト 代表）

竹下^{たけした} 奈都子^{なつこ}さん（特定非営利活動法人 BOND プロジェクト 広報）

（1）特定非営利法人 BOND プロジェクトとは

2006 年、パートナーのカメラマン KEN と共に街頭の女の子の声を伝えるフリーマガジン VOICES を創刊し、これまで少女たちを中心に 3,000 人以上に声をかけ、聞いて、伝えつづけてきた。

2009 年、10 代 20 代の生きづらさをかかえる女の子を支える NPO 法人 BOND プロジェクトを設立し、虐待・家出・貧困などさまざまな困難を一人でかかえている女の子に寄り添う『聴く、伝える、繋ぐ』活動を展開している。その日行き場所がない、今困っている、そのような状況にある目の前の女の子のために、街頭パトロールや自主的な保護活動など行っている。『動く相談窓口』として、出会いを求め、全国各地を飛び回っている。

（2）活動の始まり

NPO 法人を立ち上げた 2009 年、活動の始まりはある女の子との出会いだった。あてもなく渋谷の夜の街を彷徨っている一人の少女と出会い、タイミングをみつけて声をかけた。深刻な問題をかかえたまま、危険を顧みず、17 才の少女は居場所を探していた。『自分がいてもいい場所』を、必死に見つけようとしていた。お金もなく、行くあてもなく、頼れる人もいない、誰かに相談しようもしない少女の考え方と行動はとても刹那的だった。「今さえあればいい。大人になる自分は想像できない。25 才になったら人生おしまいだと思う。」と、少女は呟いた。

私にもそういう時代があったはずなのに、街で出会ったばかりの少女が危なっかしくて声を掛けずにはいられなかった。「行くところがないなら、良かったら家へ来ない?」と素直な気持ちを伝えた。出会ったばかりの私の言葉に驚いたのか、少女はじっと目を見開き、しばらく考え込んでから小さく頷いた。

（3）困難をかかえた女の子によりそう

今なら『保護』であるが、当時はこういう言葉すら思いつかなかった。この少女のように、家や学校に居場所のない少女たちがたくさんいる。家に帰りたくない理由があるから危険と知りつつ、夜の街へと身を委ねる。傷つくと知っ

あるのだから、困難な状況は避けてほしいと願っている。

こんな時『困っている』という気持ちがあることを、女の子自身が確認することが大事だと思っている。ごちゃごちゃ・もやもやした気持ちを言葉にして欲しい、そして聞かせて欲しい! 誰にも頼らず、自分一人で何とかしようとして夜の街に出てきたのだから、もう『ギブアップ』をしてもいいと思う。そうすることで、今を立ち止まり、これからのことを考える良いきっかけになると思う。『ひと休み』とは、そういう時間だと思っている。

(4) 女の子たちの現状と課題

① DVD 上映

② 講演

貧困、虐待、DV、いじめ、性虐待・性被害、性的搾取、薬物依存など、社会のさまざまな問題に翻弄され、悩み苦しむ女の子たちがいる。女の子たちは、自分がかかえている問題が本当は何であるのか気づいていても語るができない状況の中で、私たちに小さな SOS を発信している。

一見すると豊かな日本社会の中では、女の子たちの『生きづらさ』やその問題に対しての差別や偏見、無理解があり、十分な支援がなされていない現状がここにある。

— 若年女性を取り巻く現状 —



特定非営利活動法人 BONDプロジェクト

BONDプロジェクトの概要

「10代20代の生きづらさを抱える女の子のための支援」

困難を抱えた少女たちにとって相談しやすい環境をつくり、虐待、性暴力、望まない妊娠・出産、非行、依存症、自傷行為、ひきこもりなど「生きづらさ」を抱えた少女たちの声を聞き続けている。

繁華街での声かけ活動のほか、相談対応を通して一人ひとりをエンパワメントするとともに、専門機関との連携、同行支援、緊急時の一時的な保護を実施している。

2009年設立。渋谷を拠点に活動。

●代表者 橘 ジュン
●規模 スタッフ6人 ボランティア3人

活動内容

聴く

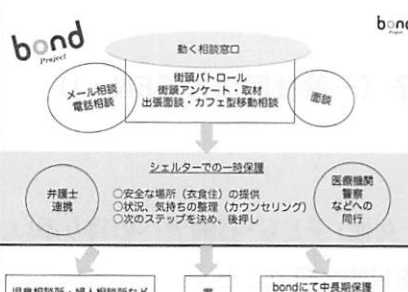
- メール相談
- 電話相談
- 面接相談
- 街頭パトロール
- 街頭アンケート
- カフェ型移動相談

伝える

- フリーペーパー「VOICES MAGAZINE」発行
- 講演会・啓発活動
- 10代20代女性を対象としたイベント

繋げる

- 弁護士と連携し、他専門機関へ繋ぐ
- 一時保護、同行支援
- 中長期保護（自立生活支援）



動く相談窓口

- メール相談
- 電話相談
- 街頭/パトロール
- 街頭アンケート・取材
- 出張面談・カフェ型移動相談
- 面談

シェルターでの一時保護

- 弁護士連携
- 安全な場所（衣食住）の提供
- 状況、気持ちの整理（カウンセリング）
- 次のステップを決め、後押し
- 医療機関・警察などへの同行

児童相談所・婦人相談所など

家

bondにて中長期保護（自立生活支援）

bond Project（本部）

- ・電話相談：毎週 水曜22:00-翌4:00
- ・メール相談：24時間受付
- ・面談/同行支援/緊急時の一時的な保護：随時対応

bond Project@あらかわ 相談室

問題を抱えながらも公的な相談窓口へ行けず、声をあげられずにいる女の子たちのために開設。

他機関との連携、相談のしやすさを重視。相談者が必要とする社会資源に繋ぐことを目標に掲げる。

- ・開室日：毎週 火・木・日曜14:00-20:00
- ・電話相談、面談を実施中

少女・若い女性に寄り添う 若草プロジェクト

若年女性がアクセスしやすい「LINE」を導入した相談窓口

受付時間：13:00-19:00 / 17:00-19:00

・呼びかけ人：瀬戸内寂庵さん、村木厚子さん（前厚生労働事務次官）、他
・ネットワーク：弁護士、地域支援者、他

全国からの相談に対応。支援者同士のネットワークを作り、相談者のニーズに合った支援に繋げる。

BONDプロジェクトに届く声【相談件数】 2016年1月～2016年12月

月	bond本部			bondあらかわ			合計	相談者属性
	メール	電話	面談	メール	電話	面談		
1月	115	58	123	103	178	18	422	40
2月	100	59	143	89	130	16	388	50
3月	77	71	144	116	99	10	317	40
4月	78	40	225	123	83	37	427	31
5月	131	50	120	124	103	119	477	31
6月	99	68	255	124	109	176	687	39
7月	88	52	176	118	107	187	590	30
8月	127	81	217	89	118	194	646	30
9月	141	48	245	77	98	151	612	31
10月	117	63	147	70	109	163	509	34
11月	100	81	98	50	115	30	384	11
12月	93	87	54	44	113	57	341	11
合計	1279	732	1983	1348	1245	684	5539	407

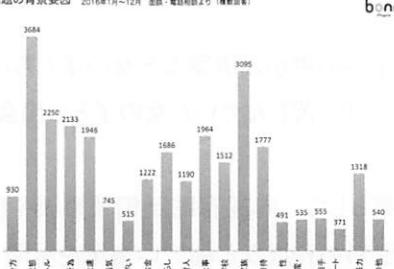
※11月以降は電話相談の受付時間により相談できるもののみを計上。（本部、あらかわ共に）

●24時間受付
bond本部：電話相談：週1回・6時間 面談：随時対応 bondあらかわ：電話相談：週3回・各3時間 面談：随時対応

●同行支援：病院（産婦人科）、警察、児童相談所、婦人相談、各種手続きなど

●医療機関：病院（精神科）、福祉事務所、児童相談所（委託施設）、弁護士など

問題の背景要因 2016年1月～12月 面談・電話相談より（複数回答）

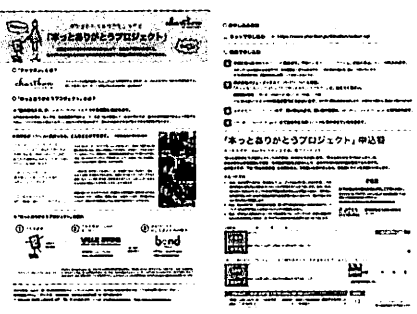


背景要因	件数
学力	930
心の健康	3684
メンタル	2210
生活習慣	2133
自傷行為	1946
貧困	745
病気	515
お金	1222
暮らし	1686
対人	1190
仕事	1964
学校	1512
家族	3085
虐待	1777
性	491
性被害	535
性被害経験	553
交友関係	371
その他	1318
その他	540

支援を受けなければならない子ほど繋がらない

なぜ相談に至らないのか

- ▼情報を知らなかった
- ▼危険を加えたり利用する大人ではない大人（安全な大人）との繋がりがなかった
- ▼人間不信、大人不信
→否定される、理解してもらえない、受け入れてもらえない、見捨てられたくない、親や学校や友達に/してしま（これまでで経験より）
- ▼自分だけかと思っていた→とてもじゃないけど言えない
みんなそうかと思っていた→当たり前のことだから言う必要がない
- ▼自己肯定感が低い
→自分が悪い、自分なんか相談してはいけない、もっと辛い思いをしている人がある、自分なんてどうでもいい
- ▼親を悪者（または犯罪者）にしたいくない、迷惑をかけたくない、悲しませたくない
- ▼役所、相談先などに親族や知り合いがいる（地方の子に多い）

bond 1. 性暴力被害者へのケアの充実 「被害者」とは知られるためのハードルが高いだけに、支援を受けることができません。被害者一人でも抱え込んで苦しむ被害者が多くいます。被害に遭いながらも、被害者が手元ない、交通手段がない、お金がない、周りに知られたいくない等の理由により被害に巻き込まれる被害者が多くいます。 2. 注. 制度から保護されている若年女性のケア 虐待や性暴力の被害に遭った若年女性の居場所、相談窓口、シェルターの設置。 「居場所がない」被害者のための、被害者支援の体制の整備。 3. 若年女性の中途退学をフォローするためのサポートが出来る「相談センター」の設置 若年女性は「相談者」ということになり大きな負担を感じる傾向にあります。自分はその支援を受ける側であるが、被害者にならない、見舞われるくない、何を話していいかわからないなど、その負担や相談内容を話すようになるまでにも負担が掛かります。	bond 4. 性暴力、SNS、JKBビジネスに関する教育現場での「リアルタイム教育」の充実 若年女性の被害は、性、SNS、JKBビジネスなど、これらの受け止めの方や扱い方、被害者を知らずに無理に介入しやすい環境にあります。JKBビジネスにおいても「ただの目のいいバイト」だと思い、被害に遭うことやその先の被害を知らずに安全なアルバイトと思い込んでしまう方も多くいます。 5. 行政だけでは抱えきれない活動をしている民間団体との連携 被害者を抱え、抱った状況にありながらも民間団体の対象となりにくい若年女性は多く、民間団体は被害者を抱えきれない状況です。	bond サポーター募集・緊急募金のおお願い！！ 活動を継続していくために、ご協力をお願いいたします。 ◆正サポーター(個人・団体) 年会費 一括払い:45,000円 分割払い:毎月4,000円 特典 1. 活動報告会 参加費無料 2. bond主催イベント 参加費1割引 3. 活動報告「news web letter」の配信 4. VOICES MAGAZINE発行時郵送0円 ◆賛助会員(個人・団体) 一口 5,000円(一口以上) 特典 活動報告「news web letter」の配信 サポーターのお申し込みは、ホームページよりお願いいたします。
3,000円で 一人の女の子に適切な食事や飲み物を提供できます。 5,000円で 虐待や性暴力被害に遭い、家に帰れない子を一人緊急保護することができます。(食事、着替え、衛生用品代など) 10,000円で 虐待や性暴力被害に遭い、家に帰れない子を一人緊急保護することができます。(食事、着替え、衛生用品、病院診察代、交通費など) ◆お振込先◆ 【三菱東京UFJ銀行】 三井東京UFJ銀行 四谷支店 店番 051 店番 0062778 【ゆうちょ銀行】 口座番号 00160-1-362212 口座名称 トクヒbondプロジェクト bond		

(5) 居場所を必要としている女の子とともに

BOND プロジェクトの活動の原点は『大丈夫！一緒に考えよう！』というひと休みの時間が、ここにあると思っている。だから、私たちは出会いを求め続け、多くの女の子と過ごしてきたが、すべてが満足できる関わりであった訳ではない。

これからも、街で、メールで、電話で、面談で、居場所を必要としている目の前の女の子と出会い、一緒に過ごしていきたいと考えている。そして、出会った女の子が必要とする『人』へとつながるプロフェッショナルでありたいと思っている。これからも、女の子たちと共に歩んでいきたいと考えている。

2. みなさんと一緒に考えたいこと

かとう すがこ
加藤 清子 (一般社団法人 GEN・J)

ジェンダー・イコリティ・ネットワーク・ジャパン (1) 一般社団法人法人 GEN・J とは

一般社団法人 GEN・J は、2015 年 4 月に男女共同参画社会の形成促進、女性・子ども・高齢者への寄り添い、防災・減災および復興、女性の起業、安全で安心な暮らしを支援すること等を目的に設立した。

同年 6 月から、よりそいホットライン被災地若年女性支援事業を受託し、若年女性(10 代・20 代)の相談事業(電話・SNS)を行っている。

東日本大震災での支援において、女の子への声がけ事業など女の子たちはいつも危険と隣り合わせの状況にあった。かかえている辛さや困難を誰にも話せず、苦しんでいた女の子との出会いがきっかけだった。震災から 4 年目に、ようやく本事業につながった。

また、よりそいホットライン以外の事業として、内閣府電話相談事業や関係機関・団体と連携した相談員研修会の開催、防災に係る講演活動や啓発資料の作成など幅広い事業を展開している。

(2) みなさんと一緒に考えたいこと

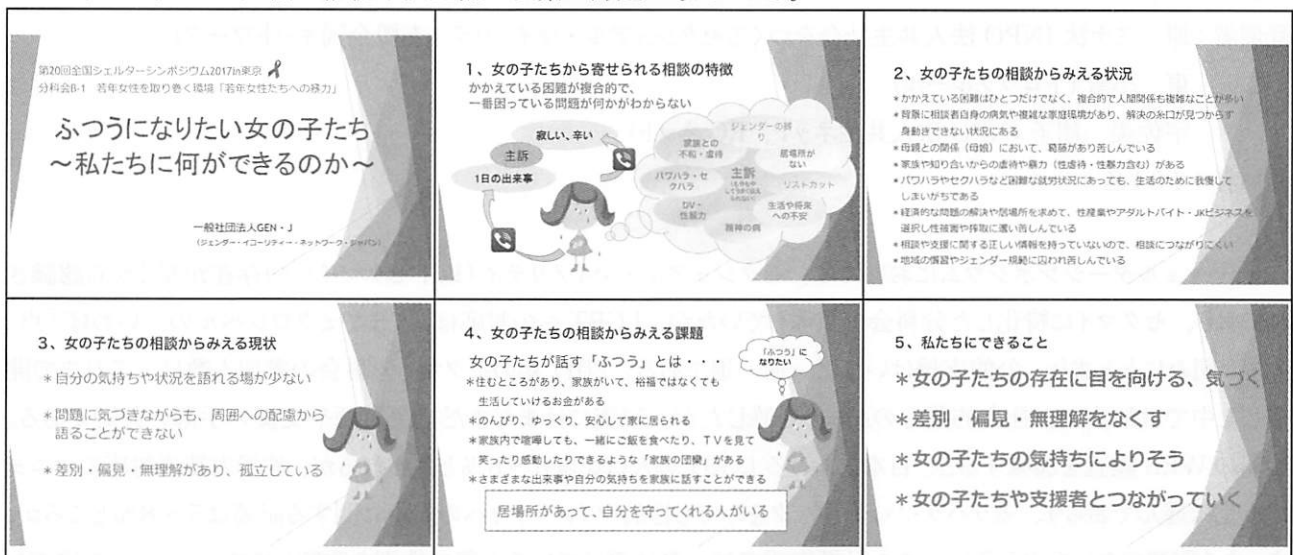
本日のシンポジウムでは、被災地の女の子たちがかかえている問題について、私たち団体や支援者、関係機関

が連携して女の子たちを支えていくために『何が出来るのか』、ご参加の皆さんと一緒に考えていきたいと思い本分科会を開催した。

被災地の女の子たちは『安心できる安全な居場所があって、自分を守ってくれる家族や人がいる』ことを、『ふつう』の家庭像として求めている姿が見える。しかし、現実にはそのような状況に置かれていないということが課題として挙げられる。

女の子がかかえる問題の背景には『暴力』『貧困』『ジェンダー』『性的搾取』などがあり、複合的に絡み合い、女の子が一人で解決することはたいへん難しい状況に置かれている。

これまでは『若い』ということの問題視されてこなかったが、女の子の問題は被災地に限られたことではなく全国どこでも同じである。困難をかかえた女の子が身近にいることを、私たちは常に意識し、忘れてはならない。支援団体や支援者、関係機関が連携して女の子たちのエンパワーメントを支えていくことが一層求められており、一人ひとりによりそった支援の継続や法整備が喫緊の課題と考えている。



（3） 私たちにできること

大前提にあるのは女の子たちへの『差別・偏見・無理解をなくす』ことである。このことは、ご参加のみなさんと共通認識であると考えているので、下記について提案したい。

- （1）女の子たちに目を向け、気づき、よりそう女の子たちの現実に目を向け、気づき、ありのままの女の子によりそう。
- （2）正しい情報を伝え、つながりを切らない女の子たちはたくさんの情報を持っているが、自分を守る正しい情報が少ない。そのため、正しい情報を伝え、女の子たちとのつながりを切らない。
- （3）支援機関・団体から離れ、地元に戻った時に一人にしない。女の子が支援を受けていた機関や団体から離れて、その女の子が地元に戻った時には関係する機関や団体と連携し、女の子を見守り、必要に応じて継続的な支援を続ける。

私たち支援者側は、女の子が受け入れてくれるのか、押し付けになっていないかなど、常に考えながら女の子たちのエンパワーメントを支えていくことが大切である。

女の子たちがかかえる『暴力』『貧困』『ジェンダー』『性的搾取』の問題は、個人の問題ではなく社会の問題として社会を変えることによって、一人ひとりの悩みや困難を解決していくことにつながっていくと考えている。

以上のことをみなさんにご提案し、これからも一緒に考え、そして一緒に活動につなげていきたいと考えています。

一般社団法人 GEN・J (ジェンダー・イコリティー・ネットワーク・ジャパン)

B-2

会場：男女平等センター研修室 A

セクシュアル・マイノリティに対する暴力と被害者支援を实践から考える～SOGI ハラ・性暴力・同性間 DV と心理的安全性の構築～

主催団体：NPO 法人共生社会をつくるセクシュアル・マイノリティ支援全国ネットワーク

(概要)

全国展開しているセクシュアル・マイノリティ支援団体及び個人のネットワーク団体。http://kyouseinet.org/

(活動内容等) 電話相談、直接支援、政策提言、全国 500 か所以上で研修講師派遣・啓発講座を実施。文京区、渋谷区、世田谷区、多摩市、国立市など、自治体との連携多数。

登壇者：原 ミナ汰 (NPO 法人共生社会をつくるセクシュアル・マイノリティ支援全国ネットワーク)

東 小雪 (トロワクルール)

宇佐美 翔子 (NPO 法人共生ネット、RC ネット)

参加者：101名

全国シェルターシンポジウムにおいては、セクシュアル・マイノリティ (以下セクマイ) の存在が早くから認識されており、セクマイに特化した分科会を開催していたが、LGBT への対応はあくまでマイクロレベルの、いわば「点」の取り組みにとどまり、公的支援はいまだ一進一退である。2017 年のセクマイ分科会の参加人数は、これまで開催した中では最大で、社会的関心の高まりを感じたが、現実にはまだまだ社会資源や支援の手薄い分野である。近年の WEB 調査を加味すると、日本における LGBT の人口比は 5～8%と言われるが、性暴力被害対応のマニュアル化は進んでおらず、セクハラ・ハンドブックをみても性的マイノリティへの対応に関する記述は 5～8%どころか、まったく記載のないものも多い。また保護施設では、身に着けている下着の性別を吹聴してプライバシーを侵害したり、性的マイノリティをことさら危険視して受け入れなかったり、他の利用者より厳しい制限を課するような事態も発生している。本分科会では、今後、支援者側に要請される被害当事者の支援について、学校・職場のみならず、民間・公的支援に使える法律や指針について共有した。

(1) 近年の LGBT 関連施策

- ・2014 年：DV 法第三次改正では「同居の交際相手」が新たに DV の対象となったことから、同性間 DV が裁判所で認定されやすくなると期待された。しかし実際は、同性間のパートナー関係を異性間の配偶関係と同等に扱いたがらない司法関係者によって、同性間被害が公然と保護対象から外されるケースが見受けられる。
- ・2015 年：婦人相談所ガイドラインにセクシュアル・マイノリティ (以下セクマイ) の相談者を想定した支援の記述が入ったが、このガイドライン内容は現場のワーカーにきちんと届いていないので、それぞれの現場でさらなる周知が必要である。
- ・2017 年：国家公務員の就業規則に、性的指向もしくは性自認に関する偏見に基づく言動はセクハラであることが明記された。私たちは、性的指向 Sexual Orientation、性自認 Gender Identity にもとづくハラスメントを、その頭文字をとって SOGI (ソジ) ハラと呼んでいる。この規則をもとに、厚労省も SOGI ハラ防止の研修を実施。労働組合、経済界、日本学術会議などが、SOGI 差別の禁止を提言した。
- ・2017 年 7 月の刑法改正では、レイプ被害が非親告罪とされ、被害対象が女性限定から、性別にかかわらず、

と改正された。口腔、肛門への男性器の同意なき挿入も刑罰の対象となったことで、今後男性被害者の性暴力被害相談の増加が予想される。

(2) 社会資源としての民間・公的支援に求められる対応

民間・公的支援などの社会資源における「心理的安全性」の構築について問題提起し、今後、公務、教育、援助職に携わる者に求められる対応として、以下の四点を共有した。

- 1) LGBT はどこにでも必ずいる、という前提ですべての業務を遂行すること。例えば、先住民族、少数民族の存在を無視すれば大きな社会問題になるが、存在自体を無視すること自体が差別であるのは、LGBT に関しても例外ではない。
- 2) LGBT のみならず、どんな人に対しても、心理的安全性を保障すること。心理的安全性とは、本音を吐露しても評価の低下に繋がらず、その人自身が尊重される場のことである。
- 3) 視えないものを視る洞察力を身につけること。相談員にとっては必須のスキルである。
- 4) 同調圧力からピアサポートへの転換：
 - ・多数や集団から、少数もしくは一人に向けられる力が、同調圧力。
 - ・一人または少数の負担を、集団もしくは多数で分かち合うのが、ピアサポート。

(3) 当事者の声を聴く

LGBT アクティビストとして活動する東小雪さんを迎えて、家族からの性虐待の経験と、どんな状態にあっても自己回復は可能であるという力強いメッセージを発信してもらった（詳細は、添付の PPT を参照）。

(4) グループワーク

青森で独自に性暴力防止活動をしている宇佐美翔子さん（共生ネット、RC-NET）の指導のもと、ランダムにカードを引くかたちで、男性被害者を含む性的マイノリティの相談がきたときの実践的な対応法をグループワークで取り上げ、民間はもとより公的な支援が利用できるような支援のあり方を考えた。一口に「男性」といっても、LGBT の中には、男性と交際するゲイ・バイセクシュアル男性、身体は女性だが性自認が男性というトランス男性のほか、女性自認があるものの、戸籍上は男性のままであるトランス女性も「男性」として処遇（を拒否）されることがあるのを忘れてはならない。

以上を踏まえ、今後は、各団体に性的マイノリティ対応チームが生まれ、既存の相談員すべてが、性的マイノリティの被害を正面から受けとめるスキルを身につけることを目指す所存です。本分科会にご協力いただいたすべての皆様に深く感謝して、ご報告とします。

ひがし こゆき
東 小雪 (LGBT アクティビスト)

自己紹介



東 小雪 (ひがし こゆき)

1985年生まれ、石川県金沢市出身

▶ 元カラジェンヌ / LGBTアクティビスト

▶ ボルノ被害と性暴力を考える会 理事

▶ LGBT / 女性の人権 / 児童虐待に関する講演・研修講師

▶ 渋谷区同性パートナーシップ証明書第1号取得

Twitter: @koyuki_higashi



Copyright © 2017 TOSHO KOKUSAI Co., Ltd. All Rights Reserved.

私のカミングアウト

- ・友人へのカミングアウト (高2)
- ・親へのカミングアウト (20代前半)
- ・全方向にカミングアウト (2010年、25歳)
- ・ふうふとして扱われる経験



Copyright © 2017 TOSHO KOKUSAI Co., Ltd. All Rights Reserved.

カミングアウトは新たな関係性の始まり

- ・「話してくれてありがとう」
- ・「あなたの味方だよ」
- ・セクシュアリティを決めつけない
- ・「どんなことに困っている？」
- ・「一緒に解決する方法を考えていこう」
- ・ポジティブな情報を伝える
- ・「だれかに話している？」

*勝手に話さない。アウティングはNG



Copyright © 2017 TOSHO KOKUSAI Co., Ltd. All Rights Reserved.

性虐待の被害について

- ・パートナーのすすめで、カウンセリングを受け始める
- ・パートナーに打ち明ける
- ・フラッシュバック、執筆、出版
→なぜ公表しようと思ったのか



Copyright © 2017 TOSHO KOKUSAI Co., Ltd. All Rights Reserved.

よくある質問

性虐待を受けたから
レズビアンなんですか？



Copyright © 2017 TOSHO KOKUSAI Co., Ltd. All Rights Reserved.

性とは、人の尊厳。

モノとして扱われる経験は、人を深く傷つけます。

自分の大切な一部を否定し、隠して生きなければ
ならない状態は、真綿で首を絞められるように苦しい。



Copyright © 2017 TOSHO KOKUSAI Co., Ltd. All Rights Reserved.

支援してくださる方に伝えたいこと

LGBTも、性暴力の被害者も、目に見えなくても必ずいます。
見えなくても話していないだけで、必ずいます。
いる前提で話してください。

カミングアウトには、人それぞれにタイミングがあります。
カミングアウトを強制するのではなく、
カミングアウトしたい人がしたいときに、
話せる雰囲気を作っていくことが大切です。
見た目などで決めつけないことが大切。

サバイバーには、生きる力があります。
どんなに大変な状況にあっても、その人の中に生きる力があります。

- ▶ 今日の話をまわりの人に話してみてください

- ▶ どんな人もありのままで自分らしく生きていい



Copyright © 2017 TOSHO KOKUSAI Co., Ltd. All Rights Reserved.



Copyright © 2017 TOSHO KOKUSAI Co., Ltd. All Rights Reserved.

B-3

会場：区民センター 2-A 会議室

サポートグループをやってみよう

～夫や交際相手から暴力を受けた女性の回復をめざして～

主催団体：NPO 法人男女平等参画推進みなと＋サポートグループ研究会

参加人数：68人

【分科会の主旨】

サポートグループは、メンバー（グループ参加者）間の相互援助や交流、メンバー自身が持つ対処能力の向上を目的としている。メンバーはグループの持つ力によって、語り合いの中で気づきや共感を得て、孤立感が軽減され、メンバー自身の持つ力を取り戻していく。そのグループに介入していくのがファシリテーターだが、グループの進行役・促進者である。

サポートグループによって、やり方、内容はさまざまである。「これがサポートグループだ」というモデルはない。サポートグループを行う目的とファシリテーターとして押さえるべき基本は同じではあっても、方法や取り組みはそれぞれに異なる。

分科会は、サポートグループとは一体どんなことをするのだろう、ファシリテーターの役割は何かということ言葉を説明するより、まず実感、体感してもらうことに主眼を置き、ワークショップ形式で行った。

【プログラムの流れ】

まず、サポートグループ研究会のメンバーが「サポートグループ」について説明し、その後、「開始期」（グループの初期）と作業期（中間期。グループ内の動きが活発になる時期）の模擬グループを行い、サポートグループの一場面を参加者に「見て」「聞いて」もらった。

続いて、研究会メンバーが実施しているサポートグループを紹介し、公的機関、医療機関、民間における取り組みを話した。

最後の「サポートグループをやってみよう」は、分科会参加者の7つのテーブルにサポートグループ研究会メンバーがファシリテーターとして入り、初回の模擬グループを行い体験してもらった。

【サポートグループとは】

グループ支援とは地域社会における社会資源の一つである。

グループの形態はオープン（いつでも参加者を受け入れる）とクローズドがあるが、回数・頻度はグループでいろいろである。

自助グループは、DVの場合にはDVの被害を経験した当事者同士で運営、進行する相互援助グループである。基本的にはファシリテーターも被害を経験した当事者である。日本ではカウンセラーや精神科医など専門家が担っている自助グループと言っている場合もある。アメリカでは自助グループとサポートグループの区別がはっきりしているといわれている。サポートグループのファシリテーターはグループワークの知識、ファシリテーション技術を持っている人が担い、被害の当事者経験の有無は問わない。

サポートグループの特徴

グループが持つ力を意図的にグループや個人にとって良い方向に用いることで、個人とグループの成長を目指す。グループが持つ力とは、何らかの形で人が集まれば互いに影響をもたらす、そこにおいて発生する力のことであり、グループのなかでのメンバーの相互作用であるグループダイナミックスを用いていく。

参加メンバーの経験

困難を抱えているのは自分だけではない、他のメンバーの発言で自分が言いたかったことが分かる、自分の経験が他のメンバーの役に立っている、自分の別の面を知ることができる。こうした経験により、暴力は自分が悪いのではなく社会構造的原因があること、自己肯定感がアップするなど、気づき、成長が促される。

ファシリテーターの役割 ①留意点

メンバー全体をみることができる位置に座る。

参加したメンバーの気持ち、何を考え、どのように感じているか、どういう言動をとっているか・いないか、ファシリテーターの言動にメンバーはどのように反応しているか、メンバー相互はどのように影響しあっているか、などに留意する。

ファシリテーターの役割 ②介入

- ・共感的言動をとる。
- ・言語化：メンバーが経験を意識化したり深めたりする手助けをする。「今言われたのはこういうことでしょうか」など。
- ・プロセスコメント：グループで起きていることを言語化し、メンバーがいまの事態を認識する手助けをする。沈黙が続く場合、沈黙は大切な時間として尊重する一方で、「いま沈黙が続いていますね」「どうして沈黙になったのでしょうか」などプロセスを言葉にする。そのことが考えるきっかけにもある。
- ・第3の眼を持つ：ファシリテーター自身やグループを客観視する眼を持つ。
- ・正解はない：グループにとって、個人にとって、いま何が大事かを常に考える。これという正解があるわけではない。

【サポートグループの過程】

開始期、作業期、終結期に大きく分けられる

- ・開始期 グループの始まり。6回のグループなら最初の2回にあたる。ファシリテーターの話す場面が多かったり、個々のメンバーとファシリテーターとの対話が多い。
- ・作業期 6回のグループなら3,4回にあたる。メンバーの話す場面が多くなり、互いに親密感、共感も出てくるが、メンバー間の葛藤も出てくる。また、「ファシリテーターは自分のことを分かってくれているのか」などの疑問や反発、攻撃、ファシリテーターを試す言動もありがちである。作業期にファシリテーターはどういう仕事をするかという課題がある。
- ・終結期 グループの終盤である。6回のグループなら、5,6回にあたる。もうすぐグループが終わるので寂しい、まだ言えていないこともあるなど、メンバーはさまざまな感情をもつ。ファシリテーターへの反発、攻撃も出がちである。終結期でファシリテーターはどういう仕事をするのかという課題がある。

ファシリテーターの基本姿勢

- ・ジェンダー、経済的格差、マイノリティなどの社会構造的視点をもつ。
- ・メンバー自身が本来持っている力に焦点を当てるストレngths視点をもつ。
- ・自己肯定感があること。非審判的態度をとる。守秘義務がある。

【いろいろなサポートグループ】

男女センター（A市）での取り組み

2006 年からセンターの相談室で、「DVを経験した女性のためのサポートグループ」と「シングルマザーのためのサポートグループ」という 2 つのサポートグループを行っている。DVと離婚の相談が多く、相談からつながられるプログラムとして事業化した。

同じような経験をした女性たちが出会い、孤立感を軽減したり、互いに支え合いながら、信頼感やつながりを取り戻すことを目指している。2 つのグループは全 5 回、年 2 回参加者を募集し、毎回同じメンバーで行う。シングルマザーは 120 分、DVは 90 分。なるべく全回参加できる方を優先している。定員は 10 人前後だが、4 人以上の申し込みがあればスタートする。

DVのグループ申込者には、事前に担当者が 30 分ほどインタビューをし、グループに参加することでフラッシュバックや不安が強くなりそうな方には個別面接の利用を案内する。インタビューの中でグループの説明をして、話したいことなどを聴き取り、最終的に参加するかどうかを決めてもらう。対象はDVを経験した女性で、別れを決心し、安全に参加することが可能な方と限らせてもらっている。最近は 5 人程度の申し込みがある。最終回にはグループに参加して自分が得たことを書いてもらうというワークを行い、模造紙に張り出し、了承を得て相談室のラウンジに掲示している。

シングルマザーのグループは、すでに別居（離婚）している女性を対象にしている。電話相談を申込みの窓口にして、相談員がグループについて説明したあとで、グループで話したいことなどの聴き取りをする。テーマがあった方が話しやすいことから「子どもとのかかわり」「仕事のこと、お金のこと」など毎回テーマを設けている。

行政が取り組むメリットとしては、①当事者からの声を進行役の相談員が聞くことができ、その声を直接行政に届けることができる ②経済的な負担が少ない（参加費は無料、保育負担はおやつ代のみ） ③センターに来てもらうことで、他のセミナーや講座の情報を得たり図書資料室などを利用してもらうことができる。

広報には努力しているが、メンバーが集まりにくいこと、ファシリテーターの研修の機会がなく、相談員の育成に時間がかかるというのが課題。

精神科クリニックでの取り組み

グループの対象者はクリニックに通院されている患者。夫や交際相手との関係で傷ついた経験をしている方に限定している。精神医療的に診断名を持たれた方、うつ病圏内、PTSD症状のある方等が参加されている。ファシリテーターは医者である私と臨床心理士が入っている。医療経済的なことで、2 人でないと点数がつかないという事情がある。診療時間内で行っているため、平日の昼間のみ。参加費用は保険診療なので 3 割負担で 1 回 1000 円くらい。自立支援を使うと 300 円前後。生活保護の場合は無料。参加については、受診された方に主治医である私が勧めたり、院内に掲示して希望される方もいる。その場合は、希望者と相談して決めているが、本人が希望されても、病状によって難しい場合やグループに向かないということもある。

なるべく継続して参加が可能か、病状に良くない影響がないかなどを検討して参加を勧めている。医療面での特徴としては、その方の現実的な生活環境、精神的状態を主治医がある程度把握していること。また、ファシリテ

ターをしている心理士とは限らないが、心理士に個別ケアを受けながら参加されている方もいる。

ただ、グループの話題に関してはDVに限らず、日常的な話の方が多い。PTSDはどのようなものかなど心理教育に時間を充てる医療機関もあるようだが、私の所はそういうことはしていない。

民間の女性団体での取り組み

アメリカではシェルターの98%がサポートグループを行っていると聞く。2011年秋からグループ・オリーブをスタートした。当時はまだサポートグループが知られておらず、サポートグループ研究会のメンバーからファシリテーションを学んできた。グループでは夫、交際相手からの暴力を経験した女性と同じような経験をした女性と出会い、互いに語り合い、共感し、学びを得て、本来持っている力に気づき、取り戻していくことを目的としている。

全6回のグループが終了して1カ月くらい後に「同窓会」を開催。その後のことや話せなかった話が出てくることもある。4人で成立し、非公開の場所で行っているため成立後に会場などを知らせている。

申し込み者には、事前に医療に繋がっているか、夫他との同居の有無、保育の関係で子どもの有無、また会場まで安全に来られるか等の聞き取りをしている。全回参加を基本とし、2回以上休む場合は次の回を勧めている。グループ・オリーブでは、初回時に、参加者にグループ参加の目的、目指すことなどを書いてもらって、最終の6回目に、初回に書いてもらった言葉を振り返って、話し合う。

広報については、男女共同参画センターの相談室などにもチラシを送り、その際、加害者の眼に触れる所には配架しないことや断りづらさに配慮し、相談員から勧めないようお願いしている。とは言え課題は広報。グループを探している方々にどうつなげていくかだ。また経費は助成金頼りで毎回助成金探しに四苦八苦している。

サポートグループ

	公的施設（A市男女センター相談室）	医療機関	民間団体
開始年	2005年度～	20112年7月	2011年秋
開催形態	クローズド（10名程度） F2名（相談員）年2回募集 全5回	クローズド F2名（精神科医、臨床心理士） 年2回募集 全12回	クローズド（10名まで） F2名（サポートグループ研究会 メンバー）年2回募集 全6回（フォローアップ1回）
参加対象者	パートナーと離れ、安全に参加できる方	夫や交際相手との関係で傷ついた経験をしている方	夫、交際相手からの暴力を経験した女性

募集方法	チラシ配布（市内図書館等） 面接終了者・セミナー参加者 ・関係機関からの紹介	クリニック患者	・男女共同参画センター他にチ ラシ配布（配架はしない） ・関係する女性団体
参加費	無料（託児利用の場合は負担あ り）	1000 円（300 円）、 生活保護者は無料	1 回 300 円 保育 1 回 300 円
課題	参加希望者が少ない ファシリテーターの研修の機会 がない	診療時間内、 平日昼間のみ	経費の捻出に四苦八苦している
その他	参加希望者には事前に 30 分程 度のインタビュー実施。グルー プについて説明した上で参加の 意思を確認する	現実的な生活環境、精神的状 態をある程度把握できる。心理 教育はしていない	事前に聞き取りを実施。 全回参加を基本とするが事情を 考慮している

おわりに

プログラムごとに、参加者から意見、感想をもらう時間を取りたかったが、時間が足りなかった。

会場参加者から「グループ支援を体験できて良かった」「グループのことが少し分かった」などの声をはじめ、貴重な意見や指摘をいただいた。今後もグループに取り組む仲間を少しでも増やし、広げていこうという思いを新たにした。

サポートグループ研究会では、ファシリテーションの研修をはじめ、サポートグループに取り組む全国の女性たちとのネットワーク作りも目指している。この報告集を読まれた方で、サポートグループに取り組まれている、「ネットワーク」に関心のある方はぜひ連絡をいただきたい。宛先 gemevent1789@gmail.com

B-4 会場：区民センター 3-A 会議室

解離性同一性障害（DID）とは

主催団体：NPO 法人レジリエンス

司会：榎木 京子 (NPO 法人レジリエンス)

コーディネート、通訳：中島 幸子 (NPO 法人レジリエンス)

登壇者：オルガ・トゥルヒーヨ

これから見ていただく「I am We」というビデオは、DIDの症状を持っている方々のお話で、8分くらいのビデオです。

これは、「ヒーリング・トゥギャザー」という、フロリダで行われている会議です。ここで主催者のジェイミーという方が受付で対応している映像が流れます。

————ビデオここから————

DIDとは解離性同一性障害の頭文字で、昔は多重人格と呼ばれていました。この2つの言葉には大きな違いがあります。複数の人々という意味ではなく、1人でありながら、いくつものパーツがあるということだからです。ですから、新しい呼び方の方が適切です。誰にでも人付き合いの時の自分、仕事をする自分、週末の自分、夫または妻である自分などがあるはずで、誰にでもこういう自分の中の状態があるからです。解離性同一性障害の場合は、これらの状態が分かれています。多くの人にとって、仕事の自分、家の自分、学校の自分はつながっているかと思いますが、解離する人たちは、それがつながっていないのです。

セラピスト：DIDの人たちが自分のシステムをどう呼ぶかは様々です。

サバイバー：私の中の人たちはそれぞれ私にとって大切な人生の一部を担当してくれていました。一人は秘密を守ってくれる役目でした。学校ですべて最高点を修められるように手伝ってくれた人もいます。私の境界線が侵害された時に反応するためのプロテクター役もいます。私にとっては私の中にある声と暮らすこと自体は難しいことではありません。きついのは、なぜ私がこのような症状を抱えることになったのか、という理由を知ることでした。

医師：解離を数多く経験している患者さんたちは、幼い頃に慢性的な虐待やネグレクトを経験しています。DIDはPTSDと同じようにトラウマの障害で、DIDの症状を持つ多くの人たちが、PTSDの症状も持っています。解離性同一性障害についての数多くの研究により、この障害がある人達は、子どもの頃に性虐待、身体的虐待、ひどいネグレクトなどのトラウマがあることが証明されています。4歳から7、8歳くらいまでの間の子どもたちにとっては、ちょうど自分のアイデンティティを形成しかけている時期で、影響を受けやすいために、自分でない自分を想像することができたりします。子どもたちの中にこういった能力を活用して、自分の感情や考えを別の人格のものとする場合があります。そうすることによって、「怒っている時の私は私じゃない、だって私は良い子だもん」とか、「僕はラスカルっていう男の子だよ」とか、「私が怒りたくても怒れない時にラスカルは出てきてくれる」という風になります。つまり、特定の感情や考えをアイデンティティに入れてしまうことは危険と感ずるために、自分の内側の状態が分かれているように感じたり、全く別人のように感じたりするのです。

セラピスト：DIDの人たちには、記憶がごそっと抜けていることがあります。数時間の記憶の場合もあれば、数日間のこともあります。つまりその間に他の人格が登場しているので、健忘が起きているのです。

医師：そういったことが何度も何度も起きると、それが自分にとって普通の状態になり、とてもリアルなものになり

ます。DID の症状は薬によって消えるものではありません。長年かけて丁寧にそしてゆっくり治療を受けることによって内部の自分たちを再統合させていくのです。その過程で、このパーツはどんな役割を果たすためにいるのだろうと自分に問いかけるのですが、これが苦しい作業です。

(ここに、グラウンディングとセンタリングの部屋があります。これはさっきのカンファレンスの中にある部屋なんですけれども、その中にラビンスと言うものが書かれた状態で、敷かれています。この方の名前はウィローといいます。)

ウィロー:私の中の人たちを私が恐れていた時期があります。長い間その人たちは私を傷つけようとしてきたからです。治療を受けると決めたときには私たちにとっては本当に素晴らしいきっかけとなりました。

(「みんな私のそばに来て。これから私と一緒にいてね」と言いながら歩いています)

最も恐ろしいと思っていた私の中の人たちも、本当は愛と理解が必要だったんです。みんなが一緒に同じ方向を目指し始めたことによって、全てが変わりました。彼らのことをもっと知りたいと思っています。みんな、興味も趣味も能力も違うのですから。彼らは私の命をずっと守ってくれていたのですよ。

セラピスト:ウィローの中の人たちそれぞれが記憶を持っているために、ウィローの人生のストーリーには抜けている部分がたくさんあります。ですので、彼女にはつながりのあるまとまった人生のタイムラインがありません。治療を通して目指している事は、それぞれ持っている部分を合わせて行き、今までの経験の意味を探っていくことです。そうすることによって、彼女の中の人たちと、同じストーリーをウィローが持つことができ、同じように、ウィローのストーリーを他のみんなが持つことができるようになります。

—————ビデオ「I am We」は以上—————

オルガ・トゥルヒーヨ氏

講演に入りたいと思います。こんにちは。解離性同一性障害のお話しをしていきたいと思いますが、昨日の基調講演の例を思い出しながら、お話しできればと思っています。

私がどのように DID の症状を持っていることに気づいたか、どのようにしてそれが形作られていったか、どんな経緯だったのか、自分の中の構造はどういうものか、それによってどんな影響を受けているかといった、私が学んできたことについてお話しできればと思います。治療の過程や、現在ではどのようにつきあい、向き合っているかというお話もしたいと思います。

1 時間半でこれだけのことをお話しして、質問の時間も残せればというのを目標に、進めていきたいと思っています。多分無理でしょう、という通訳の方の懐疑的な視線を受けながら、頑張っていきたいと思っています(笑)。

私は 31 歳の時、司法省でジェネラル・カウンセラーという統括するような役割の弁護士でした。大学を卒業し、法科大学院を卒業して、大きな法律事務所で働いた経験を経て、司法省に入っていました。1993 年のことです。私は仕事で成功し順調でした。同時に、私は自分の周りが安全かどうかを常に考えながら過ごしてもしました。意識的というよりは、本能的、直感的にそうしていたのです。外からの評価で、私は社交的だと言われていました。とても生き生きと人生を楽しんでいて、一緒にいて楽しい人だ、と思われていたのです。しかし私としては、人々が

自分のことをどう思うかをいつもコントロールしようと努力していました。友達はたくさんいたのですが、本当に私のことをわかっている人はひとりもいませんでした。感覚は麻痺して感じていなかったのですが、外からは幸せそうに見えていました。その時の私の実感として、幸せというのはどういった感じがすることなのかがまったくわかりませんでした。感覚が麻痺し物事が順調に進むことが、幸せというものだと思っていました。人によっては私が非常に気まぐれで気分が変わりやすい、不安に駆られているようだと言っている人もいました。計画するというよりも、物事に反応するという生き方をしていましたし、達成したり成功をおさめることを大切にして、野心にかられていました。規律を守りしっかりコントロールしていると思っていたのですが、今思うと、解離をしていたのだと思います。私はいつも周りをコントロールしようとしていました。コミュニケーションに関しては、はっきりとした明確なコミュニケーションと言うより、周りの人や環境を、自分でコントロールできるように操る感じで、操作的でもありました。

これは結婚して5年目の写真です。彼は法科大学院の同級生で、初めての授業で隣に座った人です。初めて出会った時に、彼の目の中に、ドーニャ・エステルが見え、安全な人だとわかりました。

これは、グランドキャニオンで撮った写真で、DIDの診断を受けてから半年くらい経った頃の写真です。

DIDが発覚するきっかけは、「テルマ&ルイズ」という映画を見たことでした。映画のはじめの方、登場人物がレイプされるようになるシーンでパニックに陥りました。

パニック発作だと思っていたものは、後々よく考えて、もっと適切な呼び方をすれば「アブリアクション」という状態でした。「アブリアクション」とは、3歳でレイプされた時の身体的な感覚と、その時の気持ちや感情的な反応、全てが一緒になって自分に襲い掛かってくるような反応のことを言います。そのシーンを見て、なんとなく私が経験したような気がしてきたのです。

その後帰宅して、レイプ時に緊急対応してくれるホットラインに電話をかけ、説明しました。映画を見てパニックに陥ったこと、もしかしたらレイプを経験しているような気がする、ということを説明したのです。映画を見たのは土曜日で、そのホットラインを運営しているセンターは閉まっていたので、週末の間は、電話をかけることで毎回落ち着かせてもらいました。しかし落ち着かせてもらっている間も、昔経験したレイプの、例えば体の痛みやパニック的な感情の反応は収まらず、月曜日にセンターに行くことになりました。

そこで女性のセラピストを紹介され、数か月セッションを受けましたが、彼女とは上手くつながることが難しく感じ続けました。彼女は、まるで私が私でないかのように話かけてきて、それが私には何故だかわからなかったからです。なかなかうまくいかないで、別の方を紹介してもらえますかと聞き、紹介してもらったのが、彼女のスーパーバージョンをしているリッチという精神科医の方でした。この精神科医と私は、長年の作業を行うことになりました。

この時点では、私は自分の状態がわかっていなかったで、なぜ治療にかからなければならないかというのを把握していませんでした。とにかくこのパニック発作をとめてほしいという想いだけでした。最初の女性のセラピストとのセッションの中で、映画の中にあつたようなレイプをおそらく私は経験したのだろう、というところまではたどり着いていました。精神科医のリッチと出会った時、彼の眼を見つめると、彼の目の奥には、ドーニャ・エステルが見えたんです。その目がない男性だったとしたら、男性だというだけで、男性セラピストと一緒に作業するのは難しかったでしょう。彼には非常に優しく、丁寧に接してもらったので、結果的に作業をすることができました。

今考えてみると、このセラピストに出会えたことがどれだけ珍しく、偶然でラッキーだったか、ということが分かります。なぜなら、このセラピストは解離についてとても詳しい専門家だったのです。私がそれを知っていて彼とながったわけではなく、レイプクライシスセンターにつながり、そこで紹介された女性セラピストの所に行き、そこ

でうまくいなくて紹介された人が、たまたまこの方だったのです。この精神科医はアメリカでも数少ない、トップクラスの精神科医の方です。

彼との作業でまず進めていったのが、私には解離性同一性障害という症状があるということです。それを知った後には、その障害が実際どういうものなのかを掘り下げていき、そして、私の中にいる人たち、内部のシステムがどういう状態にあるのかを知っていき、なぜそういう症状につながったのか、原因は何かということも学び、また、私のように過去の記憶が無い状態の人たち、私のような経験をした人たちの中では、こうした症状は珍しいことではないということを学びました。

こういう治療を始める前には、自分の子供時代を思い起こすたびに、私は結構ハッピーな子どもだったと思い込んでいました。たまたまあまり記憶がないだけだと思っていたのです。私は、いろんなことを記憶するのが難しい人なんだと思っていたのですが、リッチと作業を進めていく中で、私にあまりにも記憶がないということが、彼にとっては大きなサインとなったのです。

私が気付かされていったのは、私には解離性同一性障害というものがあり、その症状を抱えていることによって自分がいろんな自分に分かれてしまっており、子どもの頃に私が経験したことは耐えがたいほど恐ろしいことであり、非常に暴力的な環境で育ったということでした。

昨日の基調講演でお伝えした内容が、私が改めて知ることになった子どもの頃の概要です。そうした恐ろしい経験をなぜ生き延びることができたのか、それは解離をしたからです。また、生き延びられた他の要素として、隣にいてくれたおばあさんの存在があります。隣に住んでいたドーニャ・エステルが私をどのような感覚にさせてくれたか、私に何を教えてくれたか、それらが私の中にずっと残っていたから、生き延びられたのです。コーチや学校の先生方が私にとっても親切に、優しくしてくれたことの意味の大きさを知ることができたのは、私が自分の経験したトラウマを見つめることができて、改めてその人たちが私の人生で果たしてくれた役目の大きさに気づいたからでした。そして友達やその親たちが私にとってどれだけ大きなものをもたらしてくれていたかということも。家の外にいる方が圧倒的に安全で居心地よく過ごせたわけです。振り返ってみると、私は家以外のところでいろんなことをして生き延びようとし、友達とつながりを保とうとしていました。そして、それらによって生き延びてこられたのだと感じます。回復していく中でつながった人たちとの人間関係があるからこそ、私は回復し続けてこられたと思っています。

私の治療は、1993年に、私の人生に起きていることについてセラピストに語るところからスタートしました。今現在のことを語ることによって、セラピストと話すことが徐々に楽になっていきました。楽になるにしたがって、私はセラピストに「私がここ通い続ける意味はなんですか？」と質問しました。そのように質問することによって、私は自分のセッションを自分で管理することが可能になっていったように思います。

セラピストのリッチは、私が彼を信頼しても良いと感じられるよう、彼なりにとても努力してくれました。彼は、すると言ったことは必ずしてくれました。もしそれが出来ない状態になった時には、なぜそれができないかをきちんと説明してくれました。私が育った環境では、不都合なことや嫌なことは、とにかく話さないということが徹底されていました。最初の内、セッションの中でそういう話はしていなかったのですが、セラピストがすると言ったのにそれをしなかった時、私の神経がそこにいってしまうことに気づきました。彼が出来なかったことや結果的にしなかったことを、彼が自ら話題にしてくれたことで、「彼はこのことをしていない」と私が気付いてその話をしても、安全でいられる、大丈夫なんだと分かったのです。

回復するためには、セラピストとの信頼感があることは最も重要なことです。ドーニャ・エステルとの関係性が私のベースにあったので、世の中には信頼できる人が存在していることはわかっている、という感覚がありました。リッ

チは同じ目をしていたので、そことつなげることができていて、ある程度の信頼関係は最初の頃からありました。リッチはわたしに対して、いつもすべてを明確にしてくれました。彼が何を考えているのか、何を感じているのか、何をしているのかをきちんと説明してくれたので、私がそれらを把握することができ、把握できたからこそ、一緒に作業することが可能になったのです。そして、私もそのやり方をまねることができるようになっていきました。私が周囲の人たちに、私はこれからこうしようと思う、こう考えている、こうしている、と伝えることができるようになったのは、彼から学んだことです。セラピーのセッションの中で、私が少しでも遠回しな説明や曖昧な言い方で操作的にコントロールしようとする、彼はそれに気づき、もっと丁寧に明確に話せるように配慮したり、指導してくれました。リッチがガイドしてくれることで、私はきちんとはつきり話をするできるようになっていき、操作的に人に気づかせるようなコミュニケーションや自分がその関係をコントロールするようなやり方ではなく、適切に接する方法を学んでいくことができたのです。

セラピーの中で、私が次に何をどうしたら良いかわからない感覚に陥るときは、セラピーの中で行き詰まっている時でした。一つの例をあげます。セッションの中である考えが浮かび上がったらリッチに伝えます。その時、感情ではなく考えとして話していました。その考えは自分の外に存在するような感覚で、その考えに伴う感情は自分の中になく、まるでその考えの中で話した出来事は、私以外の人に起きたような状態のままになっていたのです。自分の外に置いたままの状態であれば、それらに関連する感情を感じなくて済むのです。セッションの中で、昔経験したことをたくさん思い出したのですが、思い出したことを話しても、話した内容を自分の外に置き続けていた間は、経験に伴う感情がない状態でした。

その時点で、私は DID がどういう症状かということは把握できていました。また、目の前のセラピストが、私に DID の症状があると思っていることもわかっていました。ただその頃の私は、私の中にある考えというものが自分のものとは何か違って、まるで自分ではない他の人たちから届く考えのような感覚で、自分が DID の症状を抱えているとは思っていませんでしたし、私にまさかそんなことが起きているわけがないと思っていました。

そうした状態にたどり着いたときに、「この先どのように治療を進めていいかわからない」とリッチに言いました。それに対して彼は説明をしてくれましたが、その説明に、私の感情は伴っていきませんでした。

ある日彼は、子どものための絵本を取り出しました。直訳すると「クローゼットの中の僕の怖い夢」というタイトルの本でした。セッションでその本を読まなくてはならないことに私はイライラしていました。こんなに高額なカウンセリングを受けているのに、子どもの本を読まないといけないなんて、と思っていました。

その絵本は、夜寝るのが怖い男の子の話でした。クローゼットの中には男の子の悪い夢が入っていたのです。彼は寝る前におもちゃの軍隊のヘルメットをかぶり、おもちゃの銃をもって布団の中にはいり、クローゼットから飛び出してくるものに構えます。するとクローゼットから男の子の悪い夢が出てきます。男の子は悪い夢に向かっておもちゃの銃を撃ち、弾が悪い夢に当たります。すると悪い夢が泣き始めました。男の子はびっくりして悪い夢のところに行って慰めてあげます。自分のベッドに悪い夢を連れて行き、布団にいれてあげて、一緒に眠りにつこうとします。その2人がやっと寝ようとしている時に、今度は別の悪い夢がクローゼットから出て来たのです。男の子は、「疲れているからもういい、今日はもう寝る」と別の悪い夢に言いました。

私は司法省で働く最年少のすごく優秀なバリバリの弁護士と言われている31歳で、多額のお金を払ってカウンセリングに行っているのに、こんな本を読まされて、どれだけイライラしていたかわかるでしょうか(笑)。でもそれが回復にとって必要なプロセスだったのです。本の中のクローゼットの悪い夢たちは、私の中の恐ろしい経験をした人たちと同じだからです。本のお話と同じように、私は自分の中にいる人たちに会う必要がありましたし、彼ら

がどういう人たちなのか知り、「私の世界の中にいっしょにいきましょう。ようこそ」と手を差し伸べる必要もあったのです。

私の中にいる小さい子たちは、精神科医の言っていることは難しすぎてわからなかったのですが、その絵本の内容はよくわかりました。それをして初めて、私は次にどうしたらいいのか、次のステップがわかりました。私があるようにセラピーの中で行き詰まるたびに、リッチは新しい方法を試みて、セラピーを進めていく意味を私が把握できるようにガイドしてくれました。毎回私が行き詰ってしまうのは、大抵、自分のこと、あるいは自分が抱えている症状のことで、自分がなかなか受け入れられないと感じていることに直面した時だったように思います。

また、彼との作業が何故うまくいったかという、彼が、私自身と同じくらいに責任をもってそこに参加するというのを伝えてくれたからです。最初の頃、週に2回来てくださいと言われました。休んだとしても、その分も支払わないといけないと言われたのです。最初は儲けるためかと思っていたのですが(笑)、作業を進める中で、そうではなくて、彼もそこにきちんと向き合っていくから、お互いそうしなくてはいけないということを示すためだというのがわかったのです。彼は、「自分もあなたの回復に向けて一生懸命関わります。そのためには、あなた自身も同じように一生懸命関わってほしいのです」と説明してくれました。

作業を進める中で、私の中にいるいろんなパーツの人たちを知れば知るほど、セッションに行かない日の方が耐え難いと感じるくらい、セッションが大切になっていきました。私が自分の中にいるパーツたちに耳を傾けて、聞こえてきた人、見えてきた人に手を差し伸べれば差し伸べるほど、他のパーツも出てきて、自分もそうして受け止めてほしいと出て来たのです。パーツたちが出てくると、それぞれが抱えている記憶もそこに伴って出てきます。子どもの頃にどれだけのことが起きたかが徐々にわかるようになり、圧倒されるような量になってしまいました。あまりにもひどいことが起きたことを知り、私の鬱が悪化していき、夜眠ることが難しくなり、食べることも難しくなっていました。週に2回のセッションでは全然足りなくなり、もっと時間を長くしてほしい、頻度を上げてほしいとも思いました。それをリッチに伝えると、頻度を上げて、時間が空いているところに私のセッションを入れてくれるようになりました。鬱はどんどん悪化していき、絶望感やうつ状態がひどくなったので、入院しなくてはならないと思うところまで陥りました。朝起きられなくなり、仕事にも行きたくなりません。眠り続けたいという思いしかなくなりました。ただ、リッチが心配していたのは、私が入院してしまうと担当医が変わるのでリッチではなくなってしまうというのが1つ、もう1つ、私が仕事を失うかもしれないという懸念もありました。私はその頃、もう何も感じたくない、これ以上作業をしたくないと思い、だから入院したいと思っていたのです。それに気づいた彼は私に「入院しないでなんとかこの時期を踏ん張ってくれたら、自分のスケジュールをできるだけ開けて、あなたが週5回セッションに来られるようにします」という提案をしてくれました。その時期には、月曜日から金曜日の毎日90分、リッチとのセッションをおこない、土曜日にはアートセラピストとのセッションをし、日曜日には電話でリッチと簡単なチェックインという確認をしていました。

これが、私が私のことに取り組む姿勢であり、彼が私の回復のために一生懸命に取り組んでくれる姿勢だったのです。週に5日間というのは半年くらい続きました。私にとって一番通り難い時期をなんとか切り抜けた後は、セッションの頻度を減らして調整していきました。週4回、3回、2回と減らしていきました。

次に、どのようなセラピーをしていたかというお話をします。心理社会的な療法として、普通に話をするというセラピーを行っていました。催眠も使われましたが、パーツや記憶を見つけるためというよりは、むしろそこから距離をとるために催眠が使われました。何かを思い出してそれを話そうとすると、解離が起きるのです。その時、解離になる前にリッチは少し止めて「ちょっと待って、今どんな感じがしているかな」と尋ねてくれます。そうすることで、

私は解離という体験を理解することができました。グラウンディングという、今ここに戻ってくる作業があるのですが、リッチは私にグラウンディングさせることで、過去に解離していくのではなく、今ここに戻ってくるようにもしました。そこで、解離をしないでその記憶について話ができるように催眠が導入されていました。順々に、まず場面を思い出し、その後、身体的な苦痛を思い出し、その後に、その時に感じた感情を思い出して話していました。そうすることで、それが自分に起きたということを感じることができたわけです。

リッチと集中して毎日会っていた時は、その過程を繰り返し繰り返し行っていました。思いだせば思いだすほど、記憶が蘇ってくるということが毎日起きていたのです。私はそれに耐えて強かったと思うのですが、さらにつらい思い出がどんどん蘇ってくるということが起きました。リッチはアートセラピーも勧めてくれて、それも取り入れました。身体の痛みもひどかったので、治癒的なヒーリングタッチや、マッサージ、ボディワークなども導入しました。それらは、記憶の中の痛みというものを開放するのを助けてくれました。それらは厳しい過程でしたので、感情を感じられずに行き詰った時には、鍼治療もして、そこで少しずつ解放することもできました。これらはホリスティックケア、全体的にケアするという考え方に近いと思います。彼は、私個人をみて、どのような資質があるか、どのような強みがあり、どのような経験をしているかを見て、私にあった治療とはどのようなものかを考えて提供してくれたわけです。

私の治療の過程の中で大きなテーマの一つとなったのが、家族に対して、起こったことに対しての激高ともいえる非常に強い大きな怒りを開放していくことでした。私は割と小さい頃から、身体を動かす運動、エクササイズを始めていたので、元々持っている力として、それも取り入れていきました。さらに、成長する過程で絵を描くことがつらいことから逃避に役立っていたので、それも治療に取り入れられました。もう1つ彼は、しっかりとした構造、枠組みを設けることを始めにしてくれましたので、安全を感じながら治療をすることができたと思います。強くなればなるほど、さらにつらい記憶を思い出す過程が繰り返され、さらに構造がしっかり強くある必要があったので、始めに構造を設けることは非常に大切だったと思います。抑鬱や、痛みが非常に強くなっていた時には、薬物も使って治療をしてくれました。抗鬱剤や抗不安剤は2年ほど処方を受けていました。

自分とかけ離れたパーツたちが虐待の記憶や痛みを抱えていてくれたので、私はそれを知らなかったわけですが、リッチとの作業の中で、パーツたちが話し始めてくれると虐待の記憶を持ち続けるというパーツたちの役割が減っていき、私自身も起きた出来事に対しての理解が進んでいったので、パーツたちが私の一部となって、段々と統合されていきました。それぞれ、つらい思いを話してくれるパーツたちが現れ、思い出し、プロセスしていくに連れて、今まで切り離されていた様々なパーツがだんだん私の一部となっていったわけです。

私のイメージでは、部屋がたくさんある家があり、壁が真っ黒な部屋も、そうでない部屋もありました。毎回、一つずつ部屋のドアを開けて入っていくと、その中にパーツが一人、もしくは複数一緒にいて、その話を聞き、感じ、理解し、受け入れるということをしていくと、部屋がだんだん消えていきました。最後に残ったのは、ガラとしたひとつの部屋でした。小部屋がどんどん減っていき、開放的な大きな部屋がひとつ残ったという感じになりました。「劇的リフォーム」といった番組を思い出すような感じです。アメリカでは最近、ものをあまり置かずに開放的というのが流行っているのですが、そのトレンドに乗った、すっきりと何もない大きな部屋が残ったわけです。私の内部も、ようやくトレンドに乗ったわけです(笑)。

リッチとのワークを通して、自分自身のことを本当の意味でたくさん知ることができました。違う人間になったというよりは、元々の私と変わっていないのですが、元々の私をもっとよく知ることができたという感じがします。すでに起きた恐ろしいことを生き延びてきたわけですが、何を生き延びてきたのかを知りませんでした。その恐ろしいことを思い出し、プロセスし、自分の一部となっていくという経験を経て、どれほど自分が多くのつらいことを経

験し、それを乗り越え、達成してきたかということに気づくことによって、内側からの本当の自信というものが非常に強く持てるようになりました。その経験から私は、DID というのは、耐え難い経験に対するとってもクリエイティブで特別な対処法なのではないか、と考えるようになりました。

セラピーの中でうまく働かなかったことについて少しお話しておこうと思います。私がまだ思いだしたら耐え難い記憶にリッチが触れることは、うまく働きませんでした。治療の中で学んだことは、私が回復して力をつけていき、記憶を直視することができるようになったタイミングで見えていくことが大切だ、ということです。

セッションの中で、何かが引き金になることや、私がリッチに対して大きな怒りを感じることで、誤解をしてしまうこともありました。そうするとリッチが私に対して防衛反応を示し始めます。リッチがそういう状態になってしまうと、私がそれを乗り越えてまた彼と繋がるということが難しくなってしまいます。ですので、彼と相談し合いながら、私は彼が守りに入ってしまうとつらいということを説明しました。すると彼は、私の話をしっかり聞いて理解しようと努力してくれるようになりました。リッチはなるべく守りの姿勢を取らないようにも心掛けてくれました。

これは私が様々な場所で研修を行うときによくする話なのですが、なぜかというと、サバイバーの人たちは、基本的に人を信頼することがとても難しいと感じていると思うのです。信頼できないと感じる時に、多くの人は怒りを示したりします。怖いと感じているから怒るのです。誰かが皆さんに対して怒った時には、「怒り」と受け止めるのではなく、守りに入らず理解するように努めてください。イメージとしては、セラピストとサバイバーが向き合った状態ではなく、隣り同士に座って同じ問題を見て、同じ方向に向かう姿勢が大切です。それはリッチから学んだとても大切な方法の一つで、他の人間関係の中でも取り入れている大切な方法となっています。

リッチとのセッションの中で私がとてもありがたいと思っているのは、彼が私に対して一方的に判断することがなかったことです。一方的に判断しないでいてくれたので、私が私にそれをしないようになっていきました。自分に対して勝手に決めつけたり判断してしまうと、それは恥という感覚に繋がりがやすいのです。恥という感情が自分の中に湧いてくると、生き延びるためにやってきたこと自体に対して、恥を感じやすくなってしまい、色々なことを妨げてしまうのです。

そして、私がセラピーにおいてとても難しいと感じたことの1つが、セッションの多くが45分～50分に限られているという点です。これはトラウマを抱えているだけでなく、解離、特にDIDの症状を抱えている人には厳しい時間枠になります。各セッションの中で、いろんな自分の中のものを広げて、作業を行って、それをまたある程度きれいなカタチにまとめるということを行います。それを45～50分の中でするのは非常に難しいことだと思います。トラウマ、解離、あるいはDIDの症状を抱えている人たちとの関わりの中で、前もって計画することや、時間に余裕をもたせるように考えるということは、ある意味とても大切です。サバイバーの人と何らかの形で接する機会があるとすれば、接するときにできるだけ時間に余裕を持つことも大切ですし、その中でどういうことが起きるか、サバイバーの人が「想定内」とできるように、前もって説明することも大切になります。

冒頭で、時間があれば質問を受けたいと言った時に通訳の方が怪訝そうな顔をした、といったのを覚えていますか？（時間いっぱいまで話したので）通訳の方が正解でしたね（笑）。ありがとうございました。

B-5

会場：シビックセンター会議室 1+2

皆で学ぼう! 韓国の暴力予防教育『暴力 NO! 対話 YES!』

担当団体 NPO 法人女性サポート大阪

協力団体 G. Planning ビデオ工房 AKAME

司会 木村民子（女性サポート大阪）

発言者 松下千代（女性サポート大阪）

浪越淑子・柳川眞佐子（G. Planning）

参加人数：77名

**■ はじめに**

NPO 法人女性サポート大阪は、日頃運営しているシェルターで、検察や警察から紹介された複雑な案件を担当し、女性と子どもたちが安心して生活し、自立するまでを支援している。

児童虐待や面前 DV を受けている子どもの被害は深刻であり、暴力の連鎖が心配されているが、シェルターで暮らす子どもたちにもしばしばその影響が見られる。

G. Planning は、公教育において、暴力に麻痺しないための予防教育が必要と考え、韓国の暴力予防プログラムを入手し、日本語翻訳本を作った。これは教師向けの指導要領的な教材だが、テキストのほかに CD を用い、歌やアニメにより生徒が楽しく学べるようにユニークな実践方法がとられている。当分科会では、G. Planning の協力を得て、その中から第 4 章の「学校暴力」について紹介した。

■ 資料説明

昨年 10 月に発表された文部科学省の「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」では、小学生の暴力行為が前年度より 4 割増で過去最多となり、特に低学年で増えていることが明らかになった。「感情のコントロールが難しい子が増えている」とも指摘され、専門家も学校教育に警鐘を鳴らしている。

■ 韓国の青少年用暴力予防教育教材『暴力 NO! 対話 YES!』について

韓国では、学校暴力が深刻化し社会問題化したことを受けて 2004 年 1 月、「学校暴力予防及び対策に関する法律」が制定された。同法では暴力予防教育の義務化がうたわれたが、国の統一教材はなかった。そこで、それ以前から DV 予防教育プログラムを製作していたソウル女性ホットライン (NGO) の教材が利用されることになった。

■ 『暴力 NO! 対話 YES!』の構成

このテキストはⅠ「暴力と人権」Ⅱ「ドメスティック・バイオレンス (DV)」Ⅲ「性暴力」Ⅳ「学校暴力」の 4 章に分かれており、それぞれ Chapter3～4 で構成されている。生徒は CD をみたり、ワークを解いたりして学び、最後にはラップで怒りの抑え方を教えるなど、楽しく学べるようになっている。また、それぞれの場面で教える教師の言葉の例まで書いてあるので、教師は安心して授業を進めることができる。付録の専門家による「教師のための基礎資料」も充実している。

■ 模擬授業

※分科会の参加者は中学生になったつもりで、教師役の授業を受ける。

- ①初めに、暴力の概念を把握するため、教材用CD(アニメ)を見る。I「暴力と人権」よりChapter1「暴力、正体を明らかにせよ」の「10代のフリートーキング」、これは生徒が親しみやすいように、同世代の子どもたちが語っている。ここでは「暴力の概念」として「身体的暴力」「言語的暴力」「情緒的暴力」「性的暴力」「経済的暴力」の5種類の暴力があることを学ぶ。本来の学校教育のプログラムでは、「学校教育を語る」「学校暴力はだから問題なんだ」「学校暴力、こんなときはこんなふうに」「自分の行動には自分で責任をとる」という4つのChapterで構成され、一つのChapterは3～5段階に構成されている。今回はChapter1の「学校暴力を語る」とChapter4「自分の行動には自分で責任をとる」から、抜粋して構成した。

※韓国における「学校暴力」は、学校の内外で生徒間に行われる暴力のことで、教師に対する暴力や教師からの体罰などは含まれない。

- ②このプログラムの「学校暴力」Chapter1「学校暴力を語る」の授業を行う。授業の目標は、学校暴力の概念を理解し、学校暴力の概念を理解し類型を学ぶことである。まず、教師が学校暴力について説明をする。

教師「皆さんは学校でふざけて、叩いたり、笑ったり、あだ名で呼びあつたりしていると思います。最近、福島から避難してきた子に、名前にバイ菌の「菌」をつけて呼んでいたというニュースがありました。このように友達が嫌がるあだ名で呼んだら、その友だちはどんな気持ちになるでしょうか。それは親しみのある呼び方でしょうか。それとも暴力でしょうか。意見のある人は手を挙げてください。」「では、嫌なあだ名で呼ばれたことのある人は手を挙げてください。」

生徒「高校の時、「キムチ」と呼ばれている人がいました。韓国のキムチと「気持ち悪い」をかけた言葉です。嫌な思い出です。」

教師「自分の発言と行動に相手も一緒に笑って楽しめる状況ならば冗談ですみませんが、相手が気分を害するなら、それはもう冗談とは言えません。自分は冗談のつもりでも、相手が嫌がることを何度もいうのは言葉の暴力になるということをよく覚えていてください。」

「どういう冗談が相手の気分を害するかわからないこともあるでしょう。それを知るよい方法があります。誰かが私にこういう冗談を言ったら、私はどんな気持ちになるだろうと、自分に必ず置き換えて考えてみるのが大切です。」

- ③教材用CD「10代のフリートーキング」を見てから、生徒にどんな暴力があるか質問をする。

教師「ビデオを見ましたが、これ以外に皆さんが考える暴力はありますか。」

生徒「スカートめくり」

生徒「ものを隠す」

生徒「インターネットを使った悪口」

生徒「のけものにする」

教師「これ以外にもその場その場で考えもつかないような暴力が出てくるかもしれません。とにかく、相手が嫌がることをしたりすればそれは全部暴力です。よく覚えておいてくださいね。」

- ④教材用CD「学校暴力は学生間で発生する」の部分を見て、学校暴力の概念「身体的」「言語的」「情緒的」「性的」「上下関係的」を学ぶ。

教師「学校暴力は、生徒たちの間で力の強い人が力の弱い人を、自分の思い通りにするために殴ったり、言葉で傷つけたり、仲間はずれにしたり、望まない性的な行動を強要したり、お金を奪ったりする行動をさします。加害者は一人の時もあれば複数の時もあります。クラスの友人や学校の友だち、学校の先輩後輩や他校の

生徒の場合もあります。学校の中で、教室やトイレ、運動場だけでなく、学校の外でも、例えば学校の周辺、登下校の路上、家の周辺、塾の周辺で発生するものも学校暴力と言います。」

「では、学校暴力の加害者は処罰されるのでしょうか？生徒だから、またはいけなことだと思わなかったから、そのまま見逃されるのでしょうか？韓国には学校暴力の予防および対策に関する法律があつて、学校暴力の加害者は転校したり、ボランティアをしたり、退学になったりしますし、少年法に基づいて保護処分になったりします。学校暴力は刑事事件として処罰されることもある犯罪行為です。時には、加害者の親が損害賠償をしなければならないこともあります。」

- ⑤ワークシート「私の学校暴力体験」「暴力、真実と嘘」を実施してから、「学校暴力〇×クイズ」で再度学校暴力の概念と暴力はしてはいけなことを伝える。また、学校暴力を観た場合に、傍観者になることなく信頼できる人に知らせて助けてもらわなければならないことも伝える。

⑥まとめ

教師「学校暴力は、人間の尊厳を破壊し、人格を毀損する行為で、法によって処罰される犯罪行為です。私たちは、一人ひとりが大切な人なので、互いに尊重し思いやる姿勢を持たなければならないことを、しっかりと覚えておいてくださいね。」

- ⑦最後の Chapter 4「自分の行動には自分で責任を取る！」から、怒りをコントロールする方法として、「STOP! 一、二、三」を紹介した。

■ DVD『自分を取り戻す』（ビデオ工房 AKAME 製作）より、一部上映

女性サポートが支援している DV 被害者の一人のお話を聞いた。子どもへの影響についても語っている。

■ 参加した方々との意見交換

以前のシェルターシンボでこのテキストを入手した方から、とてもよいテキストだというご意見や、現在の韓国では、国の性教育標準案が出されており、それは書店でも購入できるなどの情報もいただき、充実したワークショップとなった。

G.Planning では、日本でも女性・子どもへの暴力防止教育を義務教育で実施することをめざしている。今後とも可能な限り活動が続けていくとともに、皆さまのご協力をお願いしたいと思う。

(文責 柳川眞佐子)



教材用 CD のタイトル／スタート画面



学校暴力における身体的暴力の一面面

B-6

会場：シビックセンタースカイホール

**あなたにもできる暴力防止のためのグローバル社会貢献
—暴力防止のための若者世代との現状共有、理解と協力の輪を広げよう—**

主催団体：一般社団法人ウェルク

共催：一般社団法人次世代社会研究機構

司会：西田陽光（一般社団法人次世代社会研究機構 代表理事）

登壇者：千田有紀（武蔵大学教授）

山岸素子（移住者と連帯する全国ネットワーク事務局長カラカサンへ移住女性のためのエンパワメントセンター共同代表）

方こそも（母子生活支援施設カサ・デ・サンタマリア アフターケア担当職員）

佐々木健介（NPO 法人エティックソーシャルイノベーション事業部マネージャー）

参加人数：97名

はじめに

ウェルクは東京都内で活動するDV支援団体とともに学習支援をし、勉強してきました。DVの問題は、なかなか広がらず、どうしても被害者を保護するためにかくまってしまう。しかし、これからは、暴力防止のためのグローバルな社会貢献、広がることをしていかなければならないのです。次の世代を育てる必要があると考えています。

一般社団法人ウェルク 代表理事 大津恵子

西田陽光さん（一般社団法人次世代社会研究機構 代表理事）

今日は、4人のゲストから御活動とDV支援団体以外の方々にご理解頂くためのポイントをお話いただき、その後、活動をどのように共有していくかご意見を伺います。私が取り組んできた法案改正へのアプローチは、社会課題の現状を一般の社会の方々や霞が関、永田町、研究会、メディアの方々へ伝える場を構築してきました。今回もサポートに役立つような状況になりますように、皆さんと一緒に考えていきたいと思います。

離婚後の家族のあり方と暴力 千田有紀さん（武蔵大学教授）

家族の中にこそ暴力がある

離婚原因の多くは、暴力ですが、「暴力は本当に特殊な、例外的な事象で、家族自体は愛し合っているはずだ」という信念を持ち続けたいという心理的な規制があると思います。同時に、否定したいという気持ちがある。一般の人にDVの実態を知っていただくことは大事だと感じています。

「親子断絶防止法案」の問題

「親子断絶防止法案」の1条には「父母の離婚等後における子と父母の継続的な関係の維持等の促進を図り、もって子の利益に資することを目的とする」とあり、離婚後に父母の両方と接触することが子どもの利益だと、明確に規定されています。

特に問題とされている 8 条では、別居する前に子どもの監護についてどういう取り決めるべきか、「啓発活動を行うとともに、その相談に応じ、必要な情報の提供その他の援助を行う」と国と地方公共団体に定めています。一見、離婚後の面会交流に関しての法律に見えますが、むしろ、どうした場合も子どもを連れて逃げてはいけないということに重点の置かれている法律のように読めます。

夫婦の暴力と子どもへの暴力が切り離されている

DV があるだけでは、面会交流を今は拒否できません。子どもに対してかなりの虐待があった場合、診断書、物質的な証拠、写真などがあるときだけ斟酌されます。家庭裁判所で「DV はあなたたち夫婦の問題であって子どもの問題ではないので、子どもの利益のために面会交流させましょう」と説得され、実際そういう判決が出るのが繰り返されています。

児童虐待防止法で、面前 DV といって夫婦間の暴力は子どもに対する心的虐待とされていても、夫婦の暴力と子どもの暴力が切り離されています。今年、立て続けに 2 件の殺人事件が起きましたが、それも無縁ではないのです。

離婚後の家族の問題を考え直す必要性

フランスでは全てが協議離婚で、裁判所が必ず関与し強力で監視し、徹底的に介入していきます。制度がきちんと出来ています。それが無いままに、面会交流をしろというのは、とても危険なことではないかと思っています。アメリカでは、よりフレンドリーでたくさん面会交流をさせると主張した方に親権を渡すということを長い間やってきましたが、虐待する親の方が親権を得て虐待を問題にすることができなくなってしまい、多くの悲劇を生んできました。最近、日本でも「フレンドリーペアレント」ルール（より多く面会交流をさせるといったほうに親権を出す）による判決が出て話題になりました。離婚後の家族の問題を考え直す必要があると思っています。

親子断絶防止法は、介入ばかりして保護を軽視しているような法案だと思っています。まずい方向に成立する可能性がゼロではないという危機感を強めています。

外国人女性の DV 被害者支援から暴力のない社会に向けて

山岸素子さん（移住者と連帯する全国ネットワーク事務局長カラカサン〜移住女性のためのエンパワメントセンター共同代表）

外国人女性の DV が増えてきている背景

外国人女性の DV が増えている背景には、日本で国際結婚による女性が増加していることがあります。国際離婚が急増し、ピーク時の 2009 年には約 1 万 9000 件の離婚数がありました。外国人女性と日本人男性という組み合わせが 8 割で、国籍は中国、フィリピン、韓国と続きます。国際結婚がそもそも対等な関係の上に成り立っていない故に暴力、DV のハイリスク要因をもっています。もう一つの特徴として、日本では国際結婚で定住する女性のための国の支援施策がないことが原因となっています。

文化社会的偏見にもとづく外国人女性特有の暴力

外国人女性特有の暴力として、文化社会的偏見にもとづくものがあります。外国人 DV 被害者は法的地位、在留資格も夫の協力によって成り立っているため、夫に従わないと日本にいられないということが圧倒的に強い脅迫

となり、暴力を堪えざるを得ないという状況があります。DV が深刻化、長期化し、さらに当事者に支援情報が届きにくいのも大きな特徴です。

外国人 DV 被害者が直面している困難と課題

外国人 DV 被害女性は、長期的な暴力により自尊心が低下し、職業選択肢が少ないため経済的貧困に陥りやすく、また、母親が日本の学校制度がわからないことから、子どもの不登校や非行という問題につながることも多いです。母親に大きなストレスがかかり、子どもの虐待に陥ってしまうこともあります。

また、DV の施策は各県の配偶者暴力相談支援センターに裁量が任されているので、非常に地方格差が大きいことが課題です。

カラカサンでは、相談やカウンセリングに加え、移住女性のいろいろな自助グループ的な活動、訪問活動、様々な集会といった包括的なプログラム、子ども支援のプログラムがあります。また個別のエンパワメントだけでなく、女性と子どもが差別や暴力や貧困のない社会に暮らせる社会づくりを旨とした提言活動やDV 防止法改正にあたって国会議員にロビー活動をしています。

当事者の声を届ける

当事者としての発言で暴力の撤廃を求めたパレード、移住女性の権利や貧困の集会に参加しています。当事者を中心に支援者が寄り添う形で声を届ける活動をしない限り、法制度や社会を変えることは難しいと実感しています。移住者当事者が発言して施策を変えていくために、移住者と連帯する全国ネットワークでは「ここにいる 移住者の権利キャンペーン 2020」を行っています。

カラカサンが外国人への DV 施策に関し自治体に調査した報告書(2011 年)や、移住連では 2 ヶ月に 1 回移住女性の特集などいろいろな外国人に関する情報誌を出しているので、ぜひアクセスしてください。

韓国での支援活動から考える在住外国人女性支援

方こそさん(母子生活支援施設カサ・デ・サンタマリア アフターケア担当職員)

「移住女性緊急支援センター」での経験から

韓国は移民政策を積極的に取り入れ、政策的にかなり進んだ取り組みがされています。韓国の国際結婚は 2006 年前後をピークに増加傾向にあり、昨年度の韓国の在留外国人数は総人口の 3.8%、197 万人でした。農村地帯の嫁不足問題や 2000 年代に都市部で少子高齢化が深刻化する中、政府が国際結婚を推奨したため、国際結婚が増加しています。その中でトラブルも多数発生し、2008 年 3 月、「多文化家族支援法」を制定しました。

ほとんどの自治体にある「多文化家族支援センター」

韓国の多文化家族支援政策の特徴は、多文化と移住女性の定義にあります。韓国で「多文化家族」「移住女性」とは、「韓国籍の配偶者と婚姻関係にある結婚移民者または、帰化による韓国籍者による家族」となっています。多文化家族を支援するために、韓国には「多文化家族支援センター」が 217 カ所(全国の自治体:235)あり、入国後すぐにそこに行けば、韓国語や韓国の文化や伝統料理を教えてください。就労のための様々な教室もあり、就労相談や心理相談も受け付けています。

私が勤務していた「移住者女性緊急支援センター」（現「タヌリコールセンター」）は全国7箇所に設置された暴力被害や在留資格、夫婦の問題などの専門相談機関です。ここでは365日24時間、移住女性たちが母国語で相談することができます。暴力被害に遭った女性たちは、必要に応じて移住女性専用のシェルターに入所することができます。シェルターは国が7割、地方自治体が3割の資金で運営されています。

不可欠な暴力被害専門の相談所

また、全国に17カ所の性暴力ワンストップセンターが大学病院の中にあり、医師と女性警官が常駐し、通訳者、外国人専門の暴力被害機関と一般機関が連携しながら支援するしくみになっています。2020年のオリンピックを目前に、日本の在留外国人は今後ますます増えていくことが予測され、法的整備、支援体制の整備を行わなければならないと思います。

社会的課題の見える化と解決へ

佐々木健介さん（NPO 法人エティックソーシャルイノベーション事業部マネージャー）

「社会起業家」の継続的支援

1993年からエティックの活動を始めました。2001年から社会起業家の支援という分野をスタートして、子育て支援、教育、地域のエネルギー問題、地方創生とテーマは様々ですが、リーダーシップを発揮していきたいという若手の応援をしています。

様々な社会的課題を広げるだけでなく、行政と連携し、企業とも適切に付き合っていくことによって、良い形で解決していくモデルを生み出すことを仕掛ける人＝「社会起業家」と呼び応援しています。

【アイデアを出すディスカッション】

「暴力なんてダサイ」と言うスウェーデンの若者

西田 この国にも教育の一環、しつけの一環、良かれと思ってと、暴力を少し是正した要素で共有した時代があったと思います。スウェーデンで町を歩く若者に「暴力についてどう思うか」と聞くと、「今時暴力なんてダサイ」という共有定義ができています。世論、定義、共通の価値観が入ったことによって、皆で共有する社会ができたと思います。

当事者が自分の経験から話す言葉はすごく強い

山岸 当事者が自分の経験から話す言葉はすごく強く、人と人の関係から共感の輪は広がっていく。そんなことが無い社会を皆で目指す大きな力になると思っています。

個人の問題の支援と国家としての損失

西田 当事者が社会から逃避するのではなく立ち向かう、正しく認識を共有していくためにどういう方法があるのか。DVについて友達と話してみる、「こういうことが世の中にあるよね」「こんな問題が身近にあったら大変だね」と、個人ができるところで広げていくことも大事だと思います。

児童福祉法、乳児園や養護施設の社会的配慮の問題と同様、個人の問題の支援をするのではなく、一人一人がいかなる事情があろうと自立的に、公的資金が活用されなくてははいけない。どういう自立の仕方、どういう守り方

があるのか、個人の支援と別のステージで考えていく場をつくっていくと良いと思います。

社会に貢献している被害者のアピールと専門性の高いワンストップ型支援センターの開設

方 日本では、外国人専門相談が少なく、いつも「どこの窓口に行ったらいいのだろう？」という状況でした。当事者の方に語ってもらう機会があまりにも少ないと思います。韓国では「私はかつて被害者だったけれど、こういう支援を受けて自立し韓国で子どもを育てて韓国社会に貢献している」とアピールすることで、政策と支援の意味が一般市民に理解されているので、そういう場をつくっていかねばならないと思います。

日本では全国各地に非常に熱心な取り組みをしている外国人支援団体がありますが、運営資金の理由などで窓口対応時間や支援の内容が限られてしまっていて、本当に必要なところに支援が行き届いていない現状があると思います。全国各地に置かれている機関が協力し、統合しながら暴力被害支援を含めた外国人のためのワンストップ型支援センターなどを開設し、自治体が出資などの方法で、より専門性の高い外国人支援機関をつくっていくことも一つではないでしょうか？

西田 「広げる」「社会で共有する」ために、それぞれの立場でどんなことだったら可能性があるか、どういうことができるかというご意見をどうぞ。

いかにバイスタンダー（傍観者）にしないか

千田 スウェーデンの若者が「暴力はダサイ」と言った、感覚は大事だと思います。加害者でも被害者でも支援者でもない人が大部分で、そういう大部分の人をいかにバイスタンダー（傍観者）にしないかは重要だと思います。

アメリカでは、ただ見て放っておくこと自体が暴力を支えてしまうと周知されています。私が6年くらい調査しているアメリカの暴力のプリベンションプログラムでは、今ここで性暴力が起こるかもしれないという時、電話をかけてみる、バーテンダーに「助けて欲しい」と頼む、といった些細な介入によってその場の暴力の可能性に亀裂を入れることができるとしています。

また、プログラムが貧困の場に大きく結びついていて、貧しいエスニックマイノリティの子たちが、自分たちの問題として考え、自分たちの暴力的な文化を変えていかなければいけないと考えることによってアイデンティティを考え直す。自分たちが加害者にならないことを考えることによってエンパワメントされていく。そういうことも、日本において重要なのではないかと思います。

世論形成が必要

山岸 やはり世論形成が必要です。ボイスアウトすることが必要だということで、「ここにいるキャンペーン」があります。各地で1ヶ月に1回くらいタウンミーティングや集会を開き、その中で移住者外国人の当事者が発言する機会をつくっています。

暴力被害の支援に不可欠な専門の機関

方 外国人の暴力被害支援には、専門的な知識や言語的なスキルが必要です。韓国のように専門の機関が不可欠ではないかとしみじみ思いました。

一般の人にどうアピールするか

周りによくあること、深刻にならずに伝えていく

佐々木 社会的な認知をポジティブに広げていく時に参考になる話があったらと思います。LGBTの問題について

「周りによくあることだし、自分の友達にも性的少数者の人がいるのではないか」という動きが、ここ3、4年くらい一気に起きています。DVについても「こういうことってあるよね」「こうなれたら皆ハッピーだね」と同時に伝えることができると、変わっていくのかなと思いました。

西田 周りの人が「大丈夫かな」、「様子が変だ」と気づくだけでも大きな支えになると思います。社会全体としてDVチェック要項を共有するだけでもだいぶ違うような気がします。

急ピッチで進む法案の危険性

千田 これから法案がどういう方向に行くのかという懸念があります。日本では急ピッチでいろいろな問題が進んでいるので、ぜひ皆さんも考えていただきたいと思います。

キーワードは支援体制と連携

山岸 民間、公的、いろんな人を巻き込んで、公的機関も横に連携していく。多文化ソーシャルワーカーを公的機関に入れるべきだと思います。そうした支援体制、連携がキーワードだと思っています。

課題を抱える子どもたちを自分の子どもとして支援体制を

方 日本には多くの外国人の方々があります。少子高齢化の日本を担っていく子どもたちであり、母親たちであり、日本で生きていくことを決断した女性たちです。私たちがこういう女性たちをエンパワメントし、複数の課題を抱えて生活している子どもたちを自分たちの子どもとして、力を合わせて支援体制を整えていけたらと思います。

認知度を上げる企画をやることで社会的認識も広がる

佐々木 地域における教育支援、子育て支援、外国人支援など、違う分野の現場の支援者の方々と連携していけるといい。一般の人たちの認知を高めるとともに、現場で活動しているNPOなどが共同で、認知度を上げるための企画をやっていくと、予防的にも広がっていく。そうすると社会的認識も広がっていくのではないかと感じました。いろいろつなげていくことで、私たちも貢献できることがあるのではないかと思います。

西田 次世代に、幅広い分野にこの問題を一緒に考えていく社会を目指して、キックオフの会としては素敵なコメントをいただいたと思います。



一般社団法人次世代社会研究機構 代表理事 西田陽光さん

1997～2013年政策シンクタンク運営委員、医療提言、教育提言等数々の政策提言と世論形成。日本初の「男性のWLB」提唱によりイクメンブーム牽引。

1998～2017年、大学生の政策研究による人材育成。2014～現在、「女性のリベラルアーツ講座」「子育て知事同盟企画」等多数の子育て女性支援企画、さいたま市中小企業支援CSR委員、児童福祉法改正世論形成による法改正により「子どもの権利」を法律化。



武蔵大学教授 千田有紀さん

専門：家族社会学、ジェンダー論、現代社会論など。ヤフーニュースなどで、ジェンダーや離婚後の親子の関心のありかたと暴力についてなど発信している。

著書に「日本型近代家族—どこから来て、どこへ行くのか」（勁草書房）、「女性学／男性学」（岩波書店）、共著に「ジェンダー論をつかむ」（有斐閣）など。



移住者と連帯する全国ネットワーク事務局長

カラカサン〜移住女性のためのエンパワメントセンター共同代表

1990年代始めより、移住者(外国人)支援運動にかかわる。よりそいホットライン外国語ライン専門コーディネーター、日本カトリック難民移住移動者委員会委員、立教大学非常勤講師などを兼任。移住女性と子どもの直接支援、移住者の人権に関するアドボカシー活動、多文化共生に関する啓発活動に携わる。



母子生活支援施設カサ・デ・サンタマリア アフターケア担当職員 方こそもさん

社会福祉士。韓国女性家族部管轄「移住女性緊急支援センター」(現タヌリコールセンター)にて日本語・英語相談員として移住女性のDV被害、生活支援等に関わる。現在、横浜市で母子世帯の自立支援コーディネートや外国籍母子世帯の支援。共著「移住女性と相談—韓国移住女性緊急支援センター相談員の経験」「相談の力—男女参画社会と相談員の仕事」(明石書店)



NPO 法人エティックソーシャルイノベーション事業部マネージャー 佐々木健介さん

エティック(ETIC.)は、社会的課題を解決しイノベーションを起していく「社会企業家」のスタートアップを支援するNPO。仕事に幸せを感じ毎日感謝できる、そんな人たちが増えていったら、複雑で深刻な世界のいろんな課題が解決されていくんだろうと思っています。まずは、自分から。慶應義塾大学総合政策学部卒業。AIESEC in JAPAN MCP2000/01。

この分科会は「平成29年度東京都在住外国人支援事業助成」／「Supported by the Tokyo Metropolitan Government in fiscal year 2017」対象事業です。

B-7

会場：シビックセンター多目的室

**DV・デート DV 被害者における性暴力被害
～リプロダクティブ・ヘルス&ライツの視点から考える～**

主催団体 性暴力救援センター・大阪 SACHICO
協力団体 ウィメンズセンター大阪
司 会 原田 薫（ウィメンズセンター大阪代表 SACHICO 運営委員）
発 題 者 加藤 治子（SACHICO 代表 産婦人科医師）
雪田 樹理（弁護士 SACHICO 理事）
参加者数 149名

「全国シェルターシンポジウム2017in 東京」分科会報告書

目的

性暴力救援センター・大阪 SACHICO の活動から DV・デート DV における性暴力被害の実態を報告し、そこから見えてくる課題を法的側面も踏まえ問題提起をした上で、参加者の皆さんとともに課題解決に向けて考える。

内容

1) 加藤 治子（SACHICO 代表 産婦人科医師）

同意のない、対等でない、強要された性的行為はすべて性暴力です。加害者が誰であろうと、性暴力は「被害者である女性の性を踏みにじり、人間としての尊厳を脅かす」ものです。国連は性暴力を、「身体の統合性と性的自己決定権を侵害するもの」と定義しています。私たちは常にこの定義を支援活動の軸に据えてきました。SACHICO 7 年間の活動の中で、来所し診察した性暴力被害者の実人数は 1,486 人にのぼり、うち DV・デート DV の被害者はその約 1 割の 149 人でした。149 人の年齢分布は、10 代が 34 人、20 代が 56 人、30 代が 43 人、40 歳以上が 16 人と、他人からの性暴力被害や父親など身内からの性虐待被害が 10 代に多いのに比べ、年齢層が広い傾向が見受けられました。

次に、構成事案を 10 人分提示しました。1 人目はデート DV 被害の人で、つきあっている相手から首を絞められ、強制的脅迫的な性交をされたケースを警察が保護し、「相手は殺人未遂で逮捕した、和姦だから証拠物は取らなくてよい、膣洗浄を」といって SACHICO に同行してきました。付き合っている相手からの性交は暴力があっても強姦にはならないとされました。2 人目は、暴言暴力が続く中疲れて寝込んだ時に避妊せずに性交され妊娠した人、3 人目は蹴られたり殴られたりした後必ず避妊なしの性交をされ、妊娠した人、4 人目はほぼ毎日の性交を子どもの前でもされ、子どもも怯えているなか、寝ている間に性交されて妊娠した人、5 人目は妊娠中の性交の強要がずっと、相手は出会い系サイトを使つての浮気がひどいという人、6 人目はどんなに拒否をしても性交を求められ、避妊もしてくれないという人、7 人目は拷問のような性交を長時間させられている人、8 人目はひどい暴力の後性交されることを繰り返していたが、裸足で逃げ出した後妊娠がわかった人、9 人目は中絶を何度も繰り返し逃げていたが又見つかって妊娠させられた人、10 人目はリベンジポルノといえる被害の人です。いずれも女性の性的自己決定権

が侵害されていることは明らかです。

これらの事案から、DVとしての性暴力の特徴は下記のようにまとめられます。

- ① 夫婦間の性交は当たり前のこととして行われている。夫は性交に妻の同意は要らない、いやがっていても構わないと思っている。
- ② 繰り返し何年も続くことが多い。
- ③ 性のことを役所の窓口や配暴センターや警察に相談しにくい。
- ④ 密室の出来事を性暴力として証明しにくい
- ⑤ 妊娠中絶に配偶者の同意が必要なため、被害者本人の意思が尊重されない、すなわち、女性の性的自己決定権が守られないことがある。

特に、SACHICO に相談に来られた DV 事案の特徴として、妊娠事案が多いことが挙げられます。他人からのレイプ（性交）被害者 650 人中妊娠させられたのは 63 人（9.7%）でしたが、DV 被害者の場合は、149 人中 80 人（53.7%）もの人が妊娠させられて来ました。SACHICO では、産婦人科医師（母体保護法指定医）がまず妊娠の正確な診断をして、支援員とともに面談し、暴力の状況や本人の気持ちを把握します。暴力的な夫からようやく逃げて女性相談センターに保護されたところで妊娠がわかり、途方に暮れてくる人も少なくありません。これ以上産めないけれど暴力夫のもとに近付くこともできないなど、切羽詰まっている人です。SACHICO では、弁護士相談・カウンセリングを含め、状況に合わせた総合的な支援と安全な中絶の実施を出来る限り実践しています。DV が明らかな時には、女性（妻）だけの同意で中絶ができるように母体保護法に明文化されることが切に望まれます。

SACHICO への DV 被害者の紹介元は、①医療機関 ②配偶者暴力相談センター・女性相談所・シェルター ③救急隊や警察 ④児童相談所など ⑤市役所・保健所 ⑤障害者施設など 多岐にわたっています。

最後に、DV は女性の性的自己決定権を侵害するものであり、それはすなわちリプロダクティブヘルス＆ライツの侵害であること、病院拠点型の性暴力救援センターは、関連機関との連携のもと性的 DV 被害者への総合的支援を提供できることを確認しました。

2) 雪田 樹理（弁護士 SACHICO 理事）

雪田からは、(1) 性的人格権について と (2) 母体保護法の問題点について 発言がありました。

(1) 性的人格権について

まず性犯罪の保護法益についての説明がありました。刑法制定当時は、子を産む道具である女性の貞操や法的秩序が保護法益であったが、戦後日本国憲法が制定され、基本的人権の尊重、男女平等の考え方とともに、保護法益は、個人的法益、個人の権利を侵害するものと解釈されるようになりました。すなわち、判例・通説は、性犯罪は「性的自由」「性的自己決定権」を侵害するものと理解されています。

一方で、未成年者の性的虐待、児童買春や児童ポルノ等の性的搾取の被害を包含する説明として、「性」を人格的権利として捉えるべきではないかという考え方が刑事法学者の中に出て来ています。その場合、人格的権利としての「性」、「性的人格権」、「人格の統合性」を保護法益とすべきという考え方です。

(2) 母体保護法の問題点

①リプロダクティブ・ヘルス＆ライツは国際人権法で保障されている権利であること

権利の主体は、カップルと個人であること、権利の内容は、自己の生殖をコントロールする権利即ち他者から強

要されずに「産む自由・産まない自由」を自己選択できる自由・権利であること。そのためのヘルスケアを受ける権利が保障されているということです。

②人工妊娠中絶に関する法律について

＝日本において、中絶の権利が女性の人権として確立していないことが最大の問題であります。

- ア) 刑法の堕胎罪の考え方は、中絶は家父長制の社会規範に対する脅威であり、女性を男性の支配下に置くために中絶は認めないというものです。
- イ) 母体保護法は 1996 年に、優生保護法から優生学的理由の規定を削除し、女性の健康・権利の観点を加えて成立したのですが、大きな問題点があります。

第 14 条に、指定医師は、次の各号の 1 に該当するものに対して、本人および配偶者の同意を得て、人工妊娠中絶を行うことができる、とあります。

これは、医師が中絶の権限を持つ、配偶者の同意が要件とされており、女性の権利として確立していない、ということになります。

夫の同意を要件とすることは、夫に中絶の拒否権を認めることになり、男女同一の権利以上のものを夫に付与することになります。

よって、私たちは以下のように法改正を要望します。

母体保護法を改正し、次の場合にも本人の同意だけで足りるとすべきである。

配偶者からドメスティック バイオレンスを受けていたり、別居中の場合など配偶者に同意を求めることが著しく困難な場合、もしくは配偶者間で意見が一致しなかった場合（日弁連要望書）

- ウ) 国連女性差別撤廃委員会の一般勧告第 24 号、日本に対する国連女性差別撤廃委員会の総括所見「勧告」を紹介し、私たちのめざすべき方向性についての示唆としました。

まとめと課題

発題者からの発言のあと、会場より DV 被害者の支援の際に、中絶手術について夫の同意を求められ困った経験などが語られました。母体保護法の改正を求めて行くことはもちろん重要ですが、離婚すればその日から本人のみの同意で可能となることや、接近禁止が出れば近づくことができないことの裏付けになることなど、知恵と力を出し合って支援を実践して行くことの重要性を確認しました。

B-8

会場：シビックセンター区民会議室 A+B

女性自立支援法（仮称）制定をめざして

主催団体：全国婦人保護施設等連絡協議会

発題者：戒能 民江（お茶の水女子大学名誉教授）

横田千代子（婦人保護施設いずみ寮施設長・全国婦人保護施設等連絡協議会会長

安部 郁子（福島県女性のための相談支援センター前所長・福島大学特任教授）

松本 周子（水俣市婦人相談員・全国婦人相談員連絡協議会会長）

参加人数：56 名

全国婦人保護施設等連絡協議会では、困難を抱える女性とその子どものための新しい法制度の必要を訴えて活動しています。当分科会には研究者・婦人保護施設・婦人相談所・婦人相談員・それぞれの立場から、現行制度の問題点と女性自立支援法の必要性についての発題を受け、多くの方々と問題意識を共有する機会としたいという趣旨での開催となりました。

1）戒能民江さん

婦人保護事業の歴史的経緯とそれに起因する問題、一方で、婦人保護事業が支援する女性・支援の届かない女性たちの置かれた深刻な状況、現行の婦人保護事業での支援の限界と、女性自立支援法（仮称）の必要性及びその方向性が、提起されました。総論ともなるものですので、以下に当日のレジュメを掲載します。

婦人保護事業の問題点と女性自立支援法（仮称）の必要性

戒能民江

はじめに

全婦連 PT の立法運動

支援現場からの発信という強みと限界

婦人保護事業の認知度著しく低い（知らない、別の世界）

社会的発信の強化へ

「女性支援地域連携フォーラム」の開催（2017.7 福島、今後関西・中国地方予定）

民間団体や他の関係機関から見た婦人保護事業

相談のハードル高い、一時保護もハードル高い、二次被害・・・

1. 婦人保護事業と女性支援

（1）全国の女性を対象とした唯一の公的支援事業＝婦人保護事業

1) 婦人保護事業の法的根拠は売春防止法（1956 制定）第 4 章「保護更生」

人権思想の欠落、権利主体性への無関心、差別と分断・周縁化

2) 婦人保護事業の 3 機関 婦人相談所・婦人相談員・婦人保護施設

=>資料参照(婦人保護事業の概要)

(2) 生き残り戦略としての婦人保護事業対象範囲の拡大

1) 2002DV法の根拠法化とそれ以降の対象範囲拡大

DV、人身取引、ストーカー、性暴力、性搾取被害へ

2) DV優先の運用と女性のニーズへの対応が困難な状況

2. 婦人保護事業と女性たちの状況

(1) 婦人保護事業にたどり着いた女性たちの抱える困難

1) 複合的な困難をかかえる女性たち

暴力、離婚、貧困、心身の疾病・障がい、社会的孤立、居場所の喪失、就労・就学・家族からの排除、子どもの問題、性的搾取、

2) 制度の狭間におかれる女性たち

複合差別、法制度間の齟齬、制度・社会資源の未整備、制度の欠落

(2) 支援が必要にもかかわらず、支援が届かない女性たち

婦人保護事業は本来、対象とすべき課題に向き合ってきたか

3. 婦人保護事業による支援の限界

(1) 女性たちの支援ニーズへの対応で求められていること

個別対応、専門的対応、中長期的対応

集団主義・施設中心主義でよいのか

(2) 支援現場の現状

人・施設設備・予算、専門職配置と支援職員の専門性の保障、支援プログラム

地域間格差、組織としての支援

(3) 制度上の制約—売春防止法を根拠法としていることがもたらす制度上の問題点

行政裁量による支援、ナショナル・スタンダードではなくローカルルール
の支配、措置制度、他法他施策優先の運用

行政裁量をコントロールする機能の欠落(外部評価、評価基準、運用基準など)

不服申立制度(権利擁護システム)

施設中心の支援(施設内の「規則」)

(4) 売春防止法の思想の残滓

差別と分断

4. 女性自立支援法(仮称)の方向性

(1) 女性自立支援法(仮称)とは

「女性と子どもの人権保障を目的として、女性のニーズに対応しうる包括的な支援システムを構築し、その根拠法を新設する」

基本理念・法の対象範囲・当事者の権利保障<当事者の視点>と権利擁護システム

新たな支援のありかたとしくみ(民間とともに担う支援体制・役割分担と連携のあり方)・支援者の専門性保障、身分保障・待遇、国・自治体の責務など

(2) 基本的な立場

- 1) 公的責任による女性支援事業であること
- 2) 中心的担い手として婦人保護事業3機関を存続
- 3) 現代社会における女性の支援ニーズに対応しうる支援
- 4) 子どもへの支援も重視

(3) 課題

- 1) 社会への発信と問題意識の共有 <ムーブメント>
- 2) 近接領域・関連諸機関・団体への働きかけ・連携
- 3) 関連諸法との関係整理
- 4) 政治とのかかわり

一番大事なことは、新法のなかみ・スタンスの議論
売春防止法の抜本的見直しへの足掛かりでもあること

2) 横田千代子さん

全国婦人保護施設連絡協議会(全婦連)の成り立ちと、売春防止法・DV防止法・人身取引対策行動計画・ストーカー規制法を根拠法とする婦人保護事業、婦人保護施設とは何かの説明がされました。特に売春防止法は刑事特別法であり、女性が罰せられるという問題があります。

続いて婦人保護事業で支援している女性の状況と婦人保護施設の支援について報告があり、女性たちの生きづらさは本人の問題ではないにもかかわらず、法制度は女性の現状との乖離が大きく、女性の人権を守るものになっていないことなど、施設現場からの視点で訴えがありました。

さらに、全婦連でのこれまでの売春防止法改正に向けた取り組みと、2012年に「婦人保護事業の課題に関する検討会」に始まった国の動きを時系列で紹介。女性自立支援法(仮称)の制定をめざし、全国の広範な人々の取り組みとして進めていきたいこと、売春防止法改正はもちろん大きな課題であることが、述べられました。

3) 安部郁子さん

元婦人相談所長の立場から、「ここは暴力と差別はありません。あなたは暴力・差別を受けない、そしてあなたもしない」と女性たちに伝えて運営してきた、福島県女性のための相談支援センターで、女性たちはどんな問題を抱え、どのような支援をしてきたかが報告されました。

また「同伴児童」といわれている子どもたちは、「忘れられたDV被害者である」こと。DVにさらされた子どもたちはどんな影響を受けているかについて、放置されてきた中で起こっている実態が、脳への影響も含め詳細に述べられました。児童福祉法では、面前DVは心理的虐待児と位置づけられていますが、婦人保護事業においては、未だ「同伴児童」としてしか扱われていません。

今後に向けて、被害女性と子ども支援の課題、女性の自己決定・自立に向けた支援について、関係機関の連携の視点からも提起がされました。

4) 松本周子さん

婦人保護事業における婦人相談員といっても、その位置づけやありかたは全国ばらばらで、そのこと自体、法的

根拠の弱い婦人保護事業にナショナルスタンダードが欠けている現状をあらわしています。その婦人相談員の立場から、売春防止法は「女性の人権擁護」を明確にし、女性を処罰の対象にしない法でなければならないことが強く述べられました。

続いて、他法優先の婦人保護事業を実態に沿ったものに改め、被害者であり、支援の対象である女性たちは、分断されてはならないこと、婦人相談所・婦人保護施設との連携のあり方、施設への入所システムの検討が必要などが、相談現場から見える課題として、述べられました。

また、多くの婦人相談員は、雇い止めなど身分保障に大きな問題があり、専門職としての雇用や研修が急務であること、それらを踏まえた新法の制定を目指すことが提起されました。

5) フロアから

時間が足らず、十分な討議が出来ず残念でしたが、ウイメンズハウス栃木の中村明美さんから、本来対応されるべき性売の被害者が、婦人相談所から排除されている実態が伝えられました。また民間シェルターでの長い取り組みから、傷ついた女性たちの中長期の支援の必要性についても御意見をいただき、多くの共感を呼びました。

立教大学湯澤直美さんからは、女性と子どもの暴力・貧困の問題解決に、真に取り組める法制度としての女性自立支援法をとの、力強い発言をいただきました。

6) 当日参加者の感想から

アンケートの一部をご紹介します。

- ・現在の法のもとでは婦人相談員の業務が、日々十分な支援が出来ないことを、もどかしく思っていた。それがどういうことなのか、この分科会で明確にわかった。
- ・一時保護のハードルの高さ、退所後の生活の困難さを述べられた、フロアからの発言に共感した。
- ・支援のすきまからこぼれおちる、支援につながらない人たちのことを考えていかないと、変わっていかない。
- ・若年女性の支援が絶対に必要だ。この時期の重要性を無視して、社会福祉支援としてなにができるのか問いたい。
- ・女性の人権回復のための、女性自立支援法を、どうしてもつくらねばならない。
- ・若年のサバイバーとして感じていることを知ってほしい。命の危険のあるDVの人でないと、支援されない。未婚で子どものいない女性は支援のネットにかからない。
- ・シェルターのあとの自立支援施設では、若年女性が多くなっている。そのほとんどが、養父・実父からの性暴力被害や親の育児放棄の被害者である。

B-8分科会は早々に満員となり、皆様の関心の高さに励まされました。ご希望されて参加できなかった方々に、お詫び申し上げます。これを機会に「女性自立支援法(仮称)」制定に向けて、これからも全国でさらに議論を深めていければと思います。

シェルターシンポジウム プレ企画

シンポジウム「アジアにおける「望まない妊娠」をめぐる相談と支援 －「ジェンダーに基づく暴力政策」との接点を探る」

2017 年 9 月 29 日 (金) 13 ～ 17 時 場所 東京ウィメンズプラザ 第一会議室

この企画は、神奈川大学研究プロジェクト（ドメスティック・バイオレンス対応政策研究―比較としてのアジア・参照としての欧米）と全国女性シェルターネットが合同して企画し、「ひとり分をちゃんと生きよう おおよそ70の女たち これからが面白い!」企画の一つとして行われたものです。当日は97名の参加がありました。

DV、性暴力と妊娠・出産の問題はつながっている問題であり、そうした視点から、日本における妊娠・出産に関わる支援の現状を考えてみようということ、また、台湾や韓国ではこうした問題をめぐる政策はどんなになっているのかを知ろうと、企画しました。（文責 北仲）

◆日本からの報告

「にんしん SOS 東京の活動と、そこから見えたもの」

一般社団法人 にんしん SOS 東京 代表理事 中島かおりさん

「婦人保護施設における、望まない妊娠の相談支援」婦人保護施設 慈愛寮 施設長 熊谷真弓さん

「日本における若年者支援の課題」城西国際大学 教授 堀千鶴子さん



最近、日本各地で「妊娠 SOS」ホットラインの事業が展開されている。助産師会や医師会が電話相談、メール相談などの形で行っているところもあるようだ。しかし、性暴力被害やDVなどの相談支援とどのようにつながっているのか、いないのだろうか。今回お話しいただいた「にんしん SOS 東京」の中島さんの説明で、その疑問がかなり晴れた。中島さんによると、妊娠に関する情報を電話などで一回限りで「情報提供」しているタイプの相談と、そうではなく実際に相談者に会い、継続して支援にあたる団体とがあり、にんしん SOS 東京は後者であるという。にんしん SOS 東京は、“にんしんにまつわる全ての「困った」「どうしよう」に寄り添います”とし、“顔が見える

関係になり、継続支援・アウトリーチし、関係機関につなぐところまでを担います”という。そこには、当然ながら避妊、中絶、特別養子縁組、未受診、飛び込み分娩、シングルマザー、疾患、出生前診断、貧困、虐待、DV等の問題が繋がっている。そして、「相談できる場がない」人々への支援を行うことで「相談するところがない」社会の状況を変えようと活動されている。また、中島さんから「のぞまない妊娠」ではなく、「思いがけない妊娠 unexpected pregnancy」と呼ぶべきと指摘され、それも、はっとさせられた。

婦人保護施設、慈愛寮はそのような支援の届きにくい女性たちを支援する数少ない場所の一つである。熊谷さんによると、「婦人保護施設」は現在、全国に48か所あり（公設公営23 公設民営7 民設民営18）、（原則的に婦人相談所の一時保護を経由し）婦人相談所が措置する形で利用できるものだ（法では「収容保護」）。入所する女性の状況には、暴力・性暴力被害、虐待・性虐待、帰宅先なし、経済的問題、障害、疾病、売春強要、人身取引、ストーカー被害、売春防止法5条違反、妊娠出産、外国籍、生活困難など様々なものがあるという。東京の慈愛寮は、対象を妊産婦に限定している全国唯一の婦人保護施設であり、妊産婦で産前産後の生活や育児の支援を必要としている女性と、女性が出産した新生児、乳児を対象としているという（定員は母子で40人）。しかし、熊谷さんは、現在の制度（売春防止法―婦人相談所の措置）を土台にしたシステムでは、制約や限界が大きく、女性福祉の観点から、退所後の支援にもスムーズにつながられるような根拠法の改正が必要であり、関係機関・施設の連携も強化する必要があると考えている。

堀さんは、現在の「妊娠」をめぐる政策動向には、①母子保健、②次世代育成支援、③児童福祉・児童虐待防止対策があるが、それらの政策をみても、今回のテーマのような視点はなかなか見えてこない、政策にきちんと位置付けられていないということを指摘された。

◆台湾と韓国からの報告

「台湾の若年層支援の特徴と課題」台湾師範大学 ソーシャルワーク研究所 教授 游美貴さん

「韓国のDV被害者支援の実例と課題」ソウル救世軍未婚の母の家 施設長 チュ・ナムスックさん

「韓国における若年者支援をめぐる状況と課題」東洋大学 人間科学総合研究所 客員研究員 朴志允さん

游さんによると、台湾では、いくつかのレベルでの対策がなされている。レベル1：学校教育や社会啓発を通じた社会全体の意識変革（未成年むけ妊娠電話相談、性教育カウンセリングサービス、政府の青少年性教育ホームページの開設、青少年フレンドリーな外来診療の普及推進）、また、妊娠した未成年者の進学を権利を保障する法や制度がある（学生が妊娠したケースの大学での相談窓口の設置、対応の義務付け、高校生の成績評価や小中学生の当事者の欠席などへの柔軟な対応、中退の場合の再入学支援など）。レベル2：未成年の望まない妊娠の防止（デートDV防止対策および様々な社会福祉政策（経済的支援、保育、ひとり親家庭進学支援））、レベル3：未成年者の妊娠に対する進学、ケア、医療、就労などの包括的支援（例えば、養子縁組や、妊婦用のシェルターなど）。このうちいくつかは、日本でも行われている。しかし、台湾の方が包括的に取り組まれていると言ってよいのではないだろうか。とくに印象的であったのが、妊娠した学生の学費権利保障を具体的に制度化している点である。台湾では10年ほど前に、大きな社会的議論となり、このような対策が導入されたのだという。日本ではようやく今、社会的な議論になっているところである。

韓国からのお二人の報告では、韓国では、「若年の未婚の母支援」政策が近年一挙に進んだということが紹介された。朴さんによると、それまでは民間で支援をしていた母子家庭、シングルマザー支援に対し、1990年代に

母子福祉法に基づく政策が展開され、さらに2000年代以降は、「ひとり親家族支援法」となって、男女ひとり親家族と祖孫家庭も含まれるようになったという。

韓国の危機青少年及び家族支援保護施設類型（朴 志允さん報告より）

	施設数
青少年シェルター	103
母子保護施設	41
父子施設	1
母子自立施設	3
未婚母子家族福祉施設	33
共同生活家庭	30 世帯
家庭暴力被害者保護施設	66
性暴力被害者保護施設	23
性売買被害者少年支援施設	15

未婚母施設のドゥリホームは、1928年、韓国最初の女性施設であるが、施設長のチュさんによると、2000年以降の政策の影響で、近年、未婚母共同生活ディディミドル、自立のための店舗エンゼルストーリー（専門教育修了後 実習とインターンシップ（バリスタ、ベーカリー、衣類販売）活動を通じて経済的自立の基盤づくりをする事業）、父子共同生活家庭 ハンアルム、未婚母子共同生活家庭 ドゥリマウル、夢の木プレイルーム（共同育児ルーム）、住居支援事業 ドゥリヴィレッジと、次々と関連施設を開設している。たくさん写真も見せていただいたが、どれも最近新しく建った立派な施設であり、政策がどんどん進められていることがよくわかった。ただ、「ひとり親家庭」であることによって支援が受けられるため、一人親でないカップルの貧困などの支援は行き届いていないという問題点はあるということだった。



未婚母施設のドゥリホーム



店舗エンゼルストーリー

以上、日本では対策がよく知られておらず、相談したい人のニーズに対応できるほどの圧倒的な量とよい質の支援政策が実施されているとは言えない。韓国や台湾の実情にも大いに学びながら、この問題は今後に取り上げていくべきものであると感じた。

第20回全国シェルターシンポジウム2017 in 東京 大会アピール（案）

1998年の札幌を皮切りに開催されてきた「全国シェルターシンポジウム」は、今年、記念すべき第20回大会を迎えました。この20年、ジェンダー犯罪としての暴力を根絶することが、女性の人権の確立、男女平等社会の実現に不可欠な課題であるとの認識のもと、私たちは、困難からたちあがる当事者とともに、回復・生活再建までの支援業務をにない、暴力の根絶をめざす活動を推進してきました。DV防止法の制定と三次にわたる改正、及び、ストーカー規制法や刑法の改正など関連諸法律の改正、当事者の回復に必要なとされる諸制度の運用改善、人材育成、社会啓発活動など、あらゆる領域にわたる取り組みをすすめてきました。

DV相談支援センターや警察への相談が増え続け、DV被害者支援施策が拡充され、性暴力ワンストップセンターが全国に設置されようとしている現在、どこかにアクセスすることができれば、何らかの支援につながる道は広がったかのようにみえます。

しかし、依然として多くの女性たちは声を上げることすらできず、支援につながらないまま、被害実態は潜在化し、DV・性暴力犯罪は軽減することなく、被害当事者にとっては、深刻かつ過酷な状況が続いています。

また、性暴力犯罪被害が若年層に集中し、JKビジネスやアダルトビデオ被害など、性的搾取にさらされている若い女性たちの存在が急浮上しています。子ども、若年女性への回復支援は緊急の課題となっていますが、支援システムは脆弱なままといわなければなりません。

被害当事者は、いまだに、「相談できない」、「訴えられない」、「逃げられない」、状況の中で生命を脅かされ、人生を奪われています。それは、社会全体の暴力的傾向が強められていること、および、ジェンダーの縛りがきつくなっていることと無関係ではありません。

私たちは、暴力のない社会の実現に向けて新たな歩みを刻むことを決意し、以下の通り要望いたします。

一、私たちは、女性や子どもに対する暴力のない社会の実現を目指し、包括的な「性暴力禁止法」の制定を求めます。

一、私たちは、DV・性暴力被害者の回復支援と人権救済システム確立の法的根拠となる「性暴力被害者支援法」の制定を求めます。

一、私たちは、「DV・性暴力被害者回復支援センター」および「女性・子どものための中長期回復支援センター」を、都道府県に一か所以上設置することを求めます。

一、私たちは、困難を抱える若年女性に対応する支援システムの構築を求めます。

一、私たちは、改正刑法の残された課題について、被害当事者および支援関係者の提案を尊重し、性暴力被害の実態に即した抜本的改正を求めます。

一、私たちは、緊急保護命令の導入、加害者に対する不処罰を終焉させるためのDV罪の新設、子どもやいわゆる「デートDV」等を含めた法の対象拡大など、DV防止法の抜本的改正を求めます。

一、私たちは、当事者支援の担い手である民間サポートグループおよび性暴力救援センター等に対して、国の責任による財政支援の確立を求めます。

一、私たちは、女性支援の根拠法とされてきた売春防止法の婦人保護事業を見直し、あらゆる女性のニーズに対応できる総合的支援の枠組みと国際基準に沿った法的根拠の整備を求めます。

2017年10月1日

第20回全国シェルターシンポジウム2017 in 東京 参加者一同

全国シェルターシンポジウムの軌跡

年	開催地等	テ ー マ	社会的な動き
1993			女性に対する暴力撤廃宣言
1995			世界女性会議（北京）
1998	第1回札幌大会	拡がれ、シェルタームーブメント	
1999	第2回新潟大会	ストップ！女性・子どもへの暴力	改正均等法施行 男女共同参画社会基本法成立
2000	第3回東京大会	私の生（いのち）は私のもの	
2001	第4回旭川大会	DVのない地域をつくっていこう	DV 防止法制定
2002	第5回大阪大会	あかん！女性・子どもへの暴力 ～みんなで活かそう DV 防止法～	
2003	第6回石川大会	DVのないまちづくりをめざして ～市民と自治体の協働（コラボレーション）～	
2004	第7回鳥取大会	なくそう暴力！協働で変わる社会	DV 防止法改正および 基本方針の策定
2005	第8回愛知大会	DV を許さない！理解・行動・勇気 ～暴力のない社会をめざして～	
2006	第9回函館大会	DV を許さない！自治・人権・協働 ～当事者女性と子どもの自立を考える～	
2007	第10回東京大会	ノーモア DV（DV 根絶国際フォーラム）	DV 防止法2次改正 改正雇用均等法施行
2008	第11回岡山大会	ストップ DV！とりもどそう元気 ささえよういのち	
2009	第12回栃木大会	STAND UP！立ち上がろう！ DV 根絶をめざして	
2010	第13回久留米大会	つながれ ひろがれ DV 根絶ネット	
2011	第14回宮城大会	災害を乗り越えて Wake Up 人権！ ～暴力の連鎖を断ち切る～	東日本大震災
2012	第15回大阪大会	^{わたし} 女のからだは ^{わたし} 女のもの DV・性暴力救援センターを全国に！ ～とりもどそう性の自己決定権～	
2013	第16回岩手大会	性暴力禁止法の制定に向けて つながる、ひろげる、パープルネット ～女性・子どもに対する暴力の根絶～	ストーカー規制法改正 DV 防止法3次改正
2014	第17回山口大会	性暴力禁止法の制定に向けて つながる 変える 女性・子どもに対する暴力のない地域に	リベンジポルノ防止法
2015	第18回沖縄大会	性暴力禁止法の制定に向けて ^{ぬち} 命 ^{たから} どう宝 ～ 暴力のない世界へ ～	
2016	第19回大分大会	性暴力禁止法制定に向けて だめっちゃ DV！ 暴力を許さない社会をめざして	ストーカー規制法改正
2017	第20回東京大会	No More Violence（ノーモア暴力） ～ DV・虐待・性被害・差別・貧困の根絶～	刑法性犯罪改正

オルガ・トゥルヒーヨさんの著作「The Sum of My Parts」

虐待被害経験から何年にも及ぶカウンセリングを経て、講師として児童虐待、DV、性暴力等について世界中で講演を行うようになるまでの回復の記録。解離性同一性障害を持つにいたる、暴力にさらされるたびに自らが細かい部分（Parts）に分かれていく様子や、回復の過程でそれら部分が集合（Sum）し経験の全体像をつかむ様子が本人の視点から描かれています。暴力被害の当事者として何を思い、どのように生き抜いてきたのか。また、周囲の人のかかわり方がどのように当事者の経験に影響を及ぼすのか。支援者や支援に携わりたいと考えている方だけでなく、DVや虐待といったテーマにあまり触れて来なかった方も必読の一冊です。



「私の中のわたしたち——解離性同一性障害を生きのびて」

オルガ・トゥルヒーヨ 著 伊藤淑子 訳

発売日：2017/09/29 出版社：国書刊行会 ISBN：978-4-336-06193-5

ページ数：352 頁 Cコード：0036 定価：2,700 円（本体価格 2,500 円）

目次：はじめに／第一部 生き抜くための忘却／第二部 暗闇から見てきたこと／

第三部 開かれたドア／第四部 逃げないことを学ぶ／おわりに／

ぴー えむ じゅー

PMJ 基金

PMJ基金は、DV被害当事者が新しい生活を始めるための転宅費や当面の生活資金、子どもの養育費などを無利子で融資しています。

2007年から始まったPMJ基金は、フィリップモリスジャパン合同会社様からの寄付を受けてスタートし、たくさんの個人・団体の寄付をいただきながら今年で10年目を迎えます。

あなたの手で安全な暮らしを後押ししてください。

👉 ご寄付はこちら

郵便振替口座番号 ▶ 00190-1-594171

口座名義 ▶ (特非)全国女性シェルターネット

銀行からゆうちょ銀行へのお振込は以下の通りです。

金融機関コード ▶ 9900 店番 ▶ 019 預金種目 ▶ 当座

店名 ▶ 〇一九店(ゼロイチキユウ店) 口座番号 ▶ 0594171

▼賛同団体

(敬称略)

〇女性会議(あいじょせいかいぎ)、NPO 法人青い空・子ども・人権・非暴力、NPO 法人アーシャ、一般社団法人ウェルク、AWS・ムーンストーン、認定 NPO 法人エンパワメントかながわ、NPO 法人女のスペース・ながおか、港南防災ネットワーク、国際ソロプチミスト東京・桜、こだいら DV 防止ネットワーク、NPO 法人コミュニティ・ネットワーク・ウェーブ、自治労東京都本部、自治労東京都本部女性部、NPO 法人女性医療ネットワーク、性暴力禁止法をつくろうネットワーク、社会福祉法人慈愛会、全国婦人相談員連絡協議会、全国婦人保護施設等連絡協議会、一般社団法人大学女性協会、多摩でDVを考える会、DPI 女性障害者ネットワーク、てら小屋、東京港自動車、東京都婦人相談員連絡協議会、公益財団法人日本キリスト教婦人矯風会、日本教職員組合、NPO 法人日本フェミニストカウンセリング学会、日本婦人団体連合会、日本労働組合総連合会東京都連合会(連合東京)、パープル・ユニオン、有限会社フェミニスト・セラピー“なかま”、社会福祉法人ベテスダ奉仕女母の家、社会福祉法人ベテスダ奉仕女母の家姉妹会、明治大学経営学部小関隆志研究室

▼個人賛同

浅倉むつ子、阿部真紀、安部郁子、阿部千恵子、有田美穂子、幾代昌子、池田美智子、池田万佐代、井上八重子、大木清子、太田多恵子、大塚優子、大槻和子、大貫智子、大野綾子、織田由紀子、折井純、海渡捷子、戒能民江、河西ひとみ、柏原登希子、片桐美佐子、菊池靖子、清田乃り子、栗原ちゆき、鴻巣美和子、後藤弘子、坂井隆之、酒井夕起子、櫻庭真知子、佐光正子、嶋崎ミエ子、菅井里恵、鷺見八重子、高橋広子、田中みどり、田中直樹、田辺久子、筒井陽子、中尾泰美、中村ひろ子、西田一美、野原沙希、間由己子、橋本ヒロ子、花澤真美、晝場寿代、船尾豊子、細金和子、堀口悦子、堀千鶴子、牧田真由美、松本周子、三成美保、光吉由美子、南かほる、宮城亜美子、村上克子、室孝子、山田千穂、横田千代子、吉田克己

▼後援

内閣府、厚生労働省、文部科学省、外務省、お茶の水女子大学ジェンダー研究所、国連ウィメン日本協会東京、一般社団法人社会的包摂サポートセンター、タイ王国大使館、公益社団法人東京社会福祉士会、社会福祉法人東京都社会福祉協議会、東京ボランティア・市民活動センター、JAWW(日本女性監視機構)、日本弁護士連合会、UN Women 日本事務所、一般社団法人若草プロジェクト、葛飾区、清瀬市、国分寺市、世田谷区、調布市、豊島区、八王子市、日野市、文京区、港区

▼助成

きんとう基金、日本財団、フィリップモリスジャパン合同会社

▼No More Violence メッセージ動画 出演協力

資生堂花椿基金、株式会社リンク・セオリー・ジャパン、岸本幸子さん(公益財団法人パブリックリソース財団代表理事・専務理事)、上野千鶴子さん(ウィメンズアクションネットワーク理事長)、打越さく良さん(別姓訴訟弁護団事務局長)、沖田×華さん(漫画家)、鎌田華乃子さん(ちゃぶ台返し女子アクション)、河野美代子さん(産婦人科医)、後藤弘子さん(千葉大学大学院社会科学研究院教授)、小林美佳さん(『性犯罪被害にあうということ』著者)、竹信三恵子さん(ジャーナリスト)、橘ジュンさん(NPO 法人 BOND プロジェクト代表)、東小雪さん(LGBT アクティビスト)、村木厚子さん(一般社団法人若草プロジェクト呼びかけ人代表)

※以上の動画は YouTube でご覧いただけます。 <https://youtu.be/Yl8WI3y1NvE>



NPO 法人全国女性シェルターネット

女性や子どもに対する暴力の被害を受けた当事者を支援する全国のシェルター等を運営する団体の相互連携協力を促進し、暴力のない社会の実現に寄与することを目的として設立された支援団体のネットワーク。アジアシェルターネットワークの理事団体として、直接支援から国への提言までを担う。

第 20 回全国シェルターシンポジウム 2017in 東京 実行委員会

「第 20 回全国シェルターシンポジウム 2017in 東京」を成功させるため、主に関東地域において暴力防止等に取り組む人々によって結成された。80 以上の個人・団体が様々な形で協力したほか、当日の運営はプロボノや一般市民のボランティアが多数参加。

- ・委員長 戒能民江
- ・副委員長 北仲千里、土方聖子
- ・事務局長 草野由貴

第 20 回全国シェルターシンポジウム 2017in 東京 報告集

NPO 法人全国女性シェルターネット

第 20 回全国シェルターシンポジウム 2017in 東京 実行委員会

2018 年 3 月発行

symposium2017tokyo@nwsnet.or.jp





後援

内閣府、厚生労働省、文部科学省、外務省、お茶の水女子大学ジェンダー研究所、国連ウィメン日本協会東京、一般社団法人社会的包摂サポートセンター、タイ王国大使館、公益社団法人東京社会福祉士会、社会福祉法人東京都社会福祉協議会、東京ボランティア・市民活動センター、JAWW（日本女性監視機構）、日本弁護士連合会、UN Women 日本事務所、一般社団法人若草プロジェクト、葛飾区、清瀬市、国分寺市、世田谷区、調布市、豊島区、八王子市、日野市、文京区、港区

助成

きんとう基金、日本財団、フィリップモリスジャパン合同会社



Supported by
日本財団
THE NIPPON
FOUNDATION